

令和5年矢巾町議会定例会3月会議目次

議案目次	1
第1号(2月16日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	8
○盛岡広域環境組合議会議員の選挙	26
○議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて	28
○議案第4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定について	29
○議案第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	32
○議案第6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	34
○議案第7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	36
○議案第8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について	38
○議案第9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	39
○議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条	

	例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 0
○議案第 1 1 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	4 3
○議案第 1 2 号	盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について	4 4
○議案第 1 3 号	令和 5 年度矢巾町一般会計予算について	4 5
○議案第 1 4 号	令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	4 5
○議案第 1 5 号	令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	4 5
○議案第 1 6 号	令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	4 5
○議案第 1 7 号	令和 5 年度矢巾町水道事業会計予算について	4 5
○議案第 1 8 号	令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算について	4 5
○散 会		4 8

第 2 号 (3月2日)

○議事日程		4 9
○本日の会議に付した事件		4 9
○出席議員		4 9
○欠席議員		4 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		4 9
○職務のために出席した職員		5 0
○開 議		5 1
○議事日程の報告		5 1
○代表質問		5 1
1 廣 田 清 実 議員 (町民の会)		5 1
2 山 崎 道 夫 議員 (一心会)		7 4
3 長谷川 和 男 議員 (矢巾明進会)		9 9
○盛岡広域環境組合議会議員の選挙		1 2 1
○散 会		1 2 5

第 3 号 (3月3日)

○議事日程	1 2 7
○本日の会議に付した事件	1 2 7
○出席議員	1 2 7
○欠席議員	1 2 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 2 7
○職務のために出席した職員	1 2 8
○開 議	1 2 9
○議事日程の報告	1 2 9
○一般質問	1 2 9
1 村 松 信 一 議員	1 2 9
2 昆 秀 一 議員	1 5 6
3 小笠原 佳 子 議員	1 9 6
4 藤 原 信 悦 議員	2 1 0
○会議時間の延長	2 1 7
○散 会	2 2 2

第 4 号 (3月6日)

○議事日程	2 2 3
○本日の会議に付した事件	2 2 3
○出席議員	2 2 3
○欠席議員	2 2 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 2 3
○職務のために出席した職員	2 2 4
○開 議	2 2 5
○議事日程の報告	2 2 5
○一般質問	2 2 5
1 赤 丸 秀 雄 議員	2 2 5
2 高 橋 七 郎 議員	2 4 3
3 小 川 文 子 議員	2 5 4

4 川村よし子議員	276
○散会	303

第5号 (3月7日)

○議事日程	305
○本日の会議に付した事件	305
○出席議員	305
○欠席議員	305
○地方自治法第121条により出席した説明員	305
○職務のために出席した職員	306
○開議	307
○議事日程の報告	307
○一般質問	307
1 藤原梅昭議員	307
2 谷上知子議員	328
○議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)について	341
○散会	347

第6号 (3月16日)

○議事日程	349
○本日の会議に付した事件	350
○出席議員	350
○欠席議員	350
○地方自治法第121条により出席した説明員	350
○職務のために出席した職員	351
○開議	353
○議事日程の報告	353
○常任委員会報告について	353
○議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について	360
○議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	360

○議案第 1 5 号	令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	3 6 0
○議案第 1 6 号	令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	3 6 0
○議案第 1 7 号	令和 5 年度矢巾町水道事業会計予算について	3 6 1
○議案第 1 8 号	令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算について	3 6 1
○議案第 2 0 号	矢巾町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	3 6 7
○議案第 2 1 号	矢巾町税条例の一部を改正する条例について	3 7 0
○議案第 2 2 号	矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について	3 7 1
○議案第 2 3 号	矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について	3 7 3
○議案第 2 4 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	3 7 4
○議案第 2 5 号	矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について	3 7 5
○議案第 2 6 号	矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について	3 7 6
○議案第 2 7 号	矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	3 7 8
○議案第 2 8 号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	3 7 9
○議案第 2 9 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	3 8 0
○議案第 3 0 号	令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 3 号）について	3 8 1
○議案第 3 1 号	令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	3 9 1
○議案第 3 2 号	令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	3 9 4
○議案第 3 3 号	令和 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	3 9 8
○議案第 3 4 号	令和 4 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について	4 0 0
○議案第 3 5 号	令和 4 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	4 0 2
○発議案第 1 号	矢巾町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	4 0 5
○発議案第 2 号	矢巾町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の制定について	4 0 5
○発議案第 3 号	矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について	4 0 5
○発議案第 4 号	矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について	4 0 7

○町長挨拶	4 0 8
○散 会	4 1 0
○署 名	4 1 1

議 案 目 次

令和 5 年矢巾町議会定例会 3 月会議

1. 盛岡広域環境組合議会議員の選挙
2. 議案第 3 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
3. 議案第 4 号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定について
4. 議案第 5 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 6 号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7 号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 8 号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 9 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 10 号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 11 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
11. 議案第 12 号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について
12. 議案第 13 号 令和 5 年度矢巾町一般会計予算について
13. 議案第 14 号 令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
14. 議案第 15 号 令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
15. 議案第 16 号 令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
16. 議案第 17 号 令和 5 年度矢巾町水道事業会計予算について
17. 議案第 18 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算について
18. 議案第 19 号 令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 12 号）について
19. 常任委員会報告について
20. 議案第 20 号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 2 1. 議案第 2 1 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 2 2. 議案第 2 2 号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 3. 議案第 2 3 号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 2 4. 議案第 2 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 5. 議案第 2 5 号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について
- 2 6. 議案第 2 6 号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 2 7. 議案第 2 7 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 2 8. 議案第 2 8 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 2 9. 議案第 2 9 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 3 0. 議案第 3 0 号 令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 3 号）について
- 3 1. 議案第 3 1 号 令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 3 2. 議案第 3 2 号 令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 3 3. 議案第 3 3 号 令和 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 3 4. 議案第 3 4 号 令和 4 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 3 5. 議案第 3 5 号 令和 4 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 3 6. 発議案第 1 号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 3 7. 発議案第 2 号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について
- 3 8. 発議案第 3 号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について
- 3 9. 発議案第 4 号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第1号）

令和5年2月16日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 盛岡広域環境組合議会議員の選挙
- 第 5 議案第 3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第 4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第14 議案第12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について
- 第15 議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について
- 第16 議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第17 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第18 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第19 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について

第20 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君
健康長寿課長	浅沼圭美	君	産業観光課長	佐藤健一	君
道路住宅課長 兼まちづくり推進室	佐々木芳満	君	文化スポーツ課長	高橋保	君

農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	菊池広親君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君
代表監査委員	佐々木良隆君	農業委員会 会長	中川和則君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

11番 藤原梅昭 議員

12番 長谷川和男 議員

13番 川村よし子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は、2月7日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から3月16日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の会議期間は本日から3月16日までの29日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、令和5年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 本日、ここに令和5年矢巾町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、町政経営に対する施政方針と新年度の主な施策につきまして概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに、3年以上続く新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の災禍にあって、その治療や感染拡大の防止に携わる皆様、そして私たちの暮らしを支えていただいております全ての皆様に感謝を申し上げます。

本町では、SDGsの基本理念の下、これまでも「誰一人取り残さない」取組を進め、町民お一人お一人の幸福の実現に向け各種施策を推進してまいりました。

人間は生まれながらにして自由・平等であり、幸福を追求（ウェル・ビーイング）する権利をっております。

人が生を受けるということは、お一人お一人大切な輝く命をいただくことです。お一人お一人は、無限に広がる可能性を秘めております。「産まれてきてくれてありがとう」「産んでくれてありがとう」といった、「ありがとう」の感謝の気持ちこそが幸せにつながります。一人一人の違いは個性であり、決して優劣や差別を言うてはいけないものです。体や心に妨げがあってもなくても、多様性を認め合い、理解し合うことが大事で、誰もが個性を持つ「人」

として尊重され、生きがいを持ち、町民の皆様が、幸せになることを共に作り上げていかなければなりません。

宮沢賢治が記した、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」は、人の差別や偏見を行わないことであり、SDGsの精神そのものであることから、このことをしっかり踏まえ、本町においては、町民の幸福追求のために、お一人お一人の個性を輝かせる様々な施策や町が自立し発展していく様々な施策を実施してまいります。

それでは、施策の推進に当たりまして重点的に取り組む大きく5項目につきまして述べさせていただきます。

1つ目は、「共生で輝くいのちを守る取り組み」であります。これまで本町では「全世代にやさしいまちづくり」を進めてきているところであります。その成果の一つとして、関係機関と連携し、昨年12月から医療的ケア児の受入れが実現したところであり、子育て世代の支援並びに障がいをお持ちの方やそのご家族が安心して生活できる地域社会の実現を目指し取り組んでまいります。

また、昨年11月に行った「認知症の人にやさしいまちづくり やはば」宣言を受け、「矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例」を制定します。今後も認知症に関するサポートや理解促進を行い、誰もが不安や恐れがなく、共に歩み生きる地域社会を目指し、シニア世代には認知症予防として加齢に伴うフレイルの予防のための各種事業を行うなど、共生と予防の両輪により人生の最期まで心豊かに、安心して暮らし続けることができるまちを目指してまいります。

お一人お一人の「いのち」は尊いものであり、常に光り輝けるものであります。あるべき人間の尊厳を守り、そして皆様が希望を持って生き続けることが大切です。「いのち」を大切にし、それぞれの「いのち」と共に生きる心を育み、ケアリングコミュニティ（共に生き、相互に支え合うことができる地域）の実現を目指してまいります。

2つ目は、「住環境の整備」であります。現在、藤沢第2地区、田中地区及び下花立地区の3つの地域で大規模宅地開発が行われておりますが、本町としては待ちに待った開発であり、住環境が大きく変わろうとしております。移住定住施策を大きく推進することを可能とするとともに、長い間目標に掲げておりました人口3万人を実現するためにも、地域の活性化が期待される宅地開発を早期に進めるとともに、併せて町道の整備など周辺環境を含めた住環境の整備を進めてまいります。

また、町営住宅につきましては、建て替え以外の方法による手法を検討するとともに、長

寿命化等による住環境の整備に努めてまいります。

空き家対策につきましては、空き家バンクの登録を促すとともに、建物の用途変更や農地付き空き家制度をPRしながら、その解消に努めてまいります。

3つ目は、「産業の活性化」であります。老朽化に伴い架け替え工事が進む徳田橋も、令和5年度中には供用開始となる見込みであり、昨年には一般国道4号盛岡南道路の事業化が決定されており、今後、本町へのアクセスのさらなる向上が期待されます。

また、西部地区には東北エリア最大級のマルチテナント型物流施設「プロロジスパーク盛岡」が本年秋に竣工予定であります。加えて、国道4号沿線には岩手日野自動車株式会社の本社屋が令和6年春に完成予定となっており、本町は東北物流基地の拠点として注目を集めているところであります。この物流基盤を生かし、さらなる販売ルートの開拓による産業の活性化は必須と認識しており、商工業につきましては、企業と企業、企業と顧客・消費者をつなぐ役割を担う「産業振興センター」の設置を目指してまいりますとともに、雇用の創出こそが地域活性化の起爆剤であることから、企業誘致を推進し、女性や若者の雇用の創出を目指してまいります。

また、SDGsに配慮した視点から、環境や人権に配慮した商品やサービスを選択・購入する「エシカル消費」を考慮した産業活動についても周知啓発してまいります。

4つ目は、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」であります。地域社会において、日常生活でのデジタル化は急速に進んでおり、日々の暮らしを豊かで便利なものにしております。その恩恵を多くの町民の皆さんが受けられるよう、行政サービスのデジタル化により町民の皆さんの利便性を向上させるため、マイナンバーカードを利用したオンライン手続の利用促進を図ってまいります。

また、町からの速達性のある情報提供の手段の一つとして、町ホームページに掲載した記事を直接プッシュ型により携帯端末に配信を行うといった町からの効率的な情報発信、各種手続の支援に加え、位置情報やカメラで撮影した画像を活用した町民の皆さんから町への情報提供を可能とする町民向け携帯端末用アプリケーションを開発し、町民が暮らしやすい生活環境の構築を図ってまいります。

5つ目は「共創と近助によるまちづくり」であります。これまでも様々な機会を通じて対話のまちづくりを進めてきたところでありますが、令和5年度には、これまでコロナ禍により開催が困難であったコミュニティ懇談会を開催し、町民の皆さんと対話を重ね、地域課題を洗い出し、共に新しい価値観、この価値を国内はもとより、世界でも注目されつつある本

町のフューチャーデザインを活用して作り出す、「共創」、共に創り上げていくの精神で第8次矢巾町総合計画への反映に努めてまいります。また、「人づくりこそまちづくりの根幹」と捉え、まちづくりサポーターを育成し、コミュニティとは異なる角度からの意見を取り入れながら、まちづくりを推進してまいります。

社会環境が大きく変化する中で近年、自治会活動への参加者の固定化や減少といった問題が顕在化している今こそ、助け合いの精神が必要であります。地域の皆様の思いを大切にし、行政と自治会が互いに補完し合いながら「自助」・「共助」・「公助」だけではない、隣り合う者が助け合う「近助」の精神で地域課題の解決に取り組めるよう、新たな地域コミュニティの構築を進めてまいります。

以上重点的に取り組む5項目をお話しさせていただきましたが、それぞれの方向に向いた5項目は、星の形を連想させます。

この取組が混沌とした世の中にあって、宮沢賢治が愛したこの南昌の地の夜空にひときわ大きく輝く星となり、その星が本町の未来を明るく照らすよう、「令和5年度ファイブスター作戦」と名づけ、課題解決に向けた挑戦を進めてまいります。

続きまして、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、令和5年度の主要な事業の方向性をご説明申し上げます。

第1に『健やかな生活を守るまちづくり』につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実行し、誰もが健康に生活できる環境整備を進めるとともに、特にも高齢者につきましては本人の意思と個人の尊厳を保持し、支えるご家族のためにも、高齢者の個々の意欲と能力に応じ、健康で自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

そのために、第8期矢巾町介護保険事業計画の最終年度として、町民の介護ニーズと地域資源の状況を常時的確に把握し、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者を支えるネットワークの構築を推進するとともに、介護予防・認知症施策の推進施設であります「矢巾町えんじょいセンター」を拠点として、おれんじボランティアや介護・福祉事業者と協働による、介護予防・日常生活支援事業、認知症施策を展開し、「人生100年時代を健幸に暮らせるまち やはば」の実現を目指してまいります。

また、岩手県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図り、高齢者の心身の多様な課題に対応するきめ細かな支援として、高齢者お一人お一人の医療、介護、健康診査等の情報を的確に把握し、高齢者の社会参加を含むフレイル予防を視野に入れた疾病予防と重症化予防の

取組であります「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をより一層推し進め、健康寿命の延伸を目指してまいります。

今後においては、介護保険事業者の人材不足が全国的にも懸念されているところでありますが、事業者とともに人材育成・確保施策に取り組み、さらにはボランティア団体と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの実現と地域共生社会の構築を図ってまいります。

子育て支援策につきましては、家族が増える喜びを実感し、安心して出産・子育てができる環境を整えるため、不妊治療費助成、健康診査、予防接種費助成及び医療費助成を継続実施してまいります。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中、子どもの健やかな成長を見守り育むため、妊娠、出産、子育て期における母子保健対策の充実として、産後ケア事業、妊産婦移動支援事業を継続するほか、新たに設けられた「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援」事業により、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの個別の課題、ニーズを的確に把握し、子育て世代包括支援センターの円滑な運営を通じて、身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を切れ目なくきめ細やかに行い、安心して子育てができ未来につながる体制を構築してまいります。

健康づくりにつきましては、人生100年時代の基盤となる健康寿命の延伸に向け、メディカルフィットネス施設「ウェルベース矢巾」と連携し、運動習慣の定着に加え、運動をするきっかけづくりとして「健康チャレンジ事業」を進めてまいります。また、紫波郡医師会や健診機関の協力をいただくとともに、最新の行動経済学の知見を活用し、国保特定健診の受診率の向上を図ります。特定保健指導につきましても、生活習慣病の発症、重症化の予防への取組等を積極的に進めてまいります。さらに大腸がん検診等に、官民が連携してその課題の解決を図っていくPFS、いわゆるPay For Success（成果連動型民間委託方式）の手法を継続し、受診率の向上を図ります。なお、町民の健康づくりの行動指針となる「健康やはば21（第2次）」の最終年度として、これまでの健康づくりに関する各事業の成果を検証し、町民の皆さんが年を重ねても健康を維持し元気に生活できる取組を関係機関と連携し一層進めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、複雑・多様化する福祉課題を解決するため、第2期矢巾町地域福祉計画に基づき地域における共生社会の実現に向け取り組んでまいります。また、高齢者、障がい者、子どもなどの分野ごとに整備されてきた対応では難しい制度のはざまの課題に対し「重層的支援体制整備事業」の取組を充実させ、町民お一人お一人が地域社会を

支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がいをお持ちの方やそのご家族が安心して生活できる地域社会の実現を目指し様々な環境を整備するとともに、身近な地域で質の高い支援を受けられる場の提供を目的に「児童発達支援センター」の設置に取り組んでまいります。また、第6期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第2期矢巾町障がい児福祉計画に基づき、「障がいのある人もない人も、地域社会で共に暮らす社会づくり」を目指してまいります。

自殺対策につきましては、自殺予防対策におけるさらなる推進と強化を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町」の実現に向け関係機関と連携し取り組んでまいります。

第2に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』につきましては、青少年の健全育成や教育振興運動につきまして、次世代を健やかに育むという考え方を大切にし、子どもたちを「明るく 賢く たくましく 育てていく」という考えの下、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が互いに連携し役割を果たしていけるよう、全ての町民に参加を呼びかけてまいります。子どもたちを健やかに育む教育振興運動をはじめとして、各地区子ども会や青少年団体などの団体活動を支援することで、みんなで行う愛情を込めたあいさつ運動、思いやりのあるふれあい運動など、人と人がつながり、地域社会全体の結びつきを強めながら、町内全体での家庭学習の充実や地域社会での体験学習の推進などを行い子どもの成長に結びつけてまいります。また、多世代交流を通じ、先人、先輩から学ぶ伝承活動事業などに取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、町公民館を拠点としながら町民お一人お一人の関心に対応できるよう、自発的、自主的に学び、自己を高める意欲の向上につながる情報や研修会、講座等の情報発信を積極的に推進してまいります。

スポーツ・レクリエーション環境の充実につきましては、「スポーツのまち やはば」宣言並びに矢巾町スポーツ推進計画に基づき、スポーツを「する、みる、ささえる」ことで感動と喜びを分かち合えることから、昨年度に引き続き矢巾町ロードレース大会やパラスポーツイベントなどのほか、町民の皆さんが町民スポーツ大会をはじめ、各種スポーツイベント、プロスポーツ団体との交流及び各種競技大会などに様々な形で関わり合える環境を整備してまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、令和4年度には東日本学校吹奏楽大会で金賞に輝いた煙山小学校、全日本合唱コンクール全国大会で銀賞に輝いた矢巾北中学校、同じく高校

部門で文部科学大臣賞に輝いた県立不来方高等学校などが全国的に高い評価を得ておりますが、「音楽のまち やはば」の理念に基づき、町内にいつでも音楽があふれるまちづくりを進めるため、矢巾町音楽祭などの田園ホールや町公民館を中心とした各種イベントを積極的に推進しながら、全国に向けて音楽のまち矢巾町の情報を発信してまいります。

また、芸術団体の主体的な活動や、小中高校生の芸術・文化活動に対する支援に努め、芸術文化のさらなる振興と活動の継続を促してまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等の周知活動等を通じて、町民の皆さんが文化財に触れ、親しむ機会を増やすことや、貴重な史跡を観光資源として活用し、人と人の交流の場としながら、にぎわいの場の創出を図ってまいります。

国際交流の推進につきましては、友好都市フリモント町との交流を再開し中高生の相互交流を通じて友好関係を深めるほか、町内在住外国人との顔の見える関係性づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン事業でのオーストリアとの子どもや食文化・スポーツなどの今後の交流につきましても関係団体と調整を図ってまいります。

また、郷土芸能は、先達の暮らしの文化伝承という大切な役割を担っていることから、後継者育成、調査、記録保存により伝承活動を地域振興に結びつけ、継続的なまちづくりの視点から、保存団体や地域における伝承活動の活性化を図ってまいります。また、矢巾音頭や矢巾温泉音頭など、かつて親しまれた文化にも光を当ててまいります。

さらに、歴史民俗資料館や佐々木家曲家の活用につきましては、敷地北側の大型駐車場や多目的スペース等を含めた官民連携による拠点整備の検討を進め、国指定史跡徳丹城跡とも連携を図ることにより、にぎわいの創出に努めてまいります。

なお、学校教育につきましては、引き続き総合教育会議において、本町の教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、特にも部活動の地域移行につきまして、地域の実情を踏まえた受入れ体制の整備に向けて、教育委員会と一層の連携強化を図ってまいります。

第3に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』につきましては、土地利用につきましては、国土利用計画や都市計画マスタープランなどの見直しを行うとともに、引き続き市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業を推進し、物流系事業者から要望が多い業務系用地の確保に向け、関係機関との協議を進め、社会環境の変化に対応した土地利用の適切な誘導を図りながら、魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

活動交流センター「やはばーく」につきましては、これまでも様々な活動の拠点として多くの皆さんにご利用いただいております、今後も各種自主イベントを開催し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出に努めてまいります。

道路ネットワークの整備につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、町道島線、町道田中縦道線及び町道矢次線の歩道整備を引き続き推進するほか、新たに町道谷地線の整備にも着手してまいります。また、利用台数が増加しております矢巾スマートインターチェンジ周辺道路につきましても、交通安全確保並びに利便性の向上を図るため、歩道整備を含む拡幅工事につきまして、引き続き整備を進めてまいります。

一般国道4号盛岡南道路につきましては、令和4年度から事業着手となり、広域的な地域連携を支える道路ネットワークの強化、安定した救急搬送ルートの確保、円滑な物流ルートの確保など、まさに「いのちの道」である重要な道路として期待されることから、円滑に事業が促進されるよう関係機関と調整を図ってまいります。

第4に『快適性と安全性を高めるまちづくり』につきましては、町内の1級河川5河川のうち太田川、芋沢川につきましては、基幹河川改修事業として引き続き事業の推進を図ってまいります。太白沢川につきましては、鹿妻幹線用水路との交差点を令和4年度から2か年をかけ整備することで現在進めているところであります。岩崎川の整備におきましては、令和2年度に床上浸水対策特別緊急事業区間が完成し、その上流部につきまして引き続き整備促進を図ってまいります。町管理河川の逆堰につきましては、令和2年度から緊急浚渫推進事業により土砂の撤去を進めており、町内全域の防災・減災に努めるとともに国土強靱化を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

また、北上川や町内県管理河川の洪水浸水想定区域の見直し等に伴い、本年3月に矢巾町防災マップを更新し、各家庭や事業所に配布を行うとともに、地域の防災訓練やワークショップなどで周知を図ってまいります。ほかにも、「自助力」「共助力」の向上のために、自主防災組織や防災士を計画的に育成するとともに、地域での共助よりもより身近な隣近所での助け合いとしての「近助力」、近くで助け合う、この「近助力」につきまして改めて重要性を呼びかけ、そして「公助力」として地域の活動を積極的に支援する等、総合的な防災力の向上に努め、地域ぐるみで取り組む防災体制の強化と防災意識のさらなる高揚を図ってまいります。

消防体制の充実強化につきましては、常備消防であります盛岡南消防署矢巾分署と町消防団との連携をさらに深めるとともに、消防団の新団員確保施策として学生消防団員や女性消

防団員の確保も含め、積極的な募集活動を実施してまいります。また、火災や蓋然性が高い災害等への対処に重点を置き、現場における小部隊単位での基本的行動や団員の取るべき基礎動作を演練しつつ、備蓄品や災害対処用の各種資機材の運用を踏まえた実践的な各種訓練や研修により任務遂行力の向上に努めるとともに、これまでに育成した防災士と自主防災組織との連携を図り、地区単位を主体とした講習会や訓練を行ってまいります。

交通安全対策につきましては、紫波警察署及び交通指導隊、交通安全協会をはじめ関係団体と連携し、事故のない明るいまちづくりを目指して、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止活動をさらに推進してまいります。特に、交通安全施設の整備に関し、各関係機関と連携を図り、今後の交通の流れをしっかりと見極めつつ、町交通安全対策協議会で現地確認及び検討を行った上で県公安委員会や道路管理者に対し要望を継続するとともに、通学路の交通安全対策としてゾーン30プラス等の設置事業に積極的に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、町の発展に伴う交流人口の増加が、防犯上のリスクを高めるという側面もあることから、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現のため、これまで以上に町民の皆さん方、お一人お一人の防犯意識を高めることが重要であり、防犯講話など地域と一体となった防犯活動に努めるほか、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、引き続き紫波警察署等との情報共有、連携を密にしつつ、犯罪抑止のためのパトロールを強化してまいります。また、高齢者を狙った特殊詐欺の事案が後を絶たないことから、犯罪被害の防止に関係機関と連携して取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

住宅施策につきましては、町営矢巾住宅及び高田住宅の集約化を建て替え以外の方法による手法を検討するとともに、既存の町営住宅の長寿命化を行いながら町営住宅の住環境の整備に努めてまいります。また、空き家対策につきましては、雑草繁茂や病害虫の発生・動物のすみつき等の環境悪化を未然に防ぐとともに、危険空き家の発生を抑制するよう、土地・建物等の状況把握をさらに行い、空き家バンクの登録を促すとともに建物の用途変更や農地付き空き家制度をPRしながら、その解消に努めてまいります。

上水道事業につきましては、安全・安心な水道水の安定供給のため、アセットマネジメント計画に基づき計画的な管路や設備の更新を進めてまいります。また、緊急時に迅速な対応を行うための体制及び装備の充実・強化に努めてまいります。

下水道事業につきましては、管路・処理施設とも老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を進めてまいります。また、公共用水域のさ

らなる水質改善を図るため、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及のための活動を継続的に推進してまいります。

上水道及び下水道事業ともに将来にわたり安定的に事業を運営するため策定済みの経営戦略を踏まえ着実に実施し、併せて技術継承の体制構築に取り組んでまいります。

第5の『産業の活力を高めるまちづくり』につきましては、農業基盤整備事業につきましては、令和2年度事業認可となった矢次地区の実施設計及び一部工事に着手し、また、令和4年度事業認可となった広宮沢地区につきましては、外周測量や実施設計に着手しており、それぞれ早期事業完了に向けて推進してまいります。他の地域においては、県事業のいきいき農村基盤整備事業等を活用し、暗渠排水設備の整備等を進めるほか、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

また、地域の防災・減災を目的に、田んぼを活用した治水事業に取り組んでおり、平成25年8月豪雨災害のような被害を繰り返さないよう、田んぼダムを取組拡大を進めてまいります。

煙山ダムの大規模改修事業につきましては、令和3年度から国営事業による貯水池にたまった土砂の排除を行う工事が実施されており、引き続き国と一体となって確実に推進してまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、国の新規就農者支援制度、町の事業であるやはば農業担い手応援事業、矢巾町親元就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援してまいります。

なお、令和5年度は各種計画の見直し時期に当たっており、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、集団的な優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画を更新してまいります。あわせて、未来に引き継ぐやはば型農林業の実現を目指すための指針として、矢巾町農林業ビジョンを見直し、本町の農林業の方向性を示してまいります。

また、需要に応じた米生産のための生産調整を推進するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う将来の営農計画の作成を支援してまいります。計画作成の際には、経営基盤強化のため引き続き高収益作物への転換を推進し、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入につきましても支援してまいります。

近年被害が拡大しております有害鳥獣対策につきましては、引き続き電気柵設置助成や新規狩猟者確保対策事業を実施し、農作物被害等の対策を講じてまいります。

各集落において策定し取り組んでおります「人・農地プラン」につきましては、農業経営

基盤強化促進法が改正され、令和7年3月末までに各地区において「人・農地プラン」に代わる地域計画を作成することが定められました。令和5年度も町農業委員会と連携しながら、地域の農業者の皆さんと担い手への農地集約化に関する将来の方針などを話し合っています。

町産農産物の消費拡大につきましては、地元学び塾の開催や大規模消費地における農産物PR事業を通して、産地の見える化、販路の見える化により、地産地消を推進してまいります。

林業関係につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により里山の会など活動組織を支援するとともに、森林環境譲与税を活用し、町有林の地ごしらえ及び植付け等の森林の整備に努めてまいります。

次に商工業の振興につきましては、中小企業振興基本条例に基づいて、地域住民と中小企業をつなげることで新たな仕事や雇用が創出される体制づくりや、地域経済の好循環を図るための具体的な施策を実施してまいります。

企業誘致の推進につきましては、地区計画制度による企業誘致事業を推進していくほか、本町の立地環境や生活環境等における立地の優位性をアピールする機会を積極的に活用し、誘致促進を図ってまいります。

また、観光まちづくりの推進につきましては、昨年度の南昌山展望台改修を契機に、煙山ひまわりパークや城内山をはじめとする西部地区の観光スポットを連携させた取組を行うほか、市街地では矢幅駅構内の観光情報発信施設を十分に活用しながらイベントのPRや森山公園の活用を、さらには史跡徳丹城に隣接する駐車場ではマルシェ（市場）を開催するなど、西部地区・中央地区・東部地区それぞれの特性を生かした活用とPRを積極的に行い、観光振興を図ってまいります。

また、ポストコロナを見据えた町のにぎわい創出を図るため、これまで春・夏・秋に実施しておりました祭りの実行委員会を新たに「矢巾町にぎわい創出実行委員会」として一本化をし、関係団体と連携しながら町の魅力を発信する事業運営に努めてまいります。

第6の『豊かな生活環境を守るまちづくり』につきましては、地球環境保全のうち特に地球温暖化対策は、地域の枠を超えた喫緊に取り組むべき課題であります。本町は、地球温暖化対策として2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、「矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例」の改正とともに、昨年6月29日に「ゼロカーボンシティ」の表明を行いました。

本町における脱炭素社会の実現のための施策として、一般家庭、そして民間事業者及び公

共部門のそれぞれにおける脱炭素施策を推進する必要があります。そのためにも、まずは中間年であります2030年を目標とした集中的な事業展開を図るため、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れ、新エネルギー導入促進としての太陽光発電設備における補助制度、蓄電池の設置や公共施設等における照明設備のLED化促進によるエネルギー消費の抑制等の様々なメニューを構築してまいります。

また、西部地区に木質バイオマス発電所を誘致し、間伐材や剪定枝を活用したチップボイラーにより新エネルギーの活用促進を行うとともに脱炭素政策を推進してまいります。

さらには、ソフト面においてもGHG（グリーンハウスガス：温室効果ガス）排出量算定・可視化システムによる公共施設での算定結果を踏まえ、事務事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組み、民間企業に対してもこの取組を展開することにより、地域全体の意識の変化につなげてまいります。

ごみの資源化及び減量化に当たっては、資源ごみが持つ経済的な価値を町民の皆さんと地域に還元するため、集団資源回収とリサイクルモアなどの拠点回収を2つの軸、両輪の軸とし、民間企業における環境分野のCSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ：企業の社会的責任推進）と連携した新たな回収品目を増やしつつ、町民に廃棄物から資源物としての価値を認識していただく機会を拡大することにより、循環型社会の形成を推進、そして構築をしてまいります。

第7の『安心と信頼が寄せられる行政経営』につきましては、男女共同参画社会の推進につきましては、田園都市やはば第2次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性と能力を十分に発揮し生き生きと活力に満ちたまちの実現のため、男女が公平に社会と家庭とに参画する意識づくりや、全国的に広がりを見せておりますパートナーシップ制度の導入に向けて多様性を包摂する視点でまちづくりに取り組んでまいります。

公共施設、公的不動産の管理運営につきましては、令和4年度に、文部科学省委託事業により学校施設のZEB化につきましては、地域連携型PPP方式（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携手法）を調査しており、この結果、地域内事業者の方々からも事業への参画意欲をお示ししていただいたところであります。GX（グリーン・トランスフォーメーション：脱炭素や再生エネルギーで経済社会システムの変革を目指すこと）においても、ZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング：快適な室内環境を維持しエネルギー収支をゼロにしていくこと）の推進は要となるものであり、また、官民連携方式は、施設運営や提供サービス内容の質の向上及び運営の財政的な合理化にも資するものであるこ

とから、他の公的不動産につきましても、GXや施設運営に関する地域連携型PPP方式につきまして、調査を継続して行い、令和6年度以降の事業化につきまして引き続き検証してまいります。

なお、効果的で効率的な町政を運営する観点に立ち、町の戦略を確実に進めるための施策や事務事業の推進状況等の評価を進めてまいります。また、地域の主体的判断を尊重しながらEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー：証拠に基づく政策立案）に取り組むことで、限られた予算と人員を最大限有効に活用し、未来に向けたより高い成果志向の行政経営を実現してまいります。

以上、令和5年度の重点的な取組と主要な事業の方向性につきまして申し上げました。

続きまして、令和5年度の当初予算につきましてご説明申し上げます。

一般会計は、113億8,900万円で前年度と比較し0.7%の増。

国民健康保険事業特別会計は、25億2,051万1,000円で前年度と比較し8.8%の増。

介護保険事業特別会計は、24億9,243万7,000円で前年度と比較し4.3%の増。

後期高齢者医療特別会計は、2億7,355万2,000円で前年度と比較し7.5%の増。

これによりまして一般会計及び特別会計の総予算額は、166億7,550万円で前年度と比較し2.5%の増となっております。

次に企業会計の当初予算につきましてご説明を申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が10億4,860万円で前年度と比較して2.0%の増、収益的支出と資本的支出の総額が14億9,262万8,000円で前年度と比較して4.8%の増。

下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が14億633万3,000円で前年度と比較して14.1%の減、収益的支出と資本的支出の総額が17億9,318万4,000円で前年度と比較して12.5%の減。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が24億5,493万3,000円で前年度と比較して6.7%の減、支出総額が32億8,581万2,000円で前年度と比較して4.4%の減となっております。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの暮らしの在り方を変貌させ、各行政分野に甚大な影響を与えてきており、引き続き予断を許さない状況下にあります。令和5年度予算編成につきましては、町税については増額し、企業版ふるさと納税への取組を強化するなど、積極的な自主財源確保としながらも、経常的・継続的な事業につきましても積算方法の見直し

などを徹底的に実施し、経費の削減に努めているところであります。

一方で、保健福祉、介護の充実に伴う経費、生活に直接影響する防災や道路などのインフラ補修、整備に係る経費など、町において各種事務事業を確実に実施しなければならない事業につきましては、緊急性や費用対効果を勘案しながら着実に実施できる経費を計上いたしますが、扶助費をはじめとする経常経費の増加に歯止めがかからない状況から、投資的経費に大きな財政出動を行うことが大変厳しい状況となっております。

行政運営を安定的かつ持続可能なものとするために財政の健全化は最重要課題であり、徹底的に事務事業の見直しを行い、より多くの歳入の確保に努め、第7次矢巾町総合計画最終年度となる令和5年度で総括を行い、新たな計画に反映させてまいります。

本町はフューチャーデザインタウンを標榜しておりますが、これに呼応するかのよう、本町唯一の県立高等学校である不来方高校が統合によりその校名を「南昌みらい」とする案が報道されたところであります。校名の由来ですが、本町の霊峰「南昌山」を校章のモチーフとしてきました盛岡南高校の「南」と「みらい」の「らい」の字が漢字であれば「不来方」の真ん中の字の「来」の字でもあることから、盛岡南高校、不来方高校、両校の名前も入った校名とお聞きしております。

今年は卯年の年で、飛躍の年であると言われております。先ほどの南昌みらい高校のお話もあり、また、第8次矢巾町総合計画の策定もあり、まさに、新たな出発を感じさせる年であり、飛躍の年となるよう、職員一丸となり、町民の皆さん方の幸福のため「万里一空」の精神で進めてまいります。

以上、議員各位をはじめ町民の皆さん方のなお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度の施政方針といたします。ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで時間も大分経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

続いて、令和5年度教育行政方針演述を行います。

菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 令和5年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和5年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、第7次矢巾町総合計画後期基本計画においては、7つのまちづくりの施策方針がございます。教育委員会は第1章「健やかな生活を守るまちづくり」と第2章「時代を拓き次代につながる人づくり」中の「子ども・子育て」及び「教育分野」における方針実現のため、矢巾町教育大綱及び矢巾町教育振興基本計画を策定し、諸施策を推進しております。

本年は、第7次総合計画の総括の年、そして令和6年度から始まる第8次総合計画を策定する年となります。

現状においては、新型コロナウイルス感染症がいまだ猛威を振るい、その拡大、長期化による教育・保育現場への影響が懸念されるではありますが、ウィズコロナを見据えながら、子どもたちの育ちを就学前からしっかりと支援し、小学校就学へと切れ目なくつなげ、さらに、児童生徒に命の大切さ、豊かな情操、社会性を涵養し、多様な学習機会を通じて生涯にわたり学習する意欲を育み、児童生徒が確かな学力を身につけ、健康で明るく豊かに育つように、国、県の施策等も踏まえ、子ども・子育て及び教育の施策を推進してまいります。

それでは、教育委員会として令和5年度に取り組む主な施策の方針等について述べさせていただきます。

まず第1章「健やかな生活を守るまちづくり」第4項「児童福祉の充実」について、第7次矢巾町総合計画を踏まえ作成した、第2期矢巾町教育振興基本計画並びに「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づきご説明いたします。

「児童福祉の充実」については、「子ども・子育て支援の充実」及び「児童虐待防止体制の充実」を柱とした取組を推進してまいります。

1点目「子ども・子育て支援の充実」についてですが、社会情勢の変化により多様化する子育てニーズに適切に対応するため、支援を総合的かつ計画的に実施することを基本とし、ひろば事業や各種健診、乳児訪問などの様々な機会を捉え、子育て家庭が抱える悩み等を察知し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を「子育て支援ネットワーク」が一体となって進め、地域全体で子どもや子育てを見守り、支えることができる、子ども・子育てにやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、保育料無償化の対象者拡大など、子育て世帯の負担軽減を図るための施策について検討するとともに、保育施設における保育体制の強化、奨学金返済助成制度による処遇改善、子育て支援員の育成を行っていくことで、引き続き保育士の確保と待機児童の解消に努めてまいります。

さらに、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対するきめ細やかな支援を行うことができるよう、「ファミリー・サポート・センター」の会員数の確保についても、引き続き取り組んでまいります。

児童館事業については、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全・安心な居場所づくりを行いながら、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、児童の健全育成の充実に努めるとともに、施設の維持補修に加え、令和5年度は、煙山児童館と不動児童館のICT化を進め、施設環境の業務の効率化、児童や保護者の利便性の向上に努めます。

2点目、「児童虐待防止体制の充実」についてですが、子ども課内に設置した「矢巾町子ども家庭総合支援拠点」において、児童虐待を早期に発見するとともに、その発生を予防するため、研修等による職員の専門性の向上を図り、関係機関との連携もより一層強化し、子どもを守る権利条約の理念の下、「子どもが子どもらしく自分の人生を歩むことができる」地域や家庭環境づくりに努めてまいります。

次に第2章「時代を拓き次代につながる人づくり」第1項「学校教育の充実」について、第7次矢巾町総合計画を踏まえ作成した、第2期矢巾町教育振興基本計画に基づきご説明いたします。

「学校教育の充実」については、8つの施策の方向性の下、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び「地域と学校との連携・協働の推進」の4項目を重点とした取組を推進してまいります。

1点目、「確かな学力の育成」についてですが、現在各学校では「令和の日本型学校教育」の実現を目指し、子どもたちの可能性を引き出すため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるべく取り組んでいるところでございます。

本年度は、「個別最適な学び」を推進するツールとして、GIGAスクール構想にて整備した「1人1台端末」を活用した学びの在り方について、授業実践研究を基軸とし、持ち帰りによる家庭学習や長期休業期間の学習、修学旅行などの校外学習などの場面でも、文房具のように学習の道具としての活用が進むよう取組を進めてまいります。

また、「確かな学力」を支える教育環境を整えるため、「学びを継続させるための経済的な支援」、「通学支援」、「支援員の配置」、「学校施設の改修・整備」に引き続き取り組んでまいります。

「学びを継続させるための経済的な支援」につきましては、要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給やクラブ活動での各種大会参加費補助を引き続き実施するとともに、経済的な理由により修学を諦めることがないよう、貸付型奨学金事業に加え、給付型の奨学金事業を継続して実施し、今後においても本事業の安定的な運用を行うことができるよう努めてまいります。

通学支援については、遠距離通学の児童生徒への通学費の補助を継続するとともに、スクールバスについても、利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善するなど、より安全かつ適切な運行に努めてまいります。

「支援員の配置」については、個別の支援が必要な児童生徒への支援のために「特別支援教育支援員」を、学校不適応傾向の児童生徒への支援のために「学校適応支援員」を配置し、学習支援等を行うなど、一人一人のニーズに応じた指導と支援に努めてまいります。

「学校施設の改修・整備」については、安全な学校施設管理と運営を図るために、令和2年度に策定した「矢巾町学校教育施設長寿命化計画」に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底を行うとともに、小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、引き続き施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、教材備品などの更新についても計画的に進め、学習に支障を来さないよう、教育環境の充実を図ってまいります。

2点目「豊かな心の育成」についてですが、豊かな心を育む教育を推進するために、道徳教育は大きな役割を果たしておりますので、道徳指導研修会を令和5年度も実施し、授業研究会等を通して、道徳教育の推進と教員の指導力の向上を図ってまいります。また、全ての教育活動を通じて、一人一人が、高い倫理観を持ち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、「人権を尊重する心」、「自他の生命を大切にする心」の育成を図ってまいります。

次にいじめや不登校等の生徒指導上の諸課題への対応については、「いじめの見逃し0(ゼロ)」を合言葉に、定期的なアンケートの実施や教育相談などあらゆる機会を捉えて、児童生徒が発信するサインを見逃さず素早く察知し、適切な対応となるよう、組織で取り組むことを徹底するとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、関係する機関・諸団体との

連携も図ってまいります。

また、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を促し、教育相談機能の充実を図り、児童生徒が個々に抱えている課題などに応じて適切に対応するとともに、通級指導教室「こころの窓」では、児童生徒個々に応じた学習支援を行うなど、通級児童生徒の段階的な学校復帰や望ましい進路の実現に向けた支援を継続してまいります。

3点目「健やかな体の育成」についてですが、各学校が体力・運動能力調査の結果を分析し、県教育委員会の取組である「60プラスプロジェクト」を効果的に運用し、望ましい食習慣や規則正しい生活習慣及び体力向上を一体的に推進してまいります。

望ましい食習慣に関わる学校給食については、成長期の子どもたちの身体づくりを支える大切なものであり、様々な食べ物や料理を通じて食事への知識を身につけていく機会と捉えており、今後も多様な食材を適切に組み合わせ、工夫しながら栄養バランスの取れたおいしい給食を提供するとともに、栄養教諭が各学校を訪問し年間40回前後実施している食育指導を通して、望ましい食習慣形成を図ってまいります。

また、食物アレルギーへの対応のほか、経年劣化が見られる箇所や機器、備品の修理・更新、委託業者との連携を綿密に行い、学校給食のより一層の質の向上を図り、安全・安心な学校給食の安定的な提供に努め、給食だよりの発行、SNSを活用した食に関する情報発信を通して、食育の推進に努めてまいります。

今般、円安や原油価格及び物価の高騰により、給食食材の価格も上昇しておりますが、このことが給食費の値上げなどで保護者への負担とならないようできる限りの努力に努めるほか、多子世帯への経済的な負担を軽減できる方策について、前向きに検討してまいります。

4点目「地域と学校との連携・協働の推進」についてですが、令和2年度に矢巾町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を立ち上げました。この制度は、地域と学校が協働して子どもたちの9年間の育ちを一貫して見守り、育んでいくために、町民や保護者等が学校運営に参画しながら課題解決に向けた取組を進めることを狙いとしております。このことを踏まえ、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を令和5年度も進めてまいります。

また、学校が作成した防災安全マップを生かし、いつどこで発生するか分からない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成し、学校、関係機関との連携を図りながら、防災・環境教育、防犯・安全教育を通して、生命尊重

の態度も併せて育ててまいります。

以上、第7次矢巾町総合計画を踏まえ作成した、第2期矢巾町教育振興基本計画等を中心に述べましたが、今日的な課題についても触れたいと思います。

本年1月、矢巾北中学校を会場にSDGsをテーマとした「新春、町長と語る会」を実施しました。中学生は、このテーマに基づき町に対して4つの提言を発表し、町長がそれぞれに回答を行いました。

SDGsの原則は、「誰一人取り残さない」であり、格差をなくすことでもあります。現在、国の次期教育振興基本計画が中央教育審議会において議論されておりますが、SDGsの実現は「グローバル化する持続発展に向けて学び続ける人材の育成」の方針の一つとなっております。

またその中では、多様性、公平・公正、包摂性ある共生社会の実現に向けた教育の推進も議論されているところであります。

このような動向も注視しながら、子どもたちが笑顔で過ごせるまちやはばを実現するために、教育委員会としては、乳幼児期から青年期までの子どもの発達成長過程に応じたきめ細やかで切れ目のない支援に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様のお一層のご理解とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。令和5年度の教育行政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

ここで、正午には若干時間がございますけれども、切りのいいところでございますので、ここから昼食のための休憩といたします。

再開を午後1時、13時といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

なお、午後から佐々木代表監査委員、中川農業委員会会長が退席をいたしてございます。それでは、午前に引き続き協議を続けてまいります。

日程第4 盛岡広域環境組合議会議員の選挙

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、盛岡広域環境組合議会議員の選挙を議題とします。

去る2月1日に設立となりました盛岡広域環境組合において、同組合理約第5条の規定に基づき、組合議会の議員の選出について依頼がありました。

お諮りします。この盛岡広域環境組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項及び矢巾町議会運用例集53の規定で指名推選で行うこととしていることから、去る2月8日の全員協議会ではご異議なしとのことでありましたけれども、再度お諮りします。指名推選で行うことにご異議ございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 指名推選について、私は反対します。問題が多いことなので、選挙にさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） ということで、先般の全員協議会ではそういうお話は全然ございませんでしたが、今そういうご異議が出ましたので、これは議会運営委員会にお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。村松委員長、議会運営委員会を招集して協議をお願いします。

村松信一議員。

○議会運営委員会委員長（村松信一議員） それでは、議会運営委員の皆様は全協室に直ちに集合をお願いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） それでは休憩します。

再開はブザーにて連絡しますので、よろしく申し上げます。

午後 1時02分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

ただいま事務局長から報告がありました。先ほど異議ありの発言の中には、選挙で行いたいということでしたが、ただいま局長から説明があったとおり、矢巾町議会運用例集53の規定では指名推選で行うと。仮に選挙をやるということになると、この規定を変えてからでなければやれない、こういうことになりました。

そこで、お諮りします。次に、その指名については、先般2月8日に開催されました全員協議会で協議されまして、当職と副議長に一任願いたいということでご理解をいただきましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 異議なしという声がございますが……

(「あります」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 異議あるかないかだけです。

(「異議あります」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) それでは、多数決でこの議案を決めたいと思います。

当職と副議長に一任された盛岡広域環境組合議会議員の選挙についての指名に賛同される方は、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、この事案については私と副議長に一任されたということでございます。

それで、2月8日の全員協議会でも既に一任されてございましたので、その後私と副議長で協議をいたし、今お配りしますが、この2名の方々にもご了解をいただきましたので、今そのお名前が入った用紙を議員各位にお配りしますので、少々お待ちください。

それでは、日程第4、盛岡広域環境組合議会議員の選挙については、指名推選ということで私のほうからお名前を申し上げます。4番、谷上知子議員、5番、村松信一議員の2名を当選人とすることによりよくお願いを申し上げます。これにご異議はございませんね。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、盛岡広域環境組合議会議員の選挙における当選人につきましては、先ほどの指名のとおり決定しました。なお、当選人の挨拶は省略をさせていただきます。

日程第5 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて

○議長(藤原由巳議員) 日程第5、議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 提案理由の説明の前に、先ほど午前中の私の施政方針演述で飛ばし読みがありました。大変申し訳ないことをいたしました。ひとつお許しをいただきたいと思えます。

それでは、議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。このたびの地方自治法第286条第1項の規定による協議は、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を脱退させ、同年4月1日に盛岡広域環境組合を加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員、その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及びこれに伴う同組合規約の所要の整備を行う必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定に

ついて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、人生100年時代を迎え、認知症が多くの人にとって身近なものとなる中、町民の皆様をはじめ、まち全体が認知症を正しく理解し、自分自身や身近な人が認知症になられたとしても、お互いに支え合い、誰もが住み慣れたところで希望を持ち、人生の最後まで心豊かに安心して暮らし続けることができる認知症とともに生きるまちの実現を目指し、制定するものであります。

その内容は、昨年11月に宣言いたしました「認知症の人にやさしいまちづくり やはば」に込めた理念を基に、町全体が認知症を我が事と捉えた取組を展開するための基本理念や町の責務のほか、認知症の方とその家族、町民、事業者、地域及び関係機関の役割を明確にするとともに、認知症施策を推進するための基本的な事項を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この条例ができることによって、まだ認知症になっていない私なども含めて、どのように変わるのか、その構想的な未来のところをお話いただければいいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

認知症の取組に関しましては、矢巾町でも認知症の推進員を、専門員を置きながら進めてきたところがございますが、今後はさらにご自身が情報発信するようなこととか、様々予防的なことも含めて推し進めることを考えております。

予防的な部分に関しましては、岩手医科大学と認知症に関わる脳とカラダのいきいき健診を進めておりました。さらに、その点もまた岩手医科大学のほうとも連携しながら、押し進めていくことを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先ほどの施政方針でも触れられた条例でありますけれども、「認知症の人にやさしいまちづくり やはば」宣言と併せまして、認知症になる方というのは不安ですし、家族ももちろん不安であります。その中で私思ったのが、認知症、高齢者ばかりではないのです、若年性の認知症もあります。その辺についてはどう説明されていくのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

今昆議員からお話があったとおり、高齢者だけではない、本当に若くして認知症のご病気を抱えている方もいらっしゃると思います。その点に関しましても、何らかの取組を、町とできることを共に考えていきたいなと思っております。

11月のときは、認知症の人に優しいということだったのですが、全員協議会でもご説明いたしました。持っている能力を大事にしていく、共に生きるという点をさらにいろいろご助言いただいた中で、新たな条例の中身としております。いろんなご事情の中でお暮らしになっている方々の持っている能力、そしてお力を共に支え、支えられながら進めていくことを目指していきたいなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 若年性アルツハイマーなりなんなり、認知症になられる方というのは本当に見た目でも分からないですし、すごく不安です。そこをこの条例ができることによって、しっかりと啓発していくことが必要だと思いますので、こういうもののパンフレットなり詳細なりというのを広めていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 本当にごもつともなことだと思います。認知症というふうに診断がついた時点での不安だとか、様々ご自身の体の変化、気持ちの変化をどう受け止めていくか、本当にその点に関しては私どもも様々な皆様のお力を借りながら、専門的な見地も入れながら進めていくべきことだと思っておりますので、分かりやすい周知のことも含めて、認知症推進員も含めていろいろ進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、議案第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本町の脱炭素化への取組の一つであります再生可能エネルギーの利活用を促進するため、再生可能エネルギー発電設備の償却資産に係る固定資産税に

ついて、令和5年度の新規整備分より軽減率を拡大するものであります。

その改正内容であります。本来全国一律である固定資産税の軽減率を地方税法の定める範囲内で地域の実情に合わせて自治体ごとに条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に基づき、軽減率を地方税法で定める範囲の上限まで拡大するものであります。この改正により、事業者が設備を新規導入した後の負担が軽減されることから、新たな再生可能エネルギー発電設備への投資が期待されるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 新たな業者に対して軽減措置があるわけでございますけれども、既存の企業に対するものの考え方についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在もこの制度はあるわけですが、この制度の適用になった事業所はこれまでございませんでした。ですので、今後もしこういったことを整備するところがあれば、5年度以降は新たに今回の内容で適用になってくるという内容で制定をお願いする条例でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国において少子化対策として出産に係る経済的負担を軽減することを目的に、出産育児一時金について、全国の出産費用の平均額の推計等を勘案した額とするため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の整備を行うものであります。

その改正内容であります。現在の出産育児一時金支給額40万8,000円を48万8,000円に引き上げるものであります。

なお、改正後の出産育児一時金支給額に矢巾町国民健康保険条例施行規則第13条第3項に規定する産科医療補償制度掛金相当額1万2,000円を加算することで、産科医療補償制度の対象となる一般的な出産に係る出産育児一時金の総支給額は50万円となるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 出産手当が上がるということなのですからけれども、令和5年度はどのくらいの予測が、まだこれから妊娠する人もいると思うのですけれども、現在妊娠している方も含めてどのくらいを予測されているのでしょうか、お伺いします。

それから、繰り返すことになるのですけれども、令和4年度はどうだったのかお伺いしま

す。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 出産育児一時金のこの仕組みにおいては、令和4年度は2月の現時点で支給済みの方々は12件でございます。

また、令和5年度に関しましては、若干、ここ数年のところ件数が減っておりますので、令和5年度は11名を想定として予算を組んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 大変申し訳ないです。育児から離れたものですから、参考までにお聞きします。

今48万何がしという金額であれば、出産時にほとんど病院に自腹で払うことはなくなるのでしょうか。

それから、この上がった部分というのは、全額国からの補助というか、助成になるのでしょうか、その辺確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

今回国から示された50万円に関しましては、平均的な出産費用を全て賄えるようにする観点から、私的病院も含めた全施設の平均出産費用を勘案した額として50万円というところを国のほうで示されたものでございます。今赤丸議員からお話があった、では個人病院も含めてとなった場合は、正直なところ、それより超える施設さんもあるかというふうに捉えております。

国のほうでも、やはり医療機関によってそういう状況であるということを含めて今後何らかの公表というか、出産費用としてどのくらいかかるのかということが分かるような仕組みも考えているようですので、また私どももそういう情報の把握に努めてまいりたいと思っております。

また、財源ですけれども、今回の仕組みにおいては、令和5年度の出産育児一時金引上げに伴う予算措置は、市町村国保においては引上げ分の8万円の3分の2を地方交付税措置で手当てすることに加えて、令和5年度は1件当たり5,000円を追加で補助するというふうに示

されておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、民法の一部改正により、ライフライン設備の設置権及び使用権に関する規定が本年4月1日に施行されることから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。水道等のライフラインの継続的給付を受けることを目的に、必要な範囲内で他の土地に設備を設置し、または他人が所有する設備を使用するため、あらかじめその目的、場所及び方法を利害関係者に通知することについて規定するものでありま

す。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 少し教えていただきたいのですけれども、これが存在する意義というのは、例えば借地とか、そういうところに水道を自分で通したいとか、そういう関係なのでしょうか。具体的な例をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） お答えいたします。

事例ということで言うと、一般的には公道に本管が通っています。その本管と、例えば自分の土地の間に第三者の土地がある場合、どうしてもその第三者の土地を通さなければ経済的でないと、そういう場合において、従来ですと、その土地の所有者と、今度給水管を設置する方の中で何かしらの協議、相談がなされていた案件を、新しい民法によって、そういう権利ができますよということになっていますので、今度新しく給水管を引く方は、その土地の所有者にこういう目的でお宅様の土地の一部に給水管を通しますという通知をするというような事例になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第7号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路交通法の改正に伴い、電動車椅子が移動用小型車と定義されることから、電動車椅子利用者がこれまでと同様に自転車駐車場を利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。自転車駐車場に駐車できる車両を自転車等と規定していることから、その自転車等の定義に移動用小型車を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今町長の説明では、電動車椅子（デンドウシャイス）となっていたのですけれども、電動車椅子（デンドウクルマイス）ではなく、電動車椅子（デンドウシャイス）と言うのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 電動車椅子（デンドウクルマイス）になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第8号 矢巾町自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第11、議案第9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。民法中の親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を定めている条項を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第9号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業における設備、運営に関する基準において、安全計画の策定、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に係る研修や訓練の実施、事業者が自動車を運行する場合における利用者の所在確認などの規定について定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この条例が改正になって、今までも子育ての事業所というのはあったのですが、事業所の数とか、それから対応とかはどのようになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えします。

事業所の数ということでしたので、保育所が5か所、認定こども園が4か所、小規模保育事業所が4か所の計13か所になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今までとどういふふうになるのですか、この条例改正によってということで質問させていただきました。子育て支援事業所がたくさんあるのですけれども、保育所もあるのですけれども、どういふふうになるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所等でいいますと、9月に静岡県でバス置き去り事件があったことを踏まえまして、安全計画の策定、これは第7条の2になりますし、同じく幼稚園バスを運行する場合の所在の確認、第7条の3になります。あとは、第10条にはインクルーシブ保育ということ

で、障がいの有無、年齢、国籍にかかわらずインクルーシブ教育というのがあったわけですが、その保育所版を制定します。あとは、第14条の2に衛生管理等、必要な措置の明確化を図ります。

以上が改正点になります。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁のインクルーシブの……

○議長（藤原由巳議員） すみません、3回目です。何か所プラス、今の1回、終わりです。

他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ちょっと説明で理解できなかったのですが、確認の意味で質問させていただきます。これは、放課後の関係ということは、児童館が該当するわけですよね。児童館にこのような安全の部分のところをまたまた強化するようなイメージで私は受け取ったのですが、こういうことを随分規定していくと、今矢巾町では児童館は指定管理者に委託という形になっていますので、その辺やっぱり今後指定管理を選定する上では経費等を見てあげなければならないのか、その辺の状況はどうなるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

児童館の基準条例ですけれども、これの改正によって特段経費がかかるということはないというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） ということなそうです。よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

それでは、議事の途中ではございますけれども、時間も大分経過してまいりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を2時15分、14時15分といたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長(藤原由巳議員) それでは、再開いたします。

日程第13 議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

○議長(藤原由巳議員) 日程第13、議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第11号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の整理を行うものであります。

その主な内容であります。学校教育法第25条の項の新設、子ども・子育て支援法の第19条第2項及び第72条から第76条までが削除されたことに伴い、当該改正箇所を引用する矢巾町子ども・子育て会議条例及び矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ

せていただきます。

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について

- 議長（藤原由巳議員） 次に、日程第14、議案第12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の廃止は、矢幅駅西地区土地区画整理事業が平成16年2月に県の事業認可を受け、平成29年2月に換地処分を行い、その後は清算金の分割徴収者3名の清算事務を行ってまいりましたが、今年度でその清算金が全て完納となり、事業の一切を終えたところであります。

同事業では、道路や公園などの公共施設の整備を行い、駅周辺地区としてふさわしい安全で快適な市街地を形成する所期の目的は達成されたと認められますことから、駅西地区土地

区画整理事業の施行について定めた条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について

日程第16 議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算
について

日程第17 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算につ
いて

日程第18 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて

日程第19 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第20 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第15、議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について、日程第16、議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第17、議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第18、議案第16号 令和5年度矢巾町

後期高齢者医療特別会計予算について、日程第19、議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第20、議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について、この6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第13号から日程第20、議案第18号までの6議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました6会計の令和5年度予算に係る議案につきまして、皆様方にあらかじめ配付しております令和5年度当初予算に関する説明書及び令和4年度、5年度の公営企業会計別の予算比較表によりご説明を申し上げます。

それでは、お手元に令和5年度当初予算に関する説明書の2ページをお開き願います。この2ページ目に令和4年度、5年度の会計別予算比較表がございますが、上欄に会計、令和5年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて、対前年度の増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第13号、一般会計113億8,900万円、7,390万円、0.7%。議案第14号、国民健康保険事業特別会計25億2,051万1,000円、2億474万9,000円、8.8%。議案第15号、介護保険事業特別会計24億9,243万7,000円、1億206万円、4.3%。議案第16号、後期高齢者医療特別会計2億7,355万2,000円、1,899万2,000円、7.5%。合計に参りまして166億7,550万円、3億9,970万1,000円、2.5%の増でございます。

続きまして、令和4年度、5年度公営企業会計別予算比較表の1枚物で説明をさせていただきます。こちら先ほどと同様に上欄の順で支出を説明させていただきます。議案第17号、水道事業会計の収益的収入及び支出7億3,152万3,000円、4,425万4,000円、6.4%、資本的収入及び支出7億6,110万5,000円、2,736万2,000円、3.7%。続きまして、議案第18号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出8億217万6,000円、2,232万円、2.9%、資本的収入及び支出4億4,618万6,000円、4,323万3,000円、10.7%。農業集落排水事業の収益的収入及び支出3億2,252万6,000円、△2億7,678万6,000円、同じく△46.2%、資本的収入

及び支出 2 億 2,229 万 6,000 円、△ 1,241 万 9,000 円、同じく △ 5.3%。公営企業会計の合計でございますが、32 億 8,581 万 2,000 円、△ 1 億 5,203 万 6,000 円、そして △ 4.4%、それぞれの減でございます。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが、199 億 6,131 万 2,000 円、対前年度の増減額では 2 億 4,766 万 5,000 円、1.3% の増でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第 13 号から議案第 18 号までの予算 6 議案については、会議規則第 39 条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号から議案第 18 号までの予算 6 議案につきましては、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算 6 議案については、3 月 16 日午前 10 時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、6 議案は 3 月 16 日午前 10 時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日 17 日は、予算決算常任委員会において、予算の詳細説明を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前 10 時に本議場にご参集されるようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 2時30分 散会

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

令和5年3月2日（木）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 代表質問

第2 盛岡広域環境組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君

町民環境課長	田中 館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 代表質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

町民の会、廣田清実議員。

1 問目の質問を許します。

（6番 廣田清実議員 登壇）

○6番（廣田清実議員） 議席番号6番、町民の会、廣田清実でございます。本日は、町民の会6人を代表して質問させていただきます。

本日は、令和5年度矢巾町施政方針について、まず1問目、町長にお伺いいたします。国や県において人口減少問題に対し施策等が示されています中、本町においては施政方針において示されなかったことをはじめ、以前の方針から転換されていることがあると思います。いかに本町の各種課題に対する対策を行い解決していくのかを、下記についてお伺いいたします。

1、共生で輝くいのちを守る取り組みについて。本町においては、医療環境が充実したことなどの要因から、扶助費が予想以上に増加していると思います。その抑制の対策として、健康寿命の延伸対策の健康チャレンジ等の施策を行ってきましたが、その実績と今後の見通しをお伺いいたします。

2、住環境の整備について。町営矢巾住宅及び高田住宅の集約について、建て替えの方向で進んでいると思われましたが、今回の方針においては建て替え以外の手法を検討すると

もに、長寿化をするとありますことから、具体的な建て替え以外の方策についてお伺いいたします。

3、産業の活性化について。企業誘致について、本町には物流系の事業者からの立地要望が多いと示されましたが、庁舎内においては本町に必要な企業はどのような業種と認識し、どうアプローチしていくのかを検討されているのか伺います。

4、人口減少対策について。本町においては、一部市街化調整区域が市街化区域に編入されたことで、当面の人口減少は減速するとの見込みからか、人口減少対策が方針に入っていないのでありますが、取り組むべき対策はないのか、お伺いいたします。

5、共創と近助によるまちづくりについて。自治会において、住民のつながりは防災の観点からも重要と考えます。自治会長への転入者の連絡はどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上5点、お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民の会、廣田清実議員の令和5年度町長施政方針についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目についてですが、平成29年度に取組を開始いたしましたやはば健康チャレンジ事業は、本年2月22日現在で879名の方々にご参加をいただいております、年齢は21歳から90歳までと幅広い年代の方々となっております。

なお、新規に参加しやすいように、今年度からはメディカルフィットネスクラブウェルベース矢巾において、参加申込みを受け付けしており、火曜日から日曜日の夜8時まで随時の申込みが可能となっております。

また、コロナ禍においてのセミナーのウェブ開催方式を構築し、併せて対面方式によるウェルベース矢巾スタッフによる継続的な運動教室も12回開催いたしましたが、テーマによっては申込みが満員となる回もあり、参加者の満足度も高いことから、来年度も継続することで計画をしております。

参加者の健康状態についてですが、男性、女性ともに、平均として適正範囲内のBMIの、ボディ・マス・インデックス、いわゆる体格指数とか、肥満度指数とかと言われておりますが、そういったことを維持しており、一定の効果が現れていることから、ウォーキングをはじめとした運動による歩数や活動量と体重、血圧等の測定の定着化を図り、健康寿命延伸の

基本となるご自身の健康管理の大切さを町民の皆様さらに浸透させてまいりたいと考えております。

この事業につきましては、今後とも健康づくりの裾野を広げるために、町民の1割以上の参加を目指し、気軽に参加できる仕組みづくりと事業の全体評価につながるデータの蓄積等、関係機関と連携を図りながら継続をしてまいります。

2点目についてですが、町営住宅の建て替えによる集約化につきましては、矢巾町住宅マスタープランにおいての整備を前提として、これまでPFIによる官民連携の手法を検討してまいりましたが、将来の財政見通しを考慮した場合、さらなる負担軽減に努める必要がありますことから、建て替え以外の手法につきまして、入居者目線での生活環境の向上につながるような幅広い町営住宅の在り方を検討してまいりたいと考えております。

その手法の一つとして、国土交通省の制度でもあります既存の民間賃貸住宅の借り上げを活用した借上公営住宅としての手法について、全国で実施しております自治体の事業を調査し、導入について検討を進めてまいります。

また、今年度も岩手県に要望しております本町への県営住宅の誘致につきましても、引き続き強く要望してまいります。

3点目についてですが、本町は立地環境において北東北の物流拠点として注目されていることから、産業と自然が調和した地域の特性及び立地の優位性を最大限に生かした地域産業の活性化が必要と捉えております。

具体的な業種といたしましては、交通アクセスの利便性を生かした物流関連事業者をはじめ、高度な知識習得と実践力のある人材育成を目的とした町内の教育機関で学んだ学生が町内で活躍できる環境を創出、つくり出していくべく、製造業や情報サービス業、医療関連事業者を中心に企業誘致活動に取り組んでまいります。

その手段といたしましては、県や盛岡広域で定期的を実施しております企業経営者との交流イベントに積極的に参加をし、多数の、より多くの企業情報を有している金融機関及び不動産事業者等と緊密に連携の上、相互に情報共有しながら企業にアプローチをしてまいります。

4点目についてですが、人口減少対策といたしまして、現在行っております移住定住対策と少子化対策に引き続き取り組んでまいります。移住定住対策につきましては、盛岡広域で行っております移住イベントでの移住相談会への参加、町のPR活動や関係人口の創出、つくり出していくことから移住へつながるような町の情報発信を今後も行ってまいります。

また、少子化対策といたしましては、出会いの機会の場を設け、結婚へのきっかけづくりの活動を行っております。そして、婚活推進ネットワーク会議に引き続き補助を行い、活動を支援してまいります。

さらに、婚活イベントなどでいきいき岩手結婚サポートセンターを紹介しており、会員登録することにより、結婚相談や個別に出会いの場を提供していただくサポートを行っております。

5点目についてですが、自治会長への転入者の連絡としましては行っておりませんが、町からの配布業務委託に関することとしまして、毎月行政区長さんへ世帯主の異動情報について提供しております。

また、多様な地域コミュニティの状況に応じた地域づくりのため、地域と対話を重ねた共創、共につくり上げていくことと、地域コミュニティの中でもご近所で、いわゆる隣組での助け合いを想定した近助によるまちづくりを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） ちょっと花粉症で鼻もたらたらなので、聞きづらいところがあると思いますけれども、今日は大分いいのですけれども、目もかすんでおりますので、間違ったことも質問すると思いますけれども、よろしく願いいたします。

まず、健康チャレンジの関係ですけれども、今矢巾町の財政を圧迫する可能性が大きいのは扶助費の増加ということで、ほかのところと比べれば、やはり医療関係が整っておりますので、病院に行きやすい、そういう部分なのかなという部分もありますけれども、この健康チャレンジが行われてから数年、もう4年ぐらいたっておりますのですけれども、このデータの集積を行うということがありますけれども、今の段階でその集積はどのくらいになっているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） データの集積につきましては、体組成計という、こういうものを持ち歩いていまして、これを町内の施設、あるいはローソンのロッピーでかざすことによって、各個人の運動データというものが集積されるようになっております。今データの集積ということで進めているところなのですけれども、まだ十分に使えるような状態にはなっていないで、個別の健康状態ということで、このBMI値がどうなったのかといったところで答

弁を差し上げておりました。

ウェルベース矢巾の中で健康チャレンジに参加していただいた方の中で、このBMI値がどのように変化したのかというのは常にデータを取っておりまして、個別の指導を含めて、かなり大きな改善が見られているというような状況でございます。

また、この間、確かに議員おっしゃるとおり、扶助費の増大というのが本町にとって大きな課題でございます。この中を分析してみますと、最近増えているのが子どもに関する部分と障がい者に関する部分ということで、医療費助成に関する部分というのは何とか踏みとどまって低額を維持している、年間約1億9,000万円ほどの金額にとどまっている状況でございます。この運動を定着させていくという効果は一定の効果が見られているのかなと思っていますところでございます。

ただ、ここで人口1割という話を答弁させていただいていますが、この先例で、全国の中では人口1割以上も活動を続けているところがございまして、そういうところは目に見えて数値が下がってきているというようなエビデンスが報告されています。これは、役所が公表しているのではなく、大学の研究ベースでそのような評価がされているところでございます。私どもも目で見えてそれらの効果が感じられるように、この事業を展開してまいりたいと思っていますところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そういう部分のデータの蓄積は行っているということで、データはそのままにしておけば、ただの絵に描いた餅になってしまいますので、それを活用してやればいいのか。ただ、今考えてみると、今大体2万7,000人ですから、1割ということは2,700人の推進をしなければならないということになると、ウェルベースだけではなく、今後やはりエン（縁）ジョイとか、そういう部分で、幅広い部分で、1割と言わず、エン（縁）ジョイまで活用して、今までコロナ禍でしたから、なかなかできない部分であるでしょうけれども、きっと1割、2割になるときあれば、3割の増進の結果が出てくると思いますので、それをぜひやっていただきたいと思います。

これは、二兎を追っているのです。町民の幸せと矢巾町の財政の健全化も狙った部分だと思っていますので、私は本当は二兎を追うのは駄目だと思うのですけれども、これは二兎を追わないとなかなかこれからの中では難しいと思いますので、ただ健康チャレンジだけではなく、

やはり今やっている、エン（縁）ジョイで各自治会でやっている部分を向上させて、歩ける部分をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、次に参りますけれども、マスタープラン、これはちょっと厳しい話なのですが、私は反対しているわけではないのですけれども、そこは聞いていただきたい。私たちの町民の会でも、本当に後押しをして、町民の幸せを考えている部分で行動しておりますので、そういう部分でちょっと厳しい話になりますけれども、今回の住宅の集約化について、この表現というのは、もう集約化は考えていないという考えでよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今回の答弁につきましては、建て替え以外の手法ということで例を挙げて答弁させていただきました。当然住宅に関しては、耐用年数あるいは老朽化というところも年を追って増していくものになりますので、そういった部分では借り上げも視野に入れながら、あるいはどこかの時点ではどうしてもやっぱり建て替え、あるいは住宅の老朽化によって廃止とか、いろんなことが今後想定されてくると思いますので、そういった部分につなげていけるように手法を、いろんな手法、町営住宅の在り方、あるいは借り上げというか、借り上げは一つの手法ですけれども、そういった手法を、今後いろんなケースを考えながら進めていければと思います。

もう既に50年以上経過している住宅もありますので、間もなく50年を迎えるものもあります。そういった面では、そういったことも視野に入れながら、今後整備あるいは借り上げ、そういったものも検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 今回の答弁書では、建て替えはもうないというような表現に取られたものですから、建て替えもその手法の中の一つにあるということでもよろしいのですか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 当然、先ほども申しあげましたけれども、建物はもう老朽化、あるいはもう耐用年数が切れてくるという段階が来ますので、そういったところでは入居者の安全とか、そういったことも考慮すると、現在の町営住宅のままではできないということで、あとは町内の町営住宅というか、公営住宅に入居すべき方々の人数あるいは世帯の把握をしながら、現在242戸という数字を維持しておりますけれども、

そういったものを、今後増えていくのか、あるいは減らしていてもいいのか、そういったことも視野に入れながら進めていくということで、整備が集約か、あるいは建て替え、そういったものが全くなくなったということではなくて、あと当然その時点での財政状況も勘案しながら、いろんな形で入居者にとっていい方法を考えていくというところでご理解いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） やはり住宅の集約化をするというのは、大変なお金もかかりますし、私たちがそういう住宅の視察にも行ってきましたけれども、今回の場合は、実は立地が一番いい場所であって、私たちが建て替えに近いのかなと思いつつながら、なぜかという、退去したのには入れていないという状況があったというのも聞いていますし、私、もう50年もたっていて、本当に地震とか火災に対応できるのかなという部分も心配しているのです。そういう部分で、やはり建て替え、どうしても立地が悪い場所にあるのであれば、それは価値はないのですけれども、大変価値があるところなので、私たち民間の、私も商工会の副会長もやっておりますけれども、民間の人間とすれば、やはり価値を見て、その対価をもって集約化をする、そういう部分の指標も必要ではないのかなと。全部自前でやるというのは、やはり今の時代には私は似つかわないと思いますので、それも踏まえて、もしかしたら高田住宅、矢巾町の中では一番高い土地になっているかもしれませんので、私は駅前が一番高いと思っていたけれども、どんどん、どんどんあっちに持っていきましたので、やはりただ単に町のお金だけということではなくて、そういう部分の管理も、建て替えするのであれば、町内のほうの金融機関も使い、それからその建設もし、逆に言えば管理をさせながら、町内が潤うようにして町営住宅を運営していただければ、住んでいる方が本当にこれで大丈夫かなと思うことが、もしも火がついたらやばいのではないかなと思うことがあるので、これは民間活用と資産の運用とかという部分を考えてやっていただければなと思います。

それから、3点目ですけれども、本町においては、本町は立地がいいので、やっぱり物流関係の企業とか来たいという話はあるのですけれども、私、企業さんを誘致するのではなくて、やっぱり矢巾町に必要なものが何なのかという部分を大事に考えなければならぬと思うのです。今の部分は、来てオーケーという部分でやっているのですけれども、それも業種を絞っていない感じがあるのです。

前に、大分前の話ですけれども、増田寛也前知事が発表した消滅する自治体の中に矢巾町

も入っていたのです。なぜかという、若い女性がいなくなる。これは統計上でも、もういなくなっているのです。それが顕著に言われるのは、矢巾町の特殊出生率が1.29、これは岩手県の中でも最低のところ。だから、私は、企業誘致をするのであれば、やはり女性が輝くような企業を誘致するべきではないかなと思うのです。そういう部分によって、女性が矢巾町に集まることによって問題が2つ、3つ解決すると思うのです。ですから、今の町有地に関して、大きく不動にしてもできればカット野菜とか、そういう部分の企業誘致をするとか、それからこの中学校の跡地問題も、住宅地としてはもう価値は下がっていると思いますので、であれば、そういう企業誘致に使えないのかな。駅から歩いて5分、10分です。こんなところに誘致することをできないのか私は考えるのです。

それから、今答弁には、県と広域だけが頼りです。しかしながら、もうグローバルになって、本当に全国から注目を浴びている企業もあるし、そういう方々であればこういう企業を決める、こういうものが矢巾町に欲しいのだという部分があれば、ポイント、ポイントに電話でもいいし、電話でちょっとでも感触あったら行ってみるとか、そういう部分、今矢巾町では物流関係という部分をターゲットにしていますけれども、私はやっぱり女性が輝く企業を目指すべきではないかなと思いますけれども、それに関してお答えがあれば、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） まず、ちょっと全体的な視点からお答えをさせていただきます。

まず、土地の活用のございました。こちらにつきましては、現在人口減少社会におけるまちづくりをどのようにしたらいいのかということで、有識者の方々にご提言をいただいているところでありまして、令和5年度、こちらのほうについては具体策を検討してまいります。幅広くそのような視点、ゼロベースでというより、今までの議論を踏まえた形の中で検討してまいりたいと思っているところでございます。

この土地がどこかということには言及することではございませんが、今女性が輝く、女性が働くといったところにつきましては、そのようなご指摘というのはまさにそのとおりで思っているところでございます。いかに女性の方々が働く環境を整備していくのかというのは、次の矢巾町を背負っていく子どもたちを産み育てていくという中で必要不可欠な要素になってきておりますので、そこにつきましてはそのような企業を誘致できるように努めてまいりたいと思っております。

まさに出生率の向上というのは、ただ単に何か子育ての手当をすればいいということでは

ないということがもう分かっておりますので、その点につきましてはぜひ力を入れていきたいなと思っているところでございますし、1月23日、衆参両院の本会議で岸田首相が異次元の将来的な子ども政策をするということを打ち出しているところでございます。これにつきましては、6月頃に発表される骨太の方針に具体策が提案されるということになっておりまして、恐らく少子化対策につきましては、国のやること、県がやること、そして矢巾町ができることというのはそれぞれ違うはずなので、その中でこの3層がそれぞれできることを發揮して、いい政策が打てるように今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 若干私のほうからも補足をさせていただきます。

2024年問題ということで、今非常に物流関係が注目を集めておりますけれども、廣田議員お話がありました女性が輝く企業誘致というものも、政策として非常に大事なことだと思いますので、いろんな形で企業のほうにはアプローチをしながら、そういった企業が立地できるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そういう部分では、ちょっと7次総の検証の中で、実は令和4年までに有効活用の話が決着するという話だったのですが、今回の検証の中で出てきたのは検討中ですと。いや、検討中って何だろうと私が問い合わせたら、「令和5年度末までには方向性を出します」、毎年毎年同じように繰り返しているのです。そこはやってください。

それから、政策推進監がいるので、やっぱり女性が輝く企業誘致を考えていただければ、吉岡さんは優秀だと思いますので、ぜひ女性が輝ける企業を1社でも見つけていただければなと私は思います。本当にそういう部分で1つの突破口ができれば、矢巾町は女性が輝く町になるという部分があると思いますので、よろしく願いいたします。

いろんな部分で矢巾町はいいことをやっているのです。だから、それをPRするのがちょっと少ない。今回の少子化対策の中でも、次の教育長さんの答弁には出てきますけれども、やっているのです。国、県でやることにちゃんと乗っているのです。だから、本来であれば町長の施政方針の中にこういうこともやりますと。あと、もう見えているのです、国、県がやるということは大体見えているのです。そこにもう一步踏み出してやれば、また大きな矢巾町の前進になるのではないかなと私は思いましたので、3月ですので、私も任期が4月

29日までですので、どうなるか分かりませんが、今後の方針としては、やはり矢巾町がPRする部分の方針も示していただきたいなと思います。

それから、4点目の移住の関係なのですけれども、移住の条件というのは、この前いろいろテレビを見ていたら、まず仕事、それから住居、それから教育なのです。これ教育長にも関わることなので、次にもなるのですけれども、今矢巾町に住居はようやくできたのです。仕事に関しては、これからやっぱり企業誘致の部分で積極的にやらなければならない。住むところは矢巾町にしたいのだけれども、稼ぐところがなければ駄目だというのは今のとおりですから、さっき言ったとおり、女性が輝くような企業も視野に入れて呼んでいただきたいと。

矢巾町にようやく土地ができたのです。そして、私ちょっと違うことで友達に電話をしたら、いや、矢巾町に住みたいのだけれどもというか、「娘が千葉から引っ越してきたいと言っただけども、土地ねえか」とかと言われたので、今造成しているではないですか、それはこれから決まった中で、価格とか、そういう部分は大体企業がやることなのでしょうけれども、私は、矢巾町としては何年後に矢巾町に住めますよみたいなPRはやるべきだと思うのです。

私ホームページを見ました。どういう条件で、いい条件があるのかなと思ったけれども、本当に1行に、移住をお考えの方というところをクリックしなければならないのですけれども、それを探するのに、私みたいに目が悪くなってくると見えないのですけれども、矢巾に移住したいという部分はホームページの中でどんと大きくやっていただければ。今までは矢巾町に土地がなかったもので、そういうこともできなかったのでしょうかけれども、今度は何年後かに、今造成、もう始まっておりますので、そういう部分は、価格とか、そういう部分ではなくて、矢巾町に住みたい、いつかは住みたい、何年後には住めるという部分のPRをしていただければ我慢するかもしれません。そういう部分を私は大きくやっていただきたいと思います。

ホームページの中に、やっているのです、利子補給とか、そういう部分をやっているのですけれども、それを見つけるほうが、よほど矢巾町が好きで、じっとホームページを見ていないとできないようになっていきますけれども、もうどんと初めのところに、移住、定住を考える方は、矢巾町にはこんなものがありますよみたいなバナーをつければいいと思うので、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、それについてのお考えはあるか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおりで、周知の仕方を改善すべく検討してまいりたいと思いますし、検討だけではなくて、しっかり進めてまいりたいと思います。

第4点目の人口減少対策というところでのご質問ということで、議員ご指摘のとおり、仕事、住居、教育というのは大きな要素であります。最近の傾向では、仕事の関係の移住がかなり大きくなっているということを伺っています。仕事では、必ず来なければいけないから来ているという状況なのですけれども、その二次的な環境移住ということで、そこに初めて血縁者が、誰それがいるから、ではうちもあっちに行ってみようかという中での移住の傾向がかなり強いということを伺っています。まさに住むところできて、そして仕事できて、そして血縁者が矢巾町に入ってくるというような好循環をつくるためには、増して町の魅力をPRしていくことだと思いますので、そこについては頑張ったいと思います。

また、出生率とか高めて、まちづくり、町の魅力を発信するというにおきましては、先ほど県がやること、国がやること、大体見えていると、私もそのとおりだと思っています。本町独自の取組といたしましては、出生率が1.7を超える上位100の自治体の施策と、出生率が1.2を下回る100の自治体の施策をちょっと私比較してみました。比較があつて施策を抽出して分析したところ、子どもが生まれて幼稚園、保育園に通うライフステージでは、出生率が高い自治体、低い自治体での乖離はほとんど見られなかったです。ということは、おっしゃるとおり、国、県がやるとおりやっているからということになると思うのですけれども、その前の出会い、結婚に向けたライフステージ、そして妊娠、出産期のライフステージ、子どもが学童、そして思春期におけるライフステージでは、施策面で大きな乖離がありました。こういったところにつきましては、矢巾町の特色となり得るところで、今回答弁書にも答弁したところなのですけれども、では相変わらず1.2を下回る数字で、低いではないかというようなことにつきましては、実施している内容の質、これをいかに高めていくのか、あるいは成功事例と矢巾町、同じことをやっいて、何が通じていないのかというようなところにつきましては、今後しっかり分析してまいりまして、先ほど答弁申し上げました骨太の方針に示された政府案に矢巾町ができることを上乗せして、頑張っていけるような施策を考えてまいりたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そのとおりなのです。子育てを充実するのは当然ですけれども、そっちの数字でなかなか出生率が上がっていないのも、実は統計的には事実なのです。私、それこそ産直の方に冗談話で言ったのですけれども、「うちの息子はさ、結婚しないって言うんだよ」と、「いや、今ね、男のほうがおとなしいから、女の人に声かけるのもできないから、お母さんすごいんだから、お母さん、誰か見つけてきて。お母さんが見つけた人が、あなたの息子大好きだ、好きだと言われれば、男は「うん」と言うから」という話はしていましたので、そういう部分で、やはり結婚する手だてというのは、いろいろなきっかけであって、私もエビでタイを釣ったつもりなのですけれども、結局逆に釣られていた部分もあります。みんなもそうだと思うのですけれども。そういうきっかけを矢巾町は、本来であれば自分たちでつくるものなのでしょうけれども、やっぱり時代、子どもたちの環境とか考えれば、やはりそれもつくってあげて、そのきっかけになるという部分を、矢巾町独自で東京にバス出して、農業体験だといって女の人を呼び込むとか、そういうのもやって、お金の価値よりもいいと思いますし、来やすくなれば観光の面で矢巾町に来るのかなと思いますので、よろしく願いいたします。これ絶対大事ですから、今私も含め男の人は本当に引っ込み思案ですから、そこら辺はよろしく願いいたします。

それから、5点目ですけれども、本当に大事なことなのですけれども、自治会長さんに転入者の連絡がないということ、私あることで懇談会をしたときに、自治会長さんから相談を受けたことがあるのですけれども、連絡してはいけない理由はあるのですか。お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 個人情報保護の関係ではありますが、自治会長さんには確かに、町長答弁にありましたけれども、世帯主の異動情報というのは区長配布に関する情報として提供しておりました。自治会長さんではなく、区長さんのほうに提供している状況でございます。

実際どんな情報をどこまで出しているのかということなのですけれども、これは令和2年度までは世帯員全ての情報を町から区長さんのほうに提供していたわけなのですが、いずれ個人情報の取扱いとして、令和2年度で廃止して、現在のやり方になってございます。やり方ですけれども、転入と転出の世帯主に関して出しているというふうな状況でして、お亡くなりになった場合でも転出の分類として記載したものをお渡ししてございます。今死亡届の際に、広報等への掲載を希望しない方というのもどうしてもいらっしゃいます。ですので、

あえて死亡というふうな情報は出していない状況でございますし、単身赴任とか、世帯分離などが想定されるような世帯主変更に関しましても、まず一応転入転出といった情報にとどめているような状況でございます。いろんな情報を出したいわけなのですが、全てにおいて出すのはなかなか難しいというふうな状況になっておりました。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 私が質問したのは、出せない理由を聞いたのです。というのは、今の答弁だと、いろいろ話ししてはいますけれども、何か個人情報において出せないと法律とかが変わったわけなのですか。そこをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ちょっと私もそちらの法律、あまり詳しくないのであれですけども、実際何でもかんでもお出しするというのができないというふうに我々としては認識しております。それゆえに今出す情報をとどめているというふうな状況でございます。

○議長（藤原由巳議員） 法律が変わったとかという……

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） すみません。具体的に法律のどこがどう変わったというふうなのは、ちょっと今認識しておりませんが、個人情報保護法の変更によるものというふうに解釈してございます。すみません。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 補足して説明をさせていただきます。

情報の提供につきましては、行政区の中で、まさにこれコミュニティの在り方といったところに通じてくるところなのですけども、これが配られないと分からないよという声がある一方で、一部の人に何でこういう構成が行っているのだという苦情も相当数寄せられるというのも事実です。その中で、区長さんの業務が最低限というか、回る範囲の中で、こちらのようにしたらいいのかといったものを検討し、そしてコミュニティの会長さん方と協議をしまして決めた内容ということになっておりまして、一方的に個人情報に関する感受性というのがより高まっているということと、新しく入ってきた方がコミュニティに参加したくないとかという方も一定数いらっしゃいまして、そういう方からの苦情とか、そういったものに、そしてトータルとして対応して決めさせたものということになっております。

そういった意味で、本当に様々な方に対応しなければいけないという中で、コミュニティ

がうまくいくというところの折衷案といったところの色合いが濃いということで、ご理解していただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりました。でも、逆に言えば、安全、安心な町をつくるためには、アパートに住んでいる方は何年かで引っ越すという意味合いもあるから、そういう部分なのか分かりませんが、一戸建てで何人住んでいるかも分からないで、火災が起きたとき、どういうふうになるのですか。そして、誰々に知らせられないと言いますが、今度は行政区長はなくなるわけなので、そうしたら自治会長さんに守秘義務はあるのですから、安全、安心な町をつくる、つくると言っても、これは出せない、でも誰が住んでいるか分からない、どんな人が住んでいる、何人の家族構成なのか分からないという部分、少なくとも世帯主と何人の家族構成だ、名前までは要らなくても、やっぱり何人の家族構成だとかという部分はやらないと、私は逆に言えば、安全、安心な町をつくると言いつつも、結局逆行しているのではないかなと思うのですけれども、それは今後検討して、一番初めの行政区長さんたちの会議で決めたのは何年前だとか分かりませんが、代が替わって、そういう話も出ているのです。隣に引っ越してきても、誰だか分からない、何人で住んでいるか分からない。「俺のところには、1人、世帯主しか来ていないんだよ」と、だから何とも答えられない。答えてはいけないのですけれども、でもやっぱりそういう部分の、火災があったとき誰がいるという話をすることもできないような状態になっているのが現状ですから、これは検討していただきたいと思いますけれども、その所見をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

先ほど個人情報という話もございました。確かに昨今では、様々な個人に関わる情報の制限ということで、みだりに他言してはならないということもございます。ただし、そういった個人情報の中で、例えば住所、それから氏名、性別等の個人情報がございますが、議員仰せのとおり、防災、それから地域のコミュニティの醸成という考え方からいたしますと、おっしゃるとおり、隣に誰がいるのかも分からないとか、例えば災害が起きた場合に、その方が避難されたのか、あるいはまだ自宅にいらっしゃるのか、あるいは援助を必要とするかなどのそういった情報も、やはり共助の考え方からすれば、必要な情報だというふうに捉えて

ございます。

そういった中で、例えば転入された方、新規に矢巾町の住民となられた方の中で、例えばですが、「私は自治会にかたらないから、何もしゃべらないでくれ」とかとおっしゃった方も、実は過去には相談を受けた方もありますが、そういった方々に対しては、矢巾町の様々な制度も理解していただきながら、そういった防災、それから災害から守るといような自治会の活動なども理解していただいて、自治会長さん、区長さんなどに情報をお出ししてもよろしいですねというご理解もいただいているということも事実でございますので、全く教えられないとか、教えないでくれということについては、こちらのほうでもしっかりその制度等を理解していただくように説明していきながら、隣近所みんなで助け合いという精神を、共助、それから当然自助も必要ですけれども、共助という精神に発展するように説明をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、2問目に入る前に、時間も大分経過してございます。切りのよいところでもありますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時といたします。よろしくお願いいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。

それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 先ほどの世帯主だけではなくという部分は、今度行政区長がなくなって、自治会長になるのしょうから、やはり守秘義務の講習会、研修をしっかりとやることが大事だし、これは守らなければ大変なことになりますよという部分もしっかり、義務もあるし、そういう部分をしっかりとやらないと、今度整合性が取れていないという部分で、安全、安心な町をつくるということの土台になる部分ですから、嫌だという人もいるかもし

れませんが、それはしようがない。だけれども、基本的にはやはりコミュニティを取りながら、矢巾町って温かい町だねという部分をつくっていただきたいと思いますので、いろいろな人がなるのは分かりますけれども、それをちゃんとした研修をしながらやっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目に入ります。令和5年度教育行政方針について、教育長さんにお伺いいたします。教育方針を受け、子ども・子育て支援の充実、確かな学力の育成、学校施設の改修・整備等について、下記をお伺いいたします。

1、子ども・子育て支援の充実について。保育料無償化の対象者拡大とありますが、具体的な対象者はどのようになっているのか。また、多子支援について、給食費無償化の考えはないのか、お伺いいたします。

2、確かな学力の育成については、学力向上に向けた矢巾型教育プログラムを構築する考えはないか、お伺いいたします。

また、全国においても発達障がい児が増えているとの報道もありますが、本町小中学校における把握状況をお伺いいたします。

3、学校施設の改修・整備については、学校施設だけではなく、新設される市街化区域からどのような安全性を確保した通学路を検討しているのか、現在の状況をお伺いいたします。以上です。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 令和5年度教育行政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまで無償化となっていない3歳未満児の保育料は、国の制度において、保育所等を利用する最年長の児童から数えて2人目は半額、3人目以降は無料となっており、さらに町独自の助成として、中学校3年生から数えて3人目以降を半額としておりましたが、来年度からは第2子以降を無料にする事業を予定してございます。

また、町立小中学校に通学する児童生徒が3人以上いる世帯に対し、3人目以降の学校給食費の無償化を予定してございます。

2点目についてですが、これまで本町では、令和元年度に小中一貫学力向上委員会を設け、各校の課題について共通理解を図り、小学校、中学校それぞれで身につけなければならない資質、能力について協議を重ねてまいりました。

また、令和5年度は国の教育振興基本計画が示される年であり、県においても教育振興計

画の策定年となっております。国、県の計画及び本町でのこれまでの議論を踏まえ、本町がなすべき確かな学力を育む取組を今後も継続して行ってまいります。

次に、増加傾向にあるとされる発達障がい児については、教育支援実施状況調査において、令和3年度に教育支援委員会が判断を行った結果は、小学校と中学校合わせて179人であり、5年前と同数となっております。教育支援委員会は、就学先及び教育上必要な支援の内容についての調査、審議を実施する組織であり、この判断結果が一概に発達障がい児の人数と一致するわけではございませんが、近年の教育相談の傾向では、発達障がい児に関する相談が多いため、増加しているものと認識してございます。

3点目についてですが、新設される市街化区域における通学路の安全性確保については、現状といたしましては、矢巾町交通安全協議会が策定している矢巾町交通安全プログラムに基づき、小学校、道路管理者、警察、自治会等が合同で定期的に点検を実施し、通学路の安全確保に努めておりますが、新たな通学路につきましても危険箇所等の把握に努め、児童生徒が安全に通学できるよう対策を講じてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 私の認識が薄いのか、ちょっと分かりづらいのです。中学校3年生から数えて3人目以降を半額とするとかありますけれども、ということは、基準が中学校3年生なのか、3年生になったときだけなのか、私の認識の仕方が悪いのか分かりませんが、これだと何か途切れ途切れになるのではないかなという感じがあるのですけれども、これはどういう感じなのでしょう。中学校3年生から数えて3人目という、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 大変書き方が悪くて申し訳ございません。中学校3年生以下から数えるというので、中学校3年生だけではなくて、中学校2年でもいいし、1年でもいいし、小6でもいいし、高校になったらゼロというカウントの仕方になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりました。そういう部分であれば、手厚くやっているのだなど

思いますけれども。

もう一つ、では、本町に示されていない部分ですけれども、本町では在宅の育児する家庭に支援する考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えをさせていただきます。

答弁書にもありますとおり……

（「在宅だよ。ないよ」の声あり）

○子ども課長（田村昭弘君） 在宅の育児支援につきましては、生後2か月から3歳未満を在宅で育児している家庭に対して、1人当たり月1万円を給付するという県の事業がありまして、それに矢巾町も乗って支援をしていくということにしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） これは、県の施策でもあるのですけれども、市町村によっては乗らない市町村もあるのでしょうか、やらないところも。あるかないかだけでいいです。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

保育所の第2子以降の無償化は、33市町村中30市町村で実施します。

あと在宅育児支援につきましては、それよりも少なく、少ないというのはやるところが少なく、ちょっと今資料……

（「いいよ、いいよ」の声あり）

○子ども課長（田村昭弘君） やらないところはあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 実は、新聞報道に出たのです。やるところとやらないところがあるという部分だったので、盛岡とか上のほうはすぐ名前が出るのですけれども、矢巾町の名前が出てこなかったの、やはり矢巾町はそういう部分では、子育て支援には手厚くなっている部分があるので、そういう部分をやっていますよという部分は大いにPRしていいのではないのでしょうか。

私も、民間の企業であれば、一番いいところ、悪いところは隠しませんけれども、いいところはどんどんPRしていくのです。そういう部分で、言わば子育てしやすいような部分、確かに特殊出生率にはちょっと影響が薄いという部分はあるのでしょうかけれども、それは大事なのです。在宅でやるのであれば、ちゃんとそういう支援がありますよ、それから給食費の無償化もありますよという部分の中であるのですけれども。

そこでちょっと、今学校給食については、3人目以降は無償化を予定しておりますということなのですが、国と県の施策で、ある程度はその予算がもう子育てについてはついてくるという部分もあるので、私はきっと第2子まで無償化を広げるための、今年度の予算にはないでしょうけれども、やっぱりそういう部分では、矢巾町は手厚いのだよという部分を考えるのであれば、全部の給食費無償化というのはなかなか財政的にも難しい部分なので、今までやっていたことが今度県とか国のほうでもそういう予算措置をしてくるということであれば、その部分もあるので、第2子までの給食費の無償化は考えられないのかという部分を質問したわけなのですけれども、その答えはちょっと、現在やっている、予定する部分はあったのですけれども、その拡大の考えはないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、実はこの間町村会で知事さんに対する町村要望で、私も理事の一人として知事さんに、できるのであれば国と県と連携して、学校給食、やはり今の少子化対策とか、これからは学校給食も無償化に向けて進めなければならないのだということで要望してまいりました。

いずれこのことについては、今回の第2子の保育料の無料化とか、在宅児童支援、これも県と市町村が連携、共同してやっていきたいと思いますということで、私らもそのことについては、県であれでなくても、町独自でもやらなければならないというところに、県のほうからそういうお示しがあったので。

あと学校給食も、今回多子世帯、いわゆる第3子以降ということであれなのですが、いろいろ財政状況も勘案しながらやっていきたいと。今どこの市町村もそうなのですが、予算の大体1%が学校給食に要する、無料化した場合。

だから、今扶助費の問題とか、いろいろあるわけですが、そういうことも一つ一つ丁寧に課題を洗い出しして、やっぱり私らにすれば少子化対策、そういったことに今後取り組んでいかなければならないということで、町村会一体となって要望させていただいておりますので、これからもその歩みを強化してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思

います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そういう部分で取り組んでいただきたいという部分もありますし、町独自でできるものがあればやっていただきたいなど。

私たち3人で町民の会をさきに組んだときに、フードバンクの視察に行ったことがあるのです。その中でビデオとか見させてもらって、私たちは子どもに食べられない子どもがいるというのを実は知りませんでした。小さい子が、お母さんが食べさせなくて亡くなるビデオを見せられたときに、だから給食も大事です。それから、矢巾にも、給食がないときにパンを1個盗んでしまったと、なぜかという給食がないから食べられなかったという、これは親御さんのせいもありますけれども、そういうこともあるのだということも認識して、子ども食堂とか、私たち、私はライオンズでもあるので、子ども食堂とか、そういう支援もして、やはり子どもたちが飢えないようにするために、米一粒もないところもあるというようなラジオCMもありますけれども、それとは違うのですけれども、やはり矢巾町の子どもたちの中でも食べられない子どもたちがいるということは認識しながら、ぜひそういう支援を、パン1個で、100円で済むのであれば、冬休みとか、夏休みとか、春休みにそういう支援もしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それから、発達支援に関して、児童発達支援センターの設立を今後するような話を町長さんの方針にあったような気がしたので、私書いていたと思うのですけれども、その見込みはどうかのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

児童発達センターの関係ですけれども、今現在まだできていないので、令和5年度で協議しながら、設置に向けて取り組むことで今検討しているところでございます。できれば、令和5年度中に設置できればなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 子どもたちの発達の度合いは、段階がこうなるので、ちょっとやっぱり発達が……だから、成長は最後には10になるのです。その段階の中で4だったり、3だ

ったりすると、からかわれることがあるのです。だから、そういう部分の認識は、いじめ、からかいがいじめになっていくということもあるので、そこら辺はちょっとやっぱり、子どもたちだって成長の過程がありますので、私、中学校のとき小さいなと思って、大人になったらこんなにでっかくなつたやつがいるのと同じで、やっぱり精神的な部分もあるので、その見守り、支援センターをやっていただければ、いじめも少しは……いじめの始まりはきっとからかいから入るので、そういう部分でぜひ立ち上げていただきたいと思います。

それから、学力向上のことについてなのですが、いつも私予算書を見ると、今回も115ページと118ページに、学力向上委託料というのが毎年12万円計上されているのです。私これ見ると、あっ、またこんな、同じなのだなど。委託ですから、そういう部分はあるのですけれども、私ここの学力向上に関しては何回も質問しているのですけれども、平均でいいのだというような考えがあるのですけれども、やはり移住するためにも、その平均ではないのではないかなと、矢巾の子どもたちの中でいろんな学力向上に対する予算を取ったほうがいいのではないかなと思いますけれども、その考えはないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今廣田議員から学力向上の12万円というお話がございましたが、学力向上対策という名称で岩手大学の学生さんに小中学生の、いわゆる補助的な指導をしてもらっている部分がございます、これが全て学力向上、これに一点集中しているわけではございませんので、いずれ本町といたしましては、町内に県立高校、産業技術短大も岩手医科大学もございますので、そういう学園都市というふうな意味合いでも非常に恵まれた学習環境にありますので、そういう小中高の連携もひっくるめて、学力向上についてはこれでいいということはないというふうに捉えておりますので、そういう連携も深めながら、そういう向上に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 目標を高く持っていてやらないとずっと、110ぐらいの目標だとなかなか達成できないと思うので、私は本当に矢巾型教育プログラムみたいなものをつくってほしいという部分がありましたけれども、ぜひそういう部分で頑張っていただきたいと思います。

それから、これ通学路の話なのですけれども、まず最初に最近の通学路に対しての除雪の関係、通学路にある歩道のところに雪がのっぴりあって、できなかつた。だから、私、除雪する関係と通学路を維持する関係の話合いがないのではないかなと思ったのです。だから、やっぱりそういう部分では、通学路の真ん中を除雪しましたと、いざ渡るときに横断歩道のところに行ったら渡れないというような除雪をやっている。それは徹底すればいいことですが、徹底するためには、やはり通学路の安全の確認をする教育委員会と、それから除雪をする関係と、除雪の季節になる前にもここここは必ず、通路とか歩道は隠れてはいけないよみたいな部分の話合いをやっていただきたいと思うのですけれども、それについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 通学路しかり、交差点をはじめ横断歩道がある箇所、そういった部分の、現在までは除雪をした際に横断歩道の部分の歩行の確保という部分に関しては、実際そこまで手を回していなかったのが現状です。なので、そういった声も当然お聞きしておりましたので、そこについては通学路も含めて、いろんな箇所に横断歩道もありますので、そういった部分も学校教育課とも協議をしながら、その横断歩道なり、交差点の歩行の確保というところ、ぜひ来シーズン以降徹底していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） ちょっと1つ飛ばしたのですけれども、それはそれで最後にしますけれども、新設する住宅地の中で、もう学区は決まってしまうので、お願いしたいのは、やっぱりその通学路の確保を、どうしてもまだ分譲しているから、工事しているからいいのだけではなくて、もう学区は決まっているので、学区が決まらなければ通学路できないのですけれども、学区が決まっているのであれば通学路の確保は、ここ危険だといっても、1年、2年かかるのです、いろんな部分の予算を取るために。そういう部分で、通学路の確認と危険箇所の撤去の部分、もう学区決まっていますから、そこをやっていただきたいのですけれども、それについてお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学区の決定に当たって、昨年度から審議会のほうでもいろいろ検討した結果、新しく造成

される3地区については、それぞれ矢巾東小学校あるいは徳田小学校というふうな方向性がなされたわけでございますけれども、この方針決定に当たりまして、やはり通学路の部分で、非常に既設の安全性という部分で一番望ましいということも考慮した上で学区の決定に至っておりますけれども、それとて100%安全という部分ではなくて、課題になる部分もございまして、いずれそういう造成に伴う受入れ態勢に向けても、さらなる安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そういう部分では、今回から徳田に行く部分は特に通学路が確認できないところですので、早めにやっていただきたいと思っております。

最後に、短いのですが、ちょっとこれ大事なことで、不登校の定義をもう一度お知らせ、お願いできますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

不登校の定義につきましては、そのとおり学校に行かなくなるというのを不登校と言うわけですが、特にも長期欠席という枠がございまして、それにつきましては30日以上継続して不登校が続いている児童生徒というふうな捉え方となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 確かに30日以上という定義はあるのですが、30日たってしまうと、不登校ではなくて、もう絶対行かないような部分があるので、私ちょっと相談された部分もあるので、不登校の相談されたわけなのではございますけれども、不登校ではないと言ったのですけれども、やっぱり1週間ぐらい継続して休んだ場合は、数字上では不登校にはならないかもしれませんが、その不登校の定義ではなくて、やはり現実として戻れる期間というのがあると思うのです。それを大事にして対応していただきたいと思うのですが、最後にそれをお伺いして、終わります。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 今のご質問、本当に大事なことでございまして、法上で言えば、

例えば学校を連続7日間欠席した場合には教育委員会に報告ということが義務づけられております。ただ、これは義務という話ではなくて、その子の心身の様子をいかに早くキャッチして、そして適切に対応するかということが一番肝要なことでございます。各学校では、いじめ見逃しゼロという合い言葉をかけておりますが、いじめだけに限らず、そのような子どもの変調をいかに早く見取り、そして早めに、そして適切に対応していくことが非常に大切。そのために、教育委員会でもご支援申し上げますし、または学校に配置されるスクールカウンセラー等、専門のところ、または関係課、そういうところと緊密な連携を取りながら対応していくことが肝要というふうに考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、以上で町民の会、廣田清実議員の代表質問を終わります。

それでは次に、一心会、山崎道夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎道夫でございます。早速質問に入らせていただきますが、1問目は町長にお伺いをいたします。質問事項でございますが、矢巾町が自立して発展していく施策の推進についてお伺いをいたします。

高橋町長は、令和5年度の施政方針で、施策の推進に当たり重点的に取り組む5項目について述べられ、さらには第7次総合計画の施策の大綱である、まちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿った主要な事業の方向性について説明されました。本年4月から第7次矢巾町総合計画後期基本計画の最終年度を迎え、7次総の総仕上げと第8次総合計画の作成に取り組む大変重要な1年となります。こうした状況の中、町民の負託に応え、一つ一つの町政課題に向き合いながら、住みよいまちづくり、暮らしやすいまちづくりに向け、全職員が共通認識の下、一丸となって施策の推進に取り組んでいただきたいという観点から、以下について見解をお伺いいたします。

1点目、施策の推進に当たり、主要な事業の方向性の中で道路ネットワークの整備を挙げておりますが、多くの町民の要望が大変多い道路網整備についてお伺いいたします。町内の交通事情は年々厳しさを増しており、どの路線も大変混雑し、渋滞が常態化しておりますが、

今後藤沢第2、田中、下花立の3地区の大規模宅地開発により、周辺道路をはじめ町内全域の交通事情がさらに悪化することが予想されます。また、一般国道4号盛岡南道路の建設が進むことにより、従来通行していた道路が遮断されるなどが予想され、新たな交差点等を中心に想定を上回る渋滞の発生が懸念されております。

こうした状況の中、多くの町民から道路網整備が強く求められておりますが、特にも町内の東西を直線で結ぶ道路の不備が指摘されており、都市計画道路等の建設が強く望まれております。こうした切実な声にどのように応えていくのか、町内全域を見通した道路網整備について見解をお伺いいたします。

2点目、空き家対策について、施政方針で述べられた建物の用途変更や農地付空き家制度をPRし、解消に努めていくとしておりますが、本町における空き家は徳田地区20件、煙山地区17件、不動地区29件の合計66件となっております。その中で、空き家バンクへの登録や行政の情報を活用したいという方が21件あるとのことであり、移住希望者の受入れにも活用できるといった観点からも力を入れて取り組むべきと考えますが、空き家対策についてどのような取組を進めていく考えなのか具体的にお示しされたい。

3点目、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進について、日常生活での利便性を向上させるため、DXの恩恵を多くの町民が受けられるよう行政サービスのデジタル化を推進するとしておりますが、具体的にはマイナンバーカードを利用したオンライン手続の利用促進を図るとしております。他の自治体では、地方創生施策にデジタル技術を活用するため、庁内に若手職員のプロジェクトチームをつくり、先進事例研究や地域課題の掘り下げ、課題解決策の検討などを実施し、国の交付金申請を目指し、デジタル化の推進に取り組んでいる事例もあり、そうした幅広い視点でDXの推進に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

4点目、子育て支援策について、本町も安心して出産、子育てができる環境を整えるため、各種助成制度に取り組み、様々なニーズに即した支援を切れ目なく行う体制整備に努めておりますが、全国的に問題となっているひとり親世帯への支援にもっと力を入れるべきと考えます。

シングルマザーサポート団体全国協議会の調査によると、子育てをしているひとり親に物価高騰の影響を尋ねたところ、米などの主食を買えない経験があった人が半数以上いたという結果が出ております。出費を抑えるための対応は、自分の、親としての食事の量や回数を減らしたという回答が62%だったとのことであり、さらに、子どもの靴が小さくなって

も我慢させている人が22%に上ったとのことであり、「コロナ禍で給料が半分近く減り、その上物価高になり、大打撃を受けている」と訴える声が寄せられているとのことであります。

こうしたことから、本町のひとり親世帯も同じような状況にあるのではないかと心配しておりますが、こうした中、東京都や大阪府は物価高騰に苦しむ子育て世帯への支援策として、米を配る取組を実施するということが昨年12月に新聞報道されました。本町においても、物価高騰の中奮闘している町内のひとり親を対象に矢巾町産米を年間60キロ程度を配付し、支援する取組を検討してはどうでしょうか。

5点目、政府は、人・農地プランに代わり、各地域において2025年3月末までに地域計画を策定するよう求めておりますが、一方では水田活用直接支払交付金の受給継続に5年に1度の水張りを条件にしていることから、稲作以外の作物を栽培している耕作地に、いつの時期に、どの程度の期間、水を張るかが問題となっております。

地域計画は、持続可能な農業を推進するため、地域の実情に合わせて計画し、地域が一体となって持続的な農業に取り組むことを目的とするための計画策定だと思いますが、農地の活用は水田活用直接支払交付金受給の取組と密接な関係があることから、農林水産省方針にどのように対応するのか。例えばいつの次期に水を張るべきなのか、水張りが困難な耕作地への対応をどうするのかなど、町として一定の考えを示すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

6点目、地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現を目指し、昨年6月29日にゼロカーボンシティの表明を行いました。それに沿った具体的な取組として、西部地区へ木質バイオマス発電所を誘致するものと理解しております。間伐材や剪定した枝などを活用したチップボイラーによる新エネルギーの活用促進は、脱炭素政策の推進からもぜひ実現してもらいたいと大いに期待しておりますが、実現に向けた取組として、どの程度まで話が進んでいるのか、お伺いいたします。

また、誘致が実現すれば、チップボイラーから発生する高温の蒸気の活用策について検討することになると思いますが、どのような活用策を考えているのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 一心会、山崎道夫議員の矢巾町が自立して発展していく施策の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、藤沢第2地区、田中地区、下花立地区の3地区の宅地開発に伴い、周辺道路の混雑は想定しているところであります。その中において、藤沢第2地区周辺につきましては、町道中央1号線の岩手医科大学附属病院前を計画交通量約2万5,000台として4車線道路として整備をしており、一時的な渋滞はあるものの、円滑な交通を確保しているものと認識しております。今後行われる開発につきましては、交通事情の変化を想定し、渋滞が常態化しないよう、信号機の設置や車線規制の変更など、今後の交通形態について紫波警察署等関係機関と協議をしながら検討してまいります。

なお、田中地区、下花立地区の周辺につきましては、岩手県立産業技術短期大学の東側に徳田第1、徳田第2地区の圃場整備事業において取得いたしました町道田浦線の創設用地が確保されていることから、その用地を活用し、県道不動矢巾停車場線と町道中央1号線を結ぶ道路ネットワークの構築に向け、今後検討してまいります。

また、その他の都市計画道路につきましては、国で事業を行う盛岡南道路の設計内容を踏まえ、今後周辺道路網の構築について進めてまいります。

2点目についてですが、空き家対策として、移住希望者を受け入れるため、移住相談イベントや個別の移住希望者からの相談に対して、希望に添った空き家等を紹介し、町内外からの移住促進を図ってまいります。そのため、町内の空き家を活用できる環境を整えるために、空き家バンクへの登録を促し、登録数の増加に努めてまいります。

3点目についてですが、DXの推進に関しましては、国において行政サービスのデジタル化を推進するため、マイナンバーカードを利用する各種事務手続などのオンライン化が進展しております。また、本町におきましても、地方創生施策を包含するデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を図るべく、各種施策展開に取り組んでいるところであります。

なお、DXは、デジタル技術を活用しながら本質的な部分の社会変革を実現していくものと捉えており、マイナンバーカードを中心とした国レベルのデジタル化による施策展開と並行した基礎自治体レベルの施策展開に関して、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

本町において、DXを推進することにより新たな本質的な価値の創造を図るため、より幅広い視点を取り入れながら、既存の先入観を取り除くなどの協議、検討を行っていくプラットフォームが必要と考えており、若手職員によるプロジェクトチームを編成するなど、今後の施策展開を考慮させていただきながら、本町のDX推進体制について検討してまいります。

4点目についてですが、福祉課において、ひとり親家庭からの新規相談件数は、令和3年

度は4件、令和4年度は12月末現在で2件となっており、相談内容については、就労に関することや生活資金、各種福祉制度に関するものであります。また、相談内容に応じて、県が行っております母子父子寡婦福祉資金貸付制度等利用できる制度を紹介し、支援を行っております。そのほか、必要に応じて食料支援やサニタリー用品等の支援も行っているところがあります。

県では、ひとり親家庭専門の相談機関であるひとり親家庭等応援サポートセンターを設置しており、ひとり親家庭等が安心して暮らせるように支援をしております。

本町といたしましては、今のところ物資等の配付は考えていないところではありますが、引き続き関係機関と連携し、相談内容に応じた丁寧な支援を行ってまいります。

5点目についてですが、農業経営基盤強化促進法が昨年の令和4年5月に改正され、これまで各地域で作成しておりました人・農地プランに代わり、地域計画を令和7年3月までに作成することになりました。

町では、昨年の11月中旬から本年3月上旬にかけ、農業委員会とともに地域計画策定に係る説明会を各地域で実施しており、令和5年度からは計画策定に係る本格的な話し合いを始めさせていただきます。

ご質問の地域計画と水田活用の直接支払交付金の見直しに係る、いわゆる水張り要件につきましては、新聞報道にもあるとおりでございますが、国や県からの情報は詳細な部分がいまだ示されていない状況であります。

議員ご指摘のとおり、地域の農地利用の姿を明確化するための地域計画の話し合いと水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う地域の農地利用の検討を同時期に行うべきと考えますが、国では水田活用の直接支払交付金の見直しに関連する畑地化促進事業を令和5年度に推進する方針であり、現在町農業再生支援協議会において、畑地化促進事業の意向調査を農家の方々、農業者に対して実施し、調査結果の取りまとめを行っているところでもあります。

農林水産省では、5年に1度の水張り要件について、原則として水稲作付とするが、そのほかに1か月以上の湛水管理をする、連作障害による収量低下が発生していないという2点を満たす場合は、水張りを行ったものとみなすとの方針を示したところでもあります。しかしながら、1か月以上の湛水管理の詳細な内容やその確認方法、または連作障害による収量低下の確認方法については、いまだ示されておらないことから、県を通じて国に問合せをしているところでもあります。回答が届き次第、岩手中央農業協同組合及び鹿妻穴堰土地改良区と協議の上、水を張る時期等について、農家の方々、いわゆる農業者に周知をさせていただきます。

また、水張りが困難な水田につきましては、国の畑地化促進事業を活用し、畑作物の本作化を推進することが考えられますが、耕作者、農地の所有者、地域の集落営農や法人等によって農地利用の考え方が異なる場合もあることから、矢巾町農業再生支援協議会において、周辺の農地利用を鑑みながら畑地化が適当であるかどうかを判断し、岩手中央農業協同組合と一緒に指導を行ってまいります。

以上のことから、農林水産省の方針にどのように対応するのか、町として一定の考え方を示すことは現段階で困難であるために、個々の実情を鑑みながら、関係機関と連携して相談に応じてまいります。

6点目についてですが、木質バイオマス発電所の立地に向けた進捗状況といたしましては、定期的に町と事業者と協議を重ねており、昨年木材物流事業者が設立した特定目的会社において、経済産業省へ再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFIT制度、Feed-in Tariff制度を申請し、今年度末頃には認定をいただく予定と伺っております。

また、FITの認定基準には地域活用要件の設定が必要であることから、災害発生時における電力供給や剪定枝の活用等について、町と連携協定を締結し、地域に根差した事業運営に努めていただくこととしております。

なお、認定後は、地元町民の皆さん方への説明会を開催し、地域内において適切な意思疎通を図りながら進めていくよう、町からも要請をしておるところであります。

蒸気による排熱利用につきましては、発電出力が1,990キロワットと比較的小規模であること、発電方式が蒸気タービンであることから、熱供給は難しい旨の説明を受けておりますが、現在事業者を通じて発電機器として国民保養センターや地域の環境整備に活用できないか確認をしており、災害発生時の協力のほかにも様々な連携を促すよう要請をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 円滑な交通についてですが、中央1号線は約2万5,000台ということで、これは交通量をそういうふうに計画をしているというふうなことですが、現在の交通量はどのぐらいなのか、データとしてありますか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 中央1号線につきましては、医大開

院前、そして開院後、それぞれで交通量調査を行っておりました。開院のあたりには、交通安全対策の勉強会ということで、警察あるいは県、あと道路管理者それぞれが集まって、渋滞の発生の状況とか、そういったものも考えながら、例えば信号の現示、信号の時間ですね、赤の時間とか青の時間とか、そういった部分をいろいろ協議する場を持っておりました。そういったことを踏まえながら、現在では大きな渋滞は見受けられていないわけなのですが、約でお話しさせていただきたいと思いますが、中央1号線につきましては約7,000台、上下線といいますか、南に向かう、北に向かうという車線、それぞれ合計すると6,000台から7,000台、これは朝の7時から夜の7時までということになりますので、24時間でいくと1万台ちょっとぐらいなのかなというような予測をしております。そういった部分で、現在は大きな渋滞はないのですが、今後土地開発の関係で車両も、交通量も増えてくると思いますので、そういった部分では随時、先ほど冒頭にお話ししました交通安全の勉強会のようなものを開きながら、それぞれ警察とも情報共有しながら、対策を講じていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 町道中央1号線は、4車線化もしておりますし、さらにまた医大前のほうも今工事中でございますので、その辺については計画どおり、あるいは2万5,000台というのはそれほど、今の状況からいけば、まだ余裕があるということだろうというふうに思いますが、本町は南北をつなぐ路線はかなり整備されていますが、問題は東西の、いわゆる直線で結ぶ道路がないというのが、これ多くの町民から、道路問題の話をするとき必ずその話が出るのですが、この部分の認識というのはどういうふうに捉えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 我々町といたしましても、東西の道路につきましては非常に弱いというふうな認識は持っております。今現在、町道安庭線、国道4号線から消防学校の前を通過して煙山小学校のところまでは来るのですが、そこでまたクランクになって南昌山のほうまで向かうという、一旦クランクを挟むというような状況になっておりますし、そのほかについては、それぞれ交差点を経ながら、一旦南北どちらかに向かいながら、西へ向かっていくというようなことになっております。

盛岡南道路が今後計画が見えてくると思います。そうすると、藤沢の辺りから矢次の辺り

までは来るわけなのですが、そこから今度また同じように安庭線から南昌山、煙山ダムのほうに向かう道路につきましては、一旦降りてという形になるかと思えます。そういった面では、直線的に東西を結ぶという形にはならないというふうに認識しておりますし、そういった面では今度、現在進めております不来方高校南側の田中地区の開発に、南側に隣接する部分に町道田浦線という計画があるわけなのですが、これを国道4号のほうまで将来的に持っていきたいなという構想はあります。これを造ったとしても、やはり直線的ではないということで、非常にそういう面では交通には若干不便を感じるかなと思っておりますが、矢幅駅から4号線、矢巾口まで向かう道路が今現在医大が出来上がって、非常に混雑を、渋滞をしているというところがありますので、今後は産業技術短期大学校のところから、先ほどの町道田浦線、これを中央1号線まで結ぶことによって、県道矢巾停車場線が若干負荷が減るかなという予想もしておりますので、そういった部分は今後道路網の精査をしながら、交通量の予測もしながら、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。いずれにしても、東西の路線につきましては非常に弱いという認識でおります。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからも、今の答弁に対して補足説明させていただきたいと思えます。

今の矢巾町内の道路網を見たときに、議員ご指摘のとおり、縦軸はきちっと整備されて、交通の流れも、擦れ違いも容易な状況になっておりますが、やっぱり横軸は縦軸に比べて劣っているというのが実情でございます。そういった中で、これまでもJR東北線の踏切の部分については拡幅改良されながら、少しずつではありますが、横軸の整備はされつつあるところがございます。

しかしながら、今後盛岡南道路の供用開始に伴って、また今新たに3地区の開発等も進みます。そういった中で、発生集中交通量及び交通の流れというのは、また大きく変わってくるということは当然予想されますので、そういったところの将来交通量も加味しながら交通の流れがどうなるか、そういったことで、やっぱり交通ネットワークとしてきちっと考えていく必要はあるなと思っておりますので、そういった中でそういったところの現状を押さえながら、では今後将来どこから整備していくのか、そういった緊急性、必要性、整備効果、そういったところまで総合的に判断しながら整備を進めてまいりたいということで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） まだまだ再質問あろうかと思いますが、ちょうど正午になります。ということで、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後 1 時、13 時といたします。よろしく申し上げます。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

なお、この項より 16 番、廣田光男議員が出席いたしております。

それでは、休憩前に引き続きまして、山崎道夫議員の代表質問を続けます。

それでは、他に再質問ございますか。

山崎道夫議員。

○15 番（山崎道夫議員） 道路網のネットワークについて、岩渕副町長からございましたけれども、まさに道路網そのものが今まだ、道路住宅課長からも話があったように、東西の関係は厳しい状況にあるということを確認しているという話でした。やっぱり朝晩ばかりではなく、生活道路としても使いますし、それから当然物流の関係でもかなりの交通量ありますので、そういったことをやっぱり総合的に見ながら、町民が暮らしやすいというまちづくりというのは道路もかなり関係する部分がありますので、そういったことを今後、いわゆる都市計画道路との関係が当然出てきますので、そこはしっかりと捉えながらやっていただきたい。

都市計画道路について、現在どの路線といいますか、何路線が計画としてあるのでしょうか。そこをまず聞いておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 都市計画道路につきましては、現在もう既にかかなり終わっております。今後整備予定というようなことであれば、藤沢海老沼線ということで、矢次地区の圃場整備の中に創設用地として計画している部分。ただ、これにつきましては、JR をくぐるというようなことで、相当な事業費もかかってくると思いますので、短期間に都市計画道路が完成するということまでは行けないかと思いますが、やはり先ほど山崎議員がおっしゃったとおり、道路網につきましては幹線は幹線、それを補完する都市計画道路として、やはり役割を持った道路網が必要なのかなというふうに思っておりますので、そういったところにつきましては、先ほども町長答弁にもありましたとおり、今

後精査して優先順位をつけて、整備を進めるところを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 道路に関しては、あと1点だけお聞きします。

盛岡南道路の建設が予定されていますが、そのスケジュールについて、今分かっている部分でお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 現在盛岡南道路につきましては、昨年地元の説明会を行いまして、現地の測量に入ったところでありました。国交省のほうで国の補正予算がありまして、それによって令和5年度に予定しておりました予備設計という概略設計、これを令和4年度中に進めるといいますか、契約まで進めるといような情報はいただいております。そうすることによって、5年度早々から予備設計、概略設計がそれぞれ進められまして、現在その予備設計につきましては、7.4キロあるわけなのですが、それを3分割して予備設計を行う予定と聞いております。そうすることによって、令和5年度中に予備設計を行って、その予備設計の進捗状況によって、5年度中に説明会をまた開催できるかなというようなところで現在進んでいるところでありまして、その後の用地とか、詳細設計とかというのは、まだこの先かなと思っておりますので、今のところ予備設計、概略設計が進められるというところで聞いております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは次は、空き家対策についてお伺いいたします。

平成27年度の調査ということで、私以前空き家対策について質問したときは、これは平成28年9月に一般質問しましたのですけれども、その際には空き家が96件、そして倒壊等の危険な建物が12件ということで答弁がありました。昨年担当課とのヒアリングで、空き家は66件であると、そうするとマイナス30件になっていますし、それから農地付空き家が2件、これは問合せがあって、それぞれ問合せ先との調整なり、相談もしているというようなことでしたけれども、この30件の差というのはどういうふうな関係で減ったのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 昨年産業建設部会のほうでお示しし

た66件というものがあります。96件というのは、平成29年に調査したものになっておりまして、それから現地調査を行って、解体したものとか、いろんなものがあったわけなのですが、さらにその66件から昨年11月の現地調査では55件ということで、やはり11件減っております。ただ、これにつきましては、平成29年に調査した空き家を対象に調べておりますので、そのほかに、その29年度の調査のとき以降に空き家になったものも当然あると思います。そこについては、まだちょっと把握していないところですので、今後そういったところも含めて空き家の総件数というものを調査していきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 調査するたびに減っていくということですので、ちょっとその調査そのものが何となくしっかりとした調査になっていないというふうな感じを受けますが、いずれ空き家については、これうまく使うと、いわゆる定住あるいは移住の話も、私の前に質問した廣田議員の中でもありましたが、移住、定住にも使えますし、それからやっぱり財産として、町としてうまく活用すれば住むことができるという、若干手を加えたりしなければならぬと思いますが、非常に宝物にもなるのです。ただ、放置しておけば、これは危険な状態にまでなってしまうということもありますので、そういった調査は専門業者がやっているのか、それとも町の職員がやっているものなのか。前には何か専門的な人がやっているという話もありましたが、そこはどのようなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 先ほどちょっと答弁の中で舌足らずのところがありましたのでお答えいたしますが、先ほど66件から昨年調査した時点で55件ということで、11件減っていますというところなのですけれども、これにつきましては、空き家として件数を把握していたところに、息子さんだったり、お孫さんだったり、そういった方々が住み始めたというような件数とか、あと売買が成立してやったものというようなことで、そういったことで11件減っている状況になっております。

平成29年に調査したときには、業者も入っているわけなのですが、行政区長さんとか、自治会長さんからの聞き取り、そういったものも行いながら空き家の件数を把握したというところになります。昨年11月に調査したのは直営で、我々の住宅のほうで調査して、11件減っているというような結果になったものであります。

今後やはり空き家の件数、空き家の利用状態などを含めて調査をするとなると、委託業者

に頼むというところも当然考えなければならないかなと思っておりますが、先ほど言ったように、地元のことはやはり地元の方々が一番詳しく分かるので、そういったところの聞き取りとか、そういったものを行うとすれば、直営でやるという手もないわけではないのですが、あとは人的対応が可能かどうかというところも含めて、今後調査のほうをさらに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 空き家バンクの登録というのは、どの程度進んでいるのか。ヒアリングでは、空き家バンクの登録または行政の情報を活用したいという希望者は21件あるということでお聞きしたのですが、その方たちの希望がうまくかなっていないような気がしてならないのですけれども、その辺のこれからの進め方というのはどのように、例えばバンクへの登録の手续、そういったものはどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 空き家バンクにつきましては、空き家の所有者の希望で21件という数字があった……空き家バンクに登録してもいいというような意思を示している方が21件あったわけなのですが、先ほどの昨年11月に行った調査では、さらに7件減って、14件の方が空き家バンクに登録してもいいかなという意思をヒアリングしているところであります。

ただ、現在空き家バンクは、矢巾町はゼロ件です。この要因としては、やはり建物の所有の関係が、相続であったりとか、あとは中に先祖代々の仏壇とか、そういったものがあつたりとかということで、実際現実的に空き家バンクに登録という段階になると、やはりそういったものをどうしようかというところで、なかなか進まないというのが現状であります。ただ、いろんな支援を行うためには、さっきの農地付空き家だとか、そういったものも空き家バンクに登録して初めて農地付空き家のほうの制度を使えるというふうになりますので、ぜひとも空き家バンクに登録することを今後促進していきたいというふうに思っております。現在はゼロ件です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 2月13日、14日と、私たちの会派で愛知県の南知多町に行きましたけれども、ここの取組は、平成21年から令和3年まで129件のバンクに登録した人たちの、貸

し借りもありますし、売ったり買ったり、いろいろあるようなのですが、活用しているのが129件。これは、やっぱり物すごい取組なのです、彼らは。ここに4冊もらってきましたけれども、空き家に関して、どういうふうな経過で発生するのかから始まって、それを活用するにはどうしたらいいのかと、それから町単とか国の様々な支援制度、全部載っています。

我が町は、そのとおり確かに件数は少ないのですが、これを宝物にするためには取り組む体制をしっかりとしないとなかなか進まないと思うのです。バンク登録ゼロだというのは、町長の施政方針の中でも力を入れていくとありますが、どうも空論の話で、何となく真実味が伝わってこないというのがありますので、そういったのを研究して、我が町として今何ができるのか、何をしなければならないのかということしっかりと方針を立ててやるべきだというふうに思いますが、そこをまずお聞きして、この件は終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 確かに全国的に見ると、いろいろな手法で空き家の解消に努めている自治体もあります。そういった部分は、我々も情報は得ておりますが、前提的に我々盛岡広域都市計画という、線引き都市計画の縛りもあったりして、そういった部分も多少弊害になっているのが現実であります。

ただ、県も空き家の改修の費用支援とか、そういった制度も出てきておりますので、やはりそれと一緒に町支援策を設けながら、ぜひ空き家を活用したいという方々へ提供できるときに、いろんな支援をプラスアルファでやっていきながら、空き家の解消というものを進めるべきかなと思っております。なので、制度のことも走りながら、空き家バンクへの促進についても今後進めていくというような政策で何とか考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ひとつ、様々な条件はあると思いますが、力を入れてほしいと思っております。

DXの取組については、今まさにデジタル田園都市国家構想というふうなことで力を入れていくということなのですが、若手を中心としたプロジェクトチームについては、いつ頃、どういうふうな形で取り組むという気持ちなのか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

若手中心の取組ですけれども、まだ構想段階といいますか、全くこれからの取組でございます。今デジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、時々こちらの議会のほうでお話ししておりますが、町民向けのアプリのほうの応募をしておるところでございます。こちらのほうの採択が4月に結果が出るわけですけれども、それはそれとして、また別な新たなDXの推進、こちらに関しましては、庁舎内での職員同士ではマイナンバーカードを独自利用したもの何かできないかなというふうな検討した経緯はございますが、いずれも経費と効果があまり思わしくないものばかりだったので、改めて、例えば総合計画に関しまして、今町民の方と一緒に検討している機会等ございますけれども、そういった機会等を捉えまして進めていきたいというふうに考えております。

時期といたしましては、年度明け次第、徐々に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 次に、子育て支援について、質問の際にも申し上げましたけれども、あるいは12月の議会でも一般質問で取り上げましたが、農業新聞に載ったのがあります。2月26日なのですが、全国的に中1、そして高1、入学時の費用、制服等の費用が10万円単位でかかると、非常に負担に思っている保護者が8割を超えているというようなことで、農業新聞のコラムに載ったのですが、今まさにコロナ禍で収入減少が続いていると、そして相次ぐ物価高で、しかも燃料費の高騰で光熱費が非常に高くなっていると。どの家庭も大変なのですが、特にひとり親家庭の苦勞といいますか、厳しさはやっぱりどんどんとその速度を増しているのではないかというふうに思うのです。食事を減らしたり、主食の米を買えなかったとか、そういう状況が出てきているというようなこともありますので、ここはあんまり長く議論はしたくないのですが、そういった状況を考えると、やっぱり主食であります米を何とか支援できないかと。例えば10キロで3,000円、60キロにすれば1万8,000円、そういった支援を何とか考えていってもらいたいなというのが私の願いなのですが、そんなに大きな財源はかからないと思うのです。すぐやれということは無理だとしても、そういった厳しい状況にあるところにしっかりと支援をしていくということも、町としてはやっぱり考えていってもらいたいなというふうに思っていますが、その辺に対する考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、子育て支援、それで山崎道夫議員もご存じのとおり、過去にカンボジアとか何かに支援米を作って送ったことがあるのです。だから、私はそういう方法論を一つ、例えば今ひとり親家庭にお米を提供するというか、そういうふうな仕組みづくりは、これまでもそういった海外に対して、困っているところに支援したいきさつもあるわけですので、ひとつこれから子育て支援の中にそういう…。今町内では、耕作放棄地というのは面積は限られておるわけですが、耕作放棄地でもいいし、または今、例えば盛岡とか紫波とか矢巾で、矢巾で今学校の子どもさんたちと、児童と稲刈りとか田植えの体験をさせて、やっているのです。そして、今もうなくなってあれなのですが、いわゆる長木をあれして、くいをあれして、そういうふうなものを、名前出していいのかどうか、徳田で高館さんという人が小学校の子どもさんたちを集めて、この間そのお礼のお手紙を見させていただいたのです。そうしたら、本当にいいことを書いているのです。だから、そういう児童生徒が体験したお米とかをそういうことに、地域なり、みんなで力を合わせてやっていくことを考えてみたらどうなのかなということ、特にも私らの大先輩である宮信一さんあたりが、カンボジアで困っていると、お米を食べられないと、そういう海外に対しての支援米もやった過去、いきさつがあるわけです。そういうことを地域でできるように、今ご質問をお聞きして、そういうことにこれからみんなで子育て支援をできる体制整備をつくり上げていきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） たまたま今町長からそういうアジア・アフリカ支援米の話がありましたが、今私、全日本農民組合連合会に所属していますが、今私もやっています。毎年500キロから700キロぐらい、私も今年は60キロ10袋で600キロ出しましたけれども、いずれアジア・アフリカ支援米、これはここ10年ぐらいはマリ共和国に行っていますが、全部横浜に全国から集まって、約500トンぐらいになるようですけれども、岩手はちょっと少ないのですが、北海道、新潟とか多いのです。そういうのをやっていますが、いずれそれをやるということは、それはまさに、否定しませんが、今やっぱり御飯を腹いっぱい食べられないというような状況がこの時代にあるということなのです。それが町の中でも恐らくあるでしょう。そういうことにタイムリーに応じていくというのは、行政の一つ大きな役割ではないかというふうに思うのです。そこはそういうことで、町長の考えはお伺いしましたが、検討課題にぜ

ひしていただきたいなということで終わりたいと思います。

次に、人・農地プランの関係、地域計画の関係ですけれども、国は次から次と新たな法律をつくって、新たな取組を農業現場に下ろしてくると、そういうふうな傾向がずっと続いているわけです。それで、もう現場は、そうでなくても農業経営というのは厳しい状況の中で、次から次と追いを打たれると。次は持続可能な農業を考えるために、将来はこういうふうにするべきだということをぜひ考えてくれということです。これを続けられて、本当に農業をどういうふうに思っているのかなという、そういった常に疑問と不信感を持たざるを得ない。

私、質問の中でも言っていますが、水田活用の直接支払交付金、これはやっぱり物すごい足かせになっているわけです。去年から始まって、4年、5年、6年、7年、8年、令和8年までに1回水を張れということなのですが、これだって、答弁にあるように、政府の方針がまだ定まっていないという状況であります。そういった中で水田をどのようにこれから活用していくかということになれば、まずその部分をどうするのやという話に必ずなるわけです。その辺のことは全く意に介さないで、とにかく地域で話し合って地域計画をつくりなさいという、そのような話では、なかなか現場ではそれに応え切れないのではないかというふうな話が、農業委員会も来てもらって説明を聞きましたが、その後そういう話が出ています。営農組合の総会のとくもその話が出ました。今度3月5日、私たちの生産組合の総会ですが、恐らく同じような話が出ると思います。

町は、今の状況ではとてもではないけれども、方針も何も国から示されていない中では指導するような中身はないよという答弁なのですが、全くそのとおりですけれども、やっぱりそういうふうな非常に矛盾したようなやり方というのは、現場に下ろされても応え切れない状況があるのではないかと。無理くりつくることはできます。それはできますけれども、魂のこもったといいますか、思いのこもったものは、なかなかつukれないのではないかというふうに思いますが、今後の指導体制をどうしていくかということをもまずお聞きして、この項は終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） いろいろ国の政策がそれこそ右往左往しているような形で、問題となったのは、やはり水田活用交付金の基になったのは転作でございます。水田として本来主食用米等を植えるところを、昨今米の需要が大分減ってきた中で、そういった転作を進めてきたわけでございますけれども、実際水田として活用されていないのではないかと、ほとんど畦畔もなく、水張りもできないようなところまで交付金をあげるのは、補助金をあ

げるのはどうかというような根底が、国のほうから、財務省のほうから指摘があって、このような事態になっているわけでございますけれども、やはり町としては安定した農業、あるいは魅力ある農業を続けていくためには、所得補償が一番重要なのかなというふうに考えてございます。農業で飯を食っていけるようなくらいの収入があれば、やはり若い人でもこれから農業をやっていきたいというような気持ちも出てくるでしょうし、今いろいろ、地元学び塾とかそういったものを通じて農業に触れ合っていたり若い人たちとか、小学生中心になるのですけれども、そういった人たちにも農業に興味を持っていただくような施策を町でもやっておりますけれども、そういったものを少しずつでも広げていって、また町としてもできるだけ支援ができるような体制づくりを、今後国の政策とは別に考えながらやっていかなければならないのかなというふうに考えてございますので、今後ともいろいろご指導を各方面からいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） いずれ町としての指導というのは、私が言ったこと、現場の声ですので、そこをやっぱりしっかりと捉えて、なるほどなというような指導をしていただきたいというふうに思います。

町長への質問で最後になりますが、木質バイオの発電所の関係は、これは1,990キロワットということですが、一般家庭の世帯でいうとどの程度なのでしょうか、電力の使用料からいきますと。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 1,990キロワットアワーということで、これを年間にしますと、大体1世帯当たり3,400キロワットアワー換算で4,300戸ほどの電力になるのかなというふうなことで見積もってございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） これは、ぜひ頑張って誘致をしてほしいなというふうに思いますが、うまくいけばいつ頃になるのでしょうか、その発電所の計画が実際目に見えてくるというのは。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） このスケジュールにつきましては、特定目的会社が昨年立ち

上がって、まだFITの認可が下りていない段階で、スケジュール的なお話については、今年の5月頃に住民説明会等を今考えているところでございますので、そのときになりましたらば、詳しくそういったスケジュール感についてもご説明申し上げたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問を教育長にいたします。質問事項は、教育行政推進の取組についてであります。

3年余りにも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、教育・保育現場は様々な感染防止対策に取り組み、長期化による影響をできるだけ抑えるため、懸命に努力してきたことに敬意と感謝を申し上げます。

ウイズコロナを見据え、教育現場の取組について教育長の見解を以下伺います。

1点目でございます。新型コロナウイルス感染症対策のマスク着用が3月13日から個人の判断に委ねられることになりました。これは、5月の大型連休後、5月8日からになりますが、感染症の法的な位置づけをインフルエンザと同等の5類に移行するのに先立って緩和する措置と言われています。このことにより、学校現場に対し、新年度の4月からは学校教育活動でマスク着用を求めないとし、本年度内に行われる卒業式についても、卒業生や教職員はつけないことを基本とするとの通知を政府が出したと言われております。具体的取組の判断は、それぞれ現場に委ねるとのことから、本町の対応について伺います。また、給食時の黙食の対応についても併せて伺います。

2点目でございます。デジタル教科書の活用について、文科省は2024年度から小学5年から中学3年の英語でデジタル教科書を先行導入するとしており、25年度からは算数、数学で導入するとしております。また、22年度からは希望する全ての小中学校に英語版のデジタル教科書を配付し、実証事業を行っているとのことですが、文科省が21年度に実施した教員約3万6,000人への調査で、48.6%が「画面のフリーズやエラーで対処が必要になった」と訴えるなど、トラブルの多さが課題になっております。さらには、小中学生約6万5,000人へのアンケートでは、「授業前よりも目が疲れた」との回答が小学校3年から6年、中学生で4割超に上ったとのことであり、健康面への影響も心配されており、眼科医はスマートフォンの普及で児童生徒の視力低下が問題になっているが、さらに加速するのは必至と指摘して

おります。こうしたことを踏まえ以下お伺いいたします。

1点目、本町は、22年度からの実証事業を希望したのか。

2点目、前述したようにデジタル教科書を使用した際のトラブルの多さが課題であるとのことですが、授業を担当する先生方の研修は既に行われていると思いますが、このようなことも考慮した研修になっているのか、お伺いいたします。

3点目、視力の低下が懸念されていますが、実証事業に取り組んでいる学校は1回10分から15分程度の使用にとどめることが多く、紙の教科書との併用を行っているとのこと、本町においても、こうした取組を参考にすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

4点目、健康への影響を防止する観点から、定期的に児童生徒からの聞き取り調査を行い、問題がないのか確認しながら取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

大きな3点目になります。本町における教職員の長時間労働の是正に向けた目標や対策を定める働き方改革プランをこの3月に策定することとありますが、教職員の働き方改革については一般質問で何度となく取り上げてきました。特に過労死ラインの月80時間を超える超過勤務の改善に対しては、教育委員会と学校現場が一体となって、本気で取り組むよう強く求めてきました。しかし、一向に改善が進まず、今日を迎えています。

今後は、働き方改革プランに沿って、現状把握や課題の洗い出しなどを行い、改革に向けて真剣に取り組むとは思いますが、改革プランの策定が遅れた理由と、今後改革プランに沿って教職員の働き方改革に取り組む決意を示していただきたいと思えます。

4点目、教科担任制が22年度、全国の公立小学校5、6年生に本格導入され、本県の学校現場でも取組が進んでおり、中1ギャップの解消や専門的な授業の実施、教職員の働き方改革などに効果があるとされております。

文科省は、教科担任制の推進に向け、25年度までの4年間で全国の公立小中学校の教員を約3,800人増やす計画を打ち出しており、岩手県教育委員会によると、22年度に小中学校46校に45人（複数校兼務を含む）の教職員を追加配置したとのこととあります。教科担任制は、授業の質や児童の学習意欲の向上に効果があるとのこととあり、さらには教職員の働き改革の取組にもつながることから、今後本町においても積極的に導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 教育行政推進の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1 項目めについてですが、国からは令和5年2月10日付で「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」の通知がありました。主な内容としては、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置づけること、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは本年4月1日以降から適用すること、卒業式におけるマスクの取扱い等については、マスクを着用せず出席することを基本とするが、各地域や学校の実情に応じて卒業式の適切な実施に努めることとしております。このことを踏まえまして、2月17日の校長会議において、本通知の趣旨を踏まえ、保護者等と協議の上、学校としての方針を決定するよう依頼したところでございます。

また、本通知においては、年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり文部科学省が作成した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応とするよう記載がありましたので、給食時の黙食については、年度内は継続し、今後の国等の動向等を注視し、適切に対応してまいります。

2 項目めの1点目についてですが、本町では令和3年度から実証事業への参加を希望し、現在2年目となっております。

2点目についてですが、令和3年度は小学校5年生から中学校3年生まで算数、数学のデジタル教科書を導入しており、当初はトラブルのたびに学校教育課職員が対応を行ってまいりました。令和4年度からは、委託業者によるデジタル教科書の研修を各校1回実施し、トラブルの対応については、県が設置するGIGAスクール運営支援センターへ窓口を一本化しているため、早期にトラブル対応が実施できているところでございます。

3点目についてですが、学習者用パソコンを配付する際に、教育委員会では学習者用パソコンの使い方のルールをまとめたリーフレットを配付しております。使い方のルールの中には、目と画面を30センチメートル以上離れた状態で使用すること、30分使ったら休憩を取るようすることを指導しており、各学校ではこのルールに従って指導しているものと認識してございます。今後実証事業の中で、実証事業参加校の結果が判明してくると思いますので、その結果を踏まえ、活用の方法や使い方など、適切に対応してまいります。

4点目についてですが、各学校で実施している定期健康診断の結果及び実証事業の結果等から、視力等、健康への影響がないかを確認し、対応してまいりたいと考えてございます。

3項目めについてですが、本町では教職員の働き方改革について、岩手県教職員働き方改革プランに準じて取り組んでまいりました。特に矢巾町立学校教職員衛生委員会において、

小中学校における教職員の時間外勤務の状況を確認しつつ、働き方改革の取組事例等を共有し、学校及び教育委員会がそれぞれできることを相互に確認しながら、両者一体となつての取組を進めてまいりました。

教職員の長時間労働を縮減し、多忙感を軽減することにより、教職員が教材研究の時間を確保し、授業を充実させ、健康で生き生きとやりがいを持って子どもたち一人一人に向き合うことができるよう、さらなる改革を進めるため、この3月に矢巾町教職員働き方改革プランを策定することとしております。

教育委員会、教職員だけの取組だけでは限界があるため、学校の実情を知っていただくべく、地域や保護者の理解を得ることが教職員の働き方改革を進めるに当たって必要不可欠であることから、本プランを策定後、速やかに公表することで、学校の実情に応じた主体的な取組を推進してまいります。

4項目めについてですが、教科担任制の在り方については、令和3年7月に国が義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議において、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数配置により、特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に考えるべきであるとの報告を行ったことは承知してございます。

本年度本町では、煙山小学校において、理科専科教員、外国語専科教員を配置し、矢巾東小学校においては理科専科教員を配置して、一部教科担任制を実施しております。

また、町独自の取組として、学校支援員及び特別支援教育支援員を各校に配置し、個に応じた指導の支援を実施しており、この配置は教職員の負担軽減にもつながっていると捉えてございます。

今後におきましても、国、県の動向も注視し、よりよい教育環境資源の提供に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 3月に入って、昨日は1日でしたが、県内の県立高校の卒業式が各地で行われたわけですが、報道、テレビを見ると、マスクの着用をしている生徒たちが非常に多かったように思います。これは、生徒の判断に任せるといふようなことだったのかなというふうに思いますが、本町においては、基本は卒業式、マスクを着用せずに出席することということの今答弁でありましたが、児童生徒の判断でもし着用する場合については、それ

は認めるということなのでしょうね。恐らくそうだと思っておりますが、その辺の解釈の問題になりますけれども、各学校ごとにばらつきが出るということも当然あり得るということだと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今山崎議員からご指摘ありましたとおり、各学校におけるばらつきは、なかなか統一が難しいということもありまして、各学校現場において十分煮詰めた上で、しかもPTAとも相談した上で対応しておりますので、全体とすれば、国のガイドラインにもありますとおり、例えば呼びかけとか、校歌斉唱とか、そういった声を発する場面においては必ずマスクを着用し、あとは授与の際、外すというような取組が主なところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 理解しました。

黙食についても、次年度からということで、新しい年度になったらということですので、それについては、これも理解できます。

それから、2つ目の質問の中にあります実証事業の参加希望は、もう既にしていると。これについても理解できました。

それから、デジタル教科書の導入によってトラブルが結構あったということで、これも前は学校教育課の職員が恐らく直接行って対応していたと思うのですが、今は県のGIGAスクールの運営支援センターがやっているということで、これは電話等でやっているのですか、直接来ても対応してくれているのかな、その辺はどうなのですか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

県のほうから専門の職員が派遣されて、いろいろご指導いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 全国的に、いわゆるデジタル教科書の導入などによって、視力の低

下が問題になっていますが、これの対応というのは、学校ごとに聞き取りとかするような体制というのは今後取っていくのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

視力低下の対応につきましては、先ほど教育長答弁の中でも、そういうリーフレットを基に啓発を行っているところをごさいますて、リーフレットにおきましては、目と画面を30センチ以上離すと、あと30分、いわゆるパソコンを使ったら休憩を取るというところを特に重点的に指導しておるところでございます。

なお、視力低下につきましては、先ほど答弁にも触れましたけれども、令和3年度、令和4年度と児童生徒数が変わっているので、人数だけで比較することは難しいわけでございますけれども、視力1.0未満の、いわゆる眼鏡が必要な、そういう割合は、令和3年度にGIGAスクールがスタートしたわけでございますが、4年度における状況と比較しますと、むしろ若干視力はよくなっているということがございますので、今のところ、いわゆるデジタル教材に伴う視力低下が見受けられるということではないということをお答えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そこは分かりました。

それから、大きな3点目なのですが、今年の1月19日の新聞報道なのですが、教員の長時間労働の是正に向けた目標や対策を定める教職員の働き方改革プランの策定が遅れている市町村が県内11あるということで、佐藤博教育長が今度退任なさるようですが、定例会見で、もう私が言わなくても分かっているとおりなのですが、教職員の働き方改革の推進は本県教育行政の重要課題であり、全市町村が早急にプランを策定することを望むと強く求めていることが報道されたと。教育長は、各市町村の教育委員会がまず教員の働き方改革について、どういうことに取り組まなければならないのかということを考えることが一番大事だということをお述べながら、現状把握や課題の洗い出しが進まない状況に苦言を呈したということがあります。

県教委は、このプランを2018年3月に策定をしているのですが、それからもう4年もたっているのですけれども、我が町は全く策定をしていなかったと。私直接電話して聞きました

が、3月に策定予定だと。この遅れた理由というのは何なのでしょう、率直にお答え願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私も詳細については把握してございませんが、ただ言えることは、この改革プランというのは行政がこうしようと言ってやらせるものではないというのがまず最初の認識であります。ですから、実際の課題については、いわゆる衛生委員会等を通じて、そこには職員団体の皆さんも入っておりますけれども、その中でどんなふうなことが課題で、どうあるべきかということは、協議はずっと継続してまいりました。過日衛生委員会、私も出席して、プラン、案については、その委員会の中では了承をいただいたところであり、今度それを公開することができます。そのときに、いわゆるあれもこれもという網羅的なものというのはなかなか実行が難しい。見える化をしながら、うちの町ではどうなのか、各学校の現状で何が時間外労働に取られているのかということを引きちんと把握した上で、近いうちに各学校のホームページでも明らかにして、見える化を通して、このプランを推進していこうというふうな取組となってございます。

以上をもってお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） いわゆる県の教育委員会がつくった改革プランに沿ってつくる必要はないと、なかったと、今までは。そういう捉え方でいいのでしょうか。

実際私は、平成28年6月議会と平成29年6月議会で、一般質問で、町立学校の教職員、いわゆる労働安全衛生委員会の設置を再三求めてきました。なかなか設置されませんでした。しかし、今教育長は、衛生委員会で、いわゆる教員の働き方については把握できると、時間外労働についても把握できると、そういう話ですよ。結果的には衛生委員会はできました。それも、なかなかつくりませんでした。設置義務はないということで、ずっとはねつけられてきました。それから、タイムカードの導入もそうでした。全部最初から分かりましたということにはなりませんでしたが、今それが生かされているということに、私は非常によかったなと思っています。

しかし、さっきの答弁だと、それがあから十分なのだというふうには聞こえません、残念ながら。これだけ教員の働き方改革が、県内でも、我が町でも、全国でも大変な状況なのです。それに対して真摯に立ち向かうためには、県がつくった教育プラン、これはできる

だけ早くつくりなさいという、恐らくそういうふうな一つの県の教育委員会の指導があったと思うのです。やっぱりそういったことに真摯に立ち向かうという姿勢がなければ、なかなか教員の働き方改革は進まないのではないかなというふうに私は危惧しています。

時間もありませんからこれ以上は申し上げませんが、いずれにしても我が町は、どこもそうだとわれればそうなのですが、80時間を超えて超過勤務をしている教職員が結構いるのです。聞くと毎回出てきます。やっぱりそれに真摯に立ち向かって、教職員が疲弊をしているという実態を何としても改善していくというような気概を持ってやらないと、いつまでたってもこれは前に進まないと思うのです。そこに対する考え方を再度お聞きしたいと思いません。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 答弁の仕方が多分不十分だったというふうに思います。いずれ真摯に立ち向かっていくのはそのとおりでございますし、教職員が元気であることが子どもたち一人一人にちゃんと向き合う時間ができるということ、そして授業実践もよりよくなっていくということ、そのベースが教職員の健康にあるということは、これは自明のことというふうに捉えています。ですから、今回プランとして公表しますが、これをそのままずっと踏襲するわけではなく、その現状を把握しつつ、不断の改善をしながら、よりよいものを今後もつくっていこうというふうな考え方でおります。

以上をもって答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） その気持ちは、恐らく今までの教育長さんたちも、学校長さんたちもあったと思います。しかし、何かがそこにあって、なかなか一歩、二歩前に進めなかったというのが実態だと思うのです。やっぱり教育改革プラン、教職員の働き方改革プランは、そういったことを一歩乗り越え、あるいはもっときちっと捉えて、しっかりとした対応を取りなさいという、そのものではないかなというふうに思うのです。それをやっぱり4年間も放置しておいたというのは、これは、今の教育長さんは、そのときはここにいませんでしたけれども、やっぱり矢巾町の教育行政に対する取り組み方、捉え方が非常に甘いのではないかというふうに私は思わざるを得ないのです。

そういうふうな状況の中で、今度できた教育プラン、見える化するとは言っていますが、それをやっぱりしっかりと生かして、次の機会には働き方改革がこのように前に進んでいま

したという答弁をぜひしていただくように取り組んでほしいなということを申し上げて、最後に新たな気持ちで決意を述べていただいて、それで終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 議員おっしゃるとおりというふうに私も考えております。ですから、現状にとどまることはしない。そして、その実情に応じてという言葉をよく使いますが、その実情の具体が見えなければ、改善が出てこないというふうに思っております。これが各学校、学校規模なり、または対外的なことをどれくらい持っているかなり、それぞれによって違う。これをきちんと見える化した上で、そして教育委員会として何が支援できるのか、学校が自分の中で何を変えられるのか、またはこれで地域の方々にどんな協力をいただきたいのかと、そういうところを明らかにして具体的な取組に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はよろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で一心会、山崎道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間もちょうど1時間経過いたしました。暫時休憩といたします。

再開を2時10分、14時10分といたします。よろしくをお願いします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会派代表質問を行います。

次に、矢巾明進会、長谷川和男議員。

1問目の質問を許します。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 議席番号、12番、会派代表、矢巾明進会、長谷川和男でございます。第1問目の質問に入ります。第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証と第8次への取組について、町長にお伺いいたします。

令和5年矢巾町議会3月会議に先立ち、先般2月16日に高橋町長の町政経営の所信と、新

年度の主たる施策とその方針が示されました。SDGsの基本理念、平成27年に国連加盟国サミットで決めた世界の誰一人取り残さない、この取組を基本理念に、町民一人一人の幸福の実現に向け、各種施策を推進していくと、令和5年度矢巾町ファイブスター作戦と銘打って、町民の幸福のために、「万里一空」の精神で課題解決に向けて町政運営の決意を表明されました。令和5年度は、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の最終年度となり、また第8次の総合計画の策定年度であることから、以下お伺いをいたします。

1点目、総合計画の検証や評価については、これまでも同僚議員から、その考え方について質問が出されており、当局もその重要性については、十分認識されていると思うが、第7次矢巾町総合計画の検証と評価をどのように行うのか、方法と時期についてお伺いいたします。

また、検証や評価の結果をどのように第8次総合計画に反映させていくのかについてもお伺いをいたします。

2点目、効率的で効果的な町の政を運営する観点に立ち、町の戦略を確実にするために評価を進め、事実を積み上げ、証拠に基づく政策立案を進めるとの方針が示されており、一方で町民の幸福を追求するために、一人一人の個性を輝かせるよう様々な施策を実施していくとしていることから、どちらもまちづくりの重要な視点であります。同時に事実の積み上げと幸福の追求は同じ土俵や尺度で語ることは難しいとされている。本町において、今後幸福の追求についてどのように取り組んでいくのか、具体的な内容をお伺いします。

3点目、第8次総合計画を策定するに当たっては、矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止して、新たな枠組みで策定する初めての計画策定になりますが、ワークショップを開催して町民の意見を反映させているものと承知しているが、一方、様々な団体の専門的な意見については、これまでよりも反映されにくいのではないかと危惧するのとありますが、町民の直接的な声の反映、様々な分野の専門的な声をいかにしてバランスよく反映させていくのか、その考え方について伺う。

4点目、第8次総合計画の策定では、新たなまちづくりの目標が掲げられて施策が展開されるものと認識しているが、施策が変われば、当然それを行う組織の体制も見直す必要があると思うが、その考え方はないか。

また、これまでの質問でも政策推進監は、全体を見直しつつ重要な案件等の役割を果たす責務があり、現在の体制の部署を強化する考えはないか、お伺いいたします。

以上であります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾明進会、長谷川和男議員の第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証と第8次への取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第7次矢巾町総合計画後期基本計画につきましては、令和4年度までの実績を基に検証、評価を行い、その結果を令和5年度に行う第8次矢巾町総合計画の策定に反映してまいります。

具体的な時期といたしましては、今年度末の実績が確定後に内部での検証、評価を行い、その結果を6月をめどというか、目途に議会にお示しして、ご意見を頂戴いたしたいと考えております。

2点目についてですが、事実の積み上げによる政策推進とお一人お一人の幸福の追求は、それぞれ観点が異なるものでありますが、両者を統合する手法として、先進的な自治体では幸福度を指標化する取組が行われております。身近なところでは、岩手県が幸福度指標に基づく政策推進に取り組んでおり、本町におきましてもこれを参考に、第8次矢巾町総合計画に幸福に関する指標を取り入れることによって、事実の積み上げによる幸福の追求を図ってまいりたいと考えております。

3点目についてですが、これまでの総合開発委員会方式では、委員が60人と多い人数であったことから、各団体が意見を述べる時間を十分に確保することが難しかったところであり、第8次総合計画の策定におきましては、各種団体に対してアンケートを実施し、必要に応じてヒアリング等も行うことにより、個々の団体から深く意見を聴取し、その内容がバランスよく反映された計画となるよう努めてまいります。

4点目についてですが、従来より様々な行政課題に柔軟に対応し、かつ施策を遂行するため、機会を捉え、組織体制の見直しを図っているところであります。新年度も同様に、政策推進監のみならず、教育委員会に教育次長を置くことも含め、組織全体として与えられた責務を達成していくことが肝要と考えておりますので、そのための体制づくりに努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 政策推進監は、4年度からの設置でございましたが、間もなく1

年になろうとしておりますが、大胆かつ緻密な政策を担う職として組織体制を図る重要なポストと思うが、今後行政運営の要として、他部署と本音の立場で物事、事案等について協議を推進されるものというふうに考えていますが、そのことについてお伺いします。

それから、ただいまお聞きしましたとおり、教育委員会に次長職をとというお話でございましたが、これについて県内町村ではどのような体制になっているのか含めてお答えをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、政策推進監についてからお答えいたします。現在政策推進監につきましては、町の重要課題につきまして、推進監付の職員と2名で対応していただいているという状況ですが、新年度におきましては政策推進監の組織として、未来戦略課として、行政組織として課を設置するという事で、政策推進監兼未来戦略課長ということで、職員も相応の人数をしっかりと配置させていただきまして、まちづくりに係る部分、それから重要案件、未来のまちづくりに係る重要案件についてを大きな視点で捉えていただいて、全体の課の中心となって対応していただくというような形で今計画しているところでございます。

もう一点でございます。教育委員会におきまして教育次長の設置ということで、こちらも現在そのとおり進めておりますが、他の市町村ということではちょっと情報がありません。申し訳ありませんが。我々の視点といたしましては、教育委員会、教育長を中心といたしまして、様々な教育行政、課題がございます。そういった中で、例えばでございますけれども、これまでは子ども家庭総合支援拠点とか、子ども世代包括支援センターなどということで、教育委員会の子どもの関わる窓口を設置させていただいておりますけれども、令和6年4月からは子ども家庭センターなども設置して、子どもから、それから教育委員会、学校、関係施設の大きな課題まで、様々な視点について、行政課題はたくさんございます。そういった部分について、教育長を中心に次長の指揮命令系統の中で、次長は1つの課だけの事案だけにとらわれないで、教育委員会全体の案件についても教育長から指示を受け、取り組んでいただきたいという趣旨の下、教育次長制度を取り入れるという形で現在進めている状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 2問目の質問に入ります。町産農産物の消費拡大と特産品開発について町長にお伺いいたします。

町産農産物の消費拡大は、農業を振興していく上で重要なことでもあります。多くの自治体で同様の考えの下、施策が展開されているものと認識しておりますが、本町でも特産品の開発が進められ、今年は新聞で報道されるような商品も開発されており、今後期待されておりますが、そこでマーケットに埋もれずに本町の特色を生かした施策をすることが必要と考えますことから、以下お伺いします。

1点目、施策方針では、町産農産物の消費拡大について、大規模消費地における農産物PR事業を通して、産地の見える化、販路の見える化により、地産地消を推進していくとあるが、大規模消費地における農産物PR事業をどのように地産地消につなげるのか、具体策をお伺いいたします。

2点目、町農産物を活用した特産品の開発は、これまでも進められてきましたが、単発で終わっているようにも見受けられますが、これまでに開発された特産品で継続して販売されている特産品はどれだけあるのか。また、開発にかけた経費とその成果についてどのような認識を持っているのかをお伺いします。

3点目、今年度開発された特産品は好評と伺っているが、今後の販売についての見通しやPR等についての策をお伺いいたします。

4点目、本町の特色を生かした施策を展開する視点で、今後の特産品開発について、毎年新たな特産品を開発していく方針なのか、あるいはさきが開発された特産品に特化して展開していくのか、お伺いをいたします。

5点目、町が開発を委託しなくても、民間企業が独自に開発したものがその自治体の名物になっている例は数多くあります。町が目指す特産品とは、町が開発等に関わったものを特産品と認識するのか、それとも町が関わらなくても民間企業が開発したのもも特産品と考えるのか、基本的な認識をお伺いします。また、後者の認識だとするならば、官民が連携したPRの体制が十分でないと思うが、今後の考え方についてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町産農産物の消費拡大と特産品開発についてのご質問にお答えをいた

します。

1点目についてですが、大規模消費地における農産物PR事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで実施しておりませんでした。今年度は3年ぶりに実施したところであります。昨年10月には、矢巾町フェアを関東圏のイトーヨーカドー系列3店舗で開催し、原木シイタケやリンゴ、ネギなどの町産農産物を販売、併せて町の観光のPRを行っております。また、昨年11月には、いわて銀河プラザで矢巾町フェアを開催し、どちらのフェアでも新鮮な町産農産物に大変な好評をいただいたところであります。

ご質問のありました大規模消費地における農産物PR事業をどのように地産地消につなげるのか具体的策につきましては、矢巾町フェアの開催に当たっては、ふるさと矢巾会の会員にも案内周知をしており、会員の方にも購入していただくことで地元農産物のよさを改めて感じてもらい、会員の方から周囲の方々へのPRにつながることも期待しております。

また、いわて銀河プラザでの矢巾町フェアにおきましては、地域おこし協力隊にも協力をいただいております。今後地域おこし協力隊が町産の農産物を活用した料理を町内で提供する事業を展開していく計画となっておりますので、あらゆる機会を捉えて地産地消につなげてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、町では民間事業者や生産団体と連携しながら、町の農産物を活用した特産品開発を昭和63年から継続して行ってきたところであります。これまで南昌さんさジュースをはじめ14品目を開発し、製造中止となった商品も多くありますが、現在はヤマブドウを使ったジュースやジャムのほか、日本酒の南昌山や徳丹城など、発売から10年以上経過し、ロングセラーとなっている商品もございます。

これまでの商品開発におきましては、原料の見直しやパッケージ等のリニューアル等も含めて、発売後も多くの経費を要しております。時代の流れとともに求められる商品も日々変化する中で、消費者のニーズを捉え、町農産物の魅力を発信する手段として特産品開発に継続して取り組む必要があると考えておりますので、今後とも関係団体や事業者と連携してまいります。

3点目についてですが、今年度はヤマブドウを使用した商品として、生産者であるやはば山ぶどうの会と連携し、岩手県の食のプロフェッショナルチームアドバイザーの監修の下、2社の民間業者と商品開発を行い、数量限定で販売したほか、現在1社と新たに商品開発を進めているところであります。

今後は、販売実績を含めた取組を検証し、原材料の手配や商品の規格を再考しながら、通

年を通じて商品展開できるよう、再販に向けた取組を行っていくとともに、町の特産品として多くの方に手に取っていただけるようなPRに努めてまいります。

4点目についてですが、今後の商品開発につきましては、既に開発に着手し、発売を予定しているものがございますので、引き続き民間事業者とともに進めてまいります。

また、既存の商品につきましても、消費者に長く愛される商品となるよう、見直しを図りながら販売を続けてまいります。

5点目についてですが、昨年度から新たに取り組む商品開発は、商品コンセプトの構築や製造指導を含めた商品の監修を業務委託しながら進めております。いずれも販売や商品PRにつきましては、製造販売を手がける民間事業者が主となって進めており、その結果、販売実績も予想を超えるものとなり、手応えを感じているところであります。

今後は、この民間主導の商品開発並びに販売について、事業者支援として令和元年度から施行しております町の特産品開発補助金等の周知を図りながら、ふるさと納税の返礼品として全国に向けてPRするなど、取組を継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 2点ほどについて質問させていただきます。

昨年販売されたヤマブドウサブレは、限定販売として10月から11月の間に販売されましたが、本町特産物とすれば、通年販売、販路の拡大、町内コンビニ等に広げる考えはないか、お伺いしたいところでございます。

2点目に、ヤマブドウサブレは、購入された方の評価などをお聞きしましたが、私も試食して感じたことは、ヤマブドウの風味、ヤマブドウの特色ある味が全くなく、チョコレートだけが主なような感じ。しかし、パッケージのほうはすばらしくよく、継続して購入したいなというふうに、一般的に特産品、お土産用としては非常にいいのですが、買って日常に、週に1回、2回、月に1回か2回でも食べようとするようなあれではちょっと、お土産には非常によろしいかと思えます。というようなことで、せっかくヤマブドウを特色にしたサブレでございますので、ぜひ感触的に、ああ、ヤマブドウってすごくいいのだなという感じにする必要があるのではないか。でないと、恐らくよその特産品に負けてしまう感じがしないでもないです。

それから、もう一つ、さっき東京の銀河プラザでの、私ども議会のほうでも銀河プラザで

販売されているというので、何年か前にのぞいたことありますが、このたび銀河プラザでなさったというのは何日ぐらいの、1週間ぐらいの借り入りで、一部のところだと思いますが、そういうようなときに、今答弁ではすごく反響がよかったと、そして東京在住の矢巾会の皆様にも幅広く広報に来てもらってというようなことでしたが、その開催中のおいでになった方々の感想などはいかがだったでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 3点ほど今ご質問があったわけですが、まず1点目の通年販売等の件ですが、今回販売しました個数が約8,000箱ということで、おかげさまで発売から2か月で完売したところでございます。販売先については、開発した小松製菓が、直営店のほかにも、町内では保養センターと、あとは矢巾商業開発のアルコと言われているところのネマーレで販売、あとは岩手医科大学のトクタヴェールの中のローソンでも販売をして、多くの反響をいただいたところでございました。次回の販売につきましては、この反響を得まして、今年の秋以降、販売数量を含めて、取扱店舗についても、小松製菓と協議の上、対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目の味については、様々好みがあるかと思っておりますけれども、やはりヤマブドウの特徴を生かすという点では、今お話があったとおり、そういった感想もほかからいただいてございますので、食のアドバイザーからもいろいろご指導をいただきながら、ヤマブドウの風味とか、食感を強調できるような形で商品がまた出るように検討してまいりたいと思っております。ただ、前回、昨年出したものと今度味が違うとなると、商品名もまた変えなければならないのかなということもありますので、そこはちょっといろいろと検討課題になるのかなというふうに思っております。

3点目の銀河プラザで行いました矢巾町フェアのほうでございまして、たしか2日間の開催でございまして、ふるさと矢巾会の会員にあらかじめ周知を図って、来ていただいた部分もございまして、今銀河プラザの入り口のほうに大型画面がありまして、要はお店の中に入らなくても、道端を歩いている人に対してアピールできるような、大型ビジョンを通して、そういった工夫も今銀河プラザでされてございますので、それを見ながら一般のお客様も入っていただいて、矢巾町の先ほどお話ししたリングオなり、シイタケなり、原木シイタケとか、ネギなどを皆さんに販売したところ、こういうおいしいものがあるということを知っていただく機会となったこと等ありますし、あと矢巾町自体を知らない方にも認知していただくという機会を得たことは、非常に効果的なPRだったかなというふうに思っております。

ますので、今後も継続して、こういった矢巾町フェアがいろんなところで開催できることを目標に頑張っていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 補足させて、答弁にはちょっと書かなかったのですが、本町の町産農産物の消費拡大、今原木シイタケ、農家で生産されたシイタケがドバイに行っているのです。これはすごいことなのです、航空便で。東日本大震災津波で原木シイタケも非常にいろんな意味でご苦労なされたわけですが、中心的になって生産している原木シイタケ生産農家がドバイに、これは皆さんに知っていただきたい。

それから、今お米が特A、銀河のしずく、これまでは、今年までは300ヘクタールと、今度の令和5年度で600ヘクタール、倍に増やして、矢巾町では最終的に農協と町が一緒になって900ヘクタールの銀河のしずくの産地にすると。今銀河のしずくがおにぎりにしたときに最高のお米だという評価をいただいているのです。今徳田のライスセンター、あそこは武蔵野というところの大手のあれなのですが、そこが、あそこはカントリーエレベーターが1つ、そこからお裾分けして、医大にも病院食として出しておると。

だから、今特産品のちまちまという話ばかりしたのですが、そういう銀河のしずく、原木シイタケ、あとは長谷川和男議員さんと私は年齢が近いので、嗜好はそんなに違わないはずなのですが、食べては、お土産にはいいかもしれないけれどもと。ちょうどバレンタインデーあたりに、白石食品の関連会社のP a n o P a n oが大した好評だったのです。だから、あまり褒められても困るのですが、まず今山ぶどうの会の方々が一生懸命やって取り組んでおりますし、もし原材料が足りないときは葛巻からもらっていただければいいのです。葛巻は、恐らくバイオマスか何かで回していると思うので、だからそういう相互で連携し合ってやっていきたいなということで、ひとつご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 3問目の質問に入ります。

快適と安全性を高めるまちづくりと豊かな生活環境を守るまちづくりについて町長にお伺いをいたします。

第7次矢巾町総合計画の施策の大綱で、快適と安全性を高めるまちづくりにおいて、住宅

施策について、「町営矢巾住宅及び高田住宅の集約化を建て替え以外の方法による手法を検討するとともに、既存の町営住宅の長寿命化を行いながら、町営住宅の住宅環境の整備に努めてまいります」とあります。

そこでお伺いします。1点目、議会の常任委員会においても、町営住宅の整備については、さきに他の自治体を研修しておりますが、本町の町営住宅は今後住宅セーフティネットとして、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することによって、生活の安定と社会福祉の増進に寄与されるものとして、矢巾住宅、高田住宅の集約化について議会に提案いただき、今日までにもろもろの作業をされてきたものと認識しておりましたが、その検討の中では集約化による余剰地の活用も検討され、貴重な町有財産として捻出することで、単なる町営住宅の整備費用の支出だけではなく、町財政負担を軽減させる検討もされてきたのではなかったのか。

先般、議会全員協議会で町財政見通しについて説明があった際に、初めて建て替え以外の方法による手法ということが示されましたが、もう少しそのとき丁寧な説明が必要でなかったのか。私は、本町の財政について、厳しい状態であるということは理解しているが、本件の事業については令和2年からであり、まだ年月も浅く、改めて町営住宅の今後の在り方、整備の方針など、町長の考え方をお伺いいたします。

2点目、豊かな生活環境を守るまちづくりにつきまして質問させていただきますが、施政方針では町長は、地球環境保全のうち、特に地球温暖化対策は地域の枠を超えた緊急に取り組むべき課題であるとのことから、脱炭素社会の実現を目指し、矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の整備や、昨年6月にゼロカーボンシティの表明を行ってきました。また、本町における脱炭素社会の実現のための施策として、2030年を目標とした集中的な事業展開を図るため、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れ、新エネルギー導入促進としての太陽発電設備における補助制度を創設するとされている。

一方、県では、いわて県民計画において、グリーン社会の実現が重点項目とされて、2025年の新築住宅の省エネ基準適合義務化に向け、既存住宅の省エネ改修を含め、今後支援施策が加速するものと思われる。現在藤沢第2地区、田中地区、下花立地区の3つの地域で大規模宅地開発が行われておりますが、本町が目指すゼロカーボンシティのモデル地区としてスタートさせるには、非常にタイミングがよく、この機を逃さず、今後の住宅への省エネ施策及び企業など民間への支援策をどのように進めていくのか、考え方をお伺いいたします。

以上、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 快適と安全性を高めるまちづくりと豊かな生活環境を守るまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町営住宅につきましては、募集状況等により需要を見極め、最適な戸数を供給する必要があると、その時々で変化する需要と供給により、効率的に対応する必要があると考えております。その方法の一つといたしまして、国土交通省の制度でもありません既存の民間賃貸住宅の借上げを活用した借上公営住宅としての手法について、全国で実施している自治体の事業を調査し、導入について検討を進めてまいります。

また、今年度も県に要望しております本町への県営住宅の誘致につきましても、引き続き強く要望してまいります。

2点目についてですが、脱炭素社会の実現のため、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した施策について、環境省へ事業計画を提出して審査を受けているところであり、個人及び民間事業者向けの補助制度を考えているところでもあります。その中では、個人向けといたしましては自家消費型太陽光発電設備の導入、住宅断熱改修に関する補助制度を、民間の事業者向けといたしましては自家消費型太陽光発電設備のほか、高効率照明器具の導入、高効率空調機器の導入に関する補助制度も併せて考えているところでもあります。

なお、事業計画では、期間を令和5年度から令和9年度までの5年間としており、この期間に分譲開始が予定されております藤沢第2地区、田中地区及び下花立地区への普及を見込んだものとしております。この計画が採択されましたら、町内の新エネルギー導入の加速化とともに、ゼロカーボンシティに向けたスタートアップとして取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 町営住宅の高田、矢巾団地の集約化事業は、令和3年度PFI手法によるアドバイザー事業等の様々な様式を研究して、BTO方式、公的資金などを組み入れるなどした、町財政に負担をかけない作業ができるというようなことをしてまいりましたようですが、というのは、令和3年2月10日に議会全員協議会に、高田、矢巾住宅建て替えのための基本計画を策定し、事業費削減効果、効率化などが見込まれるPFI事業の導入可能性について調査するというふうに説明をいただいて、私はそのことから申しますと、こ

のことについて私も一般質問でもしておりましたが、議会もこのときには了承したものであり、私は無論、矢巾団地については50年以上の経過もしており、また医大の高いところから入院患者さん、また各階に家族が行って面談するところがあるわけですが、その上段のほうから南昌山とかちやんと、この方向は南昌山、ここはというふうにしてあるのは結構なのですが、ふと目を下ろすと町営住宅、矢巾住宅が、今28戸ですか、点々として、屋根を見れば赤茶けた、あれは何だろうというふうに知らない人は見ると思います。

というようなことで、非常に立地条件のいい場所でございますので、私は他に移すというのではなくて、あそこを利用価値を高めるためにぜひというふうなことで一般質問した覚えがあるのですが、それを思うと、2年から作業に加わった国交省の事業のアドバイザーの業者さんといろいろ、今まで経費がかかっているのではないかなというふうに思っていますが、その点、幾らぐらい費用がかかっておったのか、できればお聞きしたいなど。

というのは、以前に町民食堂の、地方創生事業で立ち上げて事業をしようとしたけれども、途中でおやめになったわけですが、このときでも本当は公費でできるものを途中で断念したために、一般財源からの負担をしたというようなこともありますので、今度のこともその二の舞になるのではないかなと、途中でふと思いました。

そういうことでございますので、そのことについてはぜひお答えをいただきたいと思いますが、これには社会資本整備資金が投入されるというような話も前に聞いておったものですから、ぜひこれを実行してもらいたいなというふうに思って、この高田、矢巾住宅については最後までお願いしたいなど。ところが、去年の全員協議会において、そういう説明がなされました。残念でならないのでございますが、このことについて高橋町長から再度お聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまのご質問にお答えさせていただきますが、まずいろいろな経過があったことは今長谷川議員さんがおっしゃるとおりで、それでこの矢巾住宅と高田住宅、今お住まいになっている方もいらっしゃるわけです。そういったお住まいになっている方々からもいろんなご意見もお聞きしたわけでございますが、今私ども何回も、今日もいろいろ議員さん方からご質問されて、もう50年経過しているわけですので、建て替えの時期に来ているというのは、これはもう自明の理でございますので、やらなければならないということは。

その中で、まず私どもといたしましては、高田住宅と矢巾住宅、このお住まいになってい

る方々をどのように、やっぱり今まで住み慣れてきたいきさつもあるわけですので、そういうふうな人たちにも寄り添いをしなければならない。しかし、今お話あったとおり、特にも矢巾住宅は、あそこは一等地なわけです。それで、今私どもといたしましては、県営住宅、例えば東日本大震災では、被災された市町村では災害公営住宅というのを県が中心になってやったわけです。だから、私どもの今度お願いする県営住宅は、できれば若者とか、今医大からも言われておるのは、単身者とか何か住めるところをぜひ考えてほしいと言われておりますし、だからそういったことを複合的に総合的に、いろんな課題がありますので、それをしっかり整理して、ひもといて、そして今私どもは住宅政策のマスタープランもつくっているし、今お話があったとおり、アドバイザーの制度を使って方向性も示していただいたわけですので、そういったことを踏まえながらやっていくということで。

ただ、今民間の賃貸のお話もあったのですけれども、この対応を誤れば取り返しのつかないことも、先進自治体で失敗している事例もありますので。だから、そういうところの賃貸をどういう形でやればいいのか。だから、今日午前中には廣田清実議員からも、それから今長谷川議員からも住宅制度のお話があったのですが、もう少し時間をいただいて、そしてどうせやるからには、私どもとしてはお互い、住んで今……ここの三堤住宅もそういう時期が間もなく来るわけです。だから、こういうものを、先ほど申し上げたように、複合的に総合的に住宅政策を。そして、何よりもその根幹をなすのは財源の確保でございます。だから、今度のデジタル田園都市国家構想のお金をどのように使っていくか、こういうふうなものをもう少し精査していきたいということで、これまであった3つの地方創生交付金がデジタル田園都市国家構想の交付金にまとめられたので、そういう動向も見極めながら本町の住宅政策を考えていきたいということで、やらないということではないので、そこはひとつご理解していただきたいということでございます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 先ほど質問の中で、今までかかった委託料の関係ということでお話がありましたので、補足して説明させていただきます。

令和2年度に行った国土交通省によるPFIの可能性調査につきましては、町の負担はなしで、国土交通省のほうでやっていただいたという形になっておりますので、負担はゼロという形になります。

3年度になりまして、PFIのアドバイザー業務委託というものを発注しておりますが、これにつきましては社会資本整備総合交付金を使いながら、町のほうで実施した事業になり

ます。これにつきましては、現在細かい金額は押さえておりませんが、1,500万円程度の調査費用になっておりますので、その50%が社会資本整備総合交付金ということで、残りの部分は町の負担という形になっております。

先ほど町長のほうからもありましたけれども、この業務につきましては全くなしということにはなりませんので、今後の方向性の参考にしながら、それも含めていろいろ検討をこれから進めていく材料として使わせていただくと。先ほど余剰地のお話もありました。高田住宅、集約化したときに、余剰地から捻出される金額とかも出てきますので、そういったものも総合的に勘案して、今後の住宅政策に役立てていくという形で使わせていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 1点だけお伺いします。

新たに民間の借り上げというか、そういうお話が出ているわけですがけれども、これというのはやはりかなりの基準があるのかなというふうに思っております。例えば今矢巾町のあるアパート、20世帯あるところが半分以上空き室になっているから、そこをお願いしたいというふうにオーナーから言われても、そういうのは簡単に調査して、はい、分かりましたというようなあれではないのかなというふうに、借り上げたらその建物全部の借り上げなのかなというふうにも思います。これは、初めて聞いたことなので、どうなのかなということだけお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 借り上げの手法による場合のケースということで答弁させていただきたいと思いますが、築年数とかなんとかというのは特段基準はないのですが、ある程度公営住宅法で定められている技術的基準というものがありますので、そういったものに合致している民間の住宅であれば、まとまって、例えばアパートならアパートを1棟借り上げということではなくて、部屋、間借りするというような形の手法もできるものになっております。なので、こういったのを町が、そのアパートなり賃貸住宅を経営している事業者さんに対して、町営住宅として貸していただける場所はありませんかということで募集をかけます。募集をかけて、合致すれば、その住宅が公営住宅という位置づけで入れるという形になりますし、当然家賃につきましても、そこの家賃はあると思うのですが、あくまでも公営住宅法の計算にのっとった家賃で町営住宅として入っていただ

けるということになります。その差額、アパートの金額に対して、公営住宅の低所得者の方々が計算された家賃との差額につきましては、割合はちょっとあれですけれども、半分が国、半分が町というような負担でやれるような制度になっておりますので、その辺を今後全国的にちょっと調査しながら、そういった借り上げ、町内に借り上げられるような部分の需要があるのかどうかというところも含めて、令和5年度調査を進めたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 4問目の質問に入ります。教育への取組について町長、教育長にお伺いいたします。

教育行政方針では、学校教育の充実について、重点的に取り組む方向性が示されております。子どもたちの学びの環境をよりよいものにするために、学校教育と家庭教育の両輪の充実が必要との認識から、以下お伺いをいたします。

1点目、確かな学力の育成に、G I G Aスクール構想にて整備した1人1台端末を活用した学びの在り方を取り上げておりますが、現段階でG I G Aスクール構想によってできるようになったことは何か、今後できるようにしたいことは何か、それが学びにつながっているのか、お伺いをいたします。

2点目、個別最適な学びと称し、学習端末を配付しても、教育の習熟度や認識の差により、実際には従来のI C T活用の延長で、いかに効率的に活用するかという意識が強いようにこれまでの答弁からも感じているところでございます。個別最適な学びを推進する上では、効率的な活用ではなく、それぞれの子どもに対し効率的な学習をいかに提供することができるかの視点が重要かと思うのであります。学習端末を文房具と同じように扱うことが念頭に置かれているのであれば、それは道具としての問題であり、個別最適な学びに直接つながらないと思うからでございますが、基本的な考えと具体策についてお伺いをいたします。

3点目、健やかな体を形成していくために、部活動もとても重要な要素だと思いますが、部活動についてはその地域移行が注目されておりますが、本町においては、教育の働き方改革と併せ、部活動の地域移行をいかに進めていくのか、具体的な方針をお伺いいたします。

4点目、コミュニティ・スクールの取組はすばらしいものであり、ぜひ矢巾町版のコミュニティ・スクールを発展させてほしいと思いますが、この事業を立ち上げて間もなくコロナ禍となり、地域とともにとは言うものの、実際には地域との関わりを確かなものにしていくコミュニケーションが難しかったと思う。そうした意味では、今後再スタートを切るような認識を新たに持つべきと思うが、今後この事業についての具体的な取組について、また新たな宅地造成により、新たな住宅地域に住む方々を迎えて、どのようにコミュニティ・スクールに関わっていただくのか、併せてお伺いをいたします。

5点目、町立小学校の適正規模、適正配置について、令和4年前半に教育審議会から答申をいただき、令和4年中に教育委員会で町立学校の在り方を決すると以前の一般質問で答弁もされておりますが、菊池教育長に前任者からこの重要案件の引継ぎがあったと思いますが、私ども議会での質問の内容、また答弁いただいた内容は、責任ある重要なことと思っております。先般の教育行政方針の中に、本件について何一つ説かれておらず、教育環境を整えるための学びを継続、経済支援、通学支援、学校施設の改修、整備に取り組むとだけ述べております。前任者が議会の一般質問で答えたことに、教育長は今後どのように取り計らっていくのか。また、これは該当するそれぞれ地域の皆さんが一番関心を持っていることでもあり、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 教育への取組についてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、部活動の地域移行につきましては、これまでは中学校の部活動は学校単位で教員が見守り活動をしておりましたが、国から示されたガイドラインに基づき、土日の部活動について、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、地域の持続可能で多様な環境を一体的に構築することが必要であり、このことが教員の働き方改革にもつながるものと考えております。

本町におきましては、国や県の動向を注視し、学校関係者と連携を図り、生徒の自主的、自発的な参加に向け、生徒と保護者のニーズをしっかりと把握しながら、受皿となる指導体制の整備に向け、取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 引き続き、教育への取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、授業場面においては、指導者が作成した教材やワークシート等を端末を通して配付することで、子ども一人一人がそれら进行操作したり、書き込んだりし、さらに画面上で子ども同士が共有し、お互いの考えを交流することができるようになりました。また、これまで指導者は、ノートを集めて子どもたちの思考を見取っておりましたが、子どもの考えを画面上で瞬時に把握でき、評価にも生かすことができるようになりました。さらに、家庭学習では、コロナ感染で欠席した子どもに対し、学校は授業の様子をライブ配信し、欠席した子どもは持ち帰った端末で配信された授業を視聴することができるようになりました。これらにより、誰一人取り残すことなく、資質・能力を育てることがより一層推進できるようになってきております。

今後の展望といたしましては、各校ごとに取り組んでいる利活用方法を情報共有し、町内小中学校がさらに充実した取組ができるよう支援をしてまいります。

2点目についてですが、GIGAスクールの推進により、個別最適な学びによる資質・能力の育成に向けた環境が今まで以上に整ってきております。これまでは、目の前の課題を解決するために、黒板、紙と鉛筆、友達との対話が学びの道具の中心でした。ICTを活用することによって、資料を使って自分の力で考えたい、友達と話し合いながら考えたい、端末を使って考えたいなど、一人一人が学びを深める手段を選択し、自分にとって最適な方法で考えていく主体的に学習に取り組む子どもの育成が目指すべき姿であり、基本的な考えと捉えております。

児童生徒一人一人の多様な学びに対応するためには、指導者の資質向上が不可欠でありますので、教育委員会としては教員の資質向上に係る研修等を実施し、多様な学びができるための支援を行っていきたいと考えております。

3点目についてですが、休日部活動の地域移行につきましては、昨年6月及び8月に国が設置する部活動の地域移行に関する検討会議から提言が示されたことから、国のガイドラインにおいて、これらを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に取り組むことが示されました。

この部活動の地域移行は、子どもたちの自主的で多様な学びの体験を行う場を広げることが狙いとしており、持続可能な環境整備を構築することが必要であると認識しております。また、このことが教員の働き方改革につながるものとも考えておりますし、部活動の持つ教

育的意義も大切にしたい取組を進める必要があるというふうに捉えております。

教育委員会といたしましては、学校関係者と必要な連携を図りながら、生徒のニーズ把握を十分に行うことが重要と考えておりますし、文化スポーツ課と緊密に連携し、活動の受皿となる体制整備を両輪で行うことが肝要であると捉えております。

4点目についてですが、コロナ禍ではありましたが、コミュニティ・スクールの取組として、地域の方や保護者からの様々な意見を学校経営に取り入れることや、地域人材の活用という観点から地域と共にある学校づくりを進めてまいりました。今後新たな住宅地が開発され、転入者の増加が見込まれますが、コミュニティ・スクールの趣旨は変わることなく、引き続き様々な立場の方からのご意見を学校経営に取り入れてまいります。

5点目についてですが、昨年9月に矢巾町立小中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会から答申をいただいたところであります。現在この内容を踏まえ、矢巾町立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定するべく、教育委員会内において、教育的観点等を踏まえた議論を行っております。町民の皆様の関心が高いことは十分承知しております。このことについては、今年度内に基本方針案を作成し、その後幅広いご意見を集約しながら、基本方針策定に向け、取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、時間が大分経過しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開をここの時計で3時35分、15時35分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時22分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、長谷川和男議員の代表質問を続けます。

再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 2点ほど質問させていただきます。

中学校の部活動がなぜ今地域移行が必要なのか、国のほうのこともありますが、大きく取り上げられて、それぞれにあります。スポーツのまち矢巾町として、この事業について受皿となる町内スポーツ指導者、地域のクラブ活動と協議され、現実的な段階になる前に、生

徒、保護者、無論学校当局の十分な理解を得て推進されるよう、このことについてお伺いをいたしますが、先般日報の論壇に運動部の地域移行に私は反対と県内の中学生からの声がありましたこと、言うまでもございませんが、このことについてお伺いをいたします。

もう一点、徳田小学校の移転について、これまでも何度も取り上げられてきておりましたが、教育長が替わるたびに、新たな施策、方針が変わっているかのように私は思っているのですが、無論町の形成状況の判断もあります、もう先送りのできない時期だと私は思っております。数年前に移転予定候補地まで選定されていたようにも思っておりますが、本事業は菊池教育長の手腕にかかっているものと思っております。一方で、少子化、人口減少の将来の町立小中学校、1校ずつにすることなども検討し、再編すべきことではないかというような意見もあるやに聞いておりますが、これは30年、50年後と予想されているものと私は思っておりますが、今大事なことは、徳丹城関連遺跡の事業もほぼ完了し、観光事業主体のほうに切り替えていくものと思っておりますが、徳田小学校のみが取り残されているわけでございます。

ただいまお聞きしました答弁では、昨年9月に審議会から答申をいただき、はや4か月経過しようとしておりますが、今年度内に基本方針を示すとしているが、最終決定し、議会に提案する予定時期と、私は今3月中に示すべきではないかと、新任教育長としての菊池教育長の考えをお伺いしたい。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） まず、1点目の部活の地域移行についてお答えをさせていただきます。

町長、教育長答弁でありましたとおり、部活動の地域移行につきましては、地域のほうで生徒を育ていく、そしてこれがいずれ教員の働き方改革につながるとされているものでございます。これは、いずれにしましても、生徒、そして保護者、そして教員の理解が重要でございますので、ここで十分把握をしたいというふうに思っております。例えば地域移行が進んで、生徒の部活離れが進むですとか、あるいは保護者の負担が増えるですとか、こういったもの、本末転倒にならないように、十分慎重に進めていきたいと考えております。

地域移行につきましては、まず土日の部活から始めるということで、指導体制の環境整備につきましては、引き続き学校教育課と連携を取りながら進めていきたいと考えてございます。

ご質問のありましたハンドボールというところでございますが、スポーツのまち宣言、そのとおりしておりますし、あと音楽のまち宣言をしております。矢巾町としましては、その移行について、比較的環境が整っているのかというふうに思っております、まず種目はちょっとまだここでは断言できませんけれども、いずれ部活でやれる競技から移行を進めていきたいというふうに考えており、もう既に指導者になれるような方々と打合せを進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 1点目の部活動につきましては、今文化スポーツ課長がおっしゃったとおりです。丁寧に、そして理解を得ながら進めていくことですので、また部活動が持つ意義というのも大事なものがあります。異年齢集団での活動、またはそこでの規律等を含めまして、社会に出ても通用するような、そういうふうな人材育成、人間形成のためには必要なものもあると。いずれいろいろご意見を伺いながら、矢巾町でできることから進めていくというふうな流れであります。

2点目、ここ2つございましたが、1つは徳田小学校の移転の問題についてと、いわゆる2020年の話があったのだと思います。文化庁との取り交わしの確約書の話ですが、その原本を私も見ました。その中に書いてあったことは何かというと、いわゆる今の徳田小学校が移転しなければならないくらいの老朽化なりが進んだときには移転してくださいという、2020年までにそういう状況になったなら移転してくださいというふうな流れのものであります。現在2023年、この中で文化庁のほうから、ここに関わっての何事もないので、解釈とすれば、いわゆる耐久年数までは大丈夫というふうに今現在考えているところです。

となってきますと、最後の今後の矢巾町の学校の在り方ということになります。とすれば、スパン的には何十年というスパンになってくるわけです。今回お示ししようと思っている適正規模等の案について、これは案をお示しすることになるのですが、審議会から答申を9月にいただきました。審議会でも時間をかけてご審議をいただいておりますが、その中に例えばパブリックコメントというようなものが入っておりませんでした。つまり町民の皆さんの声を直接聞くような場が設けられず今来ているわけです。このことが教育委員会の内部でも、これでいいのだろうかという案があり、よってまずはそのいただいた答申がありますので、これをベースにして、教育委員会の中でどんな議論がされたのかというのも公開し、論点等がある程度絞った上で、町民の皆様の声を聞く機会を得るべきであろうという流れで現

在進ませてもらっているところでもあります。

よって、お示しする案につきましては、基本は9月にいただいた答申ですが、それに加えて今後、例えば人口動態等を含めた資料等、それから委員会の中での、会議の中での議論の経過等を含めて公開して、皆様のご意見をいただきたいなというふうに思っているところです。

もう一つ加えますと、第7次の総合計画が来年度終了するわけです。第8次が令和6年度からスタートするわけです。よって、その令和6年度の第8次総合計画にどのような位置づけにあればいいのかということも議論の一つになってこようかというふうに思いますので、拙速にならず慎重に、そしていわゆるコンセンサスを図りながら、慎重に取り扱っていききたいなというふうに考えているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今菊池教育長さんから、文科省と取決めしたときの文書、中身というのを初めて聞きました。そのようなこと、私ども。ですから、今まで特段悪いところは直したけれども、外壁で中に湿気が入って大変だということもあります。しかし、いつかは移転だからやっていないというようなことになっておったわけですがけれども、そういうことで文科省との取決めの内容というか、ちょっとお話しいただきましたけれども、そういうのであれば分かりましたけれども、ただ毎年1年生が入ってくるわけです。6年たって中学校に行って、常にそのうち直すから我慢しようというようなわけにはいかない。私は、どこの学校にあっても、環境は同じくしてやらなければならない、新しいとか古いとか別で、そういう思いで今までお話ししてきましたけれども、しっかりと今後の体制、学校の在り方、不動と徳田と一緒にするのか、生徒数の関係で。または、少子高齢化によって、小学校1つ、中学校1つでいいというようなときが来たら、それはそれでいいですけども、その前の段階というのをやっぱりきちっとやっていただきたい。これは答弁要りません。終わりです。

○議長（藤原由巳議員） ということで、ではよろしくお願いします。

次、5問目の質問に入りますが、ご案内のような残り時間です。時間になればストップとなりますので、簡潔に質問のほうをお願いいたします。

長谷川和男議員、5問目の質問を許します。

○12番（長谷川和男議員） 5問目、本町の水源確保施策について質問をいたします。

本町は、平成5年3月に築川ダム建設事業に関する基本協定に締結し、建設負担金として約2億7,200万円を負担することで、水利権として日量700立方メートルを取得しております。権利を取得しております。本町の水源は、ほぼ100%が地下水に依存しており、非常時における水源確保のためにも、水源の多様性の観点から、ダムからの取水は重要な水源であると認識しており、この貴重な水源からの活用につきましては、共同事業者である盛岡市と綿密な協議を重ね、連携を図ることで最適な時期に有効活用したいと……失礼しました。

本町町民の命の源と言える水源は、地下水が100%である。近年の自然大水害、また地下変動により、地震災害等による予想外のことが起きると言われており、我が国は地震国であることから、南海トラフ大地震、最近では北海道、太平洋沖青森、岩手、宮城の巨大地震も30年、50年中には起きると言われており、またその被害は甚大で、本県においても大きいとされており、予測のつかないことと思われる。いつ何どき発生するかもしれないことにも、行政を担う側とすれば、何事にも備える必要があるのではないかと思う。

幸いにして、現在は本町の飲料水は地下水に恵まれてはおりますが、平成4年度に県の築川ダム系よりダムからの水源の権利を取得し、平成16年まで2億7,200万円の負担金を納めて、その間に当初の量的なことなどの変更もあったと思うが、最初の計画では管路の布設工事など巨額の話も耳にし、近年盛岡市当局との交渉もあったと聞いている。私は、町民に対して行政は常に安全、安心して住めるまちづくりを推進していくことを示していくことが必要ではないかと思う。

本事業は、今日、明日ということではないが、長期的であっても示すことが重要であることから、万が一のことを考えて、盛岡市との交渉を重ね、できるだけ早い時期に町民の皆様にも、無論議会にも報告願いたい、その考えはあるか、お伺いいたします。

大変失礼しました。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 本町の水源確保施策についてのご質問にお答えをいたします。

本町は、平成5年3月に築川ダム建設事業に関する基本協定に締結し、建設負担金として約2億7,200万円を負担することで、水利権として日量700立方メートルを取得しております。本町の水源は、ほぼ100%が地下水に依存しており、非常時における水源確保のためにも、水源の多様性の観点から、ダムからの取水は重要な水源であると認識をしております。この貴重な水源からの活用につきましては、共同事業者であります盛岡市と綿密な協議を重ね、

連携を図ることで最適な時期に有効活用したいと考えております。

このことから、今後協議内容がまとまりましたら、町議会議員の皆様にも内容についてご報告するとともに、町民の皆様にもお知らせすることで安心と安全をお示ししたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で矢巾明進会、長谷川和男議員の代表質問を終わります。ご苦労さまでした。

以上で本日の代表質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開はブザーにてお知らせいたしますので、その際には自席にお集まり願います。

午後 3時52分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

日程第2 盛岡広域環境組合議会議員の選挙

○議長（藤原由巳議員） 本日の日程第2、盛岡広域環境組合議会議員の選挙を議題とします。

2月16日に行いました盛岡広域環境組合議会議員の選挙につきましては、こちらのほうの瑕疵がございまして、改めてその選挙の在り方について精査したところ、指名推選としたことに対しまして、地方自治法第118条第2項で規定する指名推選の要件を欠くことが判明しました。

このことにより、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、町長より再選挙の請求があったことから、同選挙について、その執行の在り方を速やかに是正すべく、2月24日開催の議会運営委員会で協議した結果、本日再度選挙を行うことといたしました。

改めてお諮りします。この盛岡広域環境組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うこととし、その指名については当職と副議長が協議し、その結果を踏まえ、当職に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございますか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議があるようでございます。

ただいま申し上げました指名推選で行うことに対して異議がありました。

したがって、地方自治法第118条第1項の規定により、この異議の内容をお伺いします。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今議長が説明していただきましたけれども、地方自治法に沿うと、やっぱり歳費がかかりますので、歳費がかかる案でございますので、選挙が必要なわけです。私たち矢巾町議会の例規集では、指名推選ということが載っておりますが、議運の委員長の計らいで事務局長が答弁したのですけれども、例規集が間違っております。地方自治法にのっとってちゃんと選挙をする、こういう体制が一番いいと思います。

そして、もう一つ、私に指名権を……

○議長（藤原由巳議員） 選挙です、選挙。

○13番（川村よし子議員） 選挙ですので……

○議長（藤原由巳議員） 指名はありません。

○13番（川村よし子議員） 分かりました。

○議長（藤原由巳議員） ということで、今お話あったように、指名推選をする場合は全会一致、異議がある場合は選挙を行うと、こういうことが定められておるということでございますので、それではただいまから選挙は投票で行います。よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人が3名必要でありますから、当職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、指名推選には異議がありますので……

○議長（藤原由巳議員） 立会人です。選挙をやると何回も言いました。ちゃんと聞いていてください。

当職から立会人を指名してよろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、当職から指名いたします。

1 番、藤原信悦議員、2 番、吉田喜博議員、3 番、小笠原佳子議員の 3 名を指名します。
次に、投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（藤原由巳議員） 投票用紙の配付漏れはございませんね。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは、配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（藤原由巳議員） 投票箱、異状なしと認めます。

念のために投票について申し上げます。今回の選挙は 2 名当選人を選出いたしますが、投票には被選挙人 1 名のみを記載、お願いいたします。投票は、単記無記名であります。同じ氏、同じ名がありますので、被選挙人の指名は、フルネームで記載するようお願いいたします。

なお、氏のみ、名のみを記載した投票は無効となりますので、ご注意願います。

それでは、事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載した上で、私のほうの席に向かって右のほうから順次演壇に上り、投票し、こちらから自席に戻っていただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから投票を行います。

○議会事務局長（吉田 徹君） それでは、氏名を呼び上げますので、順次に投票をお願いいたします。

- 1 番、藤原信悦議員
- 2 番、吉田喜博議員
- 3 番、小笠原佳子議員
- 4 番、谷上知子議員

(投票)

- 5 番、村松信一議員
- 6 番、廣田清実議員
- 7 番、高橋安子議員
- 8 番、水本淳一議員

(投票)

9番、赤丸秀雄議員

10番、昆 秀一議員

11番、藤原梅昭議員

12番、長谷川和男議員

(投票)

13番、川村よし子議員

14番、小川文子議員

15番、山崎道夫議員

16番、廣田光男議員

(投票)

17番、高橋七郎副議長

18番、藤原由巳議長

(投票)

○議長（藤原由巳議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人、1番、藤原信悦議員、2番、吉田喜博議員、3番、小笠原佳子議員、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長（藤原由巳議員） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

4番、谷上知子議員 8票

5番、村松信一議員 7票

14番、小川文子議員 2票

10番、昆 秀一議員 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、法定得

票数を満たした4番、谷上知子議員、5番、村松信一議員の2名が盛岡広域環境組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条2項の規定により告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(藤原由巳議員) それでは、ただいま盛岡広域環境組合議会議員に当選されました2名の議員から、議席順に当選の挨拶を自席で行うことを許します。

最初に、4番、谷上知子議員。一言、受諾の意味もあります。

○4番(谷上知子議員) あまり心の準備もないままに今のような状態になりましたけれども、これからの社会には必ず必要な課題だと捉えておりますし、新しい考えを入れながら、古い考えも入れながら、いい方向に議論していきたいなと思います。矢巾町を代表して、いい考えを伝えるように努めたいと思います。自由討議が必要だと思っておりますので、その点についても配慮していきたいなと思いますので、諸先輩のご意見などもお聞かせいただければなと思います。若輩者ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(藤原由巳議員) それでは次に、5番、村松信一議員。

○5番(村松信一議員) 矢巾町選出の議員として恥じない行動をしたいと思います。

以上でございます。

○議長(藤原由巳議員) ただいまのご挨拶をもちまして当選受諾の挨拶とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) それでは、以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日3日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでございました。

午後 4時34分 散会

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

令和5年3月3日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君	選挙管理 委員会会長	廣 田 政 夫 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、5番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、令和5年度施政方針について、町長、教育長、農業委員会会長にお伺いをいたします。令和5年度の税収について、例年と同程度の水準を維持できる見込みという昨年12月会議での答弁のとおり、令和5年度予算額は前年並みとなっておりますが、令和5年度施政方針によりますと、具体的で踏み込んだ内容の施策が多くなっております。さらに詳細を確認いたしたく、令和5年度の事務事業について、以下お伺いをいたします。

1点目、子ども・子育て支援の推進について、12月会議では国の新たな施策の動向を見ながら本町の対応を考えたいとのことでありましたが、令和5年度における本町独自の施策はあるのか。

2点目、高齢社会における保健、福祉、介護について、基本的な対応は施策に盛り込まれておりますが、今後さらに重点的に取り組む必要があると捉えている事務事業は何でしょうか。

それから、3点目、雇用の創出こそが地域活性化の起爆剤であるとして、企業誘致を推進し、女性や若者の雇用の創出を目指すとありますが、企業誘致も順調に進んでいる中、少子

高齢化による労働人口の減少や県内への大企業進出等で働き手の急激な不足が懸念されます。働く場の確保以上に、働き手の確保に対する対策が必要となると考えるが、どうか。

それから、4点目、農商工の振興について、本町の特産品開発のため、企業の協力等により様々な商品を開発し、試験的な販売を行っておりますが、今のところヒット性の商品に恵まれていないと思われまます。特産品開発の発想を変え、当地で昭和の時代から好評だった食べ物やおやつ類を見直し、現代的な味つけや見栄えにして特産品とすることを検討してはどうか。

5点目、空き家に付随した農地の別段面積要件が撤廃されますが、農地が僅かでもあれば農家として登録されるのか。また、市街化調整区域内の農地付空き家の所有者が空き家のみを売却することはできるのか。

それから、6点目、DXの推進について、町ホームページに掲載した記事を町民個人の携帯端末に配信したり、町民から町へ情報を提供したりすることを可能とする町民向け携帯端末アプリを開発するということではありますが、行政運営に対し、どのような効果を期待しているのか。

7点目、令和5年度施政方針に掲げた施策は、どれも欠かすことのできない事業であります。特筆すべき重点事務事業は何か。

それから、8点目、マイナンバーカードを利用した各種行政サービス拡大のため、カード発行の促進に努められておりますが、本町の発行状況はどうか。また、カードのさらなる利便性向上を図るため、民間も含めた独自の利活用の拡大として、どのようなことを考えているのか。

以上、8点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の令和5年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、町民の皆様の健康寿命の延伸と併せて、医療及び介護給付費の適正化を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をより一層推進していく必要があると捉えております。

この事業は、令和2年度から岩手県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を実施するために、国民健康保険の保健事業

や介護予防事業のノウハウを活用し、後期高齢者の保健事業と一体的な取組を行っているものであります。

本町でも高齢化は進行しており、特に後期高齢者の増加が顕著に表れております。高齢者は、複数の慢性疾患のほか、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい特徴があります。このような委託事業を町が実施することにより、国保データベースシステムを通じて、医療、保健、介護のデータを活用した地域の健康課題の分析と対象者の把握を行い、通いの場等への医療専門職が積極的に関与し、フレイル予防等の普及活動を行っておりますが、さらにその重要性の浸透が必要と捉えております。

また、低栄養状態の方や健診も医療も受診せず、要介護認定なども受けていない方への家庭訪問等による個別的支援を行うことで重症化予防にも取り組み、町民の皆様がいつまでも自立した日常生活を送ることができる健康寿命の延伸を図り、医療費や介護給付費の適正化にもつなげてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、昨年7月に実施をいたしました町内中小企業向けのアンケートによると、事業所の抱える課題及び町に取り組んでほしい施策として、回答の上位に人材育成、確保について挙げられていることから、働き手の確保については喫緊の課題と捉えております。

盛岡広域市町、教育機関及び研究支援機関等で構成をしております盛岡広域産業成長推進協議会では、地元企業への興味や地元への就業に向けた理解促進を目的に、本年1月に県立不來方高等学校の1学年を対象に、地元企業で働く方を講師にお迎えをして出前授業を開催しております。生徒からのアンケートによると、県内で働くことについて前向きな意識変化があり、今後の職業観に大きな影響を与える機会を創出、つくり出すことができたものと考えております。

また、岩手労働局や県、関係団体等が主催する就職相談会のほか、岩手県立産業技術短期大学校が開催する企業説明会等のイベントを活用しながら、地元企業と求職者のマッチングを図ってまいります。

今後も次世代と地元企業との交流機会を通じて地元企業の魅力発信に努めるなど、地域における人材確保に積極的に取り組んでまいります。

4点目についてですが、本年度は特産品開発普及事業として、岩手県の食のプロフェッショナルチームアドバイザーの監修の下、町内の生産者と県内事業者との連携により、町の特産品でありますヤマブドウを使用した商品を開発し、数量限定で販売を行ったところであり

ます。いずれの商品も本町を代表する土産品として定着が図られるよう、事業検証を行った上で、次期販売に向けて今後も取組を進めてまいります。

ご質問のありました特産品開発につきましては、昔から地域で親しまれておりますがんづきや餅菓子など、既に町内の事業者において商品化され、産直等を中心に販売されております。こうした食文化を現代風にアレンジし、本町の新たな特産品として販売することは、郷土食の伝承や食育にもつながるものと認識しておりますので、今後の特産品開発の参考にさせていただきます。

5点目についてですが、市街化調整区域内の農地付空き家の所有者が空き家のみを売却することは可能であります。市街化調整区域内の住宅におきましては、都市計画法の適用後に農家住宅として建築された場合は、現在の所有者に特別な事情がない限り、購入者が農家住宅以外に使用することが認められないことになっております。

6点目についてですが、ホームページは閲覧者が知りたい情報を詳しく紹介でき、その情報を蓄積しておけるものであります。閲覧者が自ら閲覧しない限り、その情報を取得できないという面もあります。町民向け携帯端末用のアプリケーションを利用させていただくことで、町ホームページに掲載した情報について、アプリケーションを介してプッシュ通知により町から情報発信を行い、利用者に対して町の情報を速やかに提供できる環境を整備してまいります。

また、ごみ分別確認機能や自動問合せ対応機能などが利用できるようにすることで、利用者自らが気軽に調べられる環境を整備するとともに、道路の穴ぼこに関する情報など、町に対してアプリケーションを介した情報提供を可能とし、町と町民の皆さんが双方向にコミュニケーションできる環境を整備してまいります。

この取組を通して、町が提供する情報やサービスをアプリケーションに一元化することで、効率的な情報発信、町民の利便性向上、将来的な紙媒体の削減などの効果を期待するものであります。

7点目についてですが、令和5年度の施政方針に掲げた5つの方針につきましては、本町の未来を明るく照らすものとしてファイブスター作戦、いわゆる五つ星作戦と銘を打ち、来年度における行政活動において、特に重要と捉えて強力に取り組むべき領域を設定しているものであり、町の姿勢をお示しさせていただいているものであります。

その対象となる個別具体的な事務事業を特定しているものではございませんが、最重要課題としては、1つ目に掲げた尊厳を守り、命とともに生きるケアリングコミュニティの実現と

町民の皆様のウェルビーイングの実現に向け、邁進していくものであります。

特筆すべき事務事業といたしましては、子育て支援について、出産・子育て応援事業、県と連携して子育て支援を行ういわて子育て応援事業、町単独事業といたしましては学校給食無償化の第一歩として、第3子以降の給食費の無償化事業に取り組んでまいります。

また、将来の公共施設の在り方について調査検討を行う地域連携型のPPP方式調査検討事業や、環境省に計画を提出しております地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業、大腸がん検診受診率向上事業など、将来につながる事業を推進することとしております。

8点目についてですが、国が推進するマイナンバーカードの普及のため、本町においてもカード交付申請やマイナポイント手続の支援窓口を設置して、国の施策と連動した取組を実施しているところであります。本町の本年1月31日時点のマイナンバーカード交付枚数率は、59.2%となっております。

なお、同時点の岩手県平均は56.1%、全国平均は60.1%となっております。そして、実は今日新しい情報が入ったので、皆さんに情報提供させていただきます。この2月末現在で、矢巾町では63.8%、岩手県が61.0%、全国で63.5%と。このことについては、町民の皆さん方のご理解をいただいて、本町では全国平均の63.5%を0.3ポイントであります、超えているところであります。

また、マイナンバーカードの独自の利活用については、所得証明書、印鑑証明書、戸籍関係証明証等をコンビニエンスストアで取得できるサービスを現在行っており、それ以外にも他市町村で行っているサービスを参考に、本町でも採用できないか検討を行いました。ニーズや費用対効果等の観点から導入を見送ったところであります。

国においても、自治体DX推進計画でマイナンバーカードを利用したオンライン手続を進めておりますので、本町でも引き続き状況を注視し、検討を続けてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、令和5年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国では今年度から全ての妊婦及び子育て世帯が安心して出産及び子育てができるよう、妊娠の届出を出した妊婦に5万円、出生後に児童1人につき5万円を給付する出産・子育て応援給付金事業を実施しております。本町におきましても、国の基準

に基づき、1月から事業を実施しておりますが、来年度につきましても事業を継続してまいります。

また、県では来年度から第2子以降の保育料の無償化及び未就園児のいる家庭への支援金を給付する事業を予定しており、県補助金を活用して事業の実施に取り組む予定であります。

なお、本町独自の施策といたしましては、副食費の助成事業や保育士の奨学金返済補助事業を行っており、引き続き取り組んでまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き、令和5年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、農地法第3条に規定されております農地の権利取得に必要な主な許可要件として、下限面積要件のほか、効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件があり、これは農業を行うことが前提で設定されております。今回の農地法改正では、この要件のうち、下限面積要件のみが撤廃となり、ほかの要件は残されていることから、農業を行うことが前提という考えは継続されることとなっております。

新規就農に際しては、今後も面積要件以外の要件の考え方にに基づき、農業委員会が営農計画等を検証し、計画の妥当性を客観的に判断して権利取得の可否を判断させていくこととなります。

なお、農業委員会における農家の判断については、耕作面積が10アール以上、農業従事日数が年間150日以上を一つの目安としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、まず子ども・子育ての支援について少しお伺いしたいと思います。3月1日の新聞記事によりますと、皆さんもご案内のとおり、2022年の全国の出生率が初めて80万人を割ったと。そして、本県の出生数は6,048人、そして本町は分かりにくいわけですので、ちょっと今ここでお聞きしたいのですが、2021年と2022年の出生数は何人か、そしてまた第2子以上の子どもがいる世帯数をまずもってお聞きしておきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

2021年度、令和2年度出生数175名、令和3年度165名でございます。また、令和4年度は1月末時点で120名となっております。

また、第2子以上の子どもがいる世帯につきましては、私ども健康長寿課のほうで妊娠届と出生者の台帳を作成しております。そこから拾った数になりますが、令和2年度生まれたお子さん175名のうち、第1子は73名、それから第2子以上が102名ございました。また、令和3年度につきましては、若干ちょっと差があるのですが、167人中、第1子75名、第2子以上が92名ございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 大変ありがとうございました。

それでは、続けて子育て支援に入りたいと思いますが、岸田総理が地域ぐるみの少子化対策で知られます岡山県の奈義町を訪れたということが2月19日のテレビニュースで放映されました。皆さんも見られたと思います。この岡山県の奈義町は、合計特殊出生率が2.95とか3近くをずっと続けておりまして、日本一になったこともあり、奇跡の町と呼ばれておるわけであります。

この奈義町に平成29年10月に視察研修で伺いました。そのときの資料、これでありませけれども、それを見ますと、妊娠、出産期から乳幼児期、それから就学期まで、すごく多くの子育て支援が準備されているわけでありまして。特に強調しておりましたのは、子育て後も職に就く働く場の確保は、子育てにとっても重要なことと説明を受けてまいりました。

そのために、企業の理解と協力が必要なわけでありませけれども、このことで令和3年6月に矢巾町中小企業振興基本条例が制定されたわけでありませけれども、働く人、町民一人一人が生き生きと暮らせるよう、将来を担う子どもたちが豊かな生活を送ることができるようにと、これは概要版の冊子にうたわれておりますが、この条例に中小企業の努力として、子育て支援に関する項目がないように思われます。私は、平成27年12月にこの矢巾町中小企業振興基本条例が必要ではないかということで、5年ぐらいかかって令和3年6月に制定いただいたわけでありませけれども、子育てに必要な企業の役割と、これを振興条例の中に明確にうたうことを検討してはどうか、これを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまお話がございました中小企業振興基本条例につきましては、令和3年6月に制定したわけでございますけれども、この条例をつくるに当たりましては、先ほど村松議員からお話あったとおり、その中で将来を担う子どもたちが豊かな生活を送ることができるようにというようなことも確かに念頭に置きながら、この条例が制定されたところでございます。

ただ、中小に限らず、やはり子育てにつきましては職場なり事業所のほうで、こういった子育て支援というものが求められているものでございますので、中小企業振興基本条例、これは理念条例でございます、この中で取り上げるというよりも、さらに子育てに踏み込んでいくには、別なもので中小企業の役割というものを表現したほうが分かりやすいのではないかなというふうに、個人的な見解でございますけれども、考えてございます。

なお、この中小企業の努力として、子育て支援に関する項目がないように思われるというふうなお話でございましたけれども、これが子育てに入るかどうかは人それぞれで違うと思いますが、一応児童生徒の勤労観等の醸成ということで、職業に関する体験の機会を提供するということがこの条例には記載されていることを申し上げまして、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまの答弁に補足をさせていただきますけれども、産業観光課長が申しあげました中小企業振興基本条例の中身についてですけれども、子育て支援に関する項目がないというふうな議員のご指摘ですけれども、1つの方法として、例えば理念条例として子育てに優しいまちづくり条例を制定して、その中で行政とか、団体とか、町民とか、地域、保護者とか、教育・保育施設の役割はもちろん記載されるわけですけれども、そこに中小企業を加えて、中小企業の役割を明確に示していくという方法もあろうかと思っておりますので、必要であればそちらのほうを検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 今の答弁、必要であればという人ごとではなくて、考えていただきたいのです。私がそう言っているから、そうですかという程度ではなくて、どうですかということを知っているから、検討するとかで結構です。

次の質問に行きます。それから、次も同じ奈義町の子育て支援についてですけれども、ま

ず出産祝金は第1子で10万円、第2子で15万円、第3子で20万円、第4子で30万円、それから第5子で40万円を祝金として交付しております。そして、本町の場合、令和4年度に実施しております、今も4年度ですからまだ続けておりますけれども、子が生まれると5万円、5万円とか、それから10万円とかありまして、総額で20万円支給されていたと思いますけれども、5年度の予算書を見ますと、子1人に対して5万円、5万円の先ほど答弁にありましたように10万円の予算が計画されているようでありましてけれども、この20万円というのはなくなって、5年度からは10万円になるのですか。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度は、町単独事業として、4月から赤ちゃん子育て応援給付金というのを1人10万円支給してまいりました。そして、年が明けて1月になって、国が出産時に5万円、子育てに5万円、合わせて10万円を4月に遡って給付するという政策を打ち出しましたので、議員ご指摘のとおり、令和4年度は合わせて20万円の支給をさせていただいております。

令和5年度につきましては、国の出産・子育て応援給付金5万円、5万円の合わせて10万円なわけですがけれども、そちらのほうで対応させていただいて、残念ですがけれども、赤ちゃん子育て応援給付金は取りやめします。

ただし、答弁にもありますとおり、3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化と、同じく在宅育児支援、生後2か月から3歳未満の子ども1人1月1万円給付するという事業が始まりますので、そちらのほうにも町の持ち出し、一般財源が1,200万円ばかりかかるということですので、そちらに振り替えて対応してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 簡単に言えば、20万円が10万円になったということだけが聞こえると思いますので、プラスである今説明いただいたいろんな施策があるわけですので、そっちのほうを強力に宣伝していただきたいと、そう思います。

それから、次の質問に入りたいと思いますが、答弁書にありますように、未就園児のいる世帯数と対象の家庭に対する支援金額は幾らなのか、それから支給はいつからされるのか。また、保育士の奨学金補助事業の補助内容、このことについて伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

対象となる世帯数につきましては、ちょっと分かりかねます。対象になる子どもの数、在宅で育児をしている生後2か月から3歳未満の見込みですけれども、38名になります。支援内容ですけれども、月額1万円を給付することとしております。いつからかということですが、令和5年の当初から支給になるのですけれども、すぐ4月からということは、多分というかできないと思います。いつかの時点で、遡って4月からまとめて給付と、最初はそういうふうになるかと思えます。

あと、保育士の奨学金補助事業ですけれども、奨学金を借りて、町内の保育施設に勤務して奨学金を返済中の保育士に対して、返済金額の2分の1、限度額が月7,000円、期間は3年間補助して、保育士の確保に努めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りますが、また奈義町の例でありますけれども、町内に定住するために空き家を有効に活用して、その補助金として売主に20万円、それから買主に100万円の補助を交付しておりました。

それで、本町でも多子家庭対策として、しかも空き家対策、これは市街化調整区域の空き家としたいと思えますけれども、いわゆる部屋数の多い一軒家を3人以上の家庭に対してリフォームなどの支援金を出してはどうかということで、多子世帯の子育て支援を検討してはどうか伺いたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

移住支援の立場からちょっとお答えさせていただきたいと思えます。本町におきましては、移住支援の補助金のほうがございます。都市圏からの転入に今は限るような状況でございますけれども、単身の方の場合は60万円、2人以上の転入の場合は100万円、そして子ども、これが1人当たりさらに30万円加算と、こういうふうな補助がございまして、この補助自体はリフォームにも活用できるものというふうに考えてございます。ですので、ご質問の条件にすっかり合致するわけではございませんけれども、それに近いものがあるということでやらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 理解しましたので、次の質問に移りたいと思いますが、高齢社会における保健、福祉、介護について伺いたいと思います。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業により、一層推進していく必要があると。それから、データを活用した地域の健康課題の分析と対象者の把握ということ掲げて、それによって通いの場への医療専門職が積極的に関与し、フレイル予防の普及活動の浸透がさらに必要で重要であるとしておりますが、通いの場以外での医療専門職の関与はあるのでしょうか。それから、データを活用して把握した対象者へフレイル予防活動は届いているのでしょうか。通いの場での医療専門職は、積極的には何をどのようにして関与するのでしょうか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関しましては、矢巾町では令和2年度から岩手県後期高齢者広域連合から受託して事業を展開しております。まさしく令和2年度、健康長寿課が組織体制新たになったときで、本当に私どもとしてこれを推し進めていく事業というふうに捉えております。

1点目の通いの場以外での医療専門職の関与はあるのかということですが、一つこのご質問いただいたところはポピュレーションアプローチ、一般の方にフレイルということも多く知っていただくという取組で、通いの場以外に、例えばエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業でエン（縁）ジョイをいろいろやっているところで事業展開しておりますが、岩手県栄養士会、それから岩手県歯科衛生士会等に講師を派遣していただいて、それぞれ例えば口腔、それから栄養のこととか、いろいろ講話を行っております。この集いには、2回ぐらい介入というか、その場に行ってお前の講座ということで行っているところでございます。

データを活用して把握した対象者にフレイルの予防、届いているのかということですが、様々職員がそこに健康長寿課の保健師等、栄養士等も出向いてやっているのですけれども、個々のご質問いただく場面もあります。自分はこのみだけれども、本当に素朴な質問、そういうところを丁寧に、きめ細かくご質問にお答えしながらやっているというふうに捉えておりますので、届いているように努めておるところでございますし、届けなければならぬと思っております。

3点目の通いの場での医療専門職は積極的に関与するののかということは、先ほど申し上げたような口腔、栄養の専門、それからレクリエーションだとか、それから南昌病院の理学療法士、作業療法士のリハの専門スタッフ等も派遣の職員ということで、医療の専門職以外の様々なコアなメンバーが地域に出向いて行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、続けて同じような質問にしたいと思いますが、低栄養状態の方とありましたけれども、低栄養状態の方、それから健診も医療も受診せず、要介護認定なども受けていない、こういう方は何名、何家族ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

ご質問いただいた対象者は、KDB、いわゆる国保データベースシステムということで、医療と後期高齢者医療も含めてです。それから、介護保険情報、それから健診の情報、それらを突合したシステムが国保連等から使えるようになっておりまして、そこから対象者を抽出というか選んで、今低栄養の方とか健診、医療も受診していないという方を抽出しております。今年度に関しましては、令和3年度の情報から抽出した方になりますが、61名の方々が医療も介護も、それから健診も受けていないと。いわゆる健康状態がちょっと分かりかねる不明者ということで、個別の家庭訪問等を行っている対象者となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） この方たちのところを訪問するわけなのだと思いますけれども、会ってくれるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 訪問のときは、地区担当保健師がメインに行っておりますが、ダイレクトにこの項目で行くということではなくて、健康状態の確認ということで、お元気訪問というような形も含めて訪問させていただいております。その中には、やはり今年度に関しては、コロナの感染もありまして、いろいろちょっと今の時期に訪問するののかというようなお声を実際はいただいたこともありました。一旦ご連絡、訪問させていただきますと

というようなお手紙を送った上で、対応をするような配慮もした形を今年度取っておりました。
以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） よく分かりました。

それでは、次の質問、再質問でありますけれども、空き家に不随した別段面積の撤廃の件でありますけれども、まず私も分からないので、何回も同じようなことを聞きますけれども、下限面積がまず撤廃されて、農地のない空き家を購入した場合、撤廃されているわけですから、あるとは限らないですよ。ない場合もありますよね。それで、農家住宅として認められないことになっておりますけれども、農家住宅として使用するということは、購入者は一定面積以上の耕作、または一定金額以上の生産物を生産していなければならないのか。農業を行わない勤め人が住居として使用することはできるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） こちらのことにつきましては、都市計画上のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、今のご質問の点をちょっと3つに分けてご説明させていただきたいと思いますが、まず農地のない空き家を購入した場合、農家住宅として使用以外は認めないことになっているがという点につきましては、市街化調整区域内の空き家で、なおかつその空き家が農家住宅という場合のことについてだと思って答弁させていただきますけれども、農家住宅以外の使用は基本的には認められません。ただ、その空き家について、ある一定の要件を満たせば用途変更、そういったものがなされれば、第三者の方が使用できるという場合もあります。

2つ目に、農家住宅として使用することは、購入者は一定面積以上を耕作、または一定金額以上の生産物を生産しなければならないのかという点につきましては、市街化調整区域内の空き家ということで、農家住宅として使用する場合は農家要件を満たす必要があります。この農家要件というのは、農業委員会で定める要件になりますので、耕作証明が出るか出ないかというところが判断の基準になろうかと思えます。

また、農業を行わない勤め人が住居として使用することはできるのかという点につきましては、農業を行わない勤め人が住居として使用することについては、農家住宅を第三者が使用すると、使用できるかというところだと思います。これにつきましては、先ほどのある一定の用途変更の手続が必要になります。その要件というのは、例えばおおむね10年以上農家

住宅として使用したものであることとか、あるいは何らかの要因で負債を抱えてしまって、返済に苦慮して譲渡したとか、そういう特別な事情がある場合に限って用途変更ができるというようなことになっておりますので、それぞれの空き家でその要件が違うと思いますので、我々都市計画のほうにご相談をいただければというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） 引き続き、ただいまの質問のうち、耕作証明が出るか出ないかという点について補足をさせていただきます。

先ほど会長からも答弁ございましたとおり、農業委員会の窓口で耕作証明が欲しいという申請がありました場合のお出しする基準としては、まずは10アール以上の農地を所有していなければならないこと、所有というか耕作していなければならないこと。それから、従事日数が年間で150日以上ということの一つのボーダーラインとしております。一つというのは、例えば畑とかをメインでやっていたらいらっしゃる方については、必ずしも今までありました5反歩ほどは必要がないとか、あるいはやりようによっては150日従事する必要がない耕種であるとか、そういうものもございますので、必ずしもこれだけで切ってしまうということではありませんが、一つの目安として判断基準を分かりやすくすると、この10アール以上、それから年間従事日数150日以上というところにしてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） もう少し聞きたいと思います。

1アール要件があったわけですが、例えば農地ではなくて、1アール要件で1アールの土地がついた空き家を購入した場合、その居住者は農家の人として登録されるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） いわゆる農地付空き家ということで購入した場合ということであれば、先ほど言った農家要件を満たすということを勘案すれば、先ほど鎌田局長が申し上げましたとおり、農業委員会で設定する10アール、150日従事というところが基準になろうかと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 基準というのは、今10アールと、それから150日とかということにならない場合、1アール要件があったわけですから、1アールで購入した場合にはない、先ほどの説明では農家の人となるわけですが、1アール要件の場合は農家の方として登録はされないということですか。それは分かりませんか。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） お答えいたします。

農家として登録するという作業自体があるわけではございませんが、耕作証明を出すときの判断基準としての一つの要件になっております。1アールの下限面積を設定しましたのは、本当に特段の面積という言い方になっておりまして、空き家を購入する際に農地も欲しいと、家庭菜園に使えるような農地が欲しいというような要望もあるという都市型の空き家取得の考え方があって、そういう制度をつくったものでございます。なので、その際についても農業委員会としては、ある程度農地を取得した以上はきちんと耕作を続けてくださいねというお話をして、取得をしていただいております。

ただ、そのとおり家庭菜園で欲しいというような、そういう面積にもなっておりますので、農家かと言われると、ちょっと判断としては耕作証明は出せないということになります。ただ、農家の定義につきましても、農地法での定義もございしますが、そのほかにセンサスですとか、いろいろな場面でボーダーラインが違ってくるといっても当然でございますので、今回については耕作証明について言うと、1,000平米、10アールというのを一つの目安にしてございますということでお答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 農家住宅というものと農地付空き家というものにつきましては、別物として考えていただければと思います。農地付空き家につきましては、それこそ空き家バンクに登録されているもので、それを購入して、なおかつ農地つきであるということで、農業委員会のほうでその農地付空き家として位置づける場合の基準がありますので、それはそれと。農家住宅は農家住宅というふうなことで考えていただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） だんだん分かってきました。

そこで、今これが……これがというのは、今住み始めたわけです。不動地区でももう数件

あります。実際あるのです。そこで、今後空き家に新住民が住むことになるのですけれども、今まで住んでいる住民と新住民とのコミュニケーションを確立する必要があると思うのですが、行政ではどのように考えていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

農地付空き家を購入されて新住民となる方、そうでない方でもいいのですけれども、まず農地付空き家を購入されるということは、農家としての耕作とか、こういったものをされるのかなと思われまので、農作業を通じた近隣農家さんとのコミュニケーション、これがまず図られるのではないかというふうに考えるところでありますし、それ以外のそうではない方につきましても地域コミュニティへの参加のほうといたしまして、自治会への加入であるとか自治会行事への参加を通じまして、住んでいるまちのよさというのを理解していただいて、現住の住民とのコミュニケーションを図っていただいて、住んでいただければと思っております。

町といたしましては、いずれ自治会活動につきましてものメリット等を周知して、自治会加入のほうの促進に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の質問ですけれども、ちょっと横文字が出てきまして、調べたから分かるのですけれども、意味とするところが違っているかもしれませんので、ちょっと解説していただきたいのです。

ケアリングコミュニティとウエルビーイングですか、ちょっと発音が悪いのですけれども、これ調べて大体分かったのですけれども、矢巾町の意図する意味は何なのか、ちょっとこれを解説していただけないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） まず、ケアリングコミュニティですけれども、多分この後、別な方の答弁でもあるかと思うのですけれども、共に生きて相互に支え合うことができる地域、いわゆる地域共生社会ということで、ケアリングコミュニティというふうな言葉、既に世の中で、私もちょっと今回初めて知ったのですけれども、こういった言葉が既にあるということで、使わせていただいたところでございます。

ウェルビーイングのほうなのですからけれども、一般的には幸福というふうに訳されているところなのですが、満足な生活を送れている状態とか充実した状態など、多面的な幸せを表す言葉というふうに聞いてございます。私自身の勝手な思いですけれども、皆さん突然あした幸福になったりとかというのはできないので、例えば今日と変わらないあしたがあるとか、こういったささやかな幸せというのがウェルビーイングの一つなのではないかなと思っておりますし、町はいろんな施策を通して皆様のウェルビーイング、幸福の一助になればいいのかなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次のマイナンバーカードのさらなる利便性について、これはいろいろと可能性が叫ばれておりますけれども、矢巾町としては企業も含めて、国の許可があれば企業も参入できるわけでありましてけれども、今後本町での利便性向上として、どのような利用方法が考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

比較的できそうだなというふうなのを庁内でも検討させていただいております、例えば図書館のカードであるとか、答弁にもあったかと思うのですけれども、印鑑登録証であるとか、避難所の受付証であるとか、あとは我々ここに職員のカードがあるのですけれども、こういったものに使えないかとか、投票所の受付証として持ってきた方はそれで受け付けるとか、または公共交通の利用者のカード、ちょっとそれができるかは分かりませんが、そういったのはどうだというふうなのは検討させていただいたところでございますが、いずれもカードの普及率とか、あとは答弁にもありましたとおり、費用対効果の部分でちょっとまだ時期尚早なのではないかということで、今現在では見送りさせていただいているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、1問目の最後に町長にお伺いしたいと思います。

特筆すべき重点事務事業の中で、昨年11月に各課へ当初予算編成基本方針の指示があっ

たわけであります。その指示事項の中で、長期的視点を持った将来の負担軽減につながる取組の推進を掲げておりますけれども、それで令和5年度の当初予算、現在の予算、来年度の予算に当たられたわけでありましてけれども、どの事業がそれに該当するのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

まず最初に、今少子化対策、いろいろ議論があったので、私のほうからもちよっと触れさせていただきますが、いずれこの少子化対策、やっぱり子ども町民の皆さんに一番近い市町村、県、国、今異次元の少子化対策を国で示しているのですが、てんでんばらばらな状況で、やはり市町村と県、国が連携して子育て支援の青写真をしっかり示してやっていかなければならないのではないのかなど。そして、私もいろいろあれなのですが、今打ち出されているのは既存の政策を強化することだけに一生懸命になっているということで、だから今新聞報道とかテレビなんかでもこどもまんなか社会と、それも大事なのですが、やっぱり若者真ん中社会と、子どもと若者、どちらも真ん中社会になるような、そして私はこの若者が結婚した後に、シングルマザーとかシングルファーザー、そういったものにも結婚して子どもができたときの子育て支援とか、そういった青写真、みんなが希望、夢を持てるような政策をやっぱり示していかなければならないと。

それから、今の村松信一議員の負担軽減、長期的な視点からと、これは短期的な視点、中長期的な視点からも、子ども予算編成するときはスクラップ・アンド・ビルドという手法を用いてやっているのですが、ただ、今コロナ禍の後に、必ずこれから財政が厳しくなる状況下に置かれると思うのです。そのときに私が今心配しているのは、これから安定財源の確保をしっかりとした上で、この財源論は避けて通れない課題なわけですので、安定財源の確保、そして今矢巾町でいろんな手法を用いている中で、若者の将来世代に負担がかからないフューチャーデザインの手法、こういうふうなもの、それから身を切る改革ということになれば、町民の皆さんと、私は議会も含めて、当局もそうなのですが、やっぱりしっかり話し合いをしていかなければならないと。そのためには、ワークショップ、こういうふうな議論を積み重ねてやっていかなければならないと。

だから、長期的な視点の負担軽減ということについては、これはもう議会も、私らも、町民の皆さんも、そしてその中で町民の皆さんの思いとか暮らしと乖離するような政策は打ち出せないわけですので、そこでフューチャーデザインとかワークショップ、矢巾町はこれか

らその手法に力を入れて方向性を示していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、村松信一議員の一般質問のさなかではございますけれども、時間も大分経過してまいりました。ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。よろしく申し上げます。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

再開に当たりまして、皆さんにお知らせしておきます。

本日正午から、町長、私、山崎道夫議員の予定が入ってございますので、質問のさなかでありましても、正午何分か前に一旦再度休憩に入りますので、ひとつご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、休憩前に引き続きまして、村松信一議員の一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問、多面的機能支払交付金について町長にお伺いをいたします。

本町は、農業地域を中心に農地周りの水路や農道等の長寿命化と、それから水質、土壌等の保全活動ほかに取り組んでおります。この事業は、平成19年から5年間は農地・水・環境保全向上として町内8組織、平成24年から6年間は農地・水保全管理支払交付金事業として11組織、それから平成30年からは多面的機能支払交付金事業として29組織が取り組んでおります。国50%、県25%、矢巾町25%負担の交付金による事業であります。岩手県多面的機能支払推進協議会のホームページには、工事を外注する場合、活動組織における工事の契約方法や契約書（請書）の例文は、市町村の規則等に従って作成するとあります。参考とするものがない場合には、岩手県多面的機能支払推進協議会の例文を使用することとなっております。このことから、工事契約に係る本町の考えについて伺いたいと思います。

1点、多面的機能支払交付金事業における工事請負契約について、本町の規則等はありませんか。

それから、2点目、整備された圃場付近の道路は農業道路として機能しておりますが、本町の場合、ほとんどが町道となっております。農道としてであれば多面的機能支払交付金事業で舗装が可能ですけれども、本町では町道であるため、多面的機能支払交付金事業による舗装はできないこととなっております。市街化調整区域には、未舗装道がかなり残っております。市街化区域の町道とは別に舗装を計画すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 多面的機能支払交付金についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、多面的機能支払交付金事業に係る工事請負契約の規則等につきましては、矢巾町独自の規則等は制定しておらないところであります。

なお、多面的機能支払交付金事業に係る契約事務につきましては、岩手県多面的機能支払推進協議会のホームページで公表されております例文を参考に作成していただいております。

2点目についてですが、町道における未舗装道の町道改修要望路線は約180路線あり、うち改良済み路線数は102路線となっております。残りの要望路線につきましては、市街化区域、市街化調整区域の区別なく、要望路線の改良について地元の町民の皆さんと調整を図りつつ、優先順位を検討し、順次工事を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、ちょっとお伺いしたいのですが、本町の行政発注の工事や物品購入について、1者の見積りで可能な発注金額は幾らでしょうか。

それと、もう一つ、3者以上が必要だという発注金額は、先ほどと同じように工事や物品購入、これの発注金額は幾らになっていきますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

一般競争入札や指名競争入札によらない、いわゆる随意契約という形のご質問というふう
に理解しておりますので、その点についてご説明申し上げます。本町におきましては、矢巾
町契約規則（平成19年規則第19号）により規定されてございます。その中で、随意契約に係
る規定では、政令の中で第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める、要するに矢巾
町で定めるそれらの随意契約できる金額について定めてございます。その金額については、
工事又は製造の請負が130万円、財産の買入れが80万円、物件の買入れが40万円、財産の売
払い30万円、物件の貸付け30万円、それからこれらの前各号に掲げるもの以外については
50万円とされております。

さらに、地方自治法の施行令の中では、これ以外に特別な事情もございます。そういった
中で、例えばでございますが、167条の2の第1項の各号におきましては、障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援する法律の中で、例えば障がい者支援施設からの物品の購入
とかについては、特別な事情によりこの金額によらないこともできるよとか、あるいは緊急
の必要により競争入札に付することができないときもあるよと。それから、競争入札に付す
ることが不利と認められるとき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することがで
きる見込みのあるときなど、9号の項目に当たりまして随意契約できるという条項もござい
ます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 多面的機能支払交付金のことでございますので、関連して補
足をさせていただきます。

この件につきましては、工場を外注する場合、特に随意契約について金額的な部分は触れ
てございませんけれども、組織として効率的かつ透明性の確保の観点から、3者以上の見積
りを徴取するよう、この記載が県が示している活動の手引の中で示されているところでござ
いますので、付け加えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） そこで、県ではその発注金額は10万円以内ということですよ。1
者の場合は、10万円以内の工事しかできないことになっているわけです。それで、10万以上
を超える場合は3者ということになっているわけですが、そこで今これが統一されて
いないように感じます。

数年前の多面的機能支払交付金の前のあたりに説明会があったときは、1件当たり1者の見積りで、30万円までは1者でいいということで、30万円で活動している組織と、それから県のほうだけ見て10万円で、1者10万円でやっているところとあって、これは3年から4年に1度国か、あるいは県の監査があって、それが指摘されているわけです。そこで、先ほど発注金額のことを聞いたわけですが、これを今29組織あるということでもありますので、全ての発注金額ばかりではなくて、県のほうの先ほどの工事外注の場合の工事請負契約参考例文というのは、13の書類をそろえなければならないのです。ところが、なくてもいいという監査のときもありますし、絶対という言葉は使わないのですけれども、あったほうがいいですねとか、そういうこともありますので、それは矢巾町で決めればそれに準ずるということになっておりますので、決めていただきたい。その説明会とか、そういったことで統一した形での書類指導をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 契約の事務に係る指導講習ということでございますけれども、先ほど村松議員からもお話あったとおり、三、四年に1回は年間約8組織程度検査が入るということで、その都度指導が入っているわけでございますけれども、いずれその中で、検査をする職員によっても解釈が異なっている部分もあるわけでございますけれども、指摘事項につきましても、やはりこれは全組織で情報共有を図る必要があるのではないかなというふうに思っておりますし、今町で決めてほしいということでございますけれども、そういったことも踏まえて指導講習開けるかどうか、その辺は今後統一した見解が必要かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 決めるのと、それからもう一つ、この活動組織はプロの人というのはあんまりいないのです、契約だとか何か経験した人は。全く農家を中心とした一般人がやっているわけです。普通はそうです。契約等にたけた人はいるかもしれませんが、普通はそうなのです。ですから、それに関わる必要な契約書に関わる部分、これの勉強会、指導講習を行っていただきたい。先ほどのものと一緒に。そうでないと、せっかくやっても、しっかりとやったつもりが指摘されて、後で、これぐらいだったらもっと早くからやっておけばよかったとか、そういうことで指摘されているわけです。だから、その2点について、もう一度伺いたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） いずれ先ほどお話ししました活動手引の中で様式等も示されているわけですので、そういったものを、例えば手引を拡大したもう少し詳細なもので説明、手渡すだけで済むものなのか、それとも実際人を集めてそういった講習が必要なのかどうか、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、教育行政方針について教育長にお伺いをいたしたいと思います。

令和5年度教育行政方針について、1点目、子ども・子育て支援として、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を子育て支援ネットワークが一体となって進めるとありますが、子育て支援ネットワークの担い手や地域の役割について、現在の状況を伺いたいと思います。

2点目、保育料無償化の対象者拡大など、子育て世帯の負担軽減を図る計画の具体的な内容及び実施時期について、また保育体制強化の具体的な内容について伺いたいと思います。

3点目、子どもたちの育ちを就学前からしっかりと支援し、小学校就学へ切れ目なくつなげ、社会性を涵養し、多様な学習機会を通じて生涯にわたり学習する意欲を育むなどなど、それぞれありますが、それぞれの具体的な施策について伺いたいと思います。

それから、4点目、確かな学力の育成のために目指している令和の日本型学校教育とはどのようなものなのでしょうか。また、個別最適な学び、協働的な学びの内容について伺いたいと思います。

それから、児童館では遊びや生活の支援を行うとありますが、どのように支援を行うのでしょうか。

6点目、令和5年度教育行政方針に掲げた事務事業の中で、本町独自の施策として取り組む特筆すべき事務事業はあるのか。

以上、6点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 教育行政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子育て支援ネットワークとして町内に3か所の地域子育て支援拠点があり、各拠点同士及び子ども課と情報共有や定期的な意見交換を行っております。各拠点は、特定非営利活動法人矢巾ゆりかご及び矢巾町社会福祉協議会に運営を委託しており、子育て相談、子育てに関する講習会の開催など、子育て家庭の居場所づくりを行っております。

また、地域の方が子育てボランティアとして講習会等の活動に参加いただいております。地域の方や子育て家庭同士の交流の場として、引き続き地域で子育てを応援できるように進めてまいります。

2点目についてですが、第2子以降の保育料の無償化及び未就園児の家庭への給付金事業の実施時期につきましては、来年度から実施をする予定でございます。また、保育体制強化につきましては、保育支援員等を配置し、保育士の負担軽減を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備を目的としており、令和5年度には町内4か所の教育・保育施設で実施する予定であります。

3点目についてですが、小学校入学前の子どもたちを小学校の就学に切れ目なくつなげる取組として、幼保小の連携で行う入学体験等の交流がございます。具体的には、入学前の園児が就学先の校舎や1年生の学校生活などを見学するほか、園の職員が学校の様子を写真撮影し、園児に見せるなど、それぞれの園で工夫をしながら入学体験等の交流を行っております。また、小学校の指導者と園の職員が相互に訪問する指導者交流、情報交換会を実施し、子どもたちの育ちを就学前から支援しているところでございます。

次に、社会性を涵養し、多様な学習機会を通じて生涯にわたり学習する意欲を育む施策において、知徳体のバランスの取れた生きる力の育成が肝要であり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成のため、令和の日本型学校教育の推進、道德教育の充実、望ましい食習慣や規則正しい生活習慣及び体力の向上の推進に取り組んでいるところでございます。

4点目についてですが、令和の日本型学校教育とは、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、子どもたちの学ぶ力を高めていく教育であります。個別最適な学びとは、教師が指導の個別化を図り、子ども一人一人がそれぞれの興味、関心等に応じ、学習活動や課題に取り組む学びのことであり、学習の個性化を進めていくものであります。また、協働的な学びとは、探求的な学習や

体験活動等を通じて得た学びを子どもたちが相互に学び合うことであり、異なる考えを尊重し、より学びを深めていくものであります。これらの学びの営みを主体的・対話的で深い学びと捉えており、令和5年度はこの取組を継続し、質の向上を目指していくものであります。

5点目についてですが、児童館ではふだんから遊びや生活を通して児童の社会性を育む支援を行っております。具体的には、遊びの中でトラブルが発生した際には、児童同士で解決できるように見守りやアドバイスを行い、自分で考える力を養えるように支援しております。また、保護者からの子育て相談にも対応しており、子ども課や関係機関と連携を図りながら子育て家庭へのサポートも行っております。

6点目についてですが、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減に向けて、義務教育を受けている児童生徒を持つ家庭のうち、町立小中学校に通学する児童生徒が3人以上いる世帯に対し、3人目以降の学校給食の無償化を計画するほか、第2子以降の保育料の無償化及び未就園児の家庭への支援金を給付する予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、地域の方々が子育てボランティアとして講習会などの活動に参加されておりますけれども、今具体的にはどのようなことをボランティアとしてやられているのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ボランティアですけれども、子育て助け隊というボランティアがありまして、構成人数は12名になります。活動内容ですけれども、子育て講習会をさわやかハウス内のa i a iひろばとかでやっているわけですけれども、その際の子どもたちの見守りをお願いしております。月2回、年間24回、活動の見守りをしていただいております。具体的にはドリームベビーという生後2か月から6か月を対象とした講習会、あとはレッツゴーベビー、生後7か月から1歳までを対象とした講習会、月2回掛ける12か月で24回というふうな活動をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 学習の個性化について、どのように指導をするのかちょっと分からないので、お伺いしますけれども、これをやることによって、今までなかったことが入ってきたわけですが、先生の負担にはなりませんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学習の個性化につきましては、子ども一人一人の学習状況を見取り、個に応じた方法で課題を探究していけるよう支援していくということを指導者の役割として捉えてございます。探究の手段といたしましては、友達と話し合ったり、書物を調べたり、あるいはインタビューをしに行くといったこと、これまでになかった1人1台端末も整備させていただいたところがございますので、こうした機器を活用した探究活動も想定しておるところでございます。

教員の負担というお話もございましたが、その負担軽減策の一環といたしましては、子どもたちへの端末利用の指導を効果的に行うために、教育委員会といたしましても既に対応しておりますが、指導者のそれぞれのレベルに応じたICT研修を設定したり、指導者自身も主体的に学べるような対応をしておるところでございます。負担でもあるけれども、スキルアップを図ることによって、一時的な負担はございますけれども、トータルでは軽減になるような形を考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、学校給食の無償化についてちょっと伺っておきたいのですけれども、第3子の対象者数と、それから無償化に取り組む年間の費用についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

対象児童生徒数は125人、無償化の軽減の町の負担になるわけですが、その費用といたしましては年額で660万5,530円というふうに算定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後になりますが、菊池教育長にお伺いしたいと思います。

す。

教育方針にも掲げております教育全般の中では、今デジタル化ということでの教育が多くなっておりますけれども、その中でアナログ的な教育として、小学校の農業科が注目を集めておりまして、これは以前私が福島の喜多方市の農業科のことを質問することがありましたけれども、そこで本町でもやっておりますが、農業の体験を実施している学校がすごく多くなってきましたので、矢巾中学校とか不動小学校は田植と稲刈りの体験等は行っておりますけれども、給食に1回食べられるような、例えば芋とか野菜とかを全校で同じものを植えて、給食、1回か2回にそれを提供するようなことやったら、すごく子どもたちも歓迎するのではないかと思います、そういったことについて教育長の考えをお伺いしたいと思います。いわゆる農業体験授業です。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 今ご案内いただきました農業体験授業等、アナログ的なというふうな表現をされましたが、これについてはもちろん意義があることであり、取り入れるということも必要な選択肢の一つであろうというふうに思っています。

ただ、前提としまして各学校の教育課程、つまり何をするかということの権限につきましては、これは各学校の校長先生がお持ちの権限でございました。よって、今度の校長会議等を含めまして、議会においてこのような議論があり、これを進めたらどうかという議論があったということをお伝えしながら、その部分については広めてまいりたいと。

加えて、ちょっとつけ足しになりますが、デジタルとアナログの話がございました。よくデジタルとアナログ、どっちなのだというふうなことを聞かれます。これは、どちらでもないというふうにお答えいたします。というのは、デジタルにはデジタルのいい部分がございます。先ほどの働き方改革の部分も含め、例えば学習の個性化を図るためには、やっぱりその力を借りなければならぬわけです。ただ、それを借りながら体験活動に持って行って、写真で記録したり、またはそれを文で打ったりすることもできると。よって、二項対立の関係ではなくて、その2つ、つまり融合させるというふうな考え方で進めてまいりたいなど。

特にも令和の日本型学校教育を支えるためには、昨日もありましたが、働き方改革というのは絶対必須なことでございます。そのために、ICTの活用というのはやっぱり避けて通れないものであろうというふうに思っておるところでございます。

以上をもってお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、10番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず初めに、投票率向上を目指すについてお伺いいたします。今年は、4月に統一地方選挙が予定されています。ですが、最近の選挙は投票率の低下が顕著であります。投票率の低下の要因は様々考えられますが、選挙の関心が薄らいでいるのは、政治に対する興味が失われている証拠でもあります。特にも無投票などは避けなければなりません。

本来政治は、我々の生活に深い関わりのあるものであり、選挙は地域の代表者を決める大事なものであります。最近の若い世代は政治に無関心であり、そのことによって民主主義が形骸化する可能性すらあります。そういう現状を踏まえた上で、どのような対策を行っているのかと考えているのでしょうか、以下お伺いいたします。

1点目、今までの選挙の投票率についてどう捉え、改善していこうとしているのでしょうか。

2点目、投票所に行きたいけれども、行けない人のために、移動期日前投票所の設営をしてはどうでしょうか。

3点目、移動が困難な方への投票所までの移動支援として、タクシーの無料化をしてはどうでしょうか。

4点目、投票率アップのための選挙啓発活動についてはどのように考え、行っているのでしょうか。

5点目、学校で主権者教育にどう取り組んでいて、今後投票率の向上を目指すのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長 廣田政夫君 登壇）

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君） 10番、昆秀一議員の投票率向上を目指すについての

ご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、近年の選挙における投票率としては、令和4年7月の参議院議員通常選挙の選挙区では56.36%、令和3年10月の衆議院議員総選挙の小選挙区は61.42%、ほか平成31年4月の矢巾町議会議員選挙は54.62%であり、近年の投票率は50から60%前半の投票率となっております。この投票率については、前回、前々回の同選挙と比較しますと、若干ではございますが、改善されてきたところでありますので、現状としては一旦の下げ止まりとなったものと捉えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、この投票率自体は決して高いというものではないことから、矢巾町明るい選挙推進協議会と連携を図りながら、引き続き啓発活動に取り組み、投票率の向上に努めてまいります。

2点目及び3点目についてですが、昨年3月議会において同様のご質問をいただいておりますが、現時点では移動投票所の導入やタクシーの無料化などの移動支援については、導入する予定ではないところであります。

しかしながら、投票する機会を増やすことは重要であることから、毎回増加傾向にある期日前投票につきましては、有権者の皆様が投票しやすい環境づくりのため、午後8時までの投票時間の継続に取り組んでまいります。

4点目についてですが、投票率は特にも若年層で低い結果となっておりますことから、この点について改善を図る必要があると考えております。このことから、県立不来方高等学校及び県立となん支援学校において選挙啓発授業を実施しており、今後も引き続き取り組んでまいります。

5点目についてですが、県立不来方高等学校及び県立となん支援学校での選挙啓発授業のほか、町内小中学校を対象とした選挙啓発ポスターコンクールを実施しているところであります。選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことも踏まえ、今後も引き続き選挙の意義を伝える取組を行うことで、主権者教育につなげるよう努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問あろうかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、間もなく正午になりますので、ここで昼食のための休憩といたします。

そして、午後の再開を1時10分、13時10分の再開といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前11時51分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、昆秀一議員一般質問を続けます。

再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、投票したいのに投票所に行けない人についての対策について、移動支援としてタクシー無料化を提案したのですけれども、本来であれば介護保険サービスの利用者であれば、ケアプランの中に位置づけて訪問介護の通院等乗降介助で投票所への移動もできるはずですが、そのことを知っているケアマネジャーや事業所がほとんどいませんし、そのようなサービス自体をしているところもほとんどありません。ということで、タクシーの無料化を提案したわけですが、投票所に行けない方への対応については、どのように考えているのか再度お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 選挙管理委員会書記長としてお答えいたします。

まず、町内に当日は7か所の投票所があるわけですが、その投票所に行けないという場合は、例えばお隣の方とかに援助いただいて、近所ということでご協力いただくとか、そういった形で地域の皆様のご協力もいただきながら、投票所まで一緒に来ていただくというような工夫もしていただきたいなというふうに思っておりますし、またその当日どうしても都合が悪いという場合には、期日前投票所も役場内、あるいは今回の4月の町長選、それから矢巾町議会議員選挙についても期日前、今回はちょっと駅の中というわけにいかないのですけれども、またそこの近くをめどに期日前投票所も予定してございますので、そういったところに皆様のご協力いただきながら来ていただけるように、広報活動等もしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それと、移動手段があれば行ける人は、まだご近所だったり、介護サービスや介護タクシーなどで手伝ってもらえば行けるのですけれども、重度の障がいがあるために投票所に行けない人であったり、一定の事由に該当すると認められる人は、自宅等

で行える投票として郵便による不在者投票という制度がありますけれども、なかなかこの制度を知っている人も、利用される方も少ないように思うのですが、今現状として利用している、投票を行った方はどのくらいいらっしゃるのか、また選管としてこの制度についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、施設に入っていいらっしゃる方とか、重度の方で入所されている方という方々につきましては、それぞれの施設に事前にこちらの選管のほうから投票箱をお預けして、投票するというような制度も実際やっております。それから、町外にいらっしゃる方で、選挙当日お戻りになれない方などについては不在者投票、今ご質問で議員仰せのと通りの制度もごございますので、そういったものについても選挙公報、あるいはいろんな周知方法で、そういった制度も利用してくださいということも今までもやっておりますので、そういった方、そういった制度を知らないと言われぬように、これからも周知活動はしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 申し遅れました。農業委員会、中川会長が午後から退席しておりますので、ご報告させていただきます。

再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、以前私提案したのですけれども、地域活性化と投票率向上の方法として、投票所来所証明書を発行して、それを持参した場合に飲食店などでのサービスや割引を受けられるようにしてはどうかということも言いました。これも全国的には行われていることですので、まちぐるみであらゆる対策というものをしていかないと、それこそ選挙自体形骸化していくことにつながるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

選挙管理委員会の定例会の中でも、そういったお話を実はさせていただいておりました。ただ、選挙は国民の大切な権利ということで、権利の部分についてそういった副産物的なものをつけてどうなのかなど、実際にほかの自治体でやられているところがありますので、ちょっと批判的なことは言えないわけですが、そういった部分も誤解を招かないように

しっかり取り組まなければならないということで、まだまだちょっとそこは検討課題というところを抜け出せないという状況でございます。

ただ、今後そういったことも工夫しながら、誤解を与えない選挙制度が執行できるのであれば、工夫させていただきたいというふうに思っています。現在のところは、検討課題とさせていただきたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まずは、その検討を深めて、よりよい対策をしていただきたいと思います。

それから、これは以前もご提案申し上げたのですけれども、選挙公報をウェブ掲載したらいいのではないかと行ったのですけれども、これもなかなか実現されていないのですけれども、これは技術的に大変難しいことでもないですし、お金もそんなにかかるものではないと思うのですが、これなどは現職の方が公報でしていた公約を実現できているかというチェック、判断することにつながってきますので、有権者が投票するときの判断に有効的だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

その制度につきましても、しっかり周知の仕方、掲載の仕方、それから波及効果について検証させていただきたいと思えます。ちょっと今の段階で、できます、できませんということをお話できませんが、そちらについても法に触れないという判断の下で、周知効果が担保できるということであれば検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いろいろ提案させていただいているのですけれども、なかなか前に進まないというのが現状だと思います。

現在、主に矢巾町明るい選挙推進協議会が常時啓発活動を行っておられるわけですが、この活動において具体的な目標を設定して、そこをターゲットにして施策の推進を図るべきだと思うのですが、その取組についてはどのようになっているのでしょうか、お伺い

たします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

具体的な、例えば投票率だとかというような数値的な目標は立てられません。ですが、委員会の中では、皆さん積極的に活動していただいております。答弁書でもございましたとおり、選挙前の啓発活動、それぞれのまちに出て、駅前に出てというような活動もしてございますし、それから不来方高校、となん支援学校等に行つて、選挙に係る周知、学習活動なども行つてございます。そういった中で、何とか投票率が上がるように、まず若者からの理解をいただいて、若者が投票所に行つていただければ、その波及効果でまた次の選挙で若者が投票していただけるというような、そういった相乗効果も期待しながら、18歳になられた皆さん、それから若者に対して投票所に来てください、投票してくださいというような活動を盛り込んで活動してございます。具体的な数値については、盛り込んで活動はしてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 具体的に数値が挙げられないというのは、どういう理由でそうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

例えば投票率が80%とか90%というわけにはなかなかいかないと。やはり投票に行くことは個々の権利ではありますが、そこに強制力は持てないというところもございます。ただ、我々といたしましては、活動の中でなるべく積極的に投票所に来てください、投票してくださいという啓発活動に力を入れるということで、そういった活動の回数については目標を立てることはできると思います。ただ、具体的な投票率をどこまで上げるというような数値については、そこまでこの委員会の中では強制力はないというふうに存じておりますので、そういった意味での数値化はしていないということで、答弁とさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員）　そこで、若者の投票率の低下というのが言われているわけですが、投票率向上の長期的な対策としては、学校での主権者教育があるわけですが、やはりすぐすぐこれも結果が出るものではなくて、積み重ねて継続していくことが必要だと思います。

主権者教育の一つとして、新聞を題材にした学習、N I Eというものがありますけれども、これは現実社会の様々な出来事を伝えている新聞を教材とすることによって、現在の課題に対する自分の考えを深めることができ、より自分事として考えることにつながっていくように思うのですが、本町の学校ではこのN I Eについてはどう行われているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　それでは、お答えいたします。

まず、N I Eの前に主権者教育ということについてでございますが、いわゆる主権者教育というふうな特化した教育はないのです。学校でやっているのは、例えば社会科、小中学校の社会の授業で、そして主権者の資質を身につけるような視点での授業をやっていきたいと思いますということとか、もしくは特別活動のところで主権者教育を意識してやりましょうというふうなもの。高等学校で言うと、いわゆる模擬選挙のようなものとか、あとは総合的な学習の時間を使っての取組ということになります。

N I Eの取組についてなのですが、これも基本的には学校の教育課程になることなのです。ですから、その校長先生なり教職員ところで、N I Eについて活用をどう持っていくかというふうな計画の下に実施するべきものだというふうに認識しております。県内では、何校かモデル校としてやられている学校があるのは承知しておりますが、本町では今のところ特化した取組はないものと認識をしております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員）　このN I Eですが、主権者教育はもちろんのこと、読解力向上にも有効であると調査結果が出ておりました、これは学習指導要領にも情報活用能力の育成のため、新聞などの活用を図ることが明記されておるようですけれども、ぜひ新聞を題材にした学習を検討していただきながら進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 議員おっしゃるとおり、その効果等については検証も済んでいるというふうに認識をしておるところでございます。情報の読み取りという部分については、これが日本はちょっと今低いレベル感にあります。よって、ここにてこ入れするということは、今後の教育においては必要なことであります。新聞の活用も含めまして、いわゆる情報の部分の取扱いについては、今後どのように取り組んでいくかということも含めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、主権者教育というのがつながってくるのですけれども、主権者教育というのは単に選挙についての概要や手法を伝える選挙教育ではないわけですが、本人の意思決定する力を養うための教育と捉えることができるのですけれども、つまり自ら考え、選び、行動に移すという意思決定の力を養って、その力を伸ばしていくための教育ではないかと思えます。その教育をしっかりと将来に向けて行って、投票に行くのが当たり前だよというように願うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） いわゆる主権者教育の目的は、主権者としての資質能力を子どもたちがきちっと持つということ。これを持つことによって、自然と投票に向かう、自分の参政権の権利を行使するということにつながっていくものだというふうに考えております。

ですので、現行の学習指導要領の中に社会科、それから特別活動というところにきちんとその部分もあることです。主権者としての資質能力を育てる観点という部分です。ですから、この部分をさらに大事にしながら、日々の授業実践、それから特別活動、総合的な学習の時間、これを構築していく必要があるというふうには考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。まず、そういう教育というのが大事だということはもちろんのことでございます。

最初の質問でした移動期日前投票所についてですが、私前には提案していなかったのですけれども、これ資料で提示しております。タブレットに入っているかと思えますけれども、これは全国的に先駆けて島根県の浜田市ほかで導入されております。実際に一定の効

果があるようですし、PRの一つにもなります。

そこで注意すべきなのは、不正選挙防止政策として本人確認や二重投票、管理者と立会人による監視など、通常選挙と劣らない厳格な体制を取る必要があるとのこととして、大事なこととして住民への周知を図るとともに、時間と場所を記載した日程表も郵送して投票所に行きやすくすることも大事だと思いますので、今後移動期日前投票所を考えてもいいのではないかと思うのですが、その見解についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

選挙管理委員会の中では、ちょっと反対の意見になるかもしれないのですが、期日前投票所はあまり場所を動かさないほうがいいのではないかというような検討がされております。というのは、例えば今まで固定されて、ここに行けば投票できるのだなというような場所の観念ができるわけなのですが、それが選挙のたびに場所が動くというようなことになると、それがもしかすると投票率の低下につながるかもしれないというような考え方もございます。ただ、移動として、例えばバスを使って、矢巾町は僻地という場所はないのですが、バスを使ったりして投票所が移動するというような考え方の中では、そういったものについては検討材料はあるのかなというふうに考えておりますが、事前に岩手県内でそういった移動投票所をやった自治体からも聞き取り調査したのですが、なかなか思ったほどの効果もなかったというようなお話もありますので、しっかりとした周知をして、やり方も検討して、その人が間違いなく投票するというような人の管理、確認方法も、今ご指摘されたとおりの内容もできるという下に、そういった移動投票所というものも検討すべきなのかなというふうには考えてございます。

ただ、この矢巾町内、県内でも2番目に小さい市町村でございますけれども、どこまで移動投票所が有効なのかなということは、やっぱりこれから検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、これはある雑誌に載っていたのですが、近年多くの自治体で選挙執行や投票率に関する課題が山積みとなっていて、公正性を重んじる余り改善が進まないとする中、三重県の桑名市では選挙がない期間を活用して改革に本腰を入れた

そうです。そこでは、市民目線に立ったアイデアにこだわりを持ったそうです。そして、まずは実行してみることで、次の課題が明確化されるということで、ほかの自治体で行われている様々な改善事例などを参考に、まずは自分たちでやってみることが大切であるということをおっしゃっています。たとえ失敗しても、それは成功の種となるということで、自治体であればその自治体に合った独自の方法、新しいアイデアが見えてくるということです。そして、大切なのは話合いの場所で何でも言える環境づくりだと思うと、桑名市の選管の方は述べられていました。

それから、投票率の向上だけではないのですけれども、何にでも言えることですが、無理だと思っても意見が言える、行動が起こせる、そこから新しいものが生まれるのではないかと述べておりました。全くそのとおりだと私は思ったのですが、そのことについて見解があればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、全くそのとおりだと思っております。可能なものからしっかり取り組みながら、そして無理だ、無理だが先行しないで、やれることからしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。そういった中で、明るい選挙推進協議会の皆様、それから選挙管理委員会としっかり情報共有しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、貧困対策についてお伺いいたします。

厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの貧困率は平成28年13.9%、さらにひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最悪の水準だと言われております。さらに、親の就労など経済的理由、つまり貧困により追い詰められた結果、親が虐待や育児放棄に至るケースも多々あるそうです。

子どもの貧困問題は、当事者である子どもだけではなく、社会全体に大きな損失を与えま

す。貧困状態で育った子どもは、将来納税者にならず、社会保障を受ける側になる可能性が高く、そのことによる国の損失は約40兆円以上になると言われております。これは、その子どもたちの責任ではなく、私たち大人みんなの責任ではないのでしょうか。このように、貧困は決して他人事ではないことから、以下お伺いいたします。

1点目、子どもの貧困の問題は、連鎖しやすいことにあります。それは、虐待などにより、愛情の形成が不十分であることに原因があると言われておりますが、町としてはどのような支援をしているのでしょうか。

2点目、教育現場では、子どもの貧困の現状把握にどう取り組んでいるのでしょうか。

3点目、子どもの貧困は、子どもと一緒に暮らす大人の所得が低いということによるものであります。そのような子どもと一緒に暮らす大人の実態をどう捉えて、支援に結びつけようとしているのでしょうか。

4点目、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて、家計が急激に悪化した世帯への支援が足りていないのではないのでしょうか。町としては、その現状をどう受け止めているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 貧困対策についてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、生活に関するお困り事の中で、生活費、ローンの返済、就労のことなど、経済的な困り事に関する相談があり、相談者の世帯に子どもが含まれている場合がありますことから、世帯員それぞれの困り事や生活状況をお伺いし、それぞれに応じた支援を関係機関と連携して行っております。今後も、相談者お一人お一人の困り事や状況をお聞きしながら、丁寧に寄り添った対応に努めてまいります。

4点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響による対策として、住民税非課税世帯、家計急変世帯に対する10万円の給付、物価高騰対策として非課税世帯に対する1万5,000円の給付、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援として住民税非課税世帯、家計急変世帯に対する5万円の給付、ほかにも福祉灯油として住民税非課税世帯で、かつ65歳以上のみの世帯、障害者手帳所持世帯、児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯へ、昨年度は5,000円、今年度は6,000円の給付事業を実施しているほか、生活困窮者等への生活相談にも対応するなど、物資両面で生活困窮者等の支援を行っております。

また、町社会福祉協議会におきましても、生活福祉資金貸付事業のほか、現物給付として

フードドライブ事業、サニタリードライブ事業、フードパントリー事業、法人ネットワークによる生活支援、町更生保護女性の会によるエキナカ産直での食料支援などを実施しております。今後につきましても、生活困窮者等に寄り添った支援に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、貧困対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、厚生労働省が発表している平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困状態にある子どもは、約7人に1人とされており、ひとり親世帯の約2人に1人が貧困状態にあるとされております。また、貧困は少なからず虐待につながることや、さらに連鎖するとも言われております。

このような状況の中、町の支援として、養育支援訪問事業において乳児家庭全戸訪問を実施することにより把握した状況を基に、支援が必要な家庭には個別に訪問し、養育に関する相談や愛着の必要性などの助言を行っております。

2点目についてですが、学校現場においては家庭の経済状況を把握することはできませんので、子どもの貧困について正確に把握することはできない状況ではありますが、教育委員会においては子ども課等の関係課と連携を図り、情報共有し、子どもたちを早期の生活支援や福祉制度の利用につなげていくことができる体制を整えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 貧困の中には、働いても貧しいワーキングプアの問題もあります。

いわゆる雇用の問題ですけれども、その点、実態としては、町としてはどう捉えて、どのような支援を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

福祉課のほうで生活困窮等の方々から相談を受けておりますが、ワーキングプアに関しては、どこまで実態を把握しているかと言われると、ちょっと難しい状況でございまして、相談の中から判断するという形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、貧困の人が声を出せるかどうかというところもあるとは思いますが、まずそこら辺の実態を把握しなければ支援というのも行えないと思いますので、把握のほうをお願いしたいと思いますけれども、矢巾町で子どもの貧困対策実行計画を策定しているのですが、これも既存政策の羅列にすぎず、もっと国の施策にとどまらない、地域ごとの独立性の高い支援、様々なニーズに沿った施策の開発、充実に取り組む必要があると思うのですが、町としては当事者たちが何を課題として捉えて、どのようなアプローチが必要なのかをどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えいたします。

まず、子どもの貧困ということにつきましてですけれども、貧困には、答弁でも書かせていただいておりますとおり、相対的貧困と絶対的貧困というものがござります。絶対的貧困というのは、まさに食べるもの、着るものに行き詰まっているような状態、相対的貧困というのは国や地域の一定の母数の大多数よりもその水準が低い状態ということで、なかなか見えにくいものが相対的貧困であって、その最たる例が子どもの貧困というふうに言われております。

そうした意味において、見えにくいといったものをどのように掘り起こしていくのか、先ほど議員申し上げましたとおり、どのように声を上げていくのかというものが非常に大切なことだと思っています。そういった意味ももちまして、現在矢巾町といたしましては、子ども課、健康長寿課、福祉課が連携し合いながら、そのような声を救う形で政策を推進しているところでございますが、これは制度的なもので、不足分につきましては、まさに我が国のセーフティーネットの中でどのように子どもたちを救っていくのかというのが課題だと思いますので、そういった意味では既存の政策が羅列している状況だということをご指摘受けましたので、そういったところは日々改善していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 支援する側ですけれども、教育であれば学校関係であったり、放課後の学習支援、それから医療、それから福祉、地域コミュニティ、就労支援や家庭の支援な

ど、関連する分野のそこの連携はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

これらにつきましては、今関係課のほうでいろいろな子どもの関係、あと貧困関係、そういったことにつきましては、個別の対応ということで、関係課が集まって協議しているところでございます。また、重層的支援体制でもいろいろ困り事の関係で、そういった関係で自分たちの課だけでは解決できないようなものにつきましては、協議しながら進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、学校ではコミュニティ・スクールというものがあるわけですが、すけれども、現在このコミュニティ・スクールでは各種支援のつながりというのはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールにおきましては、地域の方々も学校現場の課題をそれぞれ共有しながら、よりその学校に子どもたちが安全、安心に学びの体験ができるように支援するような形を目指しておるわけでございますけれども、今いろいろ貧困についてのお話がありましたけれども、学校教育課の分野の部分といたしましては、就学援助の部分もございまして、今般ご説明申し上げました多子世帯に対する第3子以降の給食の無償化のこともございまして、あと2年目の取組となっておりますが、経済的な理由で今後の進学を諦めることのないようにするための一つの助成事業として、奨学金の給付型の取組も行ってございまして、そういった各課の子育て支援策、例えば健康長寿課であれば医療費の無償化も早くから取り組んでございまして、そういった部分はお互い連携し合いながら、共有しながら、矢巾町の子どもたちのよりよき環境整備に向けて対応しておるところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、貧困の連鎖についてお伺いしたいと思うのですが、これは愛着の形成が不十分であることから、それが連鎖につながるということが一つ挙げられます。そして、その貧困の連鎖を断ち切る施策として、貧困家庭などに対する教育の充実が必要だということで、先ほど申し上げておりました給付型奨学金をはじめとした奨学金貸付けが行われていると思います。その現状はどうか、それから充足していると思っているのか、この先の見通しについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

給付型奨学金と貸付型奨学金につきましても、それぞれ専門の識見者の方々も交えながら、厳正な審査の下で給付金の認定の業務を行っておるところでございますけれども、スタートして2年目ということで、さらに強化していく部分とか、改善点も今後出てくるかと思えますので、そこら辺は精査しながら、より有益な制度として町民の皆様にご活用いただけるように、鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 奨学金貸付けと給付とあるわけですが、貸付けの場合はもちろん返済しなければならないのですけれども、それが大きな負担となっているという現状もあるのではないかと思います。

そこで、国では大学などの授業料、入学金の免除または減額と給付型奨学金の支給をしております。これには条件があって、その中の世帯の収入があるわけですし、ある一定の収入がある場合は支給の対象外となってしまうし、住民税非課税かそれに準ずる世帯がその対象となっていますけれども、これがぎりぎりのところでクリアできない方、世帯が結局一番大変な思いをしているのではないかと思います。その辺は町としてはどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

そういう所得制限的な、経済的な支援という大前提がございますので、やはり厳しいという部分でその基準に合致しない方もいらっしゃるわけですが、町においては給付型で希望したけれども、所得制限にひっかかって、やむなく貸付型という方もいっし

やいますので、そこは制度の趣旨を十分お伝えしながら対応しておるところでございますけれども、今昆議員からご指摘があった部分のさらなる踏み込んだ対応ということにつきましては、今後の検討課題ということで、精査しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、もう一つ、奨学金の貸付給付についての要件の中で、学力が一定に達しているものというのがあると思うのですけれども、幾ら学ぶ意欲があったとしても、学力があまりないと奨学金も受けられないというのは、貧困から抜け出そうとして学ぶ努力をたとえ持っていたとしても、学ぶことさえ諦めなければならないことに結びついてしまうのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

成績要件につきましても、本町の委員会においても、審査の中でいろいろ委員の皆様からも幅広い見地から指導、助言をいただいているところでございます。基準にちょっと危ないのだけれども、この子どもは、例えば新聞配達をしながら一生懸命勉強しているとか、いろいろなそういう情報も加味しながら、しゃくし定規に切り捨てるとか、そういったことではなく、お一人お一人の学びに対する姿勢の部分、そういったところも加味しながら、基準もちろん大事ですけれども、そういったところも総合的に判断しながら、給付型奨学金の決定の審査をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 子どもの貧困というのは、親の貧困でもあるわけですけれども、その支援の一つとしての経済的支援がありますけれども、奨学金もその一つであります。

それに関連して、食の問題もあります。今現在ここかむ食堂を月何回か、休日だけでなく夜間も行っているようですけれども、これも食の支援もちろんあるでしょうけれども、居場所づくりの意味合いが強いのではないのでしょうか。そこで、食の支援として学校給食の無償化を進めていく必要があるのではないかと思うのですけれども、これは全国的に広まって

いて、来年度から第3子の無償化も本町でもなるわけですがけれども、今後第2子、それから中学校からなどでも始めて、さらに小学校へと無償化できないものなののでしょうか。

加えて、昨日山崎議員が代表質問の中で提案した米の支給についても、他国に送る米があるならば、まず町内の困っている人に支援していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず最初に、学校給食、今後の取組をさらに進める考えはないかについてお答えしたいと思います。令和5年度から、小中学生が3人以上いる世帯のご家庭に対しまして、3人目以降の児童生徒さんの給食費を無償化する取組、これは学校給食無償化の本町としての第一歩というふうに捉えておりますので、まずは令和5年度の事業の進み具合、そしてそれに対する町民の皆様の実態だったり、そういった部分を今後精査しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

米の給付ということで、昨日の質問からありましたけれども、これにつきましては今のところ検討していないということですが、物資になるかどうかは分かりませんが、困っている方々に何らかの形で支援してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 子どもの貧困についてですけれども、明確な定義がなかったことから把握が遅れて、対策の必要性や目標の設定、必要な対策などの議論といった共通見解が生まれにくい状況にあるようです。全国的にも貧困率の高い県である沖縄県では、貧困対策ビジョンを掲げ、目標達成するための施策を行っているそうでして、大きく分けて3つの施策があるそうです。そこで、ここ矢巾町でもその取組は参考になるものだと思います。1つ目には、ライフステージに応じたつながる仕組みの構築でして、いわゆるそのライフステージに合った支援や相談を切れ目なく行うことだと思うのですが、その点は本町としてはどのように支援されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

ライフステージでの支援ということで、特段そういった観点で進めているものはないのですが、やはり先ほどもお話ありましたここかむ食堂とか、そういったところで居場所づくりの中で、集まった方々で話合いの中で居場所をつくりながら、現状を確認していくというような内容でやっているというか、現状そういったところでしか確認はできていないのですけれども、そういった形で皆さんと会う機会をこれからつくりながら、支援のところを考えてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 補足で答弁をさせていただきます。

今福祉サイドという視点からでお話をさせていただきましたが、町全体の政策といたしましては、結婚、妊娠、出産期、そして未就園児、あと幼児教育・保育、小中学校、高校、大学というまでの中に、複数の課というか、横断的に様々な課でトータルで支援している形になっております。

議員ご指摘のところになりますと、ちょっと私どもも今年度政策の見える化というところで取り組ませていただいておりますが、そこがまだ町民の皆さん、関係者の皆さんに分かりやすく伝わっていないところは十分反省しているところですが、子育てに対する貧困から脱出するという形、そしてサポートしていくという形は、矢巾町としてもできていると思っておりますので、そういったところは今後分かりやすく見える化を図って、周知してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 私からは、母子保健のサイド、いわゆる子育てに至る最初の妊娠の届出からも関わりが始まりますので、その点のところでお答えさせていただきます。補足させていただきます。

実は今年度の母子健康手帳の交付、1月末の時点で、町で交付した分は125です。午前中も出生数のことをお答えしましたが、今年度にかけて、本当に危機的だなというふうに捉えております。転入の方も含めて140名ぐらいの方の中で、いわゆる要支援、いろんな面でお支えをしたほうがいいかなという、その中にはやっぱり経済的なこととか、お住まいのことと

か、母子健康手帳の最初の面談のときに、助産師、保健師が面談をしております。そういう中で、やはり妊娠期から支え合っていくというところが一つ、矢巾町でも以前から行っておりましたが、このたび国で創設された出産・子育て応援事業に関しては、さらに伴走型支援でより推し進めていくということで、国も経済的支援と、この寄り添い支援を進めていくというふうに政策を打ち出したというふうに捉えております。

矢巾町でも、今まで妊娠届、そしてその後は赤ちゃんが生まれてからの出産ということで、出産後に面談していたのですが、今後は妊娠8か月の時点で関わりを取りながら、面談を希望する方には面談していくというような流れを取っていく予定でございますので、さらにそういう点で、ライフステージの本当に最初の段階でございますけれども、取組をより一層強めていきたいなというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 沖縄の取組で、2つ目は親、保護者への生活や就労の支援、先ほど申し上げたワーキングプアへの支援もあるのですが、3つ目に貧困対策推進基金の創設となっていて、やはり先立つものはお金なわけですし、今ふるさと納税で子育てに使ってくれというのが結構あるみたいですので、こういう貧困対策に重点的に向けられるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） ここで貧困対策ということで沖縄の例、私も拝見したことはあるのですが、貧困対策への基金ということで、ふるさと納税の子育てに関する部分についてこれに充てられないかということですが、ここにつきましては貧困からまず抜け出すときに、一時的な給付というものが抜本的な解決になるかどうかといったところの視点からも考えていく必要があるかと思っております。まさにこの貧困対策というのは、補完性の原理という言い方があるかと思うのですが、国ができること、県ができること、そして矢巾町としてできること、それぞれあるのだと思っております。

そうした中で、矢巾町が何できるかといった中で、一部の限られた財源の中での基金の対策がそれに対してどれだけ有効なのかといったところは、そこだけで考えるものではないのだと思っています。ですから、国、県、そして本町の政策が一体となって取り組むべきことだと考えておまして、現段階ではその部分だけを抽出してそれに充てるということは、

十分な効果が得られないのではないかなと思っています。すなわち私どもの言うところ、今後国、県に対してこのような支援が必要ではないかということは声を上げていきたいと思えますし、この中で工夫してまいりたいと思えますが、現状このふるさと納税をそれに充てるということは検討していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そうはいつでも、やはりお金があるにこしたことはないわけですし、その点も重要視していただきたいと思えます。

「貧困」というのは、貧、低所得、困、困り事のことです。したがって、貧困の解決には、貧しさ、低所得を改善することと、困り事への支援が必要であります。特に子どもは成長する上で、家庭のこと、友人のこと、成績や進路のこと、それからいじめや不登校などの困り事に常に直面しているのではないのでしょうか。ですから、全ての子どもが困り事を抱えているという前提でサポート体制を整えていかないとならないと思えます。それは、貧に関わる子どもだけではなく、全ての子どもに当てはまるはずで、学校の教職員、養護教員であったり、スクールソーシャルワーカーの方たちに、子どもであったり、保護者が相談しやすい環境を常につくっておいてほしいと思えますし、いずれ子どもたちの悩みにいち早く気づき、孤立させないことのように、全ての子どもたちが必要に応じて支援を受けられるようにしてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問についてですが、学校で言いますと、いわゆる教育相談体制をどのように構築するか、そしてそれをどのように実践するかというふうに解釈をいたしました。

各学校においては、いじめというタイトルはあるのですが、いじめ見逃しゼロということを含めて、その困り事についての相談というのを学期に1回は全員に行っております。その中で、いわゆる二次的に、つまり学校だけでは解決できないものについては、その専門家であるスクールカウンセラーにつなぐ、もしくはこれが福祉であればスクールソーシャルワーカーがそこにつなぐというふうな体制を現在取っております、この充実を図っていくということは大変大切なことだというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 子どもたちの複合化した支援ニーズに対しては、包括的な支援体制というものが必要になります。その窓口として、断らない相談支援、それから地域コミュニティの支援などという支え合う関係性の育成支援が求められるわけですが、この断らない相談支援について、考えがあればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

答弁でもしておりますが、この相談事につきましては真摯に受け止めながら、その方の困り事の内容を聞き、それに対してどのように対応するかということを丁寧に対応しているところでございます。断らないということで、福祉課でもそういったところに心がけて取り組んでいるところでございますので、よろしくお伺いいたします。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、ちょうど2時になりました。ここで暫時休憩といたします。

2時10分の再開といたします。

午後 2時00分 休憩

—————

午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

ここから、廣田選挙管理委員会委員長は退席をいたしてございます。

それでは、休憩前に引き続きまして昆秀一議員の一般質問を続けます。

次に3番目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、次世代を継ぐ若者への支援をについてお伺いいたします。

少子化の急速な進展や地域の絆の弱まりといった社会状況の変化、核家族や親の就労形態の多様化、安心して遊べる場や体験、触れ合いの場の減少などによって、子ども、若者の育成環境を取り巻く状況は刻々と変化していて、このコロナ禍においてはますます状況は悪化しているように思います。また、困難を抱える子どもたちや若者たちの悩みは、複合的かつ

複雑化していて、一つの分野にとどまらない総合的な相談支援体制が求められます。このような状況から、本町の次世代を継ぐ若者への支援について、以下お伺いいたします。

1点目、本町では国の次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定していますが、計画の定期的な点検、評価をどう行い、計画の見直しは必要なかったのでしょうか。

2点目、次世代を担う若者と世代や立場を超えて語り合う場を設けることは必須であると考えますが、町としての考えをお伺いいたします。

3点目、町の情報について、小中学校などの若者に伝えていくことは重要であり、町のことをよく知ってもらうことが必要であると考えますが、町の考えとその伝え方をどう行っているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 次世代を継ぐ若者への支援をについてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、次世代を担う若者の声を聞くことは、今後の本町の発展に欠かすことができないものと認識をしております。現在矢幅駅内のまちづくりステーション、ハバタックにおいて、月2回、カダリ場として若者を含めた語り合う場を設けております。また、来年度の第8次矢巾町総合計画策定に向け、ワークショップを開催しており、若者や女性を含むあらゆる年代の町民の方々がフューチャーデザインを取り入れ、本町について語り合う機会となっております。

3点目についてですが、本町について小学生のときから知ることは非常に大切なことと捉えており、本町を知ることで町への愛着が持てるものと認識をしております。本町では、町内の小学校3、4年生の社会科副読本として「わたしたちの町 やはば」を活用し、矢巾町の土地の様子や町の人たちの暮らしの様子を学習し、自分たちの郷土をもっと住みよいまちにするにはどうしたらよいか考える機会としております。また、中学生については、かつては子ども議会、現在は町長と語る会として、中学生が自ら考えた町に対するご質問、ご提言について語る場を設けております。

町としましては、引き続き小学生、中学生に本町のことや町の事業について伝える取組を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、次代を継ぐ若者への支援をについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育関係者をはじめとする子ども・子育て会議において、指標や内容について点検、評価を行っており、各種事業が効果的に推進できるよう意見を伺っております。

なお、今年度が第2期計画の中間年に当たることから、計画の見直しに向けて、現在委員からの意見を取りまとめており、3月22日開催予定である令和4年度第2回子ども・子育て会議において見直しを行うこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 1月の補正予算で、出産・子育て応援交付金事業を含む議案が可決されました。そこでは、少なからぬ予算が決まったわけですし、やはりこれもお金でありますけれども、この事業では出産、育児等、いわゆる次世代を継ぐ若い人たちのための面談等、妊婦さんや子育て世帯に寄り添った伴走型相談支援の充実を図るためのものであります。そして、その中でアンケートを実施されるということで、これには国から示された内容があるということだったのですけれども、ただ国から示されたからやるというのではなく、しっかりと町でこのアンケートの回答内容などを見て、その後の施策に役立てていかないと、あまり意味がないのではないかと思います。しっかりとそのアンケートの回答内容を分析すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

出産・子育て応援事業におけるアンケートについては、国で今回示されておりましたが、また矢巾町では以前からやっております。単純にその意向アンケートというよりは、今の暮らしぶりとか体調だとか含めたご様子を伺うアンケートの内容になっておりまして、その内容を基にアセスメントをし、先ほど申し上げた寄り添いの支援が必要な方かどうかということの一つ判断というか、チェックするような内容になっております。

ご意見いただきましたとおり、その点については私ども健康長寿課、そしてその内容によ

っては子ども課のほうとも共有しながら、伴走型支援をより進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 多分そのアンケートというのは、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たってのニーズ調査かなと思うのですが、このニーズ調査の回収率、就学前児童の保護者で77.9%、小学生の保護者で87.6%と、大変高い数値を示しております。やはり子育てに対する興味の高さがうかがえると思っております。

さらに、その調査の中で、約半数は子育てに不安や負担を感じているという結果が出ていて、これは前回と大きく違いが見られないということですが、保護者の不安を今後どう解消していくつもりなのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

保護者の不安の払拭ということについてですが、非常に保護者の不安に対する回答が高いということになっておるようですが、そのような不安を払拭するような施策なり、計画なりをもって対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 補足させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画のアンケートは、先ほど私が申し上げた出産・子育て応援事業のアンケートとは別でございます。子ども・子育て支援事業計画のアンケートに関しましては、令和元年8月に調査をした結果を基に、先ほどの計画の中にあつた5割が不安というような結果が出ておりますが、別物だということをちょっと説明させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 子ども課長には、無理やり回答を求めまして申し訳なかったのですが、しっかりとそこで大きな違いが見られないというのは、前回の計画からして全然進歩していないということにも捉えられるので、そこはしっかりとしてほしいと思います。

次に、若者の移住、定住についてお伺いしたいのですけれども、今まで地域おこし協力隊の方が何人かいらしたわけで、現在も数名の方がご活躍されていて、卒業された方もまちなに残ってご活躍されているわけですが、今後も任期を終えて卒業して、まちの活性化に尽力してもらうために、町としてはどんなアプローチを地域おこし協力隊の方にされているのか、その支援の方向性、どう持たれているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

現在地域おこし協力隊3名おまして、1人は町の広報をサポートするような形で動画に特化したもの、残りの2人はご夫婦なのですが、1人は農業関係、植物関係に非常に見識を持つもの、そしてもう一人は栄養士ですので、食の関係に見識を持つものということで、それぞれが任期終了後には独立して、矢巾町で個人事業主としてやっていくというふうなのを目指して、矢巾町に移住していらしていただいているものでございますので、先ほどの動画のものであれば我々の課を中心に、企画財政課を中心に一緒に事業展開しておりますし、あとは今産業観光課においては残りの2人のほう、農家さんないしは各事業者さん、そしてあとは栄養指導の関係の健康長寿課とかそういった課と連携して、まず町内において様々な人と出会っていただいて、そして将来そのネットワークをつなげていくような形で、事業を少しずつ展開しているところでございます。

我々としていたしましては、そこをいずれサポートするような形で、今後も無事任期を全うできるように支援していきたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 地域おこし協力隊の方というのは、せっかく縁があって矢巾町に来ていただいたわけですから、協力隊がこのまちを選んだ理由であったり、例えば移住しやすくするためにはどうしたらいいのかなど、意見の聴取をしていると思っておりますけれども、そしてそれらの声を今後役立てていくことも大切であるのですけれども、若い人がどうしたら移住、定住してくれるかのヒントにもなると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） すみません。考えながら立ちまして、大変失礼いたしました。

今議員のおっしゃっていただいたとおりでと思います。毎週のように面談を重ねておりましたので、今の視点も含めて、改めて今後の地域おこし協力隊の採用にも生かせる部分、そして若者の移住、定住支援にも生かせる部分あると思いますので、今のご意見を取り入れさせていただきますまして、今後に生かしていきたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今まで何度か若者に対する支援について質問してきていて、幾つか提案もさせていただいたのですけれども、まちが元気になるためには、若者が元気で活躍できないといけないと思います。確かに高齢者の方たちも元気であることが望ましいわけですが、やはり未来のことは若い人が責任を持って先頭に立って、自分事として考えていかなければならないのではないのでしょうか。これも何度も言っていることですが、高齢者の方々には、若い人たちがすることのサポートやアドバイザーとして助言してあげるようにしてほしい、必要があるのではないか。その経験を若い人たちに伝えていく、つまり高齢の方が先に立って考えていくのではなく、若い人にある程度任せたいと思うのですが、この考えについて、町長、どう思われますか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 人づくりには、いろいろな考え方、手法もあると思うので、私今昆秀一議員のご質問をいろいろお聞きしておいて、やっぱり本県は、工藤巖知事ときは教育立県と。若者が教育を通して、そして立派に巣立っていくのだという一つの大きな夢があったわけです。だから、やはりこれからそういった若者を、子どもから若者になっていく段階で、そういう若者の夢と私らがやってきたこと、またこれから町として、また個人としてもいろんなそういう夢を重ね合わせるような、それがやっぱり考えてみると宮沢賢治のイーハトーブの世界、そして私いつもお話ししているのですが、宮沢賢治の考え方はSDGsの誰一人取り残さない、そして今もうロシアがウクライナに侵攻してあれなのですが、世界全体が幸せにならなければ個人の幸せはあり得ないのだということで、これから矢巾町もそういった先人、先輩たちが築き上げてきたものを大事に、伝承、継承しながら、若者の人材の育成に取り組んでいきたいということで、やはり昆秀一議員もそうですし、私もそうなのですが、語り部として矢巾のいいところ、そして悪いところというのがあるかと思うのですが、そういうことを伝えていくことが私らの役目ではないのかなと。

だから、これからいじめの問題もさっきいろいろあったのですが、それから貧困のお話もあったのですが、この貧困の連鎖の中で、私はやっぱり親子がサインを送って、例えばお父さんにいじめられているとか、そういうことを学校とか保育園とかこども園とか、または医療機関でそういうサインを見逃さない、そしてみんなが、さっき貧困の基金を積むお話もあったのですが、お金だけではない、やはり心の伝承、今まさに昆秀一議員が言う心、夢、希望、そういうものを語り継いでいけるようなまちづくりをつくり上げていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、今年1月に矢巾北中で新春町長と語る会を行ったようで、各種提言がなされたということで、大変有意義なことだと思っておりますけれども、以前、コロナ禍前には子ども議会、中学生議会も行われていて、そういう若い人たちからの声を聞くのはとてもいいことだと思っております。ただ、その提案された内容をいい提案だというだけで終わるのではなく、いい提案があればどんどん実現するようなことが必要なのではないかと。そのように提案されたことが実現に結びついていければ、なおさら提案したものとしては、まちづくりに参加できたという成功体験として実感が得られるようになるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾北中学校でこの語る会があったのですが、実は私この間矢巾北中学校に行く用事があって、校長室の前で「愚公山を移す」と、これ感動しました。これは中国の故事なのですが、90歳になる愚公という人が自分の子ども、孫、自分のうちの前にある山2つを移すと、不便だから。そんなことを嘲り笑った。ところが、これを何とかして実現したと、いろんな方々の協力をいただいて。だから、私この間、不來方高校の卒業式でこのお話をさせていただいたのです。卒業生の皆さん、いわゆる皆さんはもう本当に無限大の可能性があると、努力すれば必ず報われるのだということです。そのことで、私今昆秀一議員からあったこのご質問に対して、何もやらないということではなく、私もそういうことはしっかり意を体して反映していきたいと思っております。

だから、子ども議会とか町長と語る会、もう今小学校、中学校、または高校、産業技術短期大学校もある。そういうところで若者と語り合える場を、これからコロナ禍も落ち着いてくると思いますので、そういったことを、そして昆秀一議員さんをお願いですが、私もせつ

かちなのですが、今日言われたことをあしたは、なかなかそれはできないわけですので、仕込みもしなければならぬわけですね。だから、そのところだけのご理解していただきたい。この仕込みの仕方については、町当局だけではなく、議会、町民の皆さん方からもいろいろのご意見、ご提言をいただいてやっていきたいなと思っておりますので、そのところだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、今後第8次総合計画策定するわけですがけれども、小中学生たちの意見、ぜひとも反映させてほしいと思います。

加えて、以前一般質問のときに、施設にボードを置いて、ポストイットなどの意見を貼ってもらうということはいいアイデアだと企画財政課長おっしゃっていただきましたので、実現すると思いますけれども、それにまた新たに提案したいのですけれども、ぜひこれ教育委員会で検討していただきたいのですけれども、小中学生の子どもたちに自分たちの住むまちはどうあってほしいという作文を書いてもらって、それを総合計画に反映させるというのはどうでしょうか。矢巾の小中学生の文章力は、非常に高いと日頃感じておりますので、ぜひこのことも取り上げて実行していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今例えば町の社会福祉協議会では子ども川柳とか、それから青少年の健全育成の町民会議なんかではいろんな作文、そのほかにも新聞でも本町の子どもさんたちの作文なんかも出ております。だから、私はもう川柳なり、俳句なり、本当にそこにきらりと光る子どもたちのこれからの夢とか希望とか、そういうものを結実できるようないろんなことが提案されておりますので、そういうことをしっかり、私どもも教育委員会と一緒に考えていきたい。

だから、先ほど答弁でもお話し申し上げたのですが、こどもまんなか社会、これはまさに昆秀一議員がおっしゃっていることはそのことだと思いますので、その意を体してしっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ちょっと角度を変えたいと思うのですけれども、若い人材の育成について、町職員の育成も大変大事な問題です。若い職員は、今後10年、20年、30年、このこ

とを真剣に我が事として考えられるはずです。なぜなら、若い職員は大体30年後も役場で働いているでしょうから。

一方、現在の幹部職員や今の議員も30年後までやっている人はいないはずですが、だから、先の計画が結局失敗しようが、自分たちにはツケが回ってこない、責任の取りようもないでしょう。しかし、若い職員たちは、目先のことばかり考えた施策を打って方向性を間違えば、やがて20年、30年後には、それはツケとなって若い職員にのしかかってきます。ですから、しっかりとした若い職員を育成していくことの取組、ある程度は若い職員に任せてみるという、挑戦させてみるというのはどうでしょうか。失敗とは、挑戦しないことであります。ぜひ若い職員にどんどんチャレンジさせていく土台をつくってはどうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員のまさにおっしゃるとおりです。もう私も役場にお世話になって、失敗の連続でございました。それは、先人、先輩たち、当時お世話になった先輩たちからもいろいろとご指導、ご助言があって今日あるわけでございます。だから、そういう寛容な気持ちで、私ども管理職の皆さんも対応しておると思いますし、またあるときは間違ったことをしたときは、厳しく指導しなければならないこともあるわけですので、だからそこはやはり町の職員として、私も必ず新採用のときにはお話をさせていただいておりますので、町の職員として今後どのようにして、後ろ指の指されないような職員にならないように、私の過去の経験も踏まえながら、同じことの轍を繰り返さないように、若い職員たちには採用した後にはお話をさせていただいております。

あとは、幹部職員、課長なり課長補佐、係長たちが指導しておるわけでございますので、いずれ本町の職員については、昆秀一議員の言う職員としての理想像をしっかりと掲げながら仕事できるような体制整備をまた構築してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私の夢は、このまちを若者が活躍し、輝けるまちになってもらうこととあります。そこで、今子どもが将来なりたい職業の上位にユーチューバーというのが入っているそうですけれども、これからIoT、ネット社会であり、その有効活用が求められる時代になってくるのが必然であろうと思います。そういうものを使いこなすことが大前

提となってくるでしょうし、インターネットやA Iなど、デジタル化をするというのは、そのうちにそれらに仕事を奪われて支配される時代がやってくるかもしれません。そうはならないための準備として、遅くはないのだと思います。しっかりとした教育がそこは大事になってくるのではないかと思います。今後その辺、学力の向上とともに、心の育成も大事にしながら、生活力の向上もこれからの子どもたちに伝えていくことを町、教育委員会に求めたいと思うのですが、その辺の見解についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員の目指す夢、方向性といったところは、誰しもが志向できるものなのではないかなと思って話を聞くことができました。現在、なぜ若者の活躍が改めてこのようなことが言われているのかというと、恐らく今の制度自体、民主主義も市場マーケットも現在の資源を配分する仕組みであって、将来をおもんばかった仕組みではないということが言えるのだと思います。

そういった意味で、今注目されているのが本町で取り組んでいるフューチャーデザインという話だと思うのですが、その未来を考えたときにIoT技術であるとか、英語力であるとか、今の若者としてはもうデフォルトの要件とされています。そうした中で、そういったものの活用の中で、例えばA Iに置き換わるであろうとか、そういうことが言われておりますが、それら人間の能力を上回るシンギュラリティーとかと言われてはいますが、そのようなことが今後起こるかもしれませんが、そのときにいかに若者が主体性を持って自分事と考えて、そして活躍できる社会というものが今目指されているのだらうなと思います。そうした中で、恐らく今これから打たれてくる政策というのは、今後50年先とかを見据えた形の中で、そのような社会環境の中で若者たちが活躍できる社会を展望しながらつくられていくというふうに認識しておりますし、政府が行っている専門分科会なんかの議論もそのような形にかなりの部分がシフトしてきていると思います。

そうした中で、私どももこのフューチャーデザインという考え方を生かしながら、そこは教育にも通じることだと思いますし、教育の分野でフューチャーデザインが必須科目になっている大学ももう既に国立の大学で存在します。そういったことも踏まえまして、私たちの考え方というのは注目されておりますし、そこに若者たちをより多く巻き込んでいながら、そういうムーブメントをつくっていったら、矢巾町を発信しながら何か未来がつくれていくのかなと、若者たちが活躍する社会をつくっていくことができるのかなと思いますので、そ

のように頑張りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、認知症でも安心して暮らせるまちづくりについてお伺いいたします。

日本人の平均寿命は、世界でもトップレベルであります。ですが、寿命だけ延びても健康でなければ仕方ありません。つまり健康寿命の延伸こそが問題になります。健康であるためには、疾病の予防と早期発見、早期治療が大前提としてありますし、長寿になれば認知症になる可能性も高くなってきます。2012年の認知症患者数は462万人と、65歳以上の7人に1人となっています。2025年には約700万人、5人に1人になると見込まれています。そして、85歳では約半数が、95歳では約8割の人が認知症になると考えられています。今まさに超高齢化社会を迎えた日本では、誰もが認知症となるか、認知症患者に関わる可能性があります。他人事ではないのです。そこで、認知症になったとしても安心して暮らせるまちにすることが最大の課題であることから、以下お伺いいたします。

1点目、認知症についての理解をどのように周知しているのでしょうか。

2点目、認知症に関する周囲の理解には、小中学校における教育も必要と考えますが、現状と今後の方針をお伺いします。

3点目、認知症を予防、早期発見、早期治療するために、まちとしてはどのようなことを行っているのでしょうか。

4点目、矢巾町の認知症支援ネットワーク連絡会ではどのようなことが話し合わせ、実践に結びついているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 認知症でも安心して暮らせるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町民の皆様が認知症の方の症状や日常生活のサポートの仕方など、認知症について正しく理解を深めていただくため、各自治会や学校、企業などにおいて、認知症サポーター養成講座を実施し、周知しているところではありますが、昨年11月に行いました「認知症の人にやさしいまちづくりやはば」宣言において、特にも認知症の方に接する際の基本と言われております3つの「ない」、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないを町民の皆様にご心掛けていただきたく、同宣言文に込めたところでもあります。

なお、岩手医科大学と連携し、実施しております矢巾町認知症コホート研究につきましては、国の次期認知症施策大綱や今後の認証施策の基礎データとなるべく、本町を含む全国6地域のデータが1つになって分析され、今後の施策に活用されるとお聞きしております。

また、さきにご可決いただきました認知症とともに生きるまちづくり条例におきまして、認知症施策の一つに認知症に関する正しい知識の普及啓発及び学習機会確保を規定しておりますことから、同条例に規定しております各主体と前述の研究成果を活用して、より効果的な施策の実施方法を検討し、関係機関と連携して周知に努めてまいります。

2点目についてですが、町内小中学校において、孫世代のための認知症講座として認知症サポーター養成講座を実施しており、今年度は3つの小学校で4年生を対象に実施したところでございますが、今後も各学校と相談の上、実施を継続してまいります。

3点目についてですが、認知症の予防は認知症にならないということではなく、認知症の発症や進行を遅らせるということでございますが、本町ではえんじょいセンターに認知症地域支援推進員を配置し、町保健師等と連携して認知症の予防も含めた相談対応のほか、各種教室を開催し、その中で認知症予防体操であるコグニサイズにも取り組んでいるところであります。

認知症の早期発見、早期受診と診断、早期治療につきましては、ご本人やご家族の生活を左右する非常に重要なことであり、認知症の診断は初期ほど難しく、専門の医療機関への受診が不可欠と捉えております。

病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていくことで生活上の障がいを軽減できる場合もあることから、さきに申し上げた認証サポーター養成講座の取組を本町では推し進めており、一般の方でも日常生活の中で身近な方に対し、認知症についての気づきを持つことで、早急に受診することにつながるものと捉えております。

また、紫波郡地域包括ケア推進支援センターにおいて、医療と介護の専門職向けの研修を実施しており、認知症の発症初期から状況に応じた相談支援体制の構築について、それぞれ

の立場で理解を深めていただいているところであり、さらには矢巾町認知症初期集中支援チームにおいて、特に支援が必要な方については状況を迅速に把握し、適切な医療や介護につなげる対応をしております。

4点目についてですが、構成する各委員から認証の方やそのご家族、地域の持つ課題の共有と支援策の検討等を行っております。最近では、実践に結びついた例といたしましては、移動式スーパーの運用方法として、地域のニーズを反映したルート変更や、一部ではございますが、オレンジボランティアによる買物寄り添い支援なども行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 認知症は誰にでもなる可能性があり、それに関わるようになっていく可能性も高くなってきますが、そうなっても可能な限り自宅で、地域で生活できるようにしていく必要があります。そのためには、地域、近所の理解が必要であります。そのため、町では認知症とともに生きるまちづくり条例を策定いたしました。

このような条例をつくることは大変いいと思うのですけれども、条例をつくればどうなるのか。内容を見ますと、主に町民であったり、認知症の方に役割を設ける条例であって、現場のケアマネたちがよく分からない、あまり具体性が見えてこないのですが、今までの認知症施策のまとめのようなものかと私はこの条例を見ていて思いますけれども、町としてはこの条例で具体的にこの町がどのようなになると考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

このたび認知症とともに生きるまちづくり条例をご可決いただきまして、今ご意見がございましたけれども、私どもとしては様々な基本理念の下に認知症の政策を掲げております。その中でも、やはり認知症に対する正しい理解についてさらに推し進めていく必要があるかというふうに捉えております。認知症の地域支援推進員が矢巾町に配属されて、10年たちます。その中で、やはり今回を機にこの条例を制定したわけですが、この条例を制定したことによって、さらに一般向けの様々な講話会とか講演会等も今準備を進めております。認知症のアルツハイマー月間のあたりに何かできないものかということで進めておりますし、また今お話ありましたケアマネジャーさんとか専門職の中で、何を具体的にというところが見えないというところですが、私どもとしては成年後見のことも含めたところ、権利擁護につい

での取組は、より一層進めなければならない点だというふうに施策の中でも思っておりますので、そういう点は関係課とも、それから関係機関ともいろいろ連携を取りながら推し進めたいところというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 実際にこの条例ができたからといって、劇的にまちが変わるものでもないと思います。そういう状態はあり得ないわけですし、私はこの条例は町側が押しつけているようにある面思うわけです。本来であればこのような条例をつくる時は、あらかじめ認知症当事者や町民が参画したところから声が出て、よし条例をつくろうと、町民自体が立ち上がって条例をつくっていく、そしてその過程にも参加してつくっていくのが理想なのだと思います。そこでちゃんと町民同士が議論することが必要ではないかと思っていたのですが、そのような条例をつくる過程はどうなっていたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 条例をつくる過程においては、矢巾町の生きいきまちづくり委員会とか、そういう会議のほうでもご意見を頂戴しながら今回の条例の制定に至ったところでございます。また、当事者の意見という点に関しましては、チームオレンジ矢巾の中に当事者の方がいらっしゃいます。そういう中でご意見も頂戴しながら、この条例制定に至ったところでございます。

以上お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、7次総において認知症患者、世帯への支援が施策の方向にあって、その指標として認知症サポーター養成講座受講者数8,000人と目標値を設定しております。現在その数値は超えているとは思うのですがけれども、先ほど言ったように85歳以上の2人に1人、95歳以上では約8割の人が認知症になると考えられていて、人生100年時代ではほとんどの人が認知症と関わって生きることになると考えられるわけですから、さらに認知症サポーターを増やす必要もあるのではないかと。認知症サポーター養成講座を何年も前に受けた方には、さらに学び直す必要もあるのではないかとと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員のおっしゃるとおりで、学び直し、リスクリング、これは非常に大事だと思うのです。

それで、先ほど条例をつくれればそれでもうよしということではなく、条例はあくまでも町民皆さんにこういうことに取り組んでいきたいということで条例を制定させていただいたわけですので、そして今国の施策では認知症とともに生きる、その中で一番の課題は共生と予防の両輪で推進すると。だから、いかにして予防に力を入れていくか、そのための条例制定でございまして、これはご本人もそうですし、家族とか地域の皆さん方とも連携して、何の条例でもそうなのですが、やはりつくり上げていく、そしてこれはもう改正もできるわけですし、そして見直しもできるわけです。だから、私どもは今回のあれは、一つの基本理念条例としての意味合いもあるわけですので、そういったことだけはひとつ誤解のないようにしていただきたいと。

そして、これからこの条例をさらにみんなでブラッシュアップというか、すり上げていくこと、そういった取組を一緒になってやっていきたいと。つくりっ放しで、それでおしまいだということではなく、これが第一歩、スタートなのです。そして、こういう条例はもう要らないと、廃止してもいいのだというのであれば、いつでも廃止できるわけでございますので、だから一つこれをみんなで一緒になってつくり上げて、そしてもう何回も言うように、認証とともに生きるまちづくりをやっていきたいということで、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 私からは、認知症サポーター養成講座の受講者の状況をお伝えします。

このサポーター養成講座は、2005年、平成17年から始まってまいりました。当初は、本当に県内でも最下位の養成講座の数値だったのですが、2月末の時点で8,214名が養成講座修了生ということで、今年度33の市町村のうち、多分上位のほうの養成講座の修了生ではないかというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、具体的な提案というものをしたいのですが、「注文

をまちがえる料理店」というのを聞いたことがある方がいらっしゃるかと思うのですけれども、認知症の当事者がウエートレスやウエーターとして働くレストランのことです。現代は、電車の運行、宅配便の配達、コンビニの対応も、お客様本位で正確に実施されるのが当たり前となっております。レストランがお客様の注文を間違えることは許されないことです。作り直せと言われたり、謝罪を求められることもあるかもしれません。けれども、注文を間違える料理店では、間違いに目くじらを立てず、食事のひとつときを楽しむお客さんでにぎわうそうです。とかく現代は人の間違いに厳しく、かりかりしがちですが、このような注文を間違える料理店のような間違いに寛容で、どれほど温かくて人間的なのか、人を安心させるのかという、認知症の方だけではなく、現代の社会にも優しいところというのが必要であって、人をほっとさせるのではないかと思うのですが、このような取組についてはどう思われるでしょうか。町としてもえんじょいセンター等でこのようなことをやってみてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員、いいですね、ほっこりしたお話で。だから、こういうこと、認知症になれば間違いあるのは、これは当然のこと。私の場合、健常者と言えるかどうかはあれなのですが、いずれそういったことを許せる、やはりさっきも言ったのですが、寛容、受入れできる、まさにそこは昆秀一議員と私はもう本当に同じ考え方でございます。そういう寛容で、これから認知症の方々が増えてくればくるほど、そういう心根の優しい気持ちにならなければならないなという思いを強くしております。これからも寛容の精神で認知症に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その寛容というのが一概にすぐできるかということ、それほど簡単なことではないのですけれども、認知症というのは本当に誰でもなり得る病気で、その家族になる可能性も高いわけです。認知症に関わる人は増え続けていくことが予想されます。ですが、認知症になったとしても安心して暮らせるまちであれば、たとえ認知症と言われてもそんなに心配することはなくなるはずです。

そこで、そういうまちにしていくためには、町民の多くの理解、啓発活動が重要になってきます。各種研修会などは度々行われていて、今度の条例でも町民の役割として正しく理解しましょうとあります。でも、正しく理解しようと言われても、どうしたらいいのか分から

ないと思うのです。認知症となった人も家族も、そのときになってあたふたしてしまうことが多いのではないのでしょうか。そうならないための理解が必要であるのですが、なかなか自分事として捉えられない。それは、町のほうとしてもどのように周知、理解してもらうかは、やはり小さい頃からの教えをしていかないとなかなか難しいのではないかと思うのですが、その辺の教育についてはどうお考えでしょうか、お伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 私のほうから、ご質問にもありました孫世代のための認知症講座ということで、町長答弁にもございましたので、少し述べさせていただきます。

小中学校の認知症の講座の取組ですが、矢巾町では平成25年から行っております。最初は、矢巾東小学校のほうから行いまして、昨年度は町長答弁にもございましたとおり、小学校3校で行っております。やはり小さいときからの認知症の理解のところは、ご意見いただきましたとおり、本当に大切なところだと思います。

今回小学校4年生の方に作文を書いていただきました。講座を受けて作文を書いていた中で、非常に心に留まる内容でして、認知症がどんな病気で、どう接したらよいか教えてくださってありがとうございますということで、その中で大事なのが、先ほどお話があった3つのない、3つのないを大事にしていきたいということをしかりと作文の中に入れていただきました。私どもこの作文を受け止めて、今回の宣言にも入れさせていただいたので、さらにこういう小さいときからの取組を、どういうふうな病気で、まずはどう接したらいいかという点でもいいと思います。本当にそういう点をきめ細かく、教育委員会、学校サイドと連携して、継続した取組を進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先月オンラインで認知症に関わる研修受講しました。そこで、様々な取組の紹介があって、その中には矢巾町の取組も紹介されておりました。その研修会では、認知症当事者の声を拾い上げることが大切だということで、本人の声を聞くための本人ミーティングの在り方が言われておりました。そこは本当に大事なことだと思います。本人の声の中にこそ重要なことがあるのはそのとおりで、まずその声を聞くこと、そしてそれをどう具体化していくのか、支援する側の自己満足になってしまわないようにすることが大切であります。

あるところでは、本人ミーティングという名前すら本人が考え、やりたいこともどんどん意見が出てきたということです。そのようになるには、すぐには無理なのかもしれませんが、本町ではおれんじデー、おれんじカフェなどの名前がついているのですが、何のことかさっぱり分からないような方もいらっしゃいます。この名前も認知症の人に実際に考えてもらったり、やる内容も本人に考えてもらったりしていればいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

まさしく町の今回の条例の中にも記載しております本人からの発信という点がまだまだ足りない点だというふうに捉えております。国のほうでも、認知症希望大使ということで、本人発信の支援は、今後さらに推し進めていく事項ということで掲げておりますので、矢巾町においても、先ほど当事者の方が参加しているというお話をしましたが、まだまだだというふうに捉えておりますので、そういう点も含めた施策なり取組をできるところから進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） できることから進めるのは、もちろんそのとおりだと思いますけれども、この認知症地域支援推進員の方というのが令和3年度から1人増員されて、活動を活性化されているのは大変いいことだと思います。ただ、この本人ミーティングについては、本人の参加が前提としてありますので、ある程度のことはお膳立てが必要なかもしれませんが、認知症本人が能動的に意見を述べる場というのを、活動内容も本人に来て決めてもらうようにしなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

まさしく能動的にというところは、そのとおりだと思います。その声をどう受け止めて、話を聞く場をどういうふうにしていくかということも含めて、大事な点だというふうに捉えております。

今えんじょいセンターでは、入り口のところにガラス張りのところがあって、今は飾りびなをやっているのですが、中に当事者の方が、ご自身が作品を作って、プラモデルを

展示したりしたときもありました。何か社会と接する場をいろんな場で作くりながら、ご意見を受け止める場、そしてそれを生かしていく場を私どもとしても進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 現実に家族が認知症になってみたら分かることですがけれども、理想としている介護ができるかという、ほとんどそんな理想としている介護なんてできるものではありません。それは、実際に私も認知症の母親の介護をしていて感じております。「言うは易く行は難し」といいますがけれども、まさしくそのとおりで、ではどうすればいいのか、私そこを相談した場合はどういうふうにお答えなさるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えします。

ご家族がその立場になったときでなければ分からない思いだとか、苦しみだとか、そういう点は本当にあると思います。まずは、そういう場の話聞く、その受け止め、しっかり傾聴しながら、そして何か解決できることがあることを一緒に探っていく、それを私どもとしてもやらなければならないなというふうに思っております。なかなか一言で、これが改善という点は述べられないかもしれませんが、やっぱりそこには寄り添った傾聴の姿勢をしっかりと誰もが持っていくことが大事だというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 確かに傾聴というものも大切ですがけれども、具体的にどうすればいいかということのアドバイスというのか、どういうふうなことをしたらいいかというのを私も考えてみたのですがけれども、やはり根本的な介護負担を軽減するというところで、介護者と要介護者を引き離すということで、レスパイトは推奨すべき一つとしてあるのではないかなと思うのですがけれども、レスパイトについての町としての考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えします。

確かに時間的だとか、少し距離を置く、そしてそれが空間的にもということで、レスパイ

トをうまく使っていくというのは、本当にそれは一つ大事だと思います。その一つとして、やはり介護保険制度の中で利用できる制度をうまく組み入れることとか、それは重要な点だというふうに捉えております。やはりご家族を支えていく、ご本人もですが、ご家族をいかにしてお支えしていくかという点は重要な点とっておりますし、レスパイトも重要なことというふうに、一つの制度の仕組みとして大事だというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 認知症とは、あくまでも症状の名前であって、正式な病気ではありません。認知症と呼ばれる症状とは、物忘れをしやすくなり、その結果日常生活に支障を来して、1人で生きていくことが困難な状態に陥ってしまう。介護の方法に正解は存在しません。老いは認知症ばかりではありません。体が思うように動かせなくなる。目や耳も不自由となる。身近なことも忘れる。長く生きれば、そうした不具合が生じるのは避けられません。そうは分かっている、なかなかうまく介護できない現実もあるということを実際に介護していると感じます。そんなときに、行政は一体どんなサポートをしてくれるのでしょうか。最後にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 行政はどんなサポートするかと、非常に難しい答えだと思えますけれども、今回のこの認知症とともに生きるまちづくり条例の中に基本条例ということで掲げておりますが、やっぱりこの中で私たちが思ったのは、手助けするだけではなくて失敗することを認めてと、その方が持っている能力も大事にしながら認めて、そして共に生きていく仲間がいる、つながるまちという点を大事にしていくべきところというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

なお、昆秀一議員は、都合によりこの後退席となります。

ここで、時間も大分経過しましたので、暫時休憩いたします。

再開を3時20分、15時20分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時10分 休憩

—————
午後 3時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、3番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子です。通告に従いまして、1番目の質問をいたします。

まず、質問事項、妊産婦医療費助成事業について町長にお伺いいたします。妊娠中や出産時にかかった医療費のうち健康保険が適用されるものについて、自己負担分が助成される制度が妊産婦医療費助成制度です。近年では、様々な社会的要因で女性の出産年齢が高くなる傾向にあり、いわゆるハイリスク妊娠の割合が増えております。妊娠高血圧や妊娠糖尿病などのリスクもあります。当然のことながら、こうしたハイリスク妊娠は胎児の育成にも影響いたします。

一方で、厚生労働省は、妊娠、出産、産後の不安について調査をされ、その中で妊娠中に経済的な不安があったという方が15.7%（令和2年子ども家庭局）となっております。経済的な格差のために、また今コロナ禍の中で胎児の生育や母体への悪影響があってはならないと考えるものであります。

母体の健康を守り、また経済的な格差によらずに、不安なく健やかに新しい命を育めるこうした妊産婦医療費助成制度は、切れ目のない子育て支援のスタート、要となる制度であります。岩手県では全県で実施され、すばらしい制度であります。市町村により自己負担額にばらつきがあることから、以下お伺いいたします。

1、給付件数と金額の推移についてお伺いいたします。

2点目、令和5年度岩手県一般会計当初予算案では、子ども、妊産婦医療費助成費の拡充をしますが、当町での拡充の考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の妊産婦医療費助成事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年度における妊産婦医療費助成給付額及び件数は1,333万3,000円、883件、令和3年度においては1,182万8,000円、798件、令和4年度末においては1,000万円、750件ほどと見込んでおり、給付費、件数とも減少傾向となっております。

2点目についてですが、今般岩手県において子ども医療費助成事業について、全県一律で高校生の現物給付の対象拡大を来年度に実施することが示されましたことから、本町においても高校生の医療費助成現物給付を実施してまいります。

なお、子ども医療費助成事業につきましては、本町ではこれまで平成28年度に小学校卒業まで、翌年度からは中学校卒業まで、平成31年度からは高校卒業まで対象を拡大してきており、中学校卒業までの現物給付は実施してきたところであります。

また、妊産婦医療費助成事業につきましては、平成28年8月から現物給付を実施しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ただいま答弁いただきましたが、給付費、件数とも減少傾向とありましたがけれども、原因はどういうふうにお考えかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 給付費の減少については、そもそも妊娠の届出数、妊婦さんが少なくなっているということが一つ要因というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 少子高齢化、子どもを産まれる方が、今日午前中も危機的状況だということもお話がありましたが、やっぱりその影響は大きいのかなと思います。

この質問のきっかけは、産科医の方から矢巾町と紫波町の妊婦さんに風邪薬や花粉症等を健康保険で治療した後に、ほかの市町村の妊婦さんより自己負担金が多いことが気の毒だというふうにお話をお聞きしたことがきっかけでございます。矢巾町、紫波町では1,500円の自己負担でございますが、盛岡、花巻は750円、自己負担ゼロの無料なのが奥州市、平泉町

等であります。このことだけが子育て支援ではありませんが、産科医に通院の際に仲よくなった妊婦さん同士で自己負担金の違いというのですか、そういうことが話題になるというようなことをお聞きいたしました。このことについて、お考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 妊婦の医療費助成については、今小笠原議員からあったとおり、市町村によってその自己負担の額が若干異なっております。全県の中で、県内の中で自己負担額がなしになっている市町村は12市町村あります。近隣は、紫波町等は、比較すると入院が5,000円、入院外が1,500円ということになっておりますが、様々な子育ての支援として、一環とした中でどこに経済的な部分も含めてご支援していくかという着眼で考えたときに、現時点はこのような状況ですが、今後の動向も見ながら検討材料というか、考えていかなければならない事項かなというふうには、原課としては捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やはりそうだと思います。子どもの医療費助成事業も先ほど答弁いただきましたが、当町で手厚く実施いただきまして、本当に感謝申し上げます。生まれてくるお子さんに関しては、もう万全なのかなというふうに思いますが、そこは切れ目ない子育て支援のために、子どもを産む、産める女性にとって、特別な妊娠期間だけでも、また母体の安全のためにも、段階を追って妊産婦の医療費助成拡充をさらに進めていきたいというふうに考えております。このこと、もしまたお考えがあったらお教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今議会は子育て支援の支援策の充実化、先ほどの答弁にも、やはりこれからは結婚の支援とか、そして今お話あったとおり、妊娠時から切れ目のない支援、これは非常に大事なことだと思います。いわゆる保育料の無料化、または在宅の子どもさんの支援とか、このことについては今私もなるほどなど。市町村によって格差があるのであれば、これはまずいことなので、特にも町村会で、これから県は今このことについては市町村と県と連携、協働してやっていきたいと思います。今非常に前向きになってきているのです。

昨日の答弁でも、学校給食の無償化を県一緒にやりませんかとお話もさせていただいてお

りますので、そういうことを総合的に勘案して、やはりこれから子育て支援ではなく、もう妊娠時から切れ目のない支援策、これを考えていきたいということで、できるのであれば県と協調、連携する、または状況を見極めながら町単でも検討していきたいと思いますので、これは本当にいいご指摘をいただいたなということでございます。このことについては、まず財政ともよく協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 2問目ですが、質問事項が高齢者の支え合い、助け合う地域社会の構築についてでございます。町長に答弁をお願いします。

高齢者人口は、2025年には3,677万人に達し、その後も高齢者人口は増加傾向が続きます。2042年に3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族化により、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取組がますます重要になってまいります。そこで、支え合い、助け合う地域社会の構築について、以下お伺いいたします。

①、高齢者が介護支援、ボランティア活動等を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援するべきと思います。当町での取組状況についてお伺いいたします。

②、町長の施政方針にケアリングコミュニティ（共に生き、相互に支え合うことができる地域）の実現を目指すとあります。このことについて、具体的にどのような新しい取組をされるのかをお伺いいたします。

③、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するボランティアポイントの導入についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢者の支え合い、助け合う地域社会の構築についてのご質問にお答

えをいたします。

1点目についてですが、特段高齢者と限定しているものではございませんが、いわゆる現役世代を退いた方を中心としたボランティアとして、介護予防事業でありますシルバーリハビリ体操を町内各地域で普及啓発をしております。指導者会、または日常生活における住民、いわゆる町民主体のサービスであります訪問型サービスBを担うオレンジボランティアを中心とする方々が町と連携し、活動しております。また、シルバー人材センターにおける独自のボランティア活動や老人クラブ連合会においては、日常生活助け合い隊を各地区のクラブ単位で結成、活動しており、町といたしましてもそれぞれの団体の活動に対する支援に努めているところであります。

2点目についてですが、ケアリングコミュニティは、共に生き、相互に支え合うことができる地域、ひいては地域共生社会のことであり、これまでも取り組んでいるものであります。本町では、この社会の実現に向けた取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を実施しており、ひきこもりなど複雑化、複合化、あるいは制度のはざまにある支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することにより、地域で生きるお一人お一人が共に支え合う社会を目指して取り組んでいるところであります。

3点目についてですが、さきに申し上げましたシルバーリハビリ体操の指導者会において、ポイント導入を話題として提案したところ、ボランティアに関する様々なお考えやご意見があり、現在のところボランティアポイントの導入には取り組んでいないところであります。しかしながら、ボランティアに関するお一人お一人の考え方を尊重した上で、その付加価値としてのボランティアポイントの導入は、高齢者の社会参加等を促すために有効な手法であると思われることから、改めて活動しております当事者の皆様に話題として提案するとともに、導入について検討をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 答弁いただきましたが、この中で有償ボランティアをされているのはオレンジボランティアの方々だけでしょうか。オレンジボランティアの方々は、掃除や買物とか、家事などのお手伝い等、活動いただいております。大変に感謝申し上げますところですが、それから答弁の中にシルバー人材センターでのボランティアということが出ていまして、シルバー人材センターというところは仕事として何かされるのが

あれなのかなと思って、ちょっと内容をお聞きしたいなということを思いました。お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、オレンジボランティアの関係ですけれども、お話のとおり、オレンジボランティアの方が有償ボランティアということで活動しております。実際活動した昨年度の実績でございますが、活動回数は425回、活動人員、延べになりますが、850回ということで活動しておりますのでございます。

町長答弁にありましたシルバー人材センターについては、昨年度はちょっとできかねたのですが、シルバー人材センターの会員さんが施設外、役場庁舎内の草取りとか、環境整備のところでボランティアとしてやったというようなことがございましたので、そこを述べさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 理解することができました。

あともう一つ、老人クラブ連合会の日常生活助け合い隊を各地区のクラブ単位で結成、活動とありますけれども、どのぐらいの地区で、何名ぐらいの方がどういう活動をされているのか。サービス内容は、ちょっとした困り事のお手伝いとありましたが、内容を具体的にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 日常生活助け合い隊は、社会福祉協議会で行っている事業になります。老人クラブさんのほうは、今年度は9クラブです。老人クラブの会員数は、66名の方が会員となって、内容としては電球だとか、ちょっとしたお困り事についてお助けするというようなことで、このようなポイントカードがございまして、老人クラブの会員さんに関してはクラブさんの中に事務局があつて、ポイントをついていくというような形になります。

老人クラブの会員さん以外でも、例えば傾聴ボランティアだとか、それからふれあい弁当のボランティアさんの関係だとか、声の広報だとか、老人クラブ以外のところでの助け合い隊と同じようなポイント制のことは、取り組んでいるというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 次にお聞きしたかったのは、それぞれの団体の活動に対する支援に努めているということがありまして、ここの部分の支援というのはどういうことなのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

実は先ほど申し上げた日常生活助け合い隊ですけれども、この事業は発足して、多分五、六年たってくると思います。そういう中で、昨年度と比較して1団体、今年度ちょっと活動が難しいと取りやめた老人クラブさんもございます、そういう視点で、例えば生活支援コーディネーターのほうと一緒にそういう課題を共有しながら、資源づくりの一つとして、社会福祉協議会でやっているからというのではなくて、町全体としてこういう助け合い、いわゆる近所の仕組みをどうやっていくかということとをそれぞれ相談しながら、在り方を発掘していくような形で進めているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 前のボランティアのを少し見せていただいたら、社協でポイント制をやっているのではないかとというようなこと昆議員が令和2年3月に一般質問をしているのを見せていただいて、会議録を見たらそういうことがあるということが分かったのですが、なかなかその部分が行き渡っていないのかなということをまた改めて感じました。

私も少ない経験なのですが、a i a iひろばのお助け隊とか、あとふれあい弁当とかファミサポとかさせていただく中で、活動をされている方は元気な年配者の方が本当に多いです。この活動を励みに、やっぱり楽しく生き生きと活動をされているということを思います。人に喜ばれる体験は、どなたにとってもうれしいものだと思います。

一応答弁書に、シルバーリハビリ体操の指導者会でボランティアポイントについて提案したということがありまして、やっぱりどっちかというボランティアをする側のほうの方たちの話合いだったのかなというふうにちょっと感じたのですが、この点はいかがでし

ようか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） そもそもシルバーリハビリ体操は、ボランティアというところから発足したものではなくて、介護予防のところから活動を今行っているところでございます。そのリーダーの方々が地域で率先して介護予防のシルバーリハビリ体操というものを進めているというところが発端にありますので、こことボランティアのポイント制とを結びつけるのは、ちょっと難しい点があるかなというふうには捉えておりますが、何分これは私どもの思いも、お互いの思いをちゃんと聞きながらということで、提案というか、お聞きしてみるというところで掲げた、町長答弁に述べたところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） そこは理解しました。答弁書には、シルバーリハビリ体操の指導者会においてポイント導入の話題を出したこともあったというようなくだりがあったものですから、そこら辺の経緯を読んでいて、やっぱりボランティアを受ける側というよりは、どちらかというところをリーダーとして行う側の方の集まりだったのかなみたいなことを感じたので、ちょっとそこは私の認識違いだったと思います。

この冬、ご近所さんが買物をしてくださってすごく助かっているとか、除雪作業も、ご主人が大病して入院してから、お向かいの方がすごく何回も来てくださったとか、ちょっとした買物は車に乗せてもらっているのよねとか、本当にご近所同士が善意ですごく助かっているという話を、どっちかというところを受けている側の方がすごく話をしてくださったのです。それで、その反面お礼も取られないし、心苦しいようなこともお聞きしました。

元気なときは、ご自分もボランティアに参加してポイントをもらい、またもちろん報酬とかポイントが欲しくて参加されているということは思いませんが、お互いさまで順送りで、次は私もというような形で、ボランティアポイントということについて、これは新聞に出たのですけれども、ボランティアポイントの制度の効果を検証したということが記事に出まして、調査した自治体では、やっぱり介護予防と地域活動の参加が促進されたという両面はすごく効果があったというようなことが出ておりました。

今社協のほうでもボランティアポイントという形はやっていますというお話も伺いましたけれども、またそれを拡大させて、ぜひともボランティアセンターというようなものを立ち上げて、東京の稲城市が一番最初に始めたそうですけれども、北海道の苫小牧市とか、先進

事例もたくさんありますし、ぜひとも当町でのボランティアポイント導入のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、いわゆるボランティアに限らず、町民の皆さん方がいろんな意味でまちづくりに参画すると。私は、この参画の視点から考えた場合、やっぱり今小笠原佳子議員からご指摘あったことは非常に大事な事なので、社会福祉協議会だけではなく、今ボランティアというのはもうスポーツとか文化活動とか、いろんなところにもありますので、そういうものを一つ一つ検証しながら、そしてできるのであれば先行して、今お話あった介護とか、そういったボランティアを優先してやるか、これは内部でちょっと検証させていただいて、やはりこれから参画とコミュニティ、ボランティアと、これはもう一つ有機的なつながりでやっていかなければならないと。だから、ただいま本当にいいご指摘いただいたので、担当はなかなかまた仕事増えるなど、こう思っているかと思いますが、すぐ文化スポーツ課辺りを中心に検討させたいと思っていますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、3問目の質問をさせていただきます。所有者不明土地の現状と活用についてお伺いいたします。答弁は、町長にお願いいたします。

所有者不明となる土地が全国的に増えてきております。所有者不明土地問題研究会によりますと、2016年時点で九州本島の面積を上回る約410万ヘクタールの所有者不明の土地があると推計されております。昨年4月、改正所有者不明土地利用円滑化特別措置法、いわゆる改正特措法が成立いたしました。今回の改正は、所有者不明土地の利活用を大きく進め、アイデア次第で地域福利や防災に役立てることができるようになり、地域住民の要望を生かした改正特措法の運用が求められております。何と云っても、市町村長が防災工事などを代執行できる制度も創設され、さらに市町村が所有者不明土地対策協議会を設置し、利活用のための計画を作成できるようになりました。地域のアイデアを存分に生かし、所有者不明土地を積極的に有効活用すべきと考え、以下お伺いいたします。

1、所有者が不明とされる林地や農地、宅地についての現状と課題についてお伺いいたします。

2、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と、本町として今後の活用についてお伺いいたします。

3、所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 所有者不明土地の現状と活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の所在不明土地の現状といたしましては、国土調査が終了いたしました昭和44年度以降に宅地や農地、山林など、地目を問わず、相続等による登記が行われずに所有者が不明となるケースもあり、固定資産税の課税に伴い、確認が可能な分につきましては、被相続人6名分で約2.6ヘクタールとなっており、このうち約2ヘクタールが農地、約0.3ヘクタールは宅地となっております。土地の課税標準額の合計が少額で、固定資産税が課税されない方が所有する土地につきましては、所有者死亡後に相続人の確認調査を行っていないことに加え、農地や山林を中心に相続を放棄するケースが増えていることから、正確な状況把握ができていないところであり、今後管理不全等による周辺地域への悪影響や、公共事業の円滑な実施の障害となることも想定されております。

2点目についてですが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要といたしまして、人口減少や少子高齢化に伴い、増加する所有者不明土地を適正かつ合理的な利用に寄与するための法律となっております。内容といたしましては、利用の円滑化の促進に関するものとしましては、地域福利増進のため、所有者不明土地を公益性の高い施設用地として利用すること、災害等の発生時防止に向けた管理の適正化に関するものとしましては、所有者不明土地について周辺の地域における災害等の発生を防止するため、勧告、命令、代執行の権限を首長に付与する、有益な所有者情報を行政機関等が利用できる内容となっております。

なお、本町ではこれまで所有者不明土地についての活用はございませんが、今後地域からの要望等に対応できるよう、所有者不明土地に関する東北地区土地政策推進連携協議会からの情報収集等に努めてまいります。

3点目についてですが、所有者が不明な土地のうち、地方税法に基づく調査を行った結果、相続人がいないことが判明した土地につきましては、納税義務者が特定できず、固定資産税の徴収が難しいことが課題になっておりますが、所有者の財産と債務の状況により、裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て、売却等財産の処分を依頼し、その配当を未納分に充当

するなど、手続を行うことにより、徴収につながるケースもあることから、個別の事案を考慮して対応をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 答弁書の中で、所有者不明土地の現状といたしまして、被相続人6名分で約2.6ヘクタールの中、2ヘクタールが農地で0.3ヘクタールは宅地ということになっているのですけれども、この現状の姿というのですか、この2ヘクタールは耕作放棄地、またこの宅地というのには古家とかが建てたりとかするものなののでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） ただいまの質問のうち、農地に関して、まず農業委員会のほうからお答えいたします。

この6名のうち、農地をお持ちの方はお二人ございます。お二人で2ヘクタールですので、結構大きい農地をお持ちということですが、どちらの方も幸い以前から貸し借りをしておりまして、実際に作っている方は別な方がいるという状況になっております。そのことから、亡くなってしまいました現在も、矢巾の農業者の方はきちんとやってくださっているので、耕作放棄にはなっていないというのは、農業委員会のほうで確認しております。

大きい小さいにかかわらず、こういう問題は町内各地で発生しておりまして、中心経営体ですとか、実際に耕作してくださっている方の話を伺うと、あそこは亡くなってしまって、次誰になるか分からなくて、いつ請求されるか分からないということで、次の人が決まるまで俺やっている分、ちゃんとためて、積み立てているという話を聞くこともございます。なので、そうやって農業委員会を通した貸し借り、あるいは通していない貸し借りというのが見られますけれども、耕作放棄になっているという件数自体は、少ないというふうに捉えております。

今回のこの件につきましては、耕作放棄ではないということも確認してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） では、2点目のご質問にお答えいたします。

今回の土地のうち、宅地でございますが、宅地自体は5か所ございまして、いずれの土地

にも建物がございます。そういう状態の場所ということでの宅地という状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今農業委員会で答弁いただいたのですけれども、いつ請求されるか分からないという言葉の意味がちょっとよく分かりかねたのですが、教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） 失礼いたしました。結局相続登記が終わっていないので、いつ相続関係人の方の話が調って相続登記されるかが分からないということになります。農業委員さんにはお伝えしてございますが、民法改正と、それから不動産登記法の改正がありまして、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。そういうことで、そこら辺のところの動きも出てくる可能性がありますよというのは農業委員は既に把握してございますので、地域でそういう相談があったときにも対応できるようにしてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 耕作の賃貸料とかもあるのでしょうか、もしかして。

他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） そういうふうに善意で耕作していただいている方に思いがけない請求が来るという、思いがけないというのは変な言い方ですけども、正当なのかもしれませんが、そういうことがちょっと認識できておりませんでした。

それから、答弁の中で固定資産税徴収の課題ということをお聞きしたときに、それが最終的に、最後のほうの3の3の答弁書なのですけれども、納税義務者が特定できず、固定資産税の徴収が難しいことが課題になっているけれども、いろんなことを手続取った後、徴収につながるケースもあることから、個別の事案を考慮して対応してまいりますとありますけれども、実際にこういうことが件数的に実行可能なこととしてあるのかをお伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

実はこの件につきましては、令和3年9月会議で300万円の手数料を補正予算としてご可決いただいております。これを活用いたしまして、家庭裁判所のほうに申立てを行った事例が

ございます。そちらのほうの進めまして、選任の申立ての予納金ということで必要経費を収めまして、そちらで家庭裁判所のほうに選任をしていただいた方に今進んでいるという状況でございます。恐らく間もなくこういう売却の状況と申しますか、こういう結果になりましたということをご報告いただけるようなところに今至っているのかなというふうに思っております。そういう状況で今進んでいることもあるということでございます。

ということで、ケースによっては、答弁のほうでも申し上げましたが、その状況によっていろいろなケースありますが、今回のようにしっかりと処分ができるというめどが立ったような場合についてはしっかりとした進め方を取って、いろいろなところを解消できるようなことに取り組んでまいりたいということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 理解いたしました。ぜひよろしく願いいたします。

私もこれは新聞記事で見たのですけれども、海外でのランドバンクとしての制度の紹介記事でございます。市場価値の乏しい土地や家屋を所有者より譲り受け、価値ある不動産になるように再生し、公共の空間として使えるよう管理したり、地域に根差した土地の有効利用を地元の方の知恵の下で建設していくというような記事がありまして、すごくいい取り組みだなと思ったのですけれども、今回この一般質問の中で、矢巾町としての今の実績はないということなので、そう簡単なことでもないのかと、そういうふうなことを感じましたけれども、このことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

議員からもご質問いただいております。地域福利増進事業とか、例えば公共関係のものとして、国交省のサイトによりますと備蓄倉庫にしたりとか、こういったいろいろ活用方法は提案されているところですが、私たちのほうでは議員から提案がありました所有者不明土地対策協議会、まずこちらがない状況でございます。そして、それに伴っての計画の策定というのまだ着手できていないという状況でございます。なので、こういったところを徐々に取り組んで、そしてまだ事例がないという答弁にはなっておりますけれども、事例が発生際には対応できるような体制を徐々ににつくっていきたいというふうに考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） この法律の背景のほうからちょっとご説明させていただきたいのですが、これは東日本大震災津波が発生したときに、公共事業の整備に当たりまして、土地を買収しなければならないわけです。そのときに、矢巾町はもうそれこそ国土調査が既に終わっているのですけれども、沿岸のほうの市町村の国土調査が半分程度の進捗率で、どこに誰の土地があるかを探すのが非常に大変だったのです。まず、所在地の不明者が非常に膨大で、一つ例を挙げますと1筆24名の共有地が全然相続登記されていないために、関係者が約300人、そういったのがぼつらぼつらと点在して、それを早く、要は土地収用制度も活用しながら公共事業を進めたいということがあったのですが、国のほうともいろいろ調整する中で、既存の法律の中でできるのだというところで、なかなか平行線が進まないところがあったわけです。

ところが、ちょっと進めている中で、国のほうでもだんだん実情を分かっていたいて、国としてもやっぱり何とかしなければならないと。そして、さらにこれから東日本大震災だけではなくて、南海トラフ沖地震でもまたそういったことが出てきて、全国的な課題が出てくるということで、本腰を入れていただいてこういった制度ができてきました。

そういった中で、これから人口減少社会において、要は放棄地の問題が出てきましたので、そういった中で荒れ放題にしておくよりは、それを地域にうまく有効活用できる方法も一緒に考えていきましょうねということでこういった制度が出てきましたので、今矢巾町においてはこういった事態はありませんが、今後もし何かあった場合には、こういった協議会のほうでも国土交通省、農水省、法務省とも連携しながら、うまく円滑に事務が進行できるように取り組んでいこうということになってきていましたので、もしそういった事態になった場合には、こういった取組を進めていけるといふようになっておりますということを補足させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 最後の質問なのですが、今後少子高齢化の進展によりまして、相続機会が増加することや身寄りのない高齢者が増えることにより、相続登記が速やかに行われず、不動産登記簿の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、また判明しても所有者に連絡がつかないような所有者不明土地が顕在するということが現時点では懸念

されているわけですが、法改正による国の新制度で災害発生や環境悪化を防ぐ、管理の適正化を図るようなことが、市町村長にそういう権限が、対応ができるようになったということで、とても仕組みとしては町にもうメリットがあるのかなというふうにちょっと思ったのですが、現時点ではそういうことはないということだったのですが、そのメリットを生かして、何かお考えがあれば最後にお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 特に災害時の対応だと思います。例えば土砂災害等が発生して、いずれ早くそこを手当てしなければ二次被害が発生するとか、また近所の人たちにも被害が影響するというのも当然想定されますし、またそれが道路があったとしたときに、いつまでも通行止めにしておかなければならないというような事案も出てきますので、そういった観点から、公共福祉の向上を図る観点から、市町村長にその辺の代執行の権限いただければ、速やかに道路を通すとか、崩れたところの斜面の応急対策するとか、そういった民生安定にも役立つ取組だというふうに考えております。

以上です。お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、1番、藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦でございます。

本日は、2問質問させていただきます。質問の1でございます。一般国道4号盛岡南道路事業化に伴う町道中央1号線の整備について町長に伺います。

令和4年度より事業化が進められている一般国道4号盛岡南道路の事業目的の一つに、三次救急医療機関（岩手医科大学附属病院）への円滑な搬送経路の確保があります。そのため、盛岡南道路は矢巾東小学校北側地点で町道中央1号線と平面交差し、これより町道中央1号線に入りますので、これもやっぱり円滑な搬送経路としての役割を担うこととなります。現状のままでは、以下の問題があると考えます。

1つは、盛岡南道路の開通により、盛岡西部、盛南地区や滝沢、雫石方面からの通行量が

増加し、藤沢地区以南の、これは4号線と南道路との合流地点です。藤沢地区以南の国道4号や、これに並走する、今話出しています町道中央1号線の交通量は増加すると見込まれます。

また、東徳田、間野々地区の国道4号沿いの市街化調整区域は、現在地区計画による企業誘致が進められており、今後国道4号、中央1号線の通行量増加が見込まれます。

また、附属病院開業時の車両通行調査、令和元年9月に開院しておりますけれども、前後の6月と10月では、開院後の南北方向での増加が顕著に出ています。

資料として添付しましたこの資料、岩手医科大学附属病院開院前後の付近の通行量調査、資料1と書いたものがございます。この見方ですけれども、上のほうは矢巾東小学校前の交差点、下のほうは矢巾停車場線と医科大学附属病院前の交差点です。右上は、これは北から南に来る車がどっち方向に行っているのか。左側は、西側から来た車がどちらの方向に進路を変えて通行しているのか。そして、左下の図は南から北方向に向かった車がどういう動きをするのか。右下は、東から来た車がどちらの方向に動くかということそれぞれの交差点で調べたものでございます。

本来は、これはどちらも北と南で国道4号線にぶつかるのですがけれども、その交差点である北の都南中央橋口、あるいは南の南部屋敷前の交差点の調査データはありませんでしたので、この交差点を過ぎた後の通行量は分かりませんでした。

表の見方ですけれども、矢巾東小学校交差点前、右上のほうを見てください。車が北から西に行くのが438台という数字が出ています。下のマイナス108は、6月対比でどうなっているか。色分けは、減少は青、朱は増加ということで区分してみました。

そうしますと、開院後の方向別通行台数を矢巾東小学校前の交差点で見ると、南と北は増加が多いです。医大前の矢巾停車場線との交差点を見ますと、これもやはり北と南の変化が多いです。ということで、今申し上げましたとおり、開院後南北方向での増加が非常に顕著になっております。

町道中央1号線は、現在片側1車線、附属病院前だけは2車線ですが、なおかつ右折レーンがある交差点は限られており、増加する通行量に対応できるか疑問です。

もう一つは、町道中央1号線は都南病院前の交差点で国道4号に接するのですが、この交差点は現在でも朝夕渋滞を起こしているのが常態化しております。これは、町道中央1号線の通行にも影響するものと思われれます。以上の問題を踏まえ、以下伺います。

1つ目、岩手医科大学附属病院までの円滑な搬送経路として、現状の町道中央1号線は今

後増加すると見込まれる通行量に対応できるとお考えか。また、整備が必要となる場合はどのように整備すべきとお考えか伺います。

2つ目、国道4号都南病院前交差点への円滑な接続を図るため、町道中央1号線につながる盛岡市道部分も含めて県道に昇格させ、一体的な整備をする必要があるのではないかと思います。この件について見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、藤原信悦議員の一般国道4号盛岡南道路事業化に伴う町道中央1号線の整備等についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、県道矢巾停車場線と町道中央1号線交差点から北の4車線道路の区間につきましては、病院を利用する患者やそのご家族及び職員の通勤等を考慮して、1日当たり約2万5,000台の交通量を想定して道路を整備しておりますことから、今後増加する交通量にも対応できるものと考えております。

一方で、県道矢巾停車場線と町道中央1号線交差点から南の現在2車線道路の区間につきましては、今後の交通量増加で対応できるかにつきましては、盛岡南道路事業の設計内容や想定交通量を踏まえ、整備が必要か否かを今後判断してまいります。

2点目についてですが、岩手医科大学附属病院開院時の令和元年度に町道中央1号線の県道昇格について岩手県に要望を行っており、県からは地域の道路網における市町村道との機能分担や整備、管理する必要性を見極めながら、総合的に判断する旨の回答をいただいているところであります。盛岡市のほか本町の南側の地域の道路網を考慮し、紫波町と一体的な道路ネットワークも視野に入れ、命、防災、物流に係る重要な道路であることから、（仮称）盛岡南環状線として、今後も県道昇格に向けて盛岡市、紫波町と合同で要望をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、ちょうど1時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を4時半、16時30分といたします。

午後 4時18分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、藤原信悦議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、附属病院前の中央1号線は、1日約2万5,000台の通行量を想定して整備しているということでございますけれども、この根拠はどういう算定の仕方をされたのかお聞きしたいです。

そして、現実問題として、病院に曲がる右折レーン、これはちょっと距離が短いのか、走行車線にはみ出す右折の車もありますし、小学校前のところも朝夕になると数台並ぶという状況がもう既に発生しています。そういう意味で、ちょっと算定根拠を確認させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この交通量の算定につきましては、これは改良前の現状の交通量、そして岩手医科大学、当時はまだ病院が開院していない時期に4車線化の工事を行ったものになりますので、岩手医科大学の計画交通量、開発に伴う医大のほうで計算した交通量、そういったものを勘案して、道路構造令という道路をつくる際にこういう構造の場合は、こういう4車線化になる場合はこれ以上の台数の交通量ですよとか、いろんな基準があるわけなのですけれども、そういったものをトータルで総合的に勘案して設計して、2万5,000台というような数字を出しているところであります。

それとあと、右折レーンにつきましては、同じように道路の構造令というものから長さが決まる、あそこの滞留する車が何台か右折レーンに並ぶわけなのですが、その長さというものも、この交通量のところから予測交通量、計画交通量、そういったものの計算から、その長さを計算しているものになります。

ただ、これはあくまでも予測になりますので、現状で相当数並んでくるとか、そういったものになってくれば、再度見直しをして延ばしていくとか、右折レーンを延ばすとか、そういうことはやりながら道路をつくっていくというようなものになりますので、今後の交通量の状況を勘案して、そういったところは整備も含めて考えていきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 右折レーンの件については、現実としてある話でございますので、ぜひ調査いただいて対応をお願いしたいと思います。

それで、もう一つは、中央1号線を取り巻く周りの道路の交通量は、結構やっぱり大きいのです。具体的に言えば、医大前で2万5,000台と言っていますけれども、その近くの徳田小学校前で大体2万3,000台、それから県道13号線、流通センター南からトラックターミナルの辺りで2万8,000台、ほかにも盛南地区から下りてくるところに坂がありますね、ちょうど高速道路とぶつかる場所、ここなんかは3万3,400台、これがどういうふうに分かれてこっちへ来るか分かりませんが、あそこ3万3,000台動いているのです。いろいろとやっぱり通行量も変わってきているのです。

今申し上げたデータは平成27年度のデータですから、さらに増えているということを想定すると、この中央1号線を取り巻く周りの道路から、とにかく病院を目指して来るわけです。そして、盛岡南道路ができれば、大変便利なのは市内の方たちもそうだけれども、市内でも盛南、それから厨川とか、いずれはあれが多分北に行くと思っていますけれども、そういう北のほうの盛南、北の方たちが非常に便利になるということで、変に町なかに行くよりはこっちを走ってきたほうが早いと、救急の場合は。ということもあり得る話なので、その辺やっぱり一回調査、多分4年前にやられていると思うので、その辺もちょっと考慮しながら考えていただければと思います、その辺について見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 平成27年の数字というのは、交通センサスというものから来ているかと思いますが、その時点では西バイパスができた後だったので、国道4号はぐっと減ったというような数字の時代のものだと思います。その時点はそのときで、今はまた若干増えていたりとか、いろんなことがありますので、昨日もちょっと南道路の進捗状況のほうで答弁させていただいたのですが、国土交通省のほうで南道路の予備設計、概略設計のほう、これが業者のほうで決定したというところの新聞報道が本日ありましたので、そういったところから今後岩手河川国道事務所のほうで、当然その予備設計の中では交通量調査も行うと思います。南道路のほうで交通量調査するところをいろいろお聞きしながら、あと当然周辺の町道の部分もやると思いますので、そういったところをダブらないように、町は町でそれに付随する、想定される交通量を調査しておいたほうがいいなというところを、その後に岩手河川国道事務所調査したときとか、同時なら一番いいとは思いますが、そういうのを聞きながら、そういう調査を今後進めていきたい

なというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） そうしますと、先ほどちょっと申し上げました。医大前も含めてだけれども、ちょっと渋滞が始まっていることについては、即対応ということはないわけですね。全体で考えるということでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 一時的にと言えればあれなのですが、そういう状態があるのはそのとおり把握しておりますので、それにつきましては現段階で、例えばその交差点の長さだったりとか、あと信号の時間調整だったり、そういったもので多少解消するのであれば、それをまずソフト的にやっておいて、南道路の計画でどのくらい中央1号線に乗ってくるのか、南道路から中央1号線を利用する車両が何台になるのかというようなところの予測が今後出てきますので、そういったものを勘案して、どういう整備が必要になってくるかというところは、南道路の進捗と併せながら町道のほうも考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） やはり三次救急医療機関につながる道です。私も心筋梗塞やりましたけれども、本当に時間の問題なのです。一刻一秒を争うと。だから、ちょっとぜいたくかもしれないけれども、余裕はやっぱり必要だと思いますので、その辺をちょっと頭に入れていただきながら、次の質問ですけれども、県道昇格の件について、回答では盛岡南環状線という形で切り出す話をお考えのようですけれども、4年前にも検討するということでしたので、一旦確認された上で、その延長の話とか一回確認いただければいいのではないかと思いますけれども、その件について確認する予定はございますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 答弁のとおり、県道昇格につきましては、県のほうに随時要望ということでさせていただいておりますので、これにつきましては引き続き強く要望をしていきたいと思っておりますし、あと答弁しているとおり、中央1号線の南北には盛岡市道、あるいは紫波町も関連してくるとすれば紫波町道ということで、県道昇

格というものにつきましては、県道にする基準というものがありますので、そういったものを考えると2以上の市町にわたるものとかという条件もありますので、そういったところで今後要望の中ではうたっていきたいなと思いますし、盛岡市、紫波町とも連携を取りながら強く要望をしていければなというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからも、この県道昇格の考え方についてご説明させていただきたいと思います。

今整備が予定されている盛岡南道路ですけれども、これはかなり規格の高い道路で、4車線計画というふうになっています。設計速度は80キロというふうなことで、かなり高速性、速達性が担保された高規格の道路というふうに考えております。

加えて、今年の秋頃には、今度は北上川に今建設しております徳田橋もできます。今の徳田橋というのは、あのおり幅員が狭いために大型車のすれ違いも困難な状況となっております。ということから、やっぱり立派な道路ができると、交通の流れというのはがらっと変わってきますので、そういったところの交通量の把握、先ほど議員がご指摘のとおり、その辺も把握しなければならないというふうに思っています。

そういった中で、やっぱり国道、県道、市町村道、一体的となった道路網を形成するということは、非常に重要な計画の考え方でございますので、今後県道、市町村道の機能分担、交通ネットワーク、その辺の在り方を総合的に検討する必要があるというふうに考えておりますので、これについては今後さらにこの周辺の開発計画も予定されていますので、そういったところも加味しながら、引き続き隣接します盛岡市と紫波町と一緒に県の方に強く要望していきたいなということで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の2つ目は、産業振興センターについてでございます。

産業振興については、これまで何度か一般質問で取り上げ、都度回答はいただきますが、その後の具体的な展開や成果が見えず、取組姿勢にちょっと不安を抱いておりました。しか

し、過日町長の令和5年度施政方針の一つに産業の活性化が挙げられ、昨年来から話があった産業振興センター設置によるオール矢巾での産業活性化が今度こそ実現されるものと期待し、以下について伺います。

1つ目、産業振興センターの立ち上げは、年度内のいつ頃を予定されているのか。

2つ目、同センターの産業振興における位置づけや具体的な役割をどのようにお考えか。また、産学官等の外部機関との関係はどのように取られるお考えか。

3つ目、産業振興の推進には、業務に関する知識や実務能力が求められると考えられるが、これらの要件を満たす人材、例えば具体的に中小企業診断士であるとか会計士、税理士、経営経験者等をどのように確保しようとお考えか。新規、新たに、あるいは中途でも可だと思っておりますが、の採用や、コンサルタント会社等との委託契約による指導を仰ぐ必要があると思いが、お考えを伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 産業振興センターについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、さきの令和5年度施政方針にもありましたとおり、産業振興センターの設置に向けて準備を進めているところであります。ご質問がありました年度内のいつ頃を予定しているかについてですが、協議会の立ち上げを経て、各産業分野での支援体制等が整い次第、令和6年度を目途にセンターを設置したいと考えております。

2点目についてですが、先ほど申し上げました協議会において、センターの位置づけや役割、具体的な業務内容について関係する機関と協議を行い、例えば特産品開発において農産物と加工製造のコラボについての提案や仲介、または岩手医科大学と町内産業を結びつけたりすることも念頭に置きながら、具体的な内容に踏み込んでまいりたいと思います。

3点目についてですが、産業振興センターの業務を行うに当たり、支援する業種や業態についての専門的な知識を持った人材の確保が必要となることから、岩手中央農業協同組合及び矢巾町商工会等による外部有識者の指導をいただきながら、設置予定の協議会において具体的な組織構成についての検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員）　ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎることも予測されますので、同条第2項の規定により、延長する場合もあるということをあらかじめ申し上げておきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員）　1つ目でございます。1点目の回答で、産業振興センターの設置に向け、準備を進めているとのことですが、1つは具体的にどのような準備をされているのかを伺いたいということです。

もう一つは、矢巾町中小企業振興基本計画案、これ今意見を求めていますけれども、この中に（仮称）矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターというのが出てくるのですけれども、これとの関係はどのようになっているのかお尋ね申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　まさしく今お話ししようかなと思っていたところですが、後ほど全員協議会の中でこの中小企業振興計画基本計画については改めてご説明を申し上げますけれども、今お話があったとおり、お役立ちセンター、昨年12月議会でもこの中小企業基本計画を策定する上で、産業振興センターも考えていきたいというような答弁を何度かさせていただきましたけれども、今案の中で出来上がった部分を申し上げますと、産業振興センターがお役立ちセンターという形で名前を変えまして、当初考えておりました産業振興センターと円卓会議でいろいろ詰めてまいりましたお役立ちセンターというものは、ちょっと異なるのかなというように考えてございまして、どのような準備というふうなお話につきましては、この中小企業振興計画を策定の中で考えてまいったところが当初考えていた部分と大分変わってきた部分ありますので、やはりそれは分けて考えていかなければならないのかなということで、振出しに若干戻るわけではございますけれども、農商工いろいろな産業分野が関わってやる部分の産業振興センターでございますので、そこはやはりいろんな識者の方々から知見をいただきながら、また新たに考えを戻しながら進めていきたいなというふうにご覧でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、2つ目です。

この中小企業振興基本計画案、ちょっと読ませてもらいましたけれども、いろいろと現状認識はされています。そして、施策が幾つか出ています。でも、ちょっと読んで気づいたのは、その現状認識の部分、データの分析はしているのだけれども、それはどういう問題が根本にあるのかというのがちょっと、今言っているのかどうかはあれですけれども、弱いかなと。だから、課題というか取組方向がちょっとずれる可能性があるのではないかと。ですので、一番大切なのは、こういうのをつくって何を指すのか、そのビジョンについて、具体的に言うと矢巾町にとっての産業ビジョンは何なのかをお尋ねしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほどの答弁でもお話し申し上げましたけれども、詳しい内容については全員協議会の中でお話をさせていただきますけれども、今パブリックコメントをやっているということで、その中でいろいろ議員各位におかれましてこういった内容を修正、もしくは追加したらいいのではないかというような内容がございましたらば、早いうちにご意見賜れば修正も早くできますし、また全員協議会で説明した際に、その後についてもご意見等あった場合には、それも当然加味しながら修正を加えていきたいというふうに考えてございますので、あらかじめその辺よろしくお願ひしたいと思います。

ビジョンでございますけれども、当然中小企業振興基本条例が理念条例となっておりますので、それを基に今後矢巾町のあるべき姿ということで、将来像をそれぞれ掲げてございまして、その中心となるのが先ほどお話ししました地域産業育成・お役立ちセンターというところで、いろんな町、中小企業、中小企業関係団体、大企業、あとは教育機関、金融機関、矢巾町民がそれぞれ知恵を出し合って、新たな仕事と雇用を地域に生み出すということが一つの大きなビジョンになるのかなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） なかなか回答しづらい部分だと思います。申し訳ございません。変なことを聞いてしまいました。

それでは、この産業振興の件で人づくりも並行してやっていくべきだと思っているのはどうということかという、こういう今やっている中に若手の人、それから外部から有識者が来ますよね。そこの事務局とかもやらせながら絡ませて、いろんなことを教えてもらったり経験して、この産業振興に対するプロフェッショナルを何人でも育ててもらいたいのです。

というのは、パブリックコメントの案内のところにあるのですけれども、地域の中小企業が元気になれば、そこに雇用が生まれ、収入を増やし、消費が活発化します。町の税収が増えることで福祉や教育などの町民サービスが向上し、好循環によりまちが元気になります。この輪がいかにか大切にということで書かれています。これを頑張れば矢巾町の未来は明るいというふうに書いていますので、ぜひこれをやっていただきたいと思うのですけれども、人づくりについての育成についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 人材育成につきましては、ほかの議員も含めまして、町の産業振興に当たりましては非常に重要なところかなというふうに捉えてございます。まず1つは、若手もしくは有識者、そういったプロフェッショナルを今後育てる上では、ちょっと役場だけでは、町だけでは、全然育成する基礎というか土台というか、そういったものが足りない部分がございますので、やはりそこについてはいろんな方面から講師なり、指導する方をお呼びして、若い職員、若い事業者を育てていかなければならないというふうに考えてございます。

まず、連携というか、人を育てるにはやっぱりネットワークがないといけないというふうに考えてございます。優秀な人を育てる、優秀な人を知らない、どこからどう育てていけばいいかわからないというところがございますので、そこはうちの町の職員でもそういったネットワークを持った人間がございまして、そういったものを介しながら、若い有望株の人間を今後育てていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「いいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） いいですか。遠慮しなくていいですよ。5時過ぎてもいいということにしましたから。町長に最後聞いてください。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） やはり議会でも人の育成というのはすごく大事にしなければいけない。だから、どうやって育てるかと言っていますけれども、結局若いうちは幾ら配転してもいいのです。だけれども、それぞれ持っている個性と発揮できる分野が違うので、一定の年齢になったら、やっぱりそこに専従させないと対外的に通用する人材というのは育ちません。これは、企業も町も同じだと思います。組織はそうしてやっていかないと、活性化、人が育

たないと思っていますので、その件について町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

5時過ぎても結構でございますので。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今担当課長はかなり苦しい答弁をしておりまして、正直に申し上げましてまだまだこのすり合わせがしっかりいっていないところもありまして、実は今度未来戦略室を戦略課にするというのは、やっぱりスタッフを少し、今政策推進監、早く言うと主幹みたいな部下が1人で、主幹みたいな仕事で、何かのんびりしているのではないかと。やはり室を課にして、そして私も実は正直なところ、いろいろ調べてみたのです。もう令和5年度に立ち上げできるかなと思ったら、やっぱり慎重に、組織機構の問題、人材の問題、それから産業振興としてどのような指標を立てて、目標を立ててやっていくかと、そういうようなものを一つ一つ積み重ねていかなければ、この事業は絶対失敗するなということで、今県なんかでも公社があるのですけれども、この公社が立ち行かなくなっていくのも、やはり1つは人を育てることもそうなのですが、事業の経営内容がなかなかうまくいかないというようなこともあるのです。だから、ここをまず辛口な外部の有識者を入れる、またはあと副業人材とかいろいろな方々に、そして今この中小企業の振興基本計画も、もう本当に今若い人たちも含めて一生懸命やっただけでいるのです。だから、そういう思いも酌み取りながらやっていきたいと。

あとは、農協にも、ぜひこういう地場産品とかこういうことに取り組みたいです。今医大では、銀河のしずくでヒットしたわけです。病院食として喜ばれて。病院長なり理事長が言うのには、いわゆる規格外の野菜とか、そういうようなものをぜひ使いたいと。そうすると、町内の産業振興にもつながるのではないかと。だから、農協はいいものしか売らない、そういう経験しかないわけです。規格外を売るなんていうのは、とんでもないと。だから、今そういうことも一つ一つ積み重ねて、そしてできるのであれば農商工の連携に併せて観光も組み合わせたいなということで、ちょっと欲張りになるかもしれませんが、このことについては中小企業の中央会とか、県の商工労働観光部とか、そういうところ、できるのであれば国の経済産業省あたりからもご指導いただいて、モデルケースになるようにやっていきたいなと。

うまくいくもいかないも、あとは未来戦略室から課になる担当官がどういう取組するか、そういったこともしっかり見極めていただきたいと思います。ひとつご期待していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、6日月曜日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5時01分 散会

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第4号）

令和5年3月6日（月）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
選挙管理 委員会会長	廣 田 政 夫 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君
係 長	佐々木 睦 子 君

議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
---------------	-----------

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

9番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、町長の施政方針演述内容についてです。町長の施政方針を傾聴し、以下の項目について具体的内容を伺います。

①、町営住宅矢巾、高田住宅の建て替えのことですが、今回の建て替え以外の方法による手法を検討するとともに述べております。具体的にどのような方法を考えているか伺います。

②、通学路の安全確保について、歩道整備計画を述べておりましたが、時間と経費がかかることから、まずは小中学校の通学路上の防犯灯設置を早急に行う必要性を感じるものであり、その考えがないか伺います。

③、高齢者の医療、介護、健康診査等の把握や社会参加を含むフレイル予防を視野に入れた疾病予防と重症化予防の取組を述べています。そこで、エン（縁）ジョイやはばネットワークの展開は大変よい施策であり、地元公民館を活用して、運動、しゃべる、笑う、食べることは高齢者の健康維持の基本であります。ぜひ町内全行政区に活動を展開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

④、地域の活性化や防災への取組に、自助、共助、公助のほかに近助が重要であると何度も強調されておりました。私もこれを町内でやれば本当によいと考えますが、現実には難しく厳しい状況であり、理想であると思います。近助を進めるのであれば、昔の結いの精神を復活させる土台づくりが何よりも必要と考えます。町長は、どのような取組から近助を押し進める考えなのか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、赤丸秀雄議員の町長の施政方針演述の内容についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町営住宅の建て替えによる集約化につきましては、矢巾町住宅マスタープランにおいて整備を前提として、これまでPFIによる官民連携の手法を検討してまいりましたが、将来の財政見通しを考慮した場合、さらなる負担軽減に努める必要がありますことから、建て替え以外の手法につきましては、入居者目線での生活環境の向上につながるような幅広い町営住宅の在り方を検討してまいりたいと考えております。

その手法の一つとして、国土交通省の制度でもあります既存の民間賃貸住宅の借上げを活用した借上公営住宅としての手法について、全国で実施しております自治体の事業を調査し、導入について検討を進めてまいります。また、今年度も県に要望しております本町への県営住宅の誘致についても、引き続き強く要望してまいります。

2点目についてですが、防犯灯設置につきましては、地域が必要に応じて設置しており、町では設置に当たり補助を行っているところであります。防犯上の観点から、危険と判断される箇所につきましては、地域と協議の上、早期の設置を支援してまいります。

3点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、現在15行政区、16団体により実施されており、高齢者のみならず、子どもや障がいをお持ちの方も含め、幅広い世代の方々が交流できる事業となっております。

また、特に高齢者の皆様には、身近な場所で楽しみながらご自身の健康維持につながる事業であるほか、お互いの見守りにつながる孤立を防ぐ取組でもあり、超高齢社会を迎える中、議員仰せのとおり町内全行政区での実施を進めてまいりたいと考えております。

今後は、事業開始方法と併せて実践事例の紹介や地域敬老事業と組み合わせた実施などの周知を行い、事業の魅力を発信しながら、町内全行政区で実施されるよう取り組んでまいり

ます。

4点目についてですが、近助とは、共助の中の一つの要素ですが、共助の中でも実効性が高く、地域の防災コミュニティを形成する上で核となる部分であります。

また、近くを助ける近助につきましても、ふだんからのお付き合いによるご近所での助け合いを想定しており、自治会の班単位による近所付き合い、顔見知りから隣り合う者が助け合う近助の精神の構築を進めてまいります。まずは、コロナ感染症拡大防止のため休止をしておりました班回覧を再開することで、自治会班単位でのご近所付き合いのきっかけづくりを進めてまいります。

町内におきましても、地域ごとに状況の違いはございますが、結いの文化に根差した地域づくりに取り組まれているコミュニティもあることから、そのような先進事例に学び、横展開を図ることにより、町内全域で結いの精神の醸成を図ってまいりたいと考えております。

ほかにも昭和55年に制定いたしましたコミュニティ条例につきましても、40年以上経過しており、現在の地域の状況、環境に沿った見直しについて、矢巾町コミュニティ連合会等の地域コミュニティの皆様とともに意を体して取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今議会で関心が高い町営住宅建て替えのことは、代表質問等で複数の同僚議員が確認しておりますので、私は別な視点から伺います。

まず、2点について確認させていただきます。矢巾と高田住宅は、それぞれ50年超え、またそれに近く経過した建物であります。私、10日ほど前に現地を見てきました。平家建てであるので、地震による倒壊は比較的低いと思われませんが、安全上から確認しますが、耐震調査はされたのでしょうか。もしくは定期的に目視確認は行っているのでしょうか、伺います。

もう一点は、入居者の入居年数はどれくらいか、また単身入居者の比率は、分かれば概算でもよいので、答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、1点目の耐震につきましても、高田、矢巾ともに耐震診断というのは行っておりません。基準につきましても、現在の耐震基準は満たしていないと思われまして、町営住宅の中で耐震診断をしているのは、三堤住宅の

みとなっております。これは、新基準で安全は確認されております。

入居年数と単身の関係なのですが、矢巾住宅につきましては、建物自体は52年から55年が経過しております。その中で最長で住んでいる方は55年、建ててからずっと住んでいるという方がいらっしゃいます。一人世帯というのは13世帯いらっしゃいます。

高田住宅につきましては、57年、58年経過しております。その中で最長年数は49年住んでいる方がいらっしゃいます。一人世帯というのは7軒いらっしゃいます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、私が現地に行ってみたのは、平家建てでも50年たっておれば、土台のほうはどうなっているのかと思って行ったのですが、2週間から10日前はまだ雪があって見られない状況でした。それから、夏にも行ったことがあったのですが、今回行ったら結構物置というのですか、住宅を改装というか、増築まではいかないのですけれども、そういう形でほとんどの方がくくりつけの何らかの形を取っていました。それから、矢巾住宅について、私から見ればごみ屋敷寸前のようなところが1戸ありました。そういう状況でありましたが、心配するのは安全の話で、目視点検もやられていないようなので、幾ら平家であっても土台のほうはどうなっているのか、30年に1回は点検、修理していますというのか、その辺。

それから、建て替えて、必ずあそこを壊すということが分かればいいのですが、今回の答弁によれば、それなりの延命措置を取りながらということであれば、早く出られる方は原状復旧をきちっとした形で出られるのか。例えば一人住まい、こうやって13世帯も矢巾住宅にしているということであれば、それなりの年齢の方もいると思うので、もしとったときに、そのままの形で原状復旧にならない、次の方は入れられないというような形になるかと思うので、その辺は町としてはどのような考えをしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 高田住宅にしろ、矢巾住宅にしろ、昔から個人の方がちょっと建築物にはならないような、囲って物置だったり、小屋だったりということで造っている方がいらっしゃいます。そういう方々につきましては、退去のときに一応改善してくださいということでお話しはしているのですが、実はその前の方からずっと使っているとか、いろいろな方がいらっしゃいますので、なかなかそういったところは改善

されない住宅もあるのですが、そういう指導はその都度行っているところです。

あとは、町営住宅の母屋の平家建ての基礎とか、そういった部分につきましては、それぞれ退去とかのときに一通り全部見ているのですが、先ほど言ったように55年とか四十何年とかということで住んでいらっしゃるところにつきましては、建ててから見ていないというところが多々あると思います。

あとは、ちょっと荷物がいっぱい表に出ていたりとか、草がぼうぼうしていたりとか、そういう方々につきましてはその都度指導はして、草刈りは自分でやるようにとか、いろいろ話はしているところですが、やはり高齢だったりいろんなことがあって、ちょっとぼうぼうしたような形になっている住宅も確かにあります。これにつきましては、今後いろんな機会を設けて指導はしていきたいなど、周辺の方々にも迷惑がかかることですので、そういったところはやっていきたいなと思います。

矢巾住宅、高田住宅につきましては、将来的に建て替えなり賃貸なり、いろんな手法で今後考えていきたいなというふうに思っているところでもありますので、退去された方のところにつきましては、今は新しく入れないでいるところでもあります。なので、長寿命化というよりは、もう次のほうに向かうということで、今後は新たに募集をかけないでいきたいなというふうに考えております。賃貸とか、そういったところであれば、入居者をそちらのほうに誘導してあげるというようなことで徐々にいけばいいなというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 環境のほうの適正指導と併せて、五月雨で出られても、次あそこを例えば財政的に改善されて建て替えがまた浮上したとき、もう出られないとか、だだをこねられるようなことのないように、ぜひ適正にお願いしたいと思います。

それで答弁書で、将来の財政見通しを考慮した場合、建て替え手法ではなく国土交通省の制度利用による既存の民間賃貸住宅の借り上げ活用、県営住宅誘致の考えも町営住宅確保であると述べられていました。

そこで質問しますが、借り上げしたときの経費と建て替えして50年間維持したときの1戸当たりの経費比較などを当然行った上でこのような判断になったと思いますので、その辺の見解をお答え願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、例えば建て替えをした場合、

我々の試算では、鉄筋コンクリートとか、そういうので造った場合、この辺で言うと森が丘住宅のような形の長屋形式の住宅を建てた場合、通常の建築であれば1戸当たり約1,000万円程度はかかります。賃貸の場合は、先日もちょっと答弁させていただきましたけれども、その賃貸する住宅に係る部分の入居者は公営住宅法に基づいた家賃で抑えられます。通常の民間住宅ですので、それより高い部分があります。その部分を国と町のほうで負担するというような方法がありますので、例えば10万円のアパートであれば、家賃は多分3万円とか4万円、その程度で抑えられるのかなと思いますので、1戸当たり3万円、それを今借上げで考えた場合は5年以上20年以内というような形式がありますので、仮に20年入ったとすれば、年間36万円掛ける20年ということで700万円程度というような試算になろうかと思いません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、そのような形で考えて結論、方針を立てたでしょうから、今後もその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、県営住宅を誘致した場合、現在の入居条件に大差があると思ひます。特に家賃の関係の所得制限の部分であります。県営住宅は最低限の所得制限があり、市町村住宅では所得の上限額があると思ひます。そのような点も検討されたと思ひますが、その辺も踏まえて県営住宅を誘致したいと思ひているのか、ちょっと見解をお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 町営住宅にしろ、県営住宅にしろ、収入の基準がありますので、それにつきましては公営住宅法に基づいてありますので、同じ考え方でやっております。通常の方であれば、年間の所得で計算された場合に15万8,000円以下というような基準がまず1つあります。これは年間200万円、300万円所得がある方、その所得から、例えば扶養している子どもが何人います、1人当たり38万円控除しますとか、障がい者がいらっしゃいますというような場合には27万円控除したりとか、いろいろ計算がそれぞれで違ってきます。これは、町営住宅にしろ、県営住宅にしろ、同じ考え方でやっております。先ほど言った年間の所得に対して月額15万8,000円以下というような計算になる方につきましては入居できますので、これはもし県営住宅が誘致された場合でも、それが適用になるというような考え方でいきますので、特に県営住宅だから高くなるとか、当然新し

ければ新しいほど算定される家賃の月額が高くなるのはそのとおりですけれども、そういう基準に関しては同じ考え方でいっております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 分かりました。家賃については、それなりの部分で方針が立ったら、また考えていきたいと思えます。

それで、この住宅についての最後の質問にしたいのですが、これまで社会資本整備総合交付金を利用して住宅建設のアドバイザー契約で行ったことについて伺いますが、代表質問の中で令和2年度の町持ち出しはゼロ円でありましたと、令和3年度は1,500万円のうち半分が町負担と述べておりました。建て替えをやめた場合、2年間で活用した交付金の国への返納は発生するのでしょうかというのをお聞きしたいのと、またこの調査で使って得たデータ、この調査データを今後どのように活用していくのか、その辺を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 社会資本整備総合交付金事業で行ったアドバイザー業務というものにつきましては、県とも打合せをさせていただいたところですが、特段返還というようなことはありません。整備も検討しながら賃貸も検討するというようにしていますので、特にやめたということではありませんので、そういう形で打合せをさせていただいております。

今後のアドバイザー業務の活用につきましては、当然その中にはいろんなデータがありますので、例えば新しく建築をした場合とか、もし賃貸とかいった場合に先ほど言ったような経費の比較とか、そういったものも行いながら、そのデータを活用していきたいなというふう考えております。

現在入居している方への支援につきましても、アドバイザー業務の中では引っ越しをする場合どのような支援をしていったらいいかというようなこともまとめておりますので、今度もし新しい制度で町営住宅を考えたときには、そういうところも参考にしながら使えるものになろうかと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そういう活用ができるということであれば安心しました。

それでは次に、防犯灯設置のことで伺います。以前も何回か、私も含めて他の議員も質問

しておりますが、町内4小学校あるのですが、東小学校付近の通学路は明るくていいねと、それからそのほかの3小学校付近は、学校から100メートル離れれば暗くて、特に秋の夜長には通学路が暗過ぎて、子どもが安全というのではなく、安心して通学できるようにということを保護者から要望されています。

また、学校行事や自治会、子ども会からも再三意見されております。町は、自治会に半額負担補助をしており、地域が必要に応じて設置すべきものといつも答弁しておりますが、自治会は、はっきり言って人口減少のところと人口が増えているところでは、自治会費の関係もあって、すぐ対応できないのが現状なのです。失礼な言い方をすると、特に煙山小学校付近の自治会とか不動小学校付近の自治会は人口が減っていて、半額補助ではできないし、その後のメンテナンスについても半額の電気料金の負担が発生するでしょう、それで設置できないというのが現状なのです。そういうところについて、安全、安心を売りにしている矢巾町としては、やっぱり町経費でやるべき。街灯は町でやるというのだけれども、町は街灯については交差点付近しか設置しないでしょう。その辺の見解をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

暗いところがどうしてもあるというふうなお話は認識しているところではございますが、やはり他の行政区との兼ね合いもございますし、全く助成はしていないわけではないので、いずれここが非常に設置の要望があるよとか、こういった件につきましては自治会とお話を設けて、できればこういったところに設置すれば効果的ではないかというふうなお話をさせていただくこともありますし、逆に地域のほうの声を聞きながら、やっぱりこの辺の設置がいいのではないかというふうな協議する場面もございます。

いずれ町のほうでのべつ幕なしに設置していくというのは、なかなか難しいところでございまして、こちらに関しましては行政区なり自治会と協議のほうを進めながら、より効果的な場所に設置のほうを促してまいりたいと考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 道路管理者としては、先ほど言ったように交差点とか主要な箇所には街路灯というものをつけているわけなのですが、中には通学路で新しく歩道を設置したという場所には一緒に街路灯として設置している部分もありますので、新しく整備するものに関しましては歩道と一緒にあれば先ほどの社会資本整備総合

交付金とかを使いながらやったりできる場合もありますので、単独で通学路のここに設置をするというようなことになると、なかなか補助がなくて、どこの自治体でも苦慮しているところですけども、道路管理者としてもいろんな手法を考えながら街路灯とといいますか、各学校でも今防犯マップというか、子どもたちが考えて作られている地図、危ないところはここだというようなものもありますので、そういったのも今後参考にしながら、ぜひそういう場所には優先してつけていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 防犯灯についての答弁は求めませんが、はっきり言って、例えば煙山小学校のところ、電力柱がなければ、今佐々木課長がおっしゃるのも分かります。そういうところについては、矢巾中学校の通学路のところをやった経緯もありました。だけれども、やっぱり1本、2本やるだけで200メートルぐらいが明るくなるとは言わないけれども、安心できるような照明もできますから、ぜひ検討していただきたいというのがありまして、ちなみに皆さんあまり関心がないと思いますが、自治会費、矢巾1区の議員さんがよく言うのだけれども、500円の月会費も払えない人もいるような話をするのだけれども、煙山小学校のところの自治会は、その3倍の月1,500円なのです。年間1万8,000円なのです。それでいても、とても防犯灯を設置できないと言われます。そういうことも踏まえて、やっぱり子どもさんの安全を確保する観点で、再度庁舎内の各関係者が検討する余地があるかと思います。

それで、次の質問をいたします。地域公民館を利用したエン（縁）ジョイ活動ですが、この制度のきっかけを5年前に提案してよかったと私はつくづく感じています。私の地元の話で恐縮ですが、コンセプトを運動、しゃべる、笑う、食べる、特に運動というのは公民館まで歩いてくる、もしくは高齢者についてはご自宅を出る自体がもう運動なのです。今地元のシルバーリハビリ体操の講師の厚意で毎回来ていただいておりますが、運動すればするなりに疲れるというのを言わなくなっているなと思っています。

私のところは立ち上げが悪かったのですが、2年半前の9月、ちょうどコロナが盛んになるときからですけども、いまだに1回の中止も延期もしていません。第2火曜日と第4火曜日に設定したために、5月の連休、8月のお盆、年末年始もかからないから、変更もしないで済んだし、祝日の移行の月曜日にも当たらないということで、結構やれます。だから、こういうことをやれば、確かにお金をかけて会員制のところに行って運動するのも一つですが、これを私は推し進めたいなと。

今15行政区、16団体があるらしいのですが、ぜひ拡大してほしいし、私のところは今12名前後がコンスタントに集まっているのです。1回につき5,000円の助成があるので、本当に助かっています。みんな喜んでいます。ただ、15名以上集まると、昼食の話になってしまうとどうしても300円とかの負担が発生するので、ぜひ15名以上集まったら5,000円ではなく、5名以上で5,000円助成していますから、15名以上は1,000円、2,000円上乗せするとか、そういうことをお願いしたくて、推進と、それから経費の増を考えられないかという形の答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業、今赤丸議員さんからお話あったとおり、様々な地域が工夫を凝らして活動しております。町としてその推進に関しては、今矢巾の地域居場所マップということで、生活支援コーディネーターのほうで生活支援の様々な取組、居場所というのはどういうところにどういうふうにあるかということマップにしたものを作成しました。生活支援コーディネーターのほうで各地域に地図に、こういうふうにあるよということをお示しするようなものを周知していく形なのですが、こびりっこサロン、エン（縁）ジョイやはばネットワーク、それから通いの場体操くらぶ、それぞれあるものをマップ化したものですが、実は全くない行政区、地区もございます。現在私どもで把握している時点で13行政区ございます。そういうところへの推進をまさしく進めていかなければならないなと思っております。

その一つの方法として、議員の皆様にもお配りしたじょい j o y の中で、サロンの状況だとか見える形でお示したことをうまく使いながら、少し一歩、今やっていない自治会さんでお考えできるような、イメージができるように進めていきたいと思っております。

また、費用の助成に関しては、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は平成31年から始まりましたので、今年度数えて5年目に入ります。確かに人数が多いところの費用の助成に関しては、今後皆様のお声を聞きながら在り方自体を、費用の助成も含めて改めて私どものほうで皆様のお声を聞きながら、検討すべきところは検討する課題として受け止めさせていただきます。

コロナ禍でなかなか活動自体を見合わせた自治会もございましたが、居場所のところもありましたが、赤丸議員のところのように本当にコロナがあっても継続できていたのが、このエン（縁）ジョイやはばネットワーク、地域での集まりでした。ですので、私どもとしても

本当に後押ししながら、社会福祉協議会、また様々な福祉の関係課のほうとも協力しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ今課長説明あったように、また推進のほうと、それからやっぱり家から出るというのは、認知症予防、フレイル予防には効果的だと私は思っていますので、ぜひ推し進めていただきたいなと思っています。

ここの項の最後になるかどうかあれですが、近助についてのご質問させていただきます。町長の施政方針の中にも、また今回の答弁の中にも近助、自治会でいえば班単位ぐらいの部分の活動、本当にこれは私もそのとおりでと思っていますし、町長のおっしゃるとおりであります、実際には難しい。なぜというのは、個人情報の話と、それから今自治会長にも住民のリストが来ないのです。それから、民生児童委員に聞いても、個人情報だから多くを語れない。それから、今回直接は関係ないのですが、町民大運動会を実施しないという決定されたとか、それから行政区対抗のスポーツ大会も子どもさんの年齢が入っている種目、これらは本当に自治会の役員をやっていたら厳しいです。子ども会の役員さんから言われるのは、土日のイベントはやらないでいただきたいと申入れされているのです。なぜかという、習い事と塾に通っているから。塾なんかは、皆さんご存じのように集団で学習するので1回3,000円、個人で指導されると1回4,500円程度かかるらしいのです。それを土日にやられると、欠席させられないからやめてくれと。だから、今文化祭も、それから世代間交流の夏まつりも、さっき言った行政区対抗のスポーツも、これを開くのが非常に厳しい。その延長が大人でいう近助の話の老人クラブの加入率、それから町長はよく言いますが、老人クラブで同じ年代のお年寄りをカバーしてもらいたい。だけれども、リストも何もないから、加入している方はカバーしていますよというのがどこの老人クラブに聞いても言うことです。だけれども、入っていただけない方については、カバーできないのが現状なのです。これをやっぱり私も考えていますが、町でも施策的に町民にアピールするような何かをやらなければ、やりたいのだけれどもできない、それから特に防災の観点からいうと厳しい、そういうところが今の社会情勢であります。

その辺を再度町長からの答弁を聞いて、この項の最後の質問にしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今論点整理をすると赤丸議員から3つのこと、まず1つは安全、安心の町、それからフレイル予防の対応、そして今の近助。

私は、この近助というのをなぜ打ち出したかという、コミュニティの中でも隣組、今どうもこの隣組、私ら、その先人、先輩が生まれたあたりは「とんとんとんからりんと隣組」と、何かあまりいいイメージがないのですが、一番分かりやすいのは隣組なのです、近助。今地域コミュニティの構築を図るためには、やっぱり隣組から立て直しをしていかなければ駄目ではないかと。

そこで、まずいろんなことがあるのですが、去年の10月に労働者協同組合法という法律ができたのです。労働者協同組合といえば、何か聞いただけでちょっと人去り、去るような中身なのですが、実際はそうではないのです。例えばシルバー人材センターのミニチュア版だと思っていただければいいです。私、今この近助、そして昭和55年につくったコミュニティ条例、これをやっぱり見直ししなければならないと、その第一歩にしたいのが近助なのです。では、このためにどういうことを考えていくかという、去年10月にこの法律ができた、そして今若者、女性の雇用の問題もあるのですが、地域のシニア世代の雇用の場も確保できるのです。

今日は詳しいことはあまりお話ししませんが、これはもう全国でもモデル事例が出てきておりまして、私もちょっと調べてきたのですが、参考のために、例えば今地域では担い手が減少しておると、こういうものの支え手を、協同組合法を使ってやっていけないかと。それから、赤丸議員さんにはいつも言われている公共交通機関の公共交通、こういうことも労働者の協同組合法で解決できないか、今それを論点整理しているところ。労働者協同組合法、この利活用によって地域の課題が解決できないかということ。そして、いつか全員協議会か何かでお示ししますので、そして「ああ、なるほどな」と言ってもらえるよう今仕込みをしておりますので、そのことができれば地域課題の解決にも、例えば免許証を返納して、こういう地域にこういう人たちがおれば免許証も安心して返せると。今日の新聞にも出ていた、免許証を返したけれども、運転して事故を起こしたと、そういう悲劇もなくすることができるわけです。

だから、そういった隣組からの近助から、一つ一つ丁寧に課題を洗い上げて解決していくことができないかと。そして、防犯灯、街路灯とか、それから歩道整備がなかなか今の予算で厳しいので、スクールバスを冬期間出させていただいていると。将来は、いずれそういつ

たスクールバスの運用の拡大も教育委員会と一緒に考えていると。

だから、これからそういった地域に住んでいる人たちの目線に立って、お子さんから高齢者まで安心してできる、これを支えていくのが労働者協同組合法だと。そして、これが産業振興センターにもつなげていくことができるのではないかとということで、まずそれを赤丸議員さん、一緒になって公共交通も考えていきましょう。そして、「おらほの家さは来ねじゃ」と言わないで、「おらほの家さも来たじゃ」と言ってもらえるようなものを一緒になって地域の課題解決にしていきたいということで、あと今日これ以上またあれすると時間が長くなるので、いつか具体的にお話をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間ちょっと早いのですが、ちょうど切りのいいところでございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時再開といたします。よろしくお願ひします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、赤丸秀雄議員の一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、教育行政方針内容についてです。

教育長の教育行政方針を傾聴し、以下の内容を伺います。

現在3地区で住宅地開発が進められていますが、小学校の学区再編成検討結果はいつ公表予定できるでしょうか。

また、町内小学校の老朽化校舎建て替えや20年以上先を見据えた児童数動向を踏まえることも考慮する必要があると思います。どのような視点で考えをまとめたのか伺います。

②、今回教育行政方針で教員等の長時間労働改善について触れていませんでしたが、教員にゆとりがなければ確かな学力、豊かな心の育成、健やかな体の育成にも支障を来すと思われます。そのことをどのように捉えて教育行政方針を述べられたのか、具体的に説明願ひたいと思います。

③、給付型奨学金事業（制度）の導入は2年目となりますが、定住化や活性化また税増収など、町のメリットにつながることを期待されます。財務状況が厳しいですが、ぜひ事業拡大を要望したいと思いますが、そのことの考えを伺います。

また、私案として、卒業後一定期間矢巾町に住所を置き仕事に従事された方は、条件付給付型奨学金制度適用とするなど拡大提案したいが、見解を伺います。

④、児童生徒のいじめ、虐待、ヤングケアラーの実態把握のさらなる強化を図り、対応願いたい。その取り組む姿勢と決意などを具体的に伺います。

また、該当者の対応には相談が一番重要と言われます。町内関係機関との連携の重要性をどのように捉えているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 教育長の教育行政方針内容についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在住宅地開発が進められている藤沢第2地区、田中地区、下花立地区の3地区の学区につきましては、昨年9月に矢巾町立学校通学区域審議会から藤沢第2地区は矢巾東小学校、田中地区、下花立地区は徳田小学校が妥当であるとの答申をいただいたところであり、1月27日の矢巾町教育委員会議定例会において答申どおり議決したところでもあります。公表につきましては、行政区再編と併せた形で来年度早々には町広報により町民の皆様にお知らせする予定でございます。

また、昨年9月に矢巾町立小中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会から答申をいただき、現在この内容を踏まえ、矢巾町立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定するべく、教育委員会内において校舎の耐用年数や児童生徒数の推計はもちろんのこと、教育上望ましい学級数や学級人数、通学距離や通学時間など教育的観点等を踏まえた議論を行っております。この議論を踏まえ、基本方針案を提示し、各方面からのご意見を頂戴しながら基本方針策定に向け、取り組んでまいります。

2点目についてですが、教職員の長時間労働の改善については、喫緊の課題と捉えております。教職員の長時間労働を縮減し、多忙感を軽減することにより、教職員が教材研究の時間を確保し、授業を充実させ、健康で生き生きとやりがいを持って子どもたち一人一人に向き合うことができるよう、この3月に矢巾町教職員働き方改革プランを策定し、さらなる働き方改革に取り組んでまいります。

3点目についてですが、給付型奨学金事業において、特別奨学生として今年度は4名の方が決定しており、昨年度決定した方と合わせ9名の方に特別奨学金を給付しております。また、本事業は、経済的理由により修学が困難な方の修学機会の確保を最優先としており、矢巾町奨学金基金を充当しております。

なお、本事業の拡大のためには、寄附募集等により、矢巾町奨学金基金の安定運用をより一層図る必要があると認識しております。議員からご提案いただいた奨学金に係るご提案については、様々な検討事項がありますので、今後の課題としてまいります。

4点目についてですが、いじめや虐待は子どもの人権を侵害する行為であり、決して許されないものであると認識しております。現在各学校においては、いじめに係る実態把握のため、児童生徒及び保護者を対象にアンケート調査を年に複数回実施するとともに、学期末等には教育相談週間を設定し、子どもたち一人一人と面談するなど、いじめ見逃しゼロを合い言葉に取り組んでおります。教育委員会においては、定期的に学校を訪問し、学校のいじめ対策委員会の報告内容を共有しておりますし、町のいじめ問題対策連絡協議会を開催し、各学校の取組の共有と研修を実施しております。

また、虐待やヤングケアラーについては、児童生徒に傷やあざがないか、汚れた衣類を着ていないかなど、日頃から気をつけており、虐待やヤングケアラーが疑われる場合、町子ども課等の関係機関に通告及び情報提供を行っております。学校においては、欠席や遅刻、早退の状況、児童生徒の表情や行動の変化からそれらの可能性を把握し、スクールカウンセラー等を交えた適切な教育相談や支援の実施及び関係機関との連携を図りながら取り組んでおるところであります。

町内関係機関との連携は大変重要であると捉えており、学校だけで解決できない事案については、関係課等と情報共有を図り、対応すべき検討課題を整理し、組織的かつ統一的な対応を行っております。

今後においても、町内関係機関との緊密な連携により、速やかに支援につなげてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 開発地域の学区公表は4月以降、早い時期の公表とのことですので、心配しているのは宅地購入者に適切な時期に伝えていただきたいと思っております。

ので、ぜひその辺を考慮した公表をお願いします。

また、教職員の長時間勤務縮減に向けては、今月3月から働き方改革プランを策定して取り組むとのことでありますから、そこに大いに期待するところであります。ですので、この項についても、今任期で私終わるのですが、次回お世話になるのであれば、そのことは半年後に再確認の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは質問ですが、給付型奨学金制度であります、昨年度から取り組み、今年度5名、来年度予定者4名、合計9名であるとのことであります。取り組んでいることを評価し、感謝いたします。しかし、現在奨学金利用者、自宅等から通って奨学金利用しない方は除かれているのですが、借りている方の大学生の平均金額は400万円と言われております。私、3年前に同じ質問をしています、そのときは380万円弱でした。ですから、20万円ちよひ増えたようなデータになっています。大学卒業後、大変な400万円という負担であり、結婚ができないとか、それからいわゆる給与の高い首都圏を選ばざるを得ない等々の状況が発生しています。それから、大学生ばかりに目が行っていますが、私学高校生についても助成が必要ですし、ひとり親世帯では特に高校に通わせるのも四苦八苦しているというような形で、今大きな課題としてクローズアップされております。このことに対して認識や課題をどう捉えているか、再度見解を伺いながら、この奨学金制度について少し掘り下げて質問したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今赤丸議員からご指摘ありましたとおり、私学の高校あるいは大学における奨学金を借入れた後の社会人になってからの負担で、様々人生設計にも大きな影響を及ぼすというご指摘でございます、私といたしましても、まさしくそのとおりだなというふうに感じております。

町としてできる奨学金貸付け、あるいは給付、さらに国の制度も様々あるわけでございますけれども、やはり人口減少の懸念もございますので、どうやったら本町にそういう一生懸命勉強して、その後の生活の本拠もこちらに……都市圏の収入の多いところではなくて、こちらでもそれに近いような生活水準が担保できるような施策につきまして、町としてできない部分もございますので、国や県への要望も総合的に検討しながら対策を講じてまいりたいというふうにご考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 本当に今こういう形で、盛岡に近い矢巾町は大学、通うところであれば何か所かあるからまだいいのですが、これが県内でも盛岡の大学に来る、仙台の大学に行くという形の中では経費がかかって、やっぱり奨学金を借りざるを得ないという現状です。今町の給付型奨学金は月3万円でしたよね。それから、先週の質問では、保育士等へのものも7年間、あれ最大7,000円というのは月7,000円ではなく年ですか……。

（何事か声あり）

○9番（赤丸秀雄議員） そういう形でありますよね。そういう形で拡大になってきているのは結構なことでもあります。

ただ、今世の中では、20年間給与が上がらないと。私も辞めて10年になりますから、10年間上がらなかったし、会社の制度で上げなかったというところで10年我慢したのですが、やっぱりこの奨学金がなければ、また昔であれば、失礼な言い方しますが、私のときは大学に行く方は3割いかなかったのです。仙台に行ったら38%ぐらいいたのです。ところが、今は8割以上の方が何か専門学校もしくは大学に通う、そういう社会状況ですよ。ですから、そういうところに給料が20年も上がらないと、それから子どもさんは働かないで学校に行く、そこに親とのジレンマが発生して、結局家を飛び出すような状況で学生を継続する、そこに結局は奨学金、どうしても最低は9万円程度必要なそうです。足りない分をバイト、ところがここ2年半のコロナ禍で全然バイトがないというような状況で、本当に苦労されているというのが今新聞で報道されている状況です。

先週も言っていましたが、矢巾町に勤め先を設けることもさることながら、矢巾町に住所を置いて働けるところは結構あるのです。ここからであれば通勤範囲は、北上市、金ヶ崎町、それから盛岡であれば、無理すれば好摩辺りまで行けますし、雫石町、その辺は通勤範囲なのです。町に勤めている方は15分か20分の通勤だと思うのですが、首都圏にいれば2時間はざら、遠い人は2時間40分、私の同僚にも何人もそういう方がいました。だから、やっぱり地元に戻ってきて勤めたいという人もいますから、そういう意味でも給付型奨学金制度を増やしていただきたいなと思っております。

それで、先ほどは日本の話をしましたが、アメリカでは大学は入りやすく卒業しづらい、入りやすいからといって、みんな奨学金へ行く。当然物価も違うし、給与も水準は違うのですけれども、ただアメリカの場合は奨学金1人当たり800万円から820万円ほど借りているそ

うです。そんな状況もあって、本当に若い方が大変だと思います。

答弁にも寄附をとという話がありますから、私は後で予算決算委員会の総括でもお話ししたいと思っていますが、やっぱりふるさと納税なりに人件費をかけても、前みたいに16億円とか10億円とか寄附を募った形の中で奨学金基金を増やさなければならないと思いますし、また私の案ですが、戻ってきて5年も矢巾町に住所を置いていただければ、それなりの町民税、所得税が入ってくるのです。その辺が絶対必要だと私は考えております。

国でも考えて、給付型奨学金制度を拡大するとか言っていますが、今まだ検討段階。ただ、東京都では、足立区なんかは最大3,600万円なそうです。6年間で3,600万円、無償で給付する、そういう制度もぼちぼち始まっています。県内にもそういうところがあります、金額は全然違いますけれども。だから、そういうところも考慮する必要があると思いますが、ちょっと経費に係る話なので、答弁は町長でも誰でもよろしいのですが、そういう話をぜひ矢巾町内でも検討してもらいたいのですが、その辺について答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） それでは、お答えさせていただきます。

前段として、奨学金が修学を諦めないということが前提でありますので、まずそこはある程度浸透しているものというふうに議員さんの話を聞いて思ったところです。

次の論点は、就職するときの返還の部分、それから受け入れる町の部分、そして給付金の額を上げられるかどうかというふうな論点になってくるわけですが、これらについては、ご答弁申し上げたとおり、関係各課等との検討もしなければならないことだと思いますし、奨学金の給付事業とはまた違った角度を持った内容かというふうに今認識しておるところでございます。よって、今後の検討課題というふうにして捉えさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） これは本当に経費もかかる話ですし、若い方の育成という部分では避けては通れない部分でありますので、長い時間かかるとは思いますが、お互いに善処していきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

ここの最後の質問になるかと思えます。児童生徒のいじめ、虐待、ヤングケアラーの実態を把握した後の行動が最重要であります。スクールカウンセラーと関係機関との連携は、大

変重要と答弁いただきました。ぜひそのように継続した取組を行っていただきたいですが、全国の事故発生の事例では、縦割り行政の弊害や緊急性の欠如が問題、課題として取り上げられているケースが多々あります。町内では、関係機関との連携は大変重要であるとおっしゃっておりますが、ぜひそのように取り組んでいただきたいので、最後に教育長に再度、その思いを強く述べていただき、私の最後の質問にさせていただきます。よろしく願います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

いじめ、虐待を含め、先ほど答弁で申し上げたとおり、これは人権侵害です。だから、あってはならないことというふうな認識ですし、当町におきましてはそれを見逃さないという部分においては、県内33市町村の中でも一番アンテナが高いものというふうに思っております。アンテナが高いということは、子どもの変化を見逃さず、そして早期に、適切に対応するということが肝要であり、スクールカウンセラーについても、いわゆる対面のカウンセリングのみではなくて、コンサルテーションと申しますが、そのスクールカウンセラーの持っているスキルを学校の教員に研修という形で伝授する、そして第1次の壁を今よりも高くして、そして適応できる、つまり対応できる事例を多くしていくと、このような環境に今後も努めていき、子どもたちの安心、安全な学校生活を守っていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、17番、高橋七郎議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（17番 高橋七郎議員 登壇）

○17番（高橋七郎議員） 議席番号17番、町民の会、高橋七郎でございます。

一般質問を行う前に、ロシアがウクライナに侵攻してからはや1年になりますが、早期の縮小を願うものであります。トルコ・シリア大地震から今日で1か月たちますが、犠牲者5万2,000人以上と言われており、亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。被災された約

2,600万人の方々には、お見舞い申し上げるとともに、一日も早く復興ができるようお祈り申し上げます。

町政課題について町長にお伺いいたします。第1点目、第7次総合計画後期基本計画において、快適性と安全性を高めるまちづくりの分野で消防・救急体制の充実、常備消防の強化と消防団員の減少防止について、令和6年3月31日までに国が進めている消防広域化促進の流れを勘案しながら矢巾分署の増強を行います。また、消防団員減少防止のため、学生消防団員制度や企業消防団員制度の導入、機能別団員の充実、福利厚生充実、消防団の訓練、消防行事の在り方の改革等に取り組みますとありますが、残すところあと1年となることから、現状と課題をお伺いいたします。

2点目、消防団の消防自動車更新事業は令和元年度まで進めておりましたが、残すところあと2台となり、令和3年度予算の事前質問では、新型コロナウイルス感染症により財政状況の影響が不透明であること及び現有車両の状態を勘案し、消防団と協議の上、更新を見送り、令和4年度の更新も見送られましたが、令和5年度の予算案に計上されているところがあります。残すところあと1台となり、更新予定の地元消防団員及び消防後援会では早期実現を要望しているところから、どのように更新を進めるのか伺います。

3点目、矢巾町中心街エリアにおいて、やはばWi-Fiを申し込み、満杯のため受付にならないケースがあると聞いたところから、機器を増設すべきと思うが、現状と課題をお伺いします。

4点目、人材育成事業、国際交流において、施政方針では再開する意向が示され、また令和5年度予算案では補助金も計上し、提案されているところでもあります。友好都市フリモントとの中高生の相互交流を通じて友好関係を深めるとの方針であるが、3年ぶりの交流であることから高校生の人数を多くする考えはないか、また具体的にどのように推進するのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 17番、高橋七郎議員の町政課題についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、消防・救急体制の充実、常備消防の強化につきましては、本町の消防力の現状として、総務省消防庁が定めた消防力の整備指針によりますと、消防ポンプの

基準数は満たしておりますが、矢巾分署の消防ポンプ自動車の増に伴う人件費の負担を踏まえ、財政状況を勘案しつつ検討を進めているところでございます。

あわせて、将来の本町に必要な消防体制について、岩手医科大学の存在や将来的な盛岡南道路の整備、町内における大規模宅地開発等を見据えた消防力確保の観点から、JR矢幅駅周辺市街地へのさらなる人口の密集や交流人口の増加、農村部の過疎化と少子高齢化などの課題を踏まえ、盛岡地区広域消防組合本部に対して盛岡南消防署の消防体制の強化の実現を図るため、現在の盛岡南消防署と矢巾分署の統合による組織力の強化、市街地における中高層建物火災に対応可能な消防車両や資機材等消防装備の充実、広域消防としての消防車両の追加出動や隣接市町からの応援体制の充実の3点について提言をしているところであります。

消防団員減少防止につきましては、昨年4月から団員の出動報酬等の改善を図ったほか、同年5月からは学生消防団認証制度を導入し、今年度の2月末現在で2名の学生が入団したところでございます。また、団員活動の安全確保の観点から、団員個人の消防団員等福祉共済等への加入並びに新型コロナウイルス感染症対策として、消防団各部への消毒液やマスク等の支給等、安全で安心な消防団活動に資するための福利厚生の実施を図っております。

さらに、消防に関する教育訓練や行事の在り方につきましては、消防団の任務、役割を基礎として、火災現場や災害時に真に必要な能力を備えるための実践的な訓練の追求並びに無理、無駄を排除した各種行事のコンパクト化による団員個々の自覚の振起を図ると同時に、ご家族を含めた負担軽減を図るため消防団と協議を重ねているところであります。

2点目についてですが、消防ポンプ車更新に関する計画につきましては、令和5年度に第4部、令和6年度に第13部のポンプ車の更新をもって当面の事業を完了する予定であります。

3点目についてですが、やはばWi-Fiに係る現状と課題につきましては、あくまでも民間事業として実施していることから、運営事業者の意向によるものとなりますが、当該通信サービスの利用者は約350名となっており、特段の課題はないものと伺っております。

なお、Wi-Fiの規格によるアンテナ設備であることから、中心市街地において周囲の建物や障害物等の影響により必要な電波強度が得られない場合には、残念であります。当該通信サービスを利用することができないこととなりますが、ほかに民間の通信サービスが提供されていることから支障はないものと認識しております。

また、アンテナ設備につきましては、公共施設及び地区公民館などを対象に整備を行っており、これは主にインターネット環境の整備を通じて、コロナ禍における行政活動、地域コ

コミュニティ及び防災対応などを支援する目的で運用していることから、行政目的を達成しているものと考えております。

4点目についてですが、友好都市フリモント相互派遣事業についてですが、現在矢巾町国際交流協会では3年ぶりの交流再開に向け、フリモント町、矢巾町教育委員会、町内中学校、県立不来方高等学校等関係機関と協議を重ね、フリモント町から中学生4名、大人2名の予定で、合わせて6名の訪問団の受入れ準備を進めております。矢巾町からの派遣につきましては、コロナ禍で3年間交流が途絶えたことにより、生徒、保護者、学校関係者に対して、これまでの交流と、これからの交流の在り方について、十分な時間をかけて説明を行い、理解を得る必要があることから、徐々に交流を再開してまいります。

なお、中高生の派遣人数や滞在期間、派遣を希望する生徒や保護者の意向等を慎重に精査し、令和6年度以降の派遣に向け、準備を進めてまいります。今年度は、矢巾町国際交流協会の会員や国際交流に興味のある若い世代の方々を中心に多くの方々にご参加をいただけるオンライン交流を実施いたします。

また、町内在住外国人との交流を図るための関係づくりとして、町内ツアーの開催や東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業でのオーストリアとの食文化を通じた交流事業等について、関係団体と調整を図り進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） まず1点目でございますけれども、学生消防団員が2名ということで大変うれしいと思っております。

それで、配属先、それから報酬などはあるのか、その1点についてお伺いしたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

学生消防団員の方は2名いらっしゃいます。1名の方は県立短期大学校、それからもう一名は富士大学の学生さんということで2名となっております。報酬につきましては、実際に学生という立場でございますので、将来の有望な消防団員のための勉強という意味合いで現場の対応等はさせておりません。後援部隊ということで様々な消防活動とか周知活動について学んでいただきながら、将来のためによりしく願いますという立場で参加していた

だいてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 配属先、田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 本部付といたしますか、事務局付といたしますか、それぞれの部には所属してございません。こちらのほうで対応ということでございます。

失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 2月22日の報道で北上消防団員が休団制度運用を4月から予定すると、団員が転勤や育児、介護、病気などの事情により、3年以内であれば退団せずに復帰できるということになるようでございますけれども、本町もこのような制度はあるのかなのか、検討するのをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

矢巾町の消防団、定数が450名のうち現在270ちょっとという人数でございますので、まだまだたくさんの方々に対応していただきたいという立場もでございますので、そういった制度についても今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。今のところは、3年ないし何年の間は猶予しますよという制度はございませんので、今後そういったご助言もいただきながら検討させていただきます。ありがとうございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） よろしくお願ひします。

やはばWi-Fiなのですけれども、新たに市街化地区なる3地区と、それから間野々地区以外にも企業誘致の環境のためにもエリアを拡大する考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

新たな地区に関しましては、まだ今のところ予定はございませんが、今後状況を見まして、あとはそのまま企業誘致が進むような場所とか、こういった場所で、実際今Wi-Fiの部分

というのは民間事業というふうになっているわけなのですけれども、そちらの民間事業者と協議をいたしまして、必要に応じて検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） これは民間事業ということでは言われてしまえば、それで話は尽きて終わってしまうのですけれども、やっぱりある程度は町としてもそういう業者と話し合いして、ある程度妥協点を見つけながら拡大していくべきだと思いますので、ぜひ検討してもらえればなと思います。

今度は国際交流でございますけれども、3年間、新型コロナウイルス感染症のためにフリモントとの交流がなかったということでありましたけれども、要は3年間中学生が全然派遣できなかったという関係があって、私は高校生を多くしてほしいなというふうなことで質問したわけですが、フリモント町との交流締結が2020年で25周年記念式典ということで、これは令和2年9月だったのですけれども、残念ながらコロナの関係で中止になったと。今度は30周年ということになると、2025年です。2025年といいますと、矢巾村が誕生したのが1955年、昭和30年3月1日、徳田村、煙山村、不動村の3か村が合併してなったわけですが、この日と同じく70周年になるのです。30年と70周年ということなので、やっぱり両町挙げて、町民及び町の関係団体、企業を挙げて、特にも生徒たちに明るい希望と夢を与える交流事業を盛大に行う考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず、派遣のことにつきましては、町長答弁にありましたとおり3年間途絶えていたということで、中学校、そして高校の教員の皆さんも転勤しておりましたし、生徒もそのとおり替わってございます。内容につきましては、最初のフリモントの協定のところから説明をしなければというふうに思っておりますので、その辺も十分慎重に進めながら、ご意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、ご質問のありました記念行事につきましては、まさしく議員おっしゃるとおりのこととでございます。これから時間をかけて、そして国際交流協会でも役員で内容を検討しながら、さらに皆様方からご意見をいただきながら企画してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 時間的には2年ぐらいあるのですけれども、やっぱりこの2年間で、もう少し時間があればいいのでしょうかけれども、時間がないということもあるので、できれば今年度中に大体方向性を出して、再来年あたりに具体的に内容を詰めてやってもらえればいいかなと思います。

もう一つ、国際交流なのですけれども、それ以外の国との交流事業、フリモント町ばかりでなくて、それはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

当時フリモント町以外に、平成5年から平成11年度まで中国の遼寧市の交流をしておったことがあります。矢巾町からは83名、中国からは60名という内容で交流をしておったところでございますが、今現在中国との交流が途絶えておりますので、この辺の再開というのはちょっと難しいところはあるかと思いますが、違うところというところでは、先ほど答弁ありましたとおり、2020年のオリ・パラのホストタウン事業で交流がありましたオーストリアとの交流、こういったところを拡充できるか、そういったところも含めまして検討してまいりたいというふうに思いますし、あと町内ツアーということで今年度から企画したところがございます、町内にベトナムの方が7名いらっしゃいまして、これを町内ツアー、例えば幣懸の滝ですとか、あと徳丹城、ジャンパランド、さらには農業体験も行ったところ、大変好評でございます、既に該当された企業の皆さんから、今年さらに人が増えた、十何名増えたから来年度もぜひ再開してくれという要望もいただいておりますことから、こういったところも含めて交流もしていければなというふうに思っておりますので、引き続き国際交流の役員会のほうで内容等をもんでいきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 町政への貢献に対する表彰について町長にお伺いします。

町民のほか、町内の事業者、団体の中には、これまで様々な分野で町勢発展や町民福祉の

向上に寄与し、貢献した者、団体があります。また、今後も新たに現れることを期待するところでもあります。

町では、矢巾町表彰規程により表彰の基準を定めているが、この規程に定める委員や団体のほかにも、その功績をたたえ表彰するに値する事例があると思われまます。貢献した者、団体に対し称賛し、奨励することで、さら町民福祉の向上に好循環をもたらすと考えることから、以上のことから表彰規程の見直しや、表彰規程に該当せず町民福祉の向上に寄与し貢献した者や団体に関し、町として評価し、その功績をたたえる考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町政への貢献に対する表彰についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町表彰規程では、功労表彰、善行表彰、団体表彰の種類があり、町勢の振興に寄与し、他の模範と認められる個人及び団体を表彰しております。特にも功労表彰につきましては、町勢の発展に努められた方に対し、表彰を行っているところであります。

これまで、平成6年には、人生100年時代において、法人の基本理念であります愛と誠の精神の下、保健、医療、福祉に取り組まれた医療法人社団帰厚堂南昌病院の創設者であります故木村武氏に対し名誉町民の称号を贈り、昨今では令和3年に岩手県立不来方高等学校音楽部顧問として同部を全国屈指の合唱団へと育て上げられました村松玲子さんに対して町民栄誉賞を授与いたしました。

なお、村松玲子氏は、今年度で音楽部顧問をご勇退されるとのことで、本町へのご功績はあり余るものでありますことから、今月に町勢功労の表彰を授与したいと存じます。

様々な分野においてご活躍され、町勢の発展に多大なるご貢献をいただいた方などを表彰することは、本町のさらなる発展につながるものと考えております。

このことから、今後も公平性、平等性の観点に基づき、表彰規程に該当する方などを表彰するとともに、規定要件の見直しを含めて表彰要件に該当するような活動を行っている候補者の積極的な掘り起こしを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 2月10日の報道で、葛巻町で町産業振興大会というやつが開催されておりまして、農業や商工業で優れた業績を残された事業者を表彰しておりますけれども、

本町ではこういったような実績があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、矢巾町の表彰規程についてご説明申し上げます。平成8年の訓令の第7号でございますが、その中の功労表彰の中の項目でございます。地方自治の進展、教育、文化、学術に関し著しい功労があった方、それから産業の振興に関し著しい功労があった方、民生の安定に関し著しい功労があった方、社会福祉の向上に関し著しい功労があった方、公務に関し著しい功労があった方、それからその他功績顕著、すばらしい方ということで著しい功労があった方ということで、いわゆる網羅した形になってございますので、こういった方々の該当する部分がある場合は、各担当課に声をかけて、たくさんの方を推薦してくださいというふうな声かけはさせていただいております。

それから、表彰の実績でございますけれども、平成7年からの実績でございます。様々な団体、個人の方、文化、それから行政関係で功労の方に表彰をさせていただいておりますが、56の団体、個人でございますが、産業の部分については今のところはないという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 今産業はないというお話でしたが、過去においてはあったのです。

町の農業祭が始まった頃は、農業功労者の表彰はずっとやってきましたので、後で調べておいてください。

他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、正午には若干時間がありますが、次も時間がかかるかと思っておりますので、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時といたしますので、よろしく申し上げます。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、高橋七郎議員の一般質問を続けます。

次に、3問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 選挙制度について、選挙管理委員会委員長にお伺いたします。

今年9月には県知事選、県議会議員選挙が、4月23日には矢巾町長、町議会議員選挙が予定されていることから以下お伺いたします。

1点目、昨年、第26回参議院議員通常選挙では、矢幅駅東口に臨時に期日前投票所の増設を3日間行いましたが、成果と課題はどうだったか。

また、今年9月と4月23日予定の選挙でも同様の増設を設けるのか伺います。

2点目、矢巾町長、町議会議員選挙の平成23年投票率は58.38%、平成27年投票率は67.52%、平成31年投票率は54.62%であった。平成27年には町長選挙があり、10から13%高いが、町長選挙が無投票となると投票率が低下傾向になっている。4月23日に行う選挙について、選挙管理委員会では投票率の向上対策をどのように推進するのか伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長 廣田政夫君 登壇）

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君） 3問目、選挙制度等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第26回参議院議員通常選挙の際には、矢幅駅東口臨時期日前投票所を3日間、延べ7時間30分開所し、227人の投票がありました。また、令和元年9月の岩手県知事及び岩手県議会議員選挙の際は、2日間、延べ7時間開所し、322人の投票がありました。

今後の設置予定についてですが、矢幅駅東口で実施した場所は、令和5年、今年ですが、3月18日から観光案内所として利用されることから、同箇所での実施はできない状況であります。しかしながら、臨時期日前投票所の利用者も多い状況ですので、実施に向け、周辺施設との協議をしているところであります。

2点目についてですが、投票率の向上対策については、矢巾町明るい選挙推進協議会との連携の下、町内ショッピングセンターにおける街頭啓発活動や町の広報車による随時広報のほか、町広報紙、町ホームページ、やはラヂ！を活用した選挙広報活動を行いつつ、毎回増加傾向にある期日前投票につきましても、有権者の皆様が投票しやすい環境づくりのため、午後8時までの投票時間の継続に取り組んでまいります。今後も矢巾町明るい選挙推進協議会と連携を図り、選挙日程等の周知、投票しやすい環境づくりに取り組み、投票率の向上に

努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 平成28年6月の一般質問で、駅や大型商業施設に期日前投票所の設置の質問に、設置しないとのデメリットだけの答弁でしたが、3年後の令和元年9月の県知事、県議会議員選挙の期日前投票所を設置しました。それでは2日間で322名、それから昨年の第26回参議院議員通常選挙も設置しまして、これは3日間で227人ということでございます。4月18日告示の矢巾町長選挙、町議会議員選挙の臨時期日前投票所を駅周辺に設置する予定があるのか、ないのか、この件について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

町長答弁でもございましたとおり、今までお願いしていました駅東のスペースはちょっと使えないということで私たちもちょっと苦慮しているところでございますが、選挙管理委員会の中でも、やはり期日前投票所は人通りの多いところ、皆さんいらっしゃってくれる、せっかくこれくらいの実績があるのだから、やるべきではないかという意見も委員さんの中からありました。

そういったことで、できれば……まだちょっと担当課、それぞれの機関にお話はしていないのですが、例えばやはば一くとか、ちょっと人の流れがどうなのかなというのはこれから検証しなければならないのですけれども、そういった場所をお借りして設置できればなということで今検討しているという状況ですので、よろしくお願いたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員） 投票率向上に向けては同僚議員も質問されておりまして、かなりの件数あったのですけれども、私も同じく、どうしてもいろんな手法を考えながら、出向いたり、こっちからタクシーを手配というか、投票者が手配してくるとか、そういったことも、いろんなケースが向上対策にはなるのかなと思いますので、そこら辺はぜひ前向きに、できるかできないかは別にしても、やっぱり前向きに検討してもらいたいと思います。

ということで、私も平成28年度にそういう話をしたら、設置することに一生懸命デメリッ

トしか答弁なかったのです。それでも3年たって、ようやく令和元年に行ったということがありますので、私の例を参考にして言うわけではないのですけれども、そこら辺は検討して前向きに1つでも2つでも考えて、投票率の向上になるように頑張ってもらいたいと思いますが、この決意をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。投票率、投票所に来ていただくのは、それはありがたいお話ですけれども、こちらから出向いて投票していただけるような工夫もしていきたいと。例えば昆議員からもありましたとおり、マイクロバスなど使えるようなことも検討してみたいと思いますし、それから期日前投票所の場所についても、これはあまり動かすのはよろしくないという意見もあるのですが、限定的にそれぞれの地区を回るといようなことも検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で17番、高橋七郎議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、14番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子と申します。4問の質問をいたします。

質問に当たりまして、初めに、ロシアのウクライナ侵攻から丸1年が経過しました。しかし、残念ながら戦争が終結する気配が感じられません。このような中で、一刻も早いウクライナへの平和を求めるものです。そしてまた、憲法9条を持つ我が国は、何よりも平和外交を一層強めていただきたいと願うものでございます。プーチン大統領は、核兵器の使用もほのめかしております。唯一の被爆国として核兵器禁止条約に批准すると同時に、日本の立場を世界に示すべきときであります。

そういう中でありますが、日本政府は防衛費を5年かけて2倍にして、5年後には10兆円を超す大軍拡を計画しております。敵基地攻撃能力を有するという大変危険なものでございます。10兆円を超すということは、アメリカ、中国に続きまして、我が国は世界第3位の軍

事費を持つこととなります。私は、これを大変危惧するものでございます。

そういう中で、過日高校生平和大使のお話を聞く機会が2回ほどありました。高校生の皆さんが核兵器の廃絶と戦争の終結を求めて、本当に涙ぐましい努力をなされていました。それを聞きまして、日本の未来は明るいなと感じたところでございます。

それでは、一般質問に入ります。まず1問目は、保育政策について教育長にお伺いをいたします。少子化対策、子育て支援を進めるためにも保育環境を充実させることは最も重要であると考えことから、以下伺います。

1番、来年度から県が市町村と共同で第2子以降の3歳児未満の保育料を無償化し、また在宅で育児する世帯に1人当たり月額で1万円の支給をする方針を示しました。本町ではどのように取り組む考えかお伺いをいたします。

2番、今後インクルーシブ保育が求められると思いますが、どのような体制で進める考えか伺います。

3番、煙山保育園を唯一の町立保育園として残したのは、障がいを持った子どもに対応できること、町内の保育の質を向上させていくことであつたと聞いております。以前は、町内保育士が一緒になって研修や園長会議が行われていたと聞いておりますけれども、現状と、それから今後の取組についてお伺いをいたします。

4番目、保育士不足や過重労働、低賃金など種々の社会的問題が発生しておりますが、民間保育士確保のためにも、さらなる経済支援ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 14番、小川文子議員の保育政策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におきましても来年度から県の基準に基づき、第2子以降の保育料の無償化及び未就園児がいる家庭に対し支援金を給付する事業を予定してございます。

2点目についてですが、インクルーシブ保育の一環として、医療的ケア児の受入れ態勢を整備するため、昨年度に受入れに係るガイドラインを策定し、昨年12月に煙山保育園において1名の受入れを行っており、今後も入所の希望があれば対応していくこととしております。

3点目についてですが、町内の保育所等で構成する町保育協議会において、定期的に各種研修や意見交換の場を設けており、民間、公立問わず、町内の保育所等の保育士等が参加し

て情報共有を行っているほか、毎月園長会議を開催し、連携を図ってございます。

4点目についてですが、保育体制の強化に対する経済的負担を軽減するため、保育支援員等の配置に対する補助や保育士の奨学金返済補助を行っており、令和5年度も継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3歳未満児の保育料は大変高い傾向にあることから、県と一緒にあって3歳未満児を無償にするということは、大変画期的なことだと評価をしているところがございます。そして、あと残るところは、食材費に対する無償化が今後の課題になるものと思われま。

町内の保育園の中で、煙山保育園が町立として果たしている役割は大変大きいものがあると思いますので、今後も町立としてぜひ維持をしていただき、次に述べますインクルーシブ保育、障がいがあってもなくても、違いを認めながら、みんなと一緒に保育をするということで、これは子どもにとっても、そして保育士にとっても大変勉強になるいい機会だと思いますので、ぜひインクルーシブ保育を今後も続けていただきたいと思いますが、煙山保育園の場合は看護師さんもいらっしゃるのです、そういうことが可能かと思いますが、他の保育園ではインクルーシブ保育は可能でしょうか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町内の民間の保育所、公立合わせて9施設で障がい児保育に取り組んでおりまして、実際現在障がい児を受け入れている施設は公立を含めて4施設あります。子どもは11名をお預かりしております。なので、大方の施設では障がい児の受入れは可能というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 他の施設への補助として、補助員の支援というのがございましたけれども、実際はどのようなふうなことになっているのか、具体的な内容についてお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

4点目に答弁している保育体制の強化事業のことだと思われまはすけれども、保育士の負担を軽減するために、保育士の資格を持っていない者を採用することが条件になっておりまして、保育支援員は施設遊具の清掃とか消毒、給食の配膳、後片づけ、お昼寝の布団敷き、後片づけとか、あとは園外活動の見守り、お散歩の見守り、そういったことを担っていただいて、保育士は保育士の本来の業務を行っていただくという趣旨でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ただいまの部分につきまして、各保育園でどれくらいの数がいらっしやるのか。そして、大ざっぱでいいのですけれども、支援ということは町で何らかの補助をしているということでしょうか、それについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 令和4年度は2施設を採用しておりまして、令和5年度は4施設利用しております。その係る賃金の2分の1が国、都道府県と市町村が4分の1ずつ持つと。限度額があつて、限度額以内であれば施設の負担はなしと、超えるのであれば施設が負担するという制度でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 保育士の確保がなかなか難しい中、こういう制度があるということは大変喜ばしいことと思います。以前に質問したときには、うちの町は保育士の確保に特段困っている状態ではないというお話でございましたけれども、実際大変なのかどうか、それから保育士でなくても、このようにお手伝いをしてくださる方がいれば、目が届く、手が届くということで大変いいことだと思いますので、今後これを増やしていく方向なのか、その2点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町内の施設のうち2施設につきましては、ちょっと保育士が不足している状況になってお

ります。

あと、この保育体制強化事業を増やしていくということなのですが、これは施設から要望をいただいてやっている事業なので、施設のほうで必要とするのであれば、それに応えていくということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目は、物価高騰対策について町長に質問をいたします。

公共料金の相次ぐ値上げや物価高騰で、町内の農業や商工業者、消費者の生活が困難な状況に陥っていることから、以下お伺いをいたします。

1 番目、現在取り組まれている農商工業者への経済支援の状況と課題を伺います。

2 番目、畜産農家は飼料の高騰により廃業する件数が増加しており、緊急の支援が求められていますが、今後の支援策を伺います。

3 番目、温暖化対策に配慮した住宅リフォーム事業を導入している自治体では、個人がリフォームに取り組む契機となり、好評を得ております。このことは、受注する商工業事業者への支援につながり、本町でも取り組む考えがないか伺います。

4 番目は、フードバンクなどの取組はどのような状況となっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 物価高騰対策についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、現在取り組んでおります農業者への支援につきましては、町農業生産資材価格高騰対策支援事業を本年2月末日までの申請受付としており、2月22日現在の申請件数は388件、交付額は2,871万円となっております。また、今年度は2つの事業を実施しており、それぞれの申請件数と交付額につきましては、町の肥料等価格高騰農家緊急支援事業が114件、608万円、町畜産農家緊急支援事業が35件、190万5,000円となっております。

なお、物価高騰は今後も続くことが見込まれることから、国や県における各種施策の周知

に努めながら、状況に応じて町独自の追加支援を講じてまいります。

商工業者への支援については、中小企業者物価高騰等緊急支援給付金事業を昨年8月から11月末まで実施し、町内に事業所を構える中小企業者290事業所に10万円の支援金を給付したところであります。今後さらなる物価の高騰が続く場合は、持続可能な事業継続を図るための新たな支援が必要であることから、国や県の支援策の実施状況を鑑みながら検討してまいります。

2点目についてですが、飼料や肥料の高騰、相次ぐ物価高騰により、畜産農家の経営は非常に困難を極めていると捉えております。今後も関係機関と連携を図り、町としての支援を検討し、実施してまいります。

3点目についてですが、脱炭素社会実現のため、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した施策について環境省へ事業計画を提出して審査を受けているところであり、その中で個人向けの住宅断熱改修に関する補助制度を検討しております。脱炭素の促進とともに、受注する商工業事業者の振興が進むことで地域経済発展の好循環が生まれることが期待されることから、町といたしましても制度の活用を広く周知すべく取り組んでまいります。

4点目についてですが、町と町社会福祉協議会では、特定非営利活動法人フードバンク岩手と連携し、フードドライブ事業に取り組んでおります。町民の皆様から寄附していただきました食料品は、令和3年度は871キログラム、令和4年度は1月末現在で736キログラムとなっております。主なものとして、米や缶詰類、乾麺類など、賞味期限が2か月以上で未開封のものを提供いただいております。このほか、生活に困り事がある子育て世帯を対象としたフードパントリー事業や矢巾町更生保護女性の会が主催をされておりますエキナカ産直を行っております。平成30年度以降寄附していただいております食料品は、年々増加をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この間12月のときに、商工業者に対して新たな異業種に挑戦するといえますか、頑張る商工業者を応援するプログラムがありましたけれども、それについて状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） がんばる中小企業者応援事業補助金についてでございますけ

れども、件数は先ほど答弁のとおりでございますけれども、その中でも多かったのが卸売業、小売業が30件、2番目に多かったのが宿泊業、飲食業の22件、3番目に多かったのは建設業の15件となっております。がんばる中小企業者応援事業補助金の対象経費、どういうものに使いたいかというものの内容で一番多かったのは販路開拓事業ということで、要は売上げを伸ばすためのホームページの作成だとか、そういったものの費用に使われる事業者が多かったというふうな結果になってございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 住宅リフォームといいますか、省エネに配慮した建物を建築といいますか、リフォームした場合に支援金があるということが表明されまして、大変いいことだなと思います。商工業者に仕事が回っていくと、受注の機会が増えるということで、これは仕事おこしにもなりますので、進めていただきたいなと思います。

今回は、内容が少し分かりづらいところがございますけれども、例えばチップボイラーとか、まきストーブの設置とか、そういうものについても対象となるのかどうか、どういうものが主な対象となるのかについて、少しお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） それでは、住宅改修の関係は私のほうからお答えさせていただきますと思います。

まず、今回これは住宅部門というよりは環境部門のほうで行う事業でございます。町長答弁にもございましたが、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金という交付金を活用して行う事業でございます。重点対策加速化事業というものに矢巾町は申請しているところであり、これも答弁のとおりですけれども、国の審査を受けていて、採択になるかどうかは4月初めにならないとまだ分からないところではあります。今こちらで検討している項目といたしましては、まず環境省のほうで数種類のメニューがあるのですが、その中に該当するものしか事業として使えないのですけれども、その中で既存の住宅の断熱改修という項目がございます。一応環境省の交付金の規定といたしましては、交付率は事業の3分の1というのがあるのですけれども、例えば高精度の建材ということで、ガラスとか窓、断熱材、玄関ドア等を改修するものが該当になりまして、その中でも細かい基準があるのですが、それらの範囲内でこちらも行おうと思っております。

もしこれが採択されればですけれども、事業期間は令和5年度からの5年間ということで、

5年間の中でこの交付金を使って補助制度のほうを進めていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 限られるとはいえ大変いいと思いますけれども、これは新築あるいは改修ということですので、どちらも対象となるものなののでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これはあくまでも既存住宅ということですので、既に建築されている家屋が該当となるものでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 達増知事がこの間のテレビで方針を述べられておりましたけれども、個人事業者、商工業者に7万5,000円、中小企業には15万円というようなことが示されておりましたけれども、本町としてその情報とかは来ているのか、あるいはいつからその体制になるのかについて、もし情報があったらお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があった部分については県の補正予算で対応すると、対策を講じるということでの事前に情報は入ってございました。具体的な受付方法、申請方法等につきましては、特に町には要請は今のところ来ていないところでございますけれども、それが商工会を通じてなのか、もしくは市町村を通じてなのか、これから県から説明があるものというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、続きまして、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目は、高区配水塔の建設計画とやまゆりハウスの安全対策について、町長にお伺いをいたします。

昨年は、ちょうど3月に高区配水塔廃止と新たな建設計画、約10億円が示されました。そして、その中の議論の中で県の現地調査と申しますか、今年度県が調査をすることになって

いるので、その調査の結果を受けてまた見直していくという答弁でございましたが、今度3月に配水塔の建設4億8,000万円の提案が示されました。そして、古い高区配水塔については、耐用年数が過ぎてからまず解体すると、あるいは緊急の場合にはその前に解体するという案が示されたことから、以下お伺いをいたします。

1番目、平成25年の大雨被害の際に、上部に県が3基の治山ダムを建設して被害防止に取り組んでおりますが、今年度中にその評価が示されることになっていきます。今度の矢巾町の建設計画との整合性はどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

2番目は、高区配水塔から水道水の供給を受けている世帯数及び1日当たりの給水量をお伺いします。

3番目は、西部浄水場から高区配水塔分の世帯に給水できないかについてお伺いします。

4番目は、温泉施設であるやまゆりハウスの安全対策はどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高区配水塔の建設計画とやまゆりハウスの安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年度に県が実施した土砂災害防止法基礎調査区域調書更新業務の内容は、指定区域の形状の見直しが必要であるか、既存調査結果の更新が必要かを検討するため、現地概略調査のみの実施であり、警戒区域等の見直し区域の抽出には含まれていないところであります。

また、当該箇所は土砂災害警戒区域の急傾斜としての追加指定も予定されており、危険因子が増加することにより、事前防災及び国土強靱化の観点から、対応策の必要が増している状況であると認識しております。

今後も町民の方々の安心と安全のため、土砂災害による二次被害発生防止に向けて、県と連携し協議を進め、情報収集及び対応策の実施に努めてまいります。

2点目についてですが、高区配水塔から水道水の供給を受けている世帯数は380世帯となっております。また、今年度の1日当たりの平均給水量は362立方メートル、1日当たり最大給水量は575立方メートルとなっております。

3点目についてですが、高区配水塔から供給を受けている区域は、西部浄水場より標高の高い場所に位置していることから、西部浄水場からの自然流下による配水は不可能な状況で

ありますことから、今回の計画では西部浄水場内に配水ポンプを整備し、ポンプ圧送により配水する予定となっております。

4点目についてですが、介護予防拠点施設であるやまゆりハウスの安全対策につきましては、高区配水塔及び敷地の日常管理については定期的に見視による現状確認及び異常気象時の臨時点検を行っており、かつ監視システムにより水道施設としての監視も実施しており、施設に異常がないことを確認しております。

また、毎年町が計画する土砂災害防災訓練において、やまゆりハウスのほか矢巾温泉、つりがねの郷、桜の園等とともに、施設利用者の避難体制の充実強化を図っており、訓練には施設と町災害対策本部をはじめ地元消防団や自主防災会も参加し、それぞれの組織が一体となって情報収集、伝達体制の確認から避難情報の発令、避難行動の開始体制の確認まで実施し、施設利用者及び職員の避難の実効性の向上を図っております。

今後におきましても、実際の動き、実動による効果的な避難訓練の実施を追求し、施設利用者等の安全を確保してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 高区配水塔は矢巾温泉の上部のほうにございますけれども、上に県が治山ダムを3基建設しております。去年の夏にそこを見てまいりましたが、そこに下りてみたわけではございませんが、土砂というようなものは堆積が認められませんでした。まだ新しいといたしますか、平成25年の大雨で平成28年に建設があったと思われまので、まだ新しい状態でありました。この高区配水塔の廃止が4億円、新たな建設が6億円ということで、総額10億円が去年の3月に示されたわけですが、耐用年数が去年の段階で6年、今1年たちましたから5年残っているわけですが、耐用年数があるうちはこの建設や廃止には国庫補助がありません。したがって、これが全部町単独事業となるという提案でございました。

安全を大事にすることは、これはもう基本中の基本でございますけれども、これだけ多くの資金を使うというわけでございますので、緊急性があるかどうか、これがやはり一番の核心になるところだと思って私は質問をしているところでございます。

そういう中で、配水塔については解体が4億円でしたけれども、仮に耐用年数が過ぎてからの解体ということになりますと、国庫補助が2億円出ると思いますが、それについ

てのお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまの質問にお答えします。

まず、配水塔の解体に4億円かかるというのはあくまでも概算で、それに国費が半分というのについては、現状としてそういう制度はありません。それで現状こういう状況なので、安全確保のためにも既存施設の解体に要する補助を新設してくれないかということで、日水協の岩手県支部、東北支部を通して、最終的に国のほうに要望するという段階であります。これについては、岩手県支部については内容については理解していただいたと、今度東北支部のほうに上げるという段取りになっておりますので、順調にいけば令和5年度の日水協の総会で国のほうに提案されることになるかと思えます。それを基に日水協として国のほうに要望を出すというような段取りになっております。

今の時点で、絶対半分の補助が来るといような状況ではない状況です。もちろん私たちとしても日水協に要望を出したからそれで終わりということではなく、日水協の状況なり、それで後押しというか、独自要望という形で国のほうにも動いていいのかなというふうな考えは持っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 高区配水塔に代わる配水塔の建設計画については、去年は6億円でしたけれども、いろいろ精査とか、別の事業でやるということも含めて今回は4億8,000万円でまず提案されましたけれども、仮にこの耐用年数が過ぎてからこの計画を進めたときに補助というものはあるのか。去年は耐用年数前であれば町単の事業になるというような説明でございましたけれども、今だったならば町単としてやらなければならないのか、耐用年数が過ぎればその補助の可能性が出てくるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 詳細については担当のほうから答弁させますが、小川文子議員のおっしゃるとおり、これは町単でやるというのは大変なことになるわけです。

そこで、課長は先ほどちょっと遠慮がちの答弁をしておったのですが、私どもは高区配水塔の手續、手順は、そのルールにのっとして今協会から県、国に要望、それから私どもも独自に要望して、私も前にお答えさせていただいているのですが、平成25年8月9日の大雨洪

水、それから今治山とか、砂防ダムがあるから安心ということではない、もう熱海の土石流みたいなこともあり得るわけです。だから、私どもはやっぱり最悪のことを想定してやっておかなければ、あのときやっておけばよかったと、だからこそ今国に、もうできれば、今度また所管が厚生労働省から国土交通省になりますので、国土強靱化とか防災の観点から、このことについては早く要望してお願いするということで、今その動きを始めておるところでございますので、そここのところは今の財政事情では町単独で単費でやるというのは難しいわけですので、だからこそ私どもこれから要望活動を徹底してまいりたいと、こう考えております。

あとは、よく言われるのは、災害は待っていないわけですので、あのときこうして、ああすればよかったなということになれば取り返しのつかないことになるし、あそこの場所は小川文子議員も分かっているとおり非常に危険な場所にあるわけですので、だからこそしっかり対策を講じていきたいということで、そここのところだけのご理解いただきたいと。

あと詳細は、担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 厚生労働省の補助のメニューとすると、水道本管の耐震化に伴う分しか現状としてはありません。なぜかというと、水道は各自治体の責任において運営するものということになっていきますので、例えば新しく西部浄水場内に、今の案とすると圧送ポンプをつけて配水したいと、それらについては水道施設、矢巾町が水道を運営するための施設だということの位置づけになりますので、それについての補助というのは、現状はないです。それはなぜかかというと、矢巾町も水道事業を行っているように、ほかの市町村も水道事業を行っている、それぞれの自治体において責任を持って行うべきものだということの位置づけだと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ということになりますと、いずれ解体の部分の4億円の金額もまだ概略であると、そしてどの程度の補助が来るかについても申請していて、はっきりまだ結果があるわけではないと。そして、今度の配水を上部のほうに送るポンプ等に4億8,000万円かかるわけですけれども、これらについても国庫補助は基本的にはないのだと。耐用年数が過ぎても、そういう耐用年数とかの関係ではないというようなお答えだったように感じます。

それで、大変な金額でありますので、今年度は基本設計と詳細設計が示されましたけれども、本当に補助がない状況で、この事業をやるのかということになりますと、やはり慎重な対応が求められると思います。

私が一つ思いますのは、確かに100%安全ということはないと思います。やっぱり地形から申しますと100%安全ということはないと思いますけれども、治山ダムが3基できて、物すごく立派な治山ダムでした。正面と左右の山に1基ずつございますので、大規模な治山ダムでございました。これだけ大きな治山ダムを造っていただいたということでございますので、今の段階でまだ少しほかに打つ手があるのではないかなと私は考えるものなのです。例えば治山ダムの中に土砂がかなりあふれていて、もう一回大雨が来ればちょっと危険だなというふうなものであれば、それは緊急性を要すると思いますけれども、全く土砂がない状態で事前といいますか、そういうこと、あるいは国土強靱化ということで10億円近いお金を使うということは、もう少しほかに手が無いのかなと考えるものでございます。

今長寿命化として、例えば耐用年数を過ぎたものであっても、それぞれ補強しながら使っているというのが公共施設の基本的な考え方であると思います。これは水道には適用しないかもしれませんが、いずれ高区配水塔は鉄筋コンクリートで造られておりますし、平成25年のときも見に行きましたけれども、確かに土砂には埋まっておりましたけれども、かといって施設が壊れたというふうなことはちょっと聞かなかったので、かなり丈夫なものであろうという推察もしています。

あそこがなぜいいかといいますと、大変高いところにあるために、あそこまでは確かにポンプ、動力で水を運ばなければなりません、南昌台団地まで含めて、あの高いところに自然流下で動力を使わないで水を供給できるという、大変これは言ってみれば省エネといえますか、本当に先人の知恵だなと思うものです。これを西部浄水場から上にポンプアップしますと、やっぱりかなりの動力を要すると思います。ですので、1つは今の高区配水塔を何らかの防御的な措置ができないか、もう少し耐用年数、あと五、六年延ばすといえますか、そういうふうなことができないかということと、もう一つは、下の浄水場まで持ってこなくても、例えば仮に今のやまゆりハウスの下の駐車場辺りに、いわゆる大雨被害、土砂災害の被害のない場所、西部浄水場よりはあそこもかなり高いですので、そこに造ることによって、圧縮する動力のエネルギーといえますか、電気料が少なくなるのではないかなと思いますので、そういう先人の知恵を少し借りながらエネルギーを少しで済む方法、そしてあるいは今のものをもうちょっともたせる方法、これらをしっかりと検討していただいて、それをやっ

ても同じぐらいの金額がかかる、そういうふうな対比というものをしっかりと示していただければ、これしかないのかなと思いますけれども、そういう検討がなされているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 3点ぐらいあったと思いますが、1点ずつお答えさせていただきます。

まず治山ダム、治山堰堤の背面に土砂がない、治山施設の本来の目的というのは溪流勾配を緩やかにするというのが目的です。ですので、治山施設が完成して間もなく、本来は治山施設の裏ポケットというか、擁壁の背面については、本来は土砂が埋まるはずですが。埋まることによって溪流の勾配が緩やかになる、それによって地表の浸食が抑えられて、木の倒壊が防がれ、それで山が保全されるというのがストーリーになっています。

実際治山施設の裏の背面の土砂を撤去する、しないというのについては、これについては申し訳ありません、県のほうの施設になっていますので、私のほうでやりますとかというのは、ちょっとここは言うことはできないです。基本的に治山施設については、現状として埋まるまで使うというのが施設の使用の仕方だと考えていました。

あと次、エネルギーの話として、今の西部浄水場から高区配水塔に送るまでは、現状ポンプアップしています。それについては水位で調整をして、一定の水位、5メートルから6メートルを保つようにして間欠運転するような形にしています。それについては、造られた当時ですので回転数制御とかというのはないので、その間欠運転をすることによって電気料などのエネルギーの削減を図っていると。今回新しく造るものについてはインバーター制御、要は回転数制御、それをすることによって使用量が少ないときには回転数を落として少ない圧力で送ると、それによって電力量の削減を行うというように考えております。

あとは、高区配水塔の位置につきましては、県のほうの基礎調査の見直しを行うことによって土砂流出エリアがどうなるのか、あとは用地がどうなるのか。現状としては、高区配水塔のところからかなり下流のところまで一様に広がるイエローゾーンが示されております。確かに治山施設によって、ある程度は土砂が捕捉されるかもしれませんが。これは県のほうの調査結果待ちになりますけれども、あくまでも治山施設で100%ブロックするということは、治山施設と砂防施設の目的上、そこは違いますので、治山施設100%土砂をブロックするということは、それは不可能だと考えております。

補強につきましては、今の配水塔の周りに、例えば擁壁みたいなものをぐるっと回すとい

うような考えも、それはあるかと思うし、肉づけをするという形で補強するというのもあるかと思います。ただ、基本的に今の場所で起こる災害の確率、これはかなり低いかと思いません。ただ、対策費を考えると、例えば多くのお金、ある程度のお金がかかる場合、そのリスクに対してどうするのか、そのリスクを保有するのか、低減するのか、移転するのかという考え方があります。今回のように、災害の発生する確率は低いだけでも、何かあった場合の被害規模が大きい、そういう場合はリスクが移転するという考え方があります。では、移転とは何なのだというふうになると、対策費がかかり過ぎるので、それでは保険を掛けましょうかと、まさか行政のほうで造ったのに保険を掛けるというのもちょっとそれも違いますので、そうするとやはり機能を移転するというのが一番町民の方々に安全と安心を提供できることだというように考えております。

確かに小川議員さんがおっしゃるとおり、施設を補強して使うというのは一番正しいやり方だと思います。ただ、現状施設が一番高いところにありますので、万が一そここのところから構造物が壊れた場合、今度は下のほうの施設のほうに大きな被害が生じると、そのリスクを低減するため、それこそそっちのリスクを下げるためにも機能を移転したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小川文子議員に、例えば一つの事例として、紫波町と矢巾町の境に四分の一川という川があるのです。これが太田川にも流れてくるのですが、そこの治山、砂防ダム、1回の大雨でもうくわってしまったのです。だから、治山ダムが余裕あるから大丈夫だろうと、そんなことはもう……いつか四分の一川を検証していただければ、そして四分の一川に流れるのもそうなのですが、和味のほうに田沢ため池と、それから大堤があるわけです。そこに土砂が流れてきて、あそこもご存じのとおり、しゅんせつしているのです。西部地域で、そういう現状があるわけです。だから、いつか四分の一川の検証をしていただければ、あそこの場所が本当に安全かと、今日そこまであれだったのですが、いつか機会があったら、あの四分の一川を見て、これでかなり大丈夫だろうといったのが1回の大雨ですぐ満杯になって、それが越えて四分の一川に流れたのです。今それが太田川にも来てしゅんせつしていると。また、田沢ため池とか、大堤にも土砂が流れてきている。

だから、何回も言うように、災害が起きたとき、ああすればよかったなど、私どもがなぜ高区配水塔で危機感を持ってきたかということ、やっぱり熱海の土石流です。人ごとではない、

我が事として。だから、そのお金をかけるのと、それからこれからどういうふうにして安全対策を講じるか。そして、飲料水は求められるのは、安全、安心、安定給水なのです。もしそこが何か災害時で使えなくなったときに、だからそういうことも含めて。

今インバーター制御の話もあったのですが、これはポンプの回転率を制御して、そういった省エネのポンプも使って、いろんな方策を考えながらやっていきたいということなので、もし機会があったら、四分の一川は生きた一つの検証の対象になると思うので、ご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私も四分の一川は調査をしております。あのときは議員みんなで山にまで上がりまして、道なき道を行って来ました、四分の一川まで……砂防ダムまで行ってまいりました。あそこはやはり本当に大変な状況だなと。岩清水のあっちの用水路の中にも大きな石がごろごろと横たわっていましたので、大変な被害だなというのは実感しております。

私が申し上げますのは、とにかく早めにやるということは重要なことではあるけれども、どの程度の緊急性があるのかということと、それから現在のほかに方策がないかということ、それらをしっかりとチェックした上で、これしかないというのであれば、それはそれで構わないわけです。

そこが示されないでございました関係上、1年たつと県の評価が示されるから、それを見てもう一回見直しますというのが去年の3月の答弁でございましたので、その県の評価が示されるのが今の段階でございますから、私は来年度にその検査結果の評価と新たな提案があるものと思っておりましたが、その評価がまだ示されない、大体予測の段階で基本設計と詳細設計が出てきたものですから、それはちょっと早過ぎるのではないかなと、全体像が見えないうちに詳細設計が示されたことにちょっと違和感を覚えたのでございます。

もう一つ、今矢巾町でも不来方高校周辺と徳田のほうといいますか、あそこの医大前に新たな住宅地が500戸建設されるということで、ここ二、三年の間に上下水道のインフラをやる時期になると思います。そして、それらの事業と、これらの事業を合わせて進行した場合に、ここ七、八年の、いわゆる財政計画、このままいくと赤字になるのか、黒字になるのか、黒字で頑張れるのか、そういうふうな財政計画というものはお立てになっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、市街化区域の拡大に伴う上下水道施設整備につきましては、これは民間開発ですので、町の資金としては入りません。民間の方々のほうで道路を築造して、施設整備、上下水を管理して、それを町のほうに最終的には移管になるということになっておりますので、矢巾町の水道事業会計については基本的にはないという位置づけであります。

あとは、その事業は、高区配水塔の整備につきましては現状として起債のほうで考えておりますし、いつも議題になります内部留保資金、要は万が一のときのためにストックしているお金といたしますか、それらを多く活用するかということではなくて、基本的には企業債を活用して、それで賄いたいと思っております。

確かに事業としては、高区配水塔につきましても結構な仕事量になります。ただ、ここでまだ先送りするという話になると、今度は近い将来として、例えばというか、岩崎川の改修に伴って太田川の改修もあと数年……かなり先でしょうけれども、入ることになります。その際に岩手中部のほうとで緊急時の連絡管等の整備も予定されております。それについては、10年ぐらい先の話にはなりますので、先送りすれば今度後ろのほうで詰まってしまうというようなことにもなります。ということで、ぜひ今回の計画、高区配水塔につきましては、今の時点でやらせていただきたい。

あとは、県の検討結果、今年県のほうで基礎調査の見直しをやって、その内容というのは今の基礎調査に基づいたデータ、それが現状と合っているか、相違があるのか、それをチェックするだけだという説明を受けています。それである程度まとまってから、例えばここここをチェック、リストアップして、そこを選び出して、次に土砂流出エリアを調べるといような二段の準備をしているという説明を受けています。私たちのほうでも今年土砂の流出エリアのところまで調査するのかということでしたのですけれども、県のほうとしては先にリストのほうを机上で調査をして、当初のリストと相違があるものを後で現地を確認するというので、それについてもちょっとスケジュール的には示せないという説明を受けていました。

そうすると、県の調査が終わってからでいいやというふうに考えると、今度また延びてしまいますので、そうするとその分町民の方々に安心、安全を提供することが遅れてしまうと。やはりそれは避けたいという考えがありますので、今回、令和5年度の事業において高区配水塔の詳細設計のほうを提案させていただきました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私が懸念いたしますのは、町民の中には、私どもが行ったアンケートでも上下水道が高いという声が半数を超えておりまして、この物価高の中で何とか公共料金が上がる中で、水道だけでも一時的に何か町の事業として減免なり引下げができないかということを要求してきたわけですが、財政が大変厳しいと、そういう状況の中で、あと安定供給することを考えれば、そういうことはできないという回答でしたが、これだけ大きな事業をやるわけですから、何とか少しでも町民に還元できるようなものが何かないかなということで、まず私も考えたわけなのですが。

あと1つには、平成29年の段階で上下水道の値上げ、これ十数%の大きなものでございましたけれども、これが提案された際に、10年ぐらいの財政計画が示されたのです。そして、今は黒字だけれども、このまま医大の脇にポンプを造ったり、井戸を造ったり、配水場を造ったり、いろいろなものを作って耐震化などをやっていくと、令和3年には赤字になるために、赤字になってからでは遅いので、平成30年に値上げをするという方針が出されたのです。

そこで私が今回思ったのは、この10億円の計画をやることによって、起債でやるということは借金をしてやるわけですが、今後10年ぐらいの財政計画の中で、どこかで赤字になって、やっぱり値上げをしなければならぬというような事態が起きるのではないかと、このことを危惧しまして、そこで財政計画はどうなっているのかをお聞きしたのです。

平成29年のときは、恐らく今後10年の財政計画的なものが示されました。だから、そういうのを示していただきますと、これをやっても値下げをすることはできなくても値上げにはならないというような長期的な展望が示されるべきではないかなと思うので、そこを示していただきたいのです。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

平成28年度に議会の皆様に提案をして、もう少し町民の方々に丁寧に説明をするべきだという意見を受けて、それで平成29年度に料金を改定させていただきました。水道の料金につきましては、10年ではなく、多分50年ぐらいシミュレーションしているはずですが、それで、今手元に何十年後というのはないですけれども、その中において直近の10年間、20年間等については、料金改定はないという説明はしてはいたはずですが。

その当時、平成28年、平成29年頃に試算した中では、今の事業は入っておりませんが、それについては起債で対応しますので、料金収入に伴って維持管理する中での料金改定はないと考えております。

今の電気料金の高騰等、それについてはシミュレーションした時点では、不確定要素というよりも、想定もできない話でしたので、それについては確かに平成28年、平成29年に示したときには、申し訳ないですけれども、今の電気料金高騰の分については含まれてはいませんが、私たちもそこまでは想定はできませんでしたから。そのときに立てた経営戦略のシミュレーションと実際令和3年度での決算との差等、それを比較することによると、シミュレーションよりも実際の値のほうが上回っているというような結果にはなっております。これについても、本来であれば各年度の決算値が出た段階で、今立てている経営シミュレーションとの比較、それをお示しして、例えばシミュレーションよりも下がってきている、低下傾向にあるよというようなのは議会の皆様のほうにもそれは提示するべきものだというふうに考えておりますし、それについては今のところ令和3年度分だけの資料しかないので、令和3年度、最低でも令和4年度の決算値が出て、それと今の経営戦略のシミュレーションを対比してお示しすると、それによって例えば経常利益がどうなっているのか、それを審査というか、見ていただければ、多少でも納得していただけるのかなど。今の時点で、令和3年度だけのデータですと、正しいのか、合っていないのか、それがちょっと比較はできないでしょうから、それについては令和3年、令和4年度の決算値をもってお示しをしたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） では、水道はこの辺にしておきます。

そして、やまゆりハウスですけれども、水道がこんなに危険であれば、やまゆりハウスはさらに危険ということになるかと思えます。人々があそこに宿泊をして、しかもお風呂に入るということは裸で全く無防備の状態にいるわけですから、万が一のときには大変な被害が起きるだろうと思えます。

そこで、私から思えば、水道よりも先にやまゆりハウスの対策が重要ではないかと思えます。むしろやまゆりハウスを移転するのが先ではないかと思うくらいです。ですので、水道の重要性も分かります。しかし、命ということになりますと、もっと大きな責任を伴うわ

けでございますので、その辺がやまゆりハウスの中には将来の移転とかということもありませんし、いわゆる消防訓練をしてソフトの面で対応していきますというようなことでしたけれども、これソフトだけではちょっと無理があるのではないかと思いますけれども、その辺についての考えをお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今のところやまゆりハウスの移転については、一切議論はされておられません。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、いろいろ訓練等を重ねてまいっておりますし、実際去年そういった災害が事前に分かるような場合には、宿泊客のほうに周知をしておいて事前避難をしていただくようなことも何回か経験をさせていただいておりますので、そういったソフトの面で何とか宿泊者並びに住民の方に危険が及ばないような対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ質問の最中ではございますが、もう1時間20分ほど経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開をここの時計で14時30分といたします。よろしくをお願いします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

なお、この項から廣田選挙管理委員会委員長と12番、長谷川和男議員は、都合により退席をいたしてございます。

それでは、休憩前に引き続きまして小川文子議員の一般質問を続けます。

次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 4問目は、パートナーシップ制度の導入について、町長、教育長にお伺いをいたします。

1番目、町長は所信表明演述でパートナーシップ制度の導入について述べられました。多様性を尊重した社会は、いわゆるマイノリティーの方々をはじめ多くの人々が生きやすい社会であり、近年マスコミ等で当事者の声が報じられる機会が増えたこともあって、国民の意

識の醸成が進んだ一因と思われまゝ。県内では、一関市は条例で、盛岡市は要綱で同制度の導入を決定しています。本町も進めることを期待しておりますが、どのような方法により進めるのか、また町民の理解を深める説明はどのようになされるのかについてお伺いをいたします。

2番目は、学校教育で多様性を重んじる教育がどのように進められているかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） パートナーシップ制度の導入についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、パートナーシップ制度の導入に向けた進め方につきましては、岩手県が各市町村における導入方法の指針等を今年度中に示されるということから、本町ではその指針を基に進めてまいります。

また、町民の皆さんに対しましては、性の多様性を尊重することの重要性や基本的な姿勢等についての理解を深めていただけるよう研修会の実施や町ホームページ、広報紙等で説明を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、パートナーシップ制度の導入についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、学習指導要領においては、多様性の学びについては直接触れているものはございませんが、いじめや差別を許さない適切な生徒指導、人権教育等の推進を通じて多様性についての意識を持たせる指導を行うとともに、制服の選択制のような多様性を受容する柔軟な対応や日常的に相談しやすい環境、風土の情勢に努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 以前女性議員5人で夫婦別姓の提案をしようということで企画を考えたことがございましたけれども、なかなか難しいということで取り下げた経過がございます。そのような中で、今回パートナーシップ制度が、まず本町によって取り組まれるという

ことは、大変多様な結婚の在り方、そういう点で非常に私は評価をするものでございます。

特に質問することはないのでございますけれども、以前制服について、冬期スカートでは寒いのではないかと、スラックス導入制を町としても、教育委員会としても推奨できないかという質問をしたことがありまして、矢巾中学校では既にもう生徒からの申出によって女子でもスラックスをはいていいことになっていると。しかし、北中については学ランのために、男子のズボンを女子がはくことがちょっとできないために、まだその状況が整っていないということと、北中の生徒及び保護者、学校からも、まだそういう申出がないので、申出があればそのような対応をしたいというような説明でございましたけれども、せっかくですので、今の状況について少しお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

矢巾北中学校における現在の状況はどうかというご質問かと存じますが、今までのところは、まだそういう要望なり動き、声は寄せられておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そのときに、スラックスを用意するということがまたお金がかかってしまって、ご負担が増えるということがございましたけれども、私そのときに、制服が紺ですので、あえて特別の制服でなくても紺であればいいのではないかとというような、ある意味少し範囲の広い制服の在り方もあるのではないかとということで質問もいたしましたけれども、実際にないということは確かにそういうことなのでしょうけれども、何かそれを取り上げるといいますか、議論するといえますか、そういう機会をぜひ、これはお願いですけれども、どこかの段階でつくっていただけたらありがたいなと思いますけれども、それについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

そういう機会を見いだしてみてもということかと存じます。いずれ今般の議会におきまして小川議員からのご質問もいただきましたので、まずそういったところを踏まえまして、校長会議もございますし、そういう場面を持てるように働きかけなり醸成を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

まず、質問に入らせていただきます。国民健康保険制度について町長にお伺いいたします。

国では、昨年の暮れ、43兆円の軍事費が閣議決定されました。大軍拡の財源として、国保税も含め介護保険料や後期高齢者、そして奨学金などを含めた社会保障の一層の削減や、広く国民の方に対しての消費税の増税となるようなことが危惧されます。消費税が未来永劫10%のままで日本の財源がもつとは思えないとか、消費税率の引上げについて考えていく必要があるなどの声も耳にします。果てしない軍拡予算中心では、国民の幸福追求権や憲法25条をないがしろにする政治であり、弱い者の負担増が危惧されます。国民健康保険制度は、特にも非正規で働く方々、そして職場のない方々などが加入しております。そのために、以下お伺いいたします。

1点目、低所得者層の激変緩和措置は考慮されている予算ですが、電気、ガス料金をはじめ食料費等の相次ぐ値上げで町民の生活は切り詰められ、苦しい経済状況が続いており、地域経済にも大きく影響してきております。中小事業者も加入する協会けんぽと比較し、高過ぎる国民健康保険税をどう考えるのかお伺いします。

2点目、令和4年度から子どもの均等割半額補助を開始しておりますが、対象子ども数と世帯数はどのくらいか。町として半額助成し、全額免除できない理由を、特にも何回かお伺いしている中で交付金の減額になるため一般会計からの法定外繰入れはできないと答弁されておりますが、全額免除した場合の交付金がどの程度減額されるのか試算しているのかお伺いします。

3点目、短期保険証の発行が年間四十数件ありますが、近隣の市町では短期保険証の発行を取りやめている自治体が出てきております。当町も命や暮らしを守る立場から短期保険証発行を中止するべきと考えますが、どのように考えるのかお伺いします。

4点目、短期保険証により窓口で滞納保険料を支払い、改善したケースは年間どれほどか。福祉課などとの連携を図り、滞納解決したケースはどれほどあり、具体的にどう取り組んでいるのかお伺いします。

5点目、国は自治体に対し、保険者努力支援制度を導入してきておりますが、町の対応はどのような分野で取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の国民健康保険制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、被用者保険は、所得が高く医療費が低い現役世代が多く加入しており、保険料を被用者と事業主でそれぞれ2分の1ずつを負担する労使折半が基本となっております。一方で、国民健康保険は、非正規労働者や年金生活者等の無職の方々が多く加入しておりますほか、医療費が多くなる前期高齢者が全体の半数以上を占めている状況であります。

このように国民健康保険は、被保険者の所得水準や年齢構成といった構造的な問題を抱えておりますことから、国庫負担のほか、現役世代が加入する被用者保険からの財政調整の仕組み、そして低所得者の保険税軽減のための公費投入等、様々な財政支援が行われているところであります。保険税率につきましては、医療費の推移や県に納付する国民健康保険事業費納付金の状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行ってまいりますが、国の公的医療保険制度の下で、それぞれ運営を行っているものでありますので、厳しい経済状況の中ではございますが、ご理解くださいますようお願いをいたします。

2点目についてですが、今年度の未就学児に係る均等割保険税の軽減対象は、昨年11月末時点で60世帯、75名となっております。均等割保険税の全額減免につきましては、その財源を一般会計から繰り入れた場合には法定外繰入れとなり、保険者努力支援制度におけるマイナス評価を受けることとなりますが、200万円程度の交付金の減額になるものと試算をしております。

なお、全額減免に係る国の考え方ではありますが、国民健康保険税の賦課に関する事項は、政令で定めるべき基準に従って条例で定めることとされており、独自に保険税の減額賦課については条例を定めることはできないと示されているところであります。また、法定外繰入れを行った場合は、国から計画的に解消すべき赤字として赤字削減・解消計画の策定が求め

られることとなります。

つきましては、子育て世代の負担軽減の観点から、引き続き国に対しまして全額減免の実現に向けた要望を行ってまいります。

3点目についてですが、国民健康保険財政の安定化のため、公平な負担による税収の確保が重要であります。短期被保険者証の発行は、対象者と直接面談する機会を増やし、個別に状況をお伺いしながら滞納の解消に取り組んでいただく効果的な手段であり、現在のところ発行の中止については考えていないところであります。

4点目についてですが、短期被保険者証は、発行の趣旨をご理解いただき、滞納状況について改善の意思を確認した上で交付をしております。今年度当初の交付世帯数は86世帯で、うち28世帯の滞納が解消されております。

また、福祉課等の連携については、現時点で直接滞納の解消につながった事例はございませんが、面談の中で生活支援が必要と判断して福祉課等の担当者へつないだケースもあり、今後も面談等により滞納者の状況を把握し、関係機関と連携を図りながら対象者の生活状況の改善と滞納解消につなげるよう支援をしてまいります。

5点目についてですが、保険者努力支援制度は、市町村国保の医療費適正化や収納率の向上等の取組に対する支援を行うために、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度となっており、大きく12の指標が設定されているところであります。

なお、多くの交付金を獲得することは、国保財政の安定化や被保険者の負担軽減につながるものでありますので、本町としましても国が定める12の指標に基づく取組を満遍なく行い、交付金の配分が少しでも増えるように取組を行っているところでありますが、特にも特定健診受診率や生活習慣病重症化予防、保険税収納率に関する項目は評価点の配分が大きいことから、重点的に取組を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か再質問はあるのですけれども、順次質問させていただきます。

まず最初は、滞納のことについてお伺いします。私が間違っているかもしれませんが、令和2年度の滞納世帯が大体120世帯ぐらいあったのですけれども、解消されたのは何世帯ぐらいが解消されたのか。先ほどの答弁では、令和3年度は81世帯のうち27世帯が滞納

を解消されたということなのですが、令和3年度の中で見ると50%以下の方々はまだ滞納が残っているわけなのですが、その説明が答弁ではなかなか分からなかったのも、そのところをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、滞納の件についてお知らせをしたいと思います。

滞納の件数については、申し訳ございませんが、現在解消した件数のところについてはちょっと押さえておりませんでしたので、件数については後刻お知らせをしたいと思いますけれども、まず短期保険証の件のご質問でございましたので、短期保険証については86世帯の交付に対して28世帯が解消ということでございます。

この解消というのがどういうことになるかということでございますが、今年度保険証を交付する際に、令和3年度以前に滞納があった方の保険証は短期ということで交付しておりますが、その部分が全部解消されまして以前の分が完納になったということで、短期保険証を交付せずに通常の保険証のほうに戻っていったということで、こういった件数になっているということでございます。

繰り返しますが、件数につきましては、申し訳ございません、後刻ご報告申し上げます。大変申し訳ございません。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では、短期保険証発行になって、例えばあと2万円あるということで、2万円のお金を支払うことができないから、窓口に来て1,000円とか500円払っても、まずそのときは帰るわけですよね。何回かそういう繰り返しをするわけですよね、そのところをちょっと教えていただきたい。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） お答え申し上げます。

まず、滞納になっているの方々に関しましては、今お話がありましたとおり、直接お会いしまして、残っている分をどのように解決していくかということの話合いを行います。残っている金額と、その方々が定期的に納めていただける金額がどのくらいになるのかということ相談で決めて、例えば毎月1万円とか、2万円とか、その方の状況に応じて定期的に納めていただくことを分納誓約ということで決めていただいて、その決めていただいたことをしっかりと守っていただきながら滞納の解消を図っていくというのがやり方となっております。

すので、そういった面談を重ねたりする機会をこの短期保険証の交付のときにも行っているということで、定期的な面談を行っているというのが進め方となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 短期保険証の期間は1か月とか3か月とかあるわけですがけれども、矢巾町は1か月もやっていますよね。ということで私は1か月だと思っていたのですがけれども、そうすると今課長のお話では1万円とか2万円とか、結構金額が多い計画になるわけですがけれども、失業している方が1万円を納めるのは大変な状況もあるわけですがけれども、どういふふうな計画になって、短期保険証を発行できない場合もあるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問ですがけれども、まず金額に関しましては、先ほども申し上げましたが、その方の事情に応じて金額を設定してまいりますし、ただあまりにも少ない金額ですと滞納の解消ということにつながりませんので、そういった意味では金額については、どうしてもある程度の金額にはなるのかなというふうに思います。

それから、保険証の期間でございますけれども、今年度も定期的に短期保険証を交付いたしておりますが、期間はいずれも3か月でございます。3か月に1度ということで交付いたしますし、この保険証につきましては保険証の期間に切れ目がないように、その対象の方々へのお知らせにつきましては期限が切れる2週間前をめどに通知をしまして、確実に期間内に受け取っていただけるような方法で連絡をいたしておりますので、そういう意味では、保険証をしっかりと受け取りたいという方につきましてはきちんと窓口に来ていただいて、受け取っていただけているものと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 県の資料でいきますと、滞納して差押え、矢巾町は通帳とか、それからその他の部分、物件とかありますけれども、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 差押えの件につきましては、今多い差押えは、給与とか年金とか、そういったものの差押えがやはり多くはなっておりますが、件数はそんなには多くはございません。それもその方々の状況に応じまして、過度にならない程度の金額をお願いしているというか、差押えを実行しているという状況になっておりますので、内容としてはそういう内容での差押えということになっております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 県の資料によりますと、広域化になってまとめているのですが、滞納処分の状況を見ますと、大体滞納世帯というのは20.6%、国保に加入の20.6%ということで、これを見ても収入が少ない方たちが多く加入する国保、特に200万円以下の世帯が70%になるのです。そういう中で矢巾町は滞納金額、年間で見ましても1世帯当たり24万幾らの金額になっています、そういう状況ですよね。そういう状況の中で窓口で対応するというのは、私は何か役場の職員として、いつも思うのですけれども、収入が少ない方に対して何回も窓口で、仕事を休んで来ているかもしれないし、時間休で来ているかもしれないのですけれども、あと無職の人は特に収入とか関係ないとは思いますが、そういう中で、何かいじめのような感覚を受けるのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 今のいじめというのは、ちょっとひどい表現ではないですか。訂正しますか。取り消しますか。

○13番（川村よし子議員） いえ……。

○議長（藤原由巳議員） しない。

はい。

○13番（川村よし子議員） すみません。今窓口の職員の対応に言ったので、被保険者に対しての言葉ではありません。

○議長（藤原由巳議員） いやいや、窓口の職員でも、いじめという言葉が議事録に残しているのですか。

○13番（川村よし子議員） いいです。

○議長（藤原由巳議員） はい、分かりました。

では、佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） では、お答えいたします。

まず、今いろいろとございました。窓口での対応のことについてお話があったのかなと思いますけれども、いろいろとお話をしていく中で少し声が大きくなるとか、そういったことは実際にはどうしても出てくる場面はございます。そうしたときに、受け取る側からすると、やはり強い言葉で話をされたとか、言葉が適切かどうか分かりませんが、ちょっと脅かされているというか、強く感じるなということ、やっぱり場面としてはどうしても出てくるのかなというふうに思っております。

そうしたことにつながらないように、なるべく丁寧にしっかりお話をできるようなことを心がけるようにということで担当職員のほうには話をしておりますが、かばうわけではないのですけれども、一生懸命話をしているうちに、ちょっと口調が早口になってきて声が大きくなるとか、そうしたことはどうしてもあるのかなとは思いますが、そういったことについては、なるべくそういう対応にならないようにということは、場面、場面を見ながら、こちらのほうの指導もしていておりますので、もしそれが十分ではないよというふうに感じているとすれば、私のほうの指導がちょっと行き届いていないところがあるのかなと思っておりますので、そこは今後しっかりとやっていきたいと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、そういった印象を与えることによって、本来はスムーズにいろいろな話合いを進めることで滞納が解消されるはずなのに、それにつながらないというようなことがないように、しっかりとした体制で相談を進めていくように心がけてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） しっかり住民に、収入が少ない、そういう中で保険税を払う、その住民に対しての対応をしっかりとお願いして、何かしらの支援があれば働きかけをしてほしいと思います。

それで、今度は国保法の第44条に定める自治体の判断で実施できますということで一部負担の減免ができます。その対応はどのようになっているのかお伺いします。矢巾町でやったことがあるのかどうか。五、六年前ですけれども、減免対応をしようということで、私も一緒に同席したのですけれども、対応できなかったのですけれども、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 減免についてですけれども、減免は定めがございますので、その定めの中で該当になったものについては減免の対象にはなってまいります。

具体的に申しますと、なるものとしましては、例えば収監をされていた期間については減免の対象ということになってまいりますので、そういった該当の方があった場合には、ご自宅のほうに戻られてからの申請になりますが、期間がどういった期間だったのかということを確認させながら、そういった手続に基づいて減免に入っていくとか、そういうことはございますが、何せこの国保の制度自体が、やはり制度を安定的に運営していくためにどうふうにしていくかということをしっかり決めているという法で定めがあるということもありまして、そういったものにしっかり該当しない限りは減免のほうには該当してこないということがどうしてもありますので、そうすると今回の場合はコロナとか、そういうことで全く収入がなくなってというふうなことの場合はございますけれども、そういった特殊な事情がない限りは減免ということとはなかなか該当にはならないと。

ただ、ご存じのとおり、収入の状況によって法定で2割、5割、7割ということで軽減をする制度はございまして、状況によってですけれども、本来の保険税よりも低い金額を納めていただくことになっている方々もたくさんいらっしゃいますので、そういった制度になっているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保については協会けんぽと比較しても、全国の町村会が国に対して1兆円の助成が必要だという要請もしているとおおり、収入が少ない、所得が少ない方たちが加入しているということで、今の減免の制度も2割、5割、7割、その方たちは大体50%以上、5割の方々がそこに該当するわけですね。そういう中で年齢構成とかもあると思うのですけれども、そのほかの減免というのは、軽減しているのでしょうか。コロナになって大体3年になるのですけれども、それはどのようなようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） コロナになってからの減免の対象になった方も当然いらっしゃいます。件数とすると数件ということで1桁の数字になりますけれども、毎年少ない数でしたけれども、ございました。

軽減については先ほどお話ししたとおおりですので、ちなみに最新の状況での軽減率につき

ましては、今直近の状態だと1月末時点になりますが、国保の世帯というのは2,973世帯ございます。そのうち軽減の対象になっているのが1,713世帯ということで、割合といたしますと全体の57.5%の方々が何らかの軽減の対象になっているということで、事業所等での社会保険ですとこういった軽減ということはないわけですが、国保の場合は制度がございまして、その中で該当されている方々はそのくらいいらっしゃる、約6割弱ということになると思いますが、そういった方々は対象にはなっているということですので、そういった意味での所得が低い方々への配慮も、こういった制度の中で行われているというふうには考えております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ありがとうございます。その軽減をされている中での差押えなのか、それとも所得が多い、減免対象ではない方の差押えなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

差押えというか、滞納については様々な理由があってやってまいりますので、軽減になっている方もいらっしゃれば、普通に軽減がかからずにとということで対象になっている方もいらっしゃいますので、それは個々個別の事情があってそういった状況になっておりますので、一概にこういうケースだからこうなっているとかというものではありませんし、一生懸命やっていたのですけれども、どうしても成り立たなくて少し遅れている方も当然いらっしゃいます。あとは、うっかり忘れていて、国保の手続が遅れて納入のし始めが遅れたことによって、そういった状態に陥っている方とかもいらっしゃいますので、理由は様々でございます。一概にこういうことがあるので、その理由で滞納になっている、あるいはそういうことになったので差押えに入りましたということはございませんので、個々個別の事情だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 隣の盛岡市は短期保険証の発行をやめております、ここ2年ぐらい前からですけれども、1世帯ぐらいはあったように……矢巾町は二十何件とかあるのですけれども、人口割からすれば、本当に盛岡市は短期保険証をやめてきております。これは全国的にもそういう自治体が少ない中でやっているわけですが、やっぱり短期保険証をいただいたことによって医療機関にかかれなくなっている方もいると思うのです。ですので、

短期保険証をやめて正規の保険証にするとか、そういうことが命を守る自治体としても必要ではないかと思うのですけれども、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 川村よし子議員から国民健康保険法の第44条のお話があったのですが、今社会福祉法の関係で、無料か低額で医療を受けられる制度が出てきているのです。その対象になる病院、この辺であれば川久保病院とか、それから介護に関係するのであれば土橋にあるシェーンハイムとか、そこで国民健康保険法だけではなく、そういった社会福祉法とかの制度の仕組みも無料、低額の診療制度もあるわけですので、これから私どももそういうことを周知しながら、お医者さんにかかれなくて、介護に行きたいけれども、かかれなくて、今そういう制度がありますので、無料、低額の支援制度、これが1つ。

あともう一つは、今マイナンバーカードの関係で、短期保険証は基本的にはマイナンバーカードの発行によって、これはまだ今情報なので、形を変えた方向になっていくのではないかという議論が厚生労働省の中でされておるようでございますので、私どももそういうことをしっかり注視しながら対応していきたいと。だから、川村よし子議員はそういった方々に寄り添う、また町もそういう寄り添いをしっかり考えながら、国保制度で救えないというか、サポートできない分は社会福祉法でサポートしておあげるとか、そういうことを考えていきたいなど、こう思っております。何よりも私どもは、これから人生100年時代、今よし子議員さんからもお話あった、本町に住んでいて医療にかかれなくて、そういうことのないようにしっかり構築していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 短期保険証のことで、ちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、先ほど短期保険証の交付のことで県内市町村のお話がありました。手元に調査物がたまたまございまして、2月現在の状況ということでしたけれども、県内33市町村全てで短期保険証の交付は行われております。

それでもう一つ、ここは誤解のないようにお聞きいただきたいのですが、短期保険証は言葉のとおり有効期間が短い保険証であって、その保険証を使って普通に医療を受けることはできます。窓口で一旦全部負担していただくようなことになるのは資格証明というものでございまして、矢巾町は資格証明の発行はしておりませんので、普通に保険証、期間は短いのですけれども、その保険証を使って普通に納めていただいている方々と同じ割合での窓口負担で医療機関を受診することができますので、そういう意味では短期保険証だから何か負担

が大きくなるとかそういうことはございませんので、そういう意味では、繰り返しになります。期間が短いというだけで普通にお使いいただける保険証として交付をしておりますので、そういったところはよくご理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 分かりました。この間で資格証明書はゼロというのは知っておりました。ただ、短期保険証をもらったことによって、自分はまだ国保税を払っていない部分があるからこういう保険証だなという、ちょっとした自分の気持ちが医療機関に行けない、そういう方もいるのではないかということで質問させていただきました。

それで、国では一般会計からの法定外繰入れをするとペナルティー、答弁にもありましたけれども、矢巾町では一般会計からの繰入れをすると200万円ほどの地方交付税の減額になるということなのですけれども、そのことについて、矢巾町は裕福ではないかもしれないですけれども、岩手県内の状況では8自治体、令和2年から宮古市とか、一関市とか、釜石市、雫石町、葛巻町、岩泉町、田野畑村、普代村とか、あとは引下げしている自治体として八幡平市、そういう自治体があります。矢巾町としては国の制度の激変緩和措置というだけですので、やはり地方交付税が200万円減額になるということと、職員の対応の仕方のことの費用対効果とか、そういうのを考えたことがあるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そもそも法定外繰入れをすること自体が岩手県の、今は国保の運営主体は県が運営主体でございますので、それに反してくるということになります。ペナルティーを犯し、さらに交付金が減って、ひいては保険税に影響が出てくるということになります。その点をご理解いただきたいと思っております。

また、国でも今回未就学児の均等割の保険税の軽減で、例えば単独で繰り入れている自治体もございしますが、町長答弁にもあるとおり、国から考え方が示されております。町長答弁で申したとおり、法定外繰入れをすることに関しては政令で定めるべき基準に従って条例で定めること、また独自に保険税の減額賦課について条例で定めることはできないと、できないことを私たち保険者としてルールを犯して行うのかということになりますので、矢巾町としては法定外繰入れをしない考えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） ご理解いただきましたか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 一般会計からの法定外繰入れはしないということは何度も聞いておりますけれども、やはり国保に加入している方は本当に収入がない方、収入が少ない方、所得が少ない方が入っているのです、私は何度も聞いているわけです。ですけれども、さきにも述べましたが、国では軍事費は一気に決めた、5年間で43兆円と決めたのですけれども、国保税に関しては、子どものいる世帯には、子ども1人、均等割を半額、本当に微々たるものことを行いました。ですけれども、矢巾町としてどうなのかというところを私はいつもお聞きしているわけですので、国の12の指標、交付税を減額する指標があるということなのですけれども、その中身を一つ一つ、12項目をお願いしたいと思います。

特にも私いつも感じておりますけれども、医療機関にかかって大体3か月、4か月した後に、はがきが来ます。どこにどのような、歯科治療をしたとか、耳鼻科治療をしたとか、金額がどのくらいと、あのはがきは必要なのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 1つだけ誤解のないように、未就学児の均等割の関係ですが、もう何回もお話ししているのですが、国保の保険税は4つの方式で、均等割、平等割、所得割、資産割と、そして均等割は被保険者の数で決まるわけです。そこで、今日恐らく川村よし子議員さんからこのことが質問出るとは思いますが、私なりにちょっと今日まとめてきたのです。これで理解してもらえなければ、ちょっと残念だなと思っておりますが、いずれ国保というのは、今お話ししたように、全ての世帯が、いわゆる被保険者世帯がひとしく保険給付を受ける権利があるわけです。そして、均等割保険税として、世帯の人数に応じた応分の保険税の負担が必要だと、そういう考え方なのです、均等割は。その中で、子育て支援策として、今未就学児の関係については5割だけ国で負担するということなのです。

だから、今回の関係について、やはり今国では異次元の少子化対策と総理自らお話ししているのですが、だからこそ私どももこれから身近な、例えば私どもであれば町村会を通して、できるのであれば少子化対策、子育て支援策として、均等割のうちの未就学児の関係は半額ではなく全額をお願いできないかと、これが子育て支援策の一步でもあるわけです。

だから、私は代表質問でも皆さんにお答えしたのですが、国と県と市町村が連携して子育て支援策、とにかくお互いライバル同士で、市町村間競争で現金給付とか何かやるのではな

く、どこでもひとしく子育てができるような、そういうことを考えていかなければならない。だから、まさに川村よし子議員さんのおっしゃるとおりなのです。未就学児の関係の半額を全額に、もう均等割は負担しなくてもいいように、一緒になって要望活動をしていこうではありませんか。

そして、この1兆円のお話というのは過去に国保財政に国が、日本共産党なんかも1兆円、ぜひ国から負担をしてほしいと、だからそれは市町村も同じ考え方なわけでございますので、川村よし子議員、私は責められても困るところもあるのです。ただ、気持ちは一緒なのです。だから、未就学児の均等割は子育て支援策として半額ではなく全額、そして年齢拡大をやっていくように一緒に取り組んでまいりたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 私のほうからは、国保の保険者努力支援制度の項目についてと状況についてお伝えさせていただきます。

項目については、12の指標ということで町長答弁にもございますが、共通の指標として6つございます。共通の指標の1つ目は、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備群の減少率です。指標2としては、がん検診の受診率、それから歯科健診の受診率。指標3として、生活習慣病の発症予防・糖尿病等の重症化予防、特定保健受診率向上の取組の実施状況。指標4としては、個人へのインセンティブ、分かりやすい情報提供。指標5、重複・多剤投与者に対する取組の実施状況。指標6として、後発医療品の促進の取組、使用割合。

さらに、固有の指標として6つございます。その一つが、指標の1が保険税の収納率、保険料の収納率。指標2が、データヘルス計画の実施状況。指標3、医療費通知の取組実施状況。指標4、地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況。指標5、第三者求償の取組の実施状況。指標6、適正かつ健全な事務運営の実施状況ということになっております。以上、12になります。

先ほどお話がありましたはがきでお知らせすることは必要かということは、固有指標の一つの項目になっておりますので、必要なことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 12項目がだんだん分かってきましたけれども、すみません、そのはがきのことなのですからけれども、7,000世帯ほどに配るわけですからけれども……そうですね、年間どのくらい経費かかっているのですか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） すみません。経費については、ちょっと今確認した上でお答えさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（藤原由巳議員） ということです。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの町長の答弁の中で、就学前の子どもたちの半額助成を全額にするよう町村会を通して強く要望してまいりますというのは、それは大いにお願いしたいと思っております。やはり異次元の少子化対策ということですので、それは本当に早い時期にやってほしいのです。

先ほどのはがきの件なのですけれども、そのはがきのこと各世帯に、医療機関に年間で1度もかからなければはがきは来ないわけですから、あのはがきも経費に入っていると思うのです。地方交付税、国保会計の中に入っていると思うのですけれども、そういうことも含めてもう少し精査して、矢巾町としてとか、市町村長として国に働きかけることも必要ではないかと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） はがきは無駄ではないかと。そこで無駄にならないように、私が担当課に言っているのは、今はやりの言葉で言うとナッジ理論とか行動経済学とか、何か面倒くさいことを言うのですが、ただそのはがきを出したことによって、やっぱり健康が大事だ、いろんなことを、だからその効果の出るようなはがき通知、これを考えろと今担当課に言っております。川村よし子議員から無駄ではないか、そういうふうに言われないように、ちょっと工夫したはがきの通知の出し方を今担当課に考えてみると言っているのです、気持ちは川村よし子議員とぴったし一致です。無駄に効果のないはがきは、これは幾ら出しても意味がないわけです。だから、出したことによって効果、成果が出せるような、そういうことをやっていきたいと。

それから、今12の評価項目の中にそれも入っているのですと課長は威張って言ったのですが、その威張って言えるようなはがきの通知の中身にこれから精査してやっていくと。そのことによって、町民の皆さんの健康に結びついていくモチベーション、動機づけ、または健

康の一つの指針、指標になるように取り組んでまいりますので、どうか無駄だと言わないように、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、今ちょうど休憩明けから1時間たちました。ここで暫時休憩といたします。

再開を15時40分といたします。よろしくお願いいたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

一般質問を続けますが、その前に先ほどの後刻の部分、発言の要請がございますので、それを求めます。

まず最初に、浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 先ほど医療費通知の経費についてのご質問をいただきましたが、医療費通知の経費でございますが、約50万円です。また、今年度につきましては4,127件に医療費通知を既に行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 申し訳ございませんでした。国保の滞納の件でございますが、今年度に繰り越しました時点での数ということでお知らせをいたします。

399の納税義務者、世帯数になりますが、そのくらいの数でございますが、金額は1世帯当たり平均では9万8,295円ほど、繰り越したのはこの金額ということでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、川村よし子議員の2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問の2問目に入ります。非正規雇用労働者の処遇について、町長にお伺いします。

地方自治体の非正規職員、いわゆる会計年度任用職員の処遇は、官製ワーキングプアと指摘され、国と自治体の無責任な働かせ方に対する雇用の在り方が社会問題化されてきています。以下、3点についてお伺いします。

1点目、地方自治体法の改正により、2020年度から期末手当が支給できるようになりましたが、期末手当の相当額を給与の引下げで行っているとの話も耳にする中、矢巾町の状況はどうかお伺いします。

2点目、昨年自治労連が行ったアンケートの中で、会計年度任用職員の賃金が低く、物価高騰には対応できない賃金となっているということが大きく問題視され、改善できないか、町として賃金引上げできないか、考えをお伺いします。

3点目、2021年7月の全国アンケート結果では、「正職員と変わらないくらい勤務しているが、給料が安い」、「更新のたびに不安になる」との声が寄せられておりますが、当町ではどう認識しているのかお伺いします。特に保育現場ではどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 川村町長。

失礼しました。川村よし子議員を気にして……。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 非正規雇用労働者の処遇についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年の地方公務員法改正による会計年度任用職員制度開始以降、本町では会計年度任用職員の期末手当の支給率及び給料額を引き上げているところであり、制度開始以降に給料額の引下げはしておらないところでもあります。

2点目についてですが、会計年度任用職員の給料額につきましては、県の最低賃金の改定に伴い、これまでも処遇改善を図っており、今後も国の制度改正や社会情勢を鑑みながら対応してまいります。

3点目についてですが、本町では会計年度任用職員は全員パートタイムでの任用とし、事務補助として大きな負担をかけない勤務条件としております。また、均等な募集機会の付与の維持を目的とする観点から、先頃来年度の任用に向けた大規模な公募を実施いたしました。それに先立ち、現在任用しております会計年度任用職員に対し、内部の説明会を実施するなど、雇用への不安を払拭できるよう努めております。

また、保育現場につきましても同様であり、正職員と会計年度任用職員の責任の違いについて職員が理解するよう管理職から日頃指導しておりますので、会計年度任用職員の負担が

過大とならないよう配慮しているところであります。

なお、保育現場に限らず、町行政の運営に当たっては、正職員のみでは成果は出せず、会計年度任用職員の協力により町行政を円滑に取り進めますことから、今後も処遇につきましては国の制度改正に合わせ、適正に対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますが、順次質問させていただきます。

まず、第1点目なのですけれども、私がこの質問に至ったのは、矢巾庁舎内でも、庁内でも会計年度任用職員の数が多いなというのはずっと思っていたのですけれども、今年の私たち日本共産党の「議会と自治体」11月号に会計年度任用職員についてのアンケートの結果が載りました。その中で、特にも回答者に占める女性の割合が86%に達していて、女性労働に依存する制度となっていることがだんだん分かってきました。

それから2点目は、地方自治体では正規職員が担うべき仕事を専門性と持続性が求められる職種、例えば質問の中にも入れましたが、保育士、それから質問には入れなかったのですけれども、エッセンシャルワーカーとしての看護師とか、スクールカウンセラーとか、ケースワーカーとか、そういう形の中も会計年度任用職員ではないかと思っているのですけれども、やっぱり正規職員の補助的でない業務に大きな位置を占めているのではないかということが報告されております。

それから3点目は、勤続年数5年以上が全体の57%を占めている。年収200万円以下が59%に達している。そして、その中でも処遇改善が進んでいない。専門性や経験が反映されない制度だということで、欠陥が明らかになっていきますと報告されています。

それから4点目は、単独で若い方も会計年度任用職員に入っていて、生計を維持している方の年代も25%の方々が20代、30代というのも分かってきました。それから、年収がやっぱり200万円以下だということで、その方々は49%ですので、ワーキングプアということがはっきり示されたということです。その9割の方々が、やりがいと誇りを感じているのだけれども、将来どうしたらいいのか、夢と希望がなかなか持てないというような、低過ぎる賃金にあるということも報告されております。

自由記述の中には、本当にひとり親で生活している中でも大変な状況であるというようなことも報告されていますけれども、矢巾町の職員が180人ぐらいいるのですけれども、会計

年度任用職員は何人でしょうか。パーセントでは私は50%ぐらいいるのではないかと思っていますのですけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

会計年度任用職員の皆様には正職員を助けていただいて、いなければ行政が立ち行かないと言っても過言ではないくらい助けていただいて、本当に感謝申し上げます。

令和4年当初は、正職員は182人、会計年度任用職員は114人ということになってございます。いずれ正職員の手助けをしていただきながら、当然過度な負担を負わせないように、しっかりとバランスを取ってご協力いただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 会計年度任用職員の中にはいろんな専門職があると思うのですが、時間給とか年収はどのようになっているのかお伺いします。

専門職でも、特に保育業務に従事している方はどのくらいになっているのか、把握していると思いますけれども、質問します。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

月額でお答えさせていただきます。7段階ございました。その中のまずは一番最高額、1級7号給でございますが、月額が13万9,500円、これは1時間に換算いたしますと857円ということで、岩手県の最低賃金は当然上回っているという状況でございますし、これプラス期末手当が100分の120、正職員と同じ割合で給付しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の最高が13万9,500円で、時間給で857円ということなのですが、保育業務をされている方はどうなのでしょう。それから、ケースワーカー、スクールカウンセラー、もう民営になったのですけれども、調理員の方たちはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

会計年度任用職員という立場であれば、この基準の額ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 実は、川村よし子議員さん、私は自治労連の中野委員長さんとお会いする機会があって、ちょっと資料をもらってきたのですが、年間の収入で見ると……これは矢巾町ではなく県の調査です、一応参考のために、もしお手元にあればあれですが、岩手自治労連が調べているのでは、100万円未満が全体の7.6%、100万円から150万円未満が21.1%、150万円から200万円未満が32.4%、200万円から250万円が27.8%、あとそれからもうどんどん減っていくのですが、先ほど川村よし子議員がおっしゃるとおり、年収がまず200万円前後だということで、自治労連のアンケート調査でもそういう結果が出ています。

あとは、一応参考のために、改善してほしいことは何かと、大きくは賃金を上げてほしいと、それから継続雇用をしてほしいと、そしてあとはできれば毎年定期昇給、賃金を上げてほしいと、それから一時金、先ほど期末手当、職員と同じだと言っていたのですが、期末手当も欲しいと、大体大きい項目は4つぐらいということで、やはり私どもはこういった自治労連のアンケート調査もしっかり見極めながら、これから対応していきたいと思いますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長は、前向きな答弁のような気がするのですけれども、ちょっとお伺いします。

年収ですれば150万円に満たない方たちが50%以上入っているわけですが、女性の方たちが多いということなのですから、一般職の正職員が大体500万円の中で会計年度任用職員は150万円ぐらいです。特にもエッセンシャルワーカーの方たちは頑張っている、事務職の方も頑張っているわけですが、やっぱりもう少し金額を上げる、そういう取組が必要ではないかというニュアンスで町長の答弁をお伺いしたのですけれども、その点を再度お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） やはり岩手自治労連のアンケート調査、私ちょっとびっくりしたのは、

この調査の中で回答者の76%が女性だと、そしてパートタイムが80%、その中で8割の方が仕事にやりがいを感じていると。私はこの数字がもっと低いのかと思ったら、アンケート調査で8割の方々がやりがいを感じておると。そこで、先ほど総務課長から号給を示したのですが、これは国でお示ししている基本になる数値なので、だから今後そういうことも含めて、よく皆さんが言われている官製ワーキングプアとならないように、いずれこれからもしっかり、先ほど総務課長からも答弁があったように、もう今この方々なくして本町の行政の推進はできないわけですので、そういったところからも川村よし子議員の意を体しながら検討してまいりたいと。

だから、私も岩手自治労連に行って勉強させていただいたので、まだまだお話ししたいことがいっぱいありますが、まずこの程度にさせていただきますが、私どもも職員労働組合と一緒にあって、できることは改善していかなければならないと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと町長の答弁も前向きな答弁なのですけれども、やはり民間の労働者の賃金は、公務員の賃金が上がれば民間の非正規で働いている方たちの賃金も上がると思いますので、ぜひとも矢巾町内で商工会とか農協とか、そういうところが上がるような対策を取って、そうすると地域にも還元できると思います。ぜひとも早い時期に会計年度任用職員の時間給を1時間1,500円に近づけるように値上げをしていただきたいと思います。ということで答弁、もしよかったですらお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 商工会、農協まではちょっと責任が持てませんので、あれです。ただ、最低賃金というのはちゃんとルールがあって、だからこれはもう労働委員会とか様々な組織があって、最低賃金の1,500円、これは誰しものがそういうふうになってほしいし、あれですが、ルールがあるので、そのルールを私が逸脱するような発言はここでできませんので。

ただ、今日質問があった会計年度任用職員のことについては、これからも国にもしっかりお願いして対応していきたいと思いますので、そこだけご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問に入らせていただきます。学校給食費について教育長にお伺いします。

小中学校給食は、教育無償化の中で大きく取り組み始められてきています。昨年12月末で全国自治体中254自治体が小中学校の児童生徒の給食費無償化を開始してきております。特に関東方面、東京都、千葉県、そして大阪市と広がってきております。岩手県内でも徐々に無償化、補助の流れが広がってきております。

1点目、施政方針演述でも述べておりますが、第3子の給食費の無償化が開始になる予定ですが、3人子どもがいる保護者は限られているので、全児童生徒の給食費無償化を求めますが、どうかお伺いします。

2点目、学校給食費無償化をホームページ等で大きく発信し、日本一の子育て支援とする施策の展開を求めますが、どうかお伺いします。

3点目、給食センター運営事業が民営化になり1年が経過しようとしておりますが、地産地消率を高める努力はどう取り組まれているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 学校給食費についてのご質問にお答えいたします。

1点目及び2点目についてですが、給食費の無償化につきましては議員仰せのとおり、全国の自治体や県内においても無償とする自治体が増えてきておりますが、町といたしましては経済的支援として既に就学援助制度を活用した取組を行っております。来年度は、多子世帯への支援という観点から、町内小中学校に通う児童生徒が3人以上いる世帯の第3子以降を無償といたしますので、現段階においては全児童生徒の給食費無償化は考えておらないところであります。

また、町ホームページでの発信につきましては、多子世帯への支援方策の一環としての第3子以降の給食費無償化について当該支援が行き届くよう周知を図ってまいります。

3点目についてですが、これまでどおり地元産の農産物活用に取り組んでおり、主食となる米飯は全て町内産を使用しております。また、野菜につきましても、食材調達業者や町内生産者との連携を図りながら、継続して町内産を中心に使用することで地産地消を推進し、安全、安心でおいしい給食の提供に努めております。

なお、コロナ禍により自粛しておりました生産者との意見交換や食育指導の機会につつま

しても、今後の感染状況等を見ながら実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず1点目の質問は、給食費未納者、令和3年度はどうだったのかお伺いします。

私の記憶では1名だったと思うのですがけれども、分割納入されていると思うのですがけれども、答弁の中では就学援助制度を活用するとかという話があるのですがけれども、そういうところに結びつかなかったのかどうかも含めてお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、令和3年度の滞納状況ということでございましたけれども、令和3年度の決算、9月会議におきましてもご報告を申し上げていたところでございますけれども、給食費につきまして未納ゼロで100%の収納率という状況でございましたけれども、令和3年度におきましては令和2年度の滞納繰越分もありましたので、それもひっくるめて100%という状況でございました。したがって、繰越しとして残ったわけではございませんので、実際保護世帯、準要保護世帯については就学援助費の中で給食費が100%充当されておりますので、今後もそのような形で周知に配慮しつつ、事前に未納を少なく対応できればというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁でもありましたように、第3子の方の給食費無償化になるということですがけれども、中学生、小学生、幼児の場合は適用にならないですね。それで、2人子どもがいても対象にならないですね。ということで、3人子どもがいても対象になるような方法を取れないのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今般の第3子以降の無償化の考え方についてでございますが、矢巾町内の小中学校に3名以上児童生徒が通っておられるご家庭の3番目以降の児童生徒さんの給食費、それが中学生

の場合もありますし、小学校の場合もあろうかと思いますが、そういった3人兄弟という単純なあれではなくて、3人同時に小中学校に通っておられる場合の3番目の方を無償化させていただきたいという考え方でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 予算案を見させてもらおうと660万円ほどの金額になっているのですが、人数的には何人が対象なのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

軽減の見込みといたしましては、3人兄弟、4人兄弟、5人兄弟がそれぞれあるというふうに捉えてございまして、3人兄弟の場合、中学生が106人というふうに算定してございます。4人兄弟の場合は、中学生が8人、小学生が8人。5人兄弟の場合は3人、そういう方々がいらっしゃいまして、中学生1人、小学生2人ということで、トータルで125人の小中学生、軽減額がちょっと細かいのですが、660万5,530円というふうに算定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 就学援助制度を加味して660万円になるのでしょうか。就学援助制度も利用させて、町単独で660万円の支出になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今申し上げたのは、就学援助制度を適用するしないにかかわらず、小中学生が3人以上いる世帯での軽減の考え方を算定したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 就学援助制度を今まで利用していた方もその中に入るわけですが、そうするとその分の金額は浮くわけですね、町の持ち出しの中で。それを学校給

食無償化の中に入れてたわけですか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、就学援助を適用することによって町の負担が浮くかどうかということについてでございますが、就学援助制度につきましては、保護の方と、あと準要保護の方といらっしゃるわけございまして、保護の場合は国県の助成とかもあるのですけれども、準要保護の場合は全くの町の持ち出しでございますので、そういう意味では準要保護を使っても、無償化を当てはめても町の負担は変わらないのですけれども、ただこれまでいただいでいて、準要保護から回ってきたものが回ってこなくなるというので、トータルで考えると、町としては無償化によって660万円ほどのマイナスになるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） すみません、ちょっと私の頭が悪いのだなと思って。就学援助制度を今まで利用していて給食費を支払っていなかった家庭の方も含まれるのですかという質問です。何人ぐらい含まれているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今多子世帯の算定において、その世帯それぞれにおいて就学援助に該当するところを個別に詳細に調べているわけではございませんけれども、令和4年度におきましては給食費で就学援助を適用させた児童生徒数は、小学生の場合153名になってございます。中学生の場合は96名になってございます。その中で多子世帯となると、かなり数は少なくなってくるものというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何となく分かったのですけれども、就学援助とは別にやるべきだと思います。就学援助制度は就学援助制度として、私は拡大するべきだと考えているのですけれども、給食費の無償化はそれとは別にやるべきだと思うのですけれども、その考え方を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

私の説明が分かりづらくて申し訳ございません。今回の多子世帯の第3子以降の無償化によって就学援助制度がなくなるわけではございませんので、いずれ両方制度として、新たなものが、給食費の無償化の第3子以降が加わるということでございますので、就学援助費につきましても、今までどおり該当される方々には適切にご利用いただくような形で周知に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 第3子で就学援助制度を……第3子というか、利用している人は何世帯ぐらいあるのですか。そういう方たちも給食費は今までどおり無料になるわけですよね。その方も入れるということなので、私としては町の持ち出し660万円が就学援助制度の……子育て支援がまとめられていると思うわけなのですけれども、その辺をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） ゆっくりちゃんと説明して。

村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

就学援助制度につきましては、これまでどおり保護世帯の方、準要保護世帯の方、いわゆる給食費だけではなくて、学用品費も含めて学校生活における経費の助成をさせていただくものでございますので、これまでどおりとなります。

さらに、それとは別に第3子以降の無償化を進めてまいりたいということでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次に、地産地消率のことでお伺いします。

農業の中で、みどり戦略だか、地元のもの、あと有機農産物を使うという戦略がありますけれども、岩手県の学校給食の地産地消率が矢巾町の学校給食の地産地消率と比較して、矢巾町の学校給食の地産地消率が低いと数字的に私は見ていたのですけれども、その辺はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校生活における地産地消率というもので公表されているものが、ちょっと私の不勉強かもしれませんがけれども、他市町村と比べるような統計的なものを今初めてお伺いしたところでございます。いずれ学校給食共同調理場につきましては平成16年から地産地消を推進するというので、そういう意味では農家さんとも、食育の場面もそうなのですけれども、非常に密接に連携しながら、高い地産地消率を保ってきたというふうには認識をしていたところでございます。

いずれ公表されているものとして、給食費とかはよく出てくるのですけれども、地産地消とかというのが何に基づいてそのような形なのかは、ちょっと私のほうでは把握しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 地産地消の基準、エリア、そういったことまでちゃんとありますか。

例えば岩手県の学校であれば、岩手県のものを食べれば地産地消だよという場合もあると思うのです。その辺は、後でちゃんと精査して、お互いに、どちらでも。いずれエリアが非常に微妙で、問題だと思います、これは。

他にありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今年の2月24日に、みどりの食料システム戦略関連法案が出されたのですけれども、その有機農業拡大のため、有機野菜の学校給食での活用など、持続可能な農業への支援を求める意見が相次いで出されたということで、このみどりの食料システム戦略の中に、2050年までに有機農業を全農地の25%ということで、大企業、大塚ファーム代表の方とか、株式会社金沢大地の代表の方も有機農業で学校給食に使ってほしいということで、その中の学校給食における地産地消物及び国産食材の使用割合、令和3年度岩手県は地産物57.9%、国では89.4%という表が出されているのです。そして、矢巾町は、前にも私、地産地消率を聞いていたときに53%とかと答えているのですけれども、この岩手県の57.9%と比較して矢巾町は低いのですよね。そこをお聞きしたのですけれども、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

私の説明が非常に分かりづらくて誤解を招いた可能性もありますが、地産地消率、一言で

言えば地元産のものをどれぐらい使っているかということなのですが、要は内容もちよっと詳しくお話ししたいと思いますが、1月末時点の、よく私どものほうで地産地消率というのは、矢巾町産の農産物を地産地消率というふうに呼んでございまして、そちらにつきましては52.2%でございます。ただし、考え方として、町内産がなければ何でもいいということではなくて、町内産がなければ、例えば岩手県内の産物、岩手県内の農産物がなければ、国内産、最後は外国産というような優先順位でやっておりますので、矢巾町内産については52.2%なのですが、岩手県内産の農産物で見ますと67.4%。先ほど川村議員からお話ありました有機農産物、いわゆる有機農業で生産された農産物を使っている割合の部分も、先ほどお話の統計数値の中に出てきておられるかと思えます。そういう意味では、有機農産物という形での納入は、まず割合としては高くないというふうに捉えてございまして、地産地消、町内産、県内産、そして有機農業の部分というふうには様々多岐にわたるような数値の捉え方があるので、決して矢巾町の地産地消率が低いことではないというふうに私どもは考えておりますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 地産地消率を高めるために、矢巾町でも数少なくなってきたのですけれども、農業、米、キノコのところはもう100%なくなったのではないかなと思うのですけれども……

（「まだいっぱいあるよ」の声あり）

○13番（川村よし子議員） やっぱり地産地消率を高めるための努力をすれば、農業の人たちも本当に助かると思うのです。立派な大根とか、ニンジンでなくても、タコ足のようなニンジンでも大根でも、そういうのを使えて、そしてもう民営化になってしまったのですけれども、労働者の雇用にもなると思うので、そういう配慮をした学校給食が必要だと思うのですけれども、そして地産地消率を上げる、そういうことが今求められていると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

地産地消率を高める取組は常に行っておりますし、今年度から調理業務と給食の配送、そちらの部分を民間委託ということに移行しておりますけれども、食材の調達から献立の立て

方から、それは今までどおり県派遣の栄養教諭が対応して、地産地消向上にずっと努めていますので、委託をしたから地産地消率が下がったりとか、そういうような仕組みとはなってございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか、再質問ありませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後に、学校給食は農業とか地域の産業と密接な関わりを持っているので、やはり県の栄養教員ということなのですからけれども、矢巾町の産業はどんな産業があるのか、そういう学習にもなると思うので、地産地消率を高める学校給食にさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 答弁は要りませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでございました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時24分 散会

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第5号）

令和5年3月7日（火）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

第2 議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君

町民環境課長	田中 館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。

まずは、快適性と安全性を高めるまちづくりについてお伺いしますが、私だけマスクを外して話をさせていただきますけれども、本当は皆さんの顔を見ながら、いろいろお話ししたいところなのですが、今回だけは駄目なようですので、ひとつ勘弁していただきたいと思えます。

まず、町長、教育長にお伺いしますが、今年に関東大震災から100年と、これは1922年だったそうなのですが、そういう節目の年なそうです。それから、1.17阪神・淡路大震災から28年、3.11東日本大震災から12年、さらに8.9ゲリラ豪雨から9年になろうとしているわけなのですが、先月の2月6日、トルコ南部・隣国シリアで大地震が発生しました。2週間たった20日頃で捜索は打ち切られたようなのですが、生存可能ラインの72時間、約3日、これをはるかに超えて200時間以上たってからも生存者を救助できたということで、すごく印象に残る形になったわけなのですが、死者、行方不明者、これは関連死も含めますけれども、東日本大震災では2万2,000人超と、これをはるかに上回る、死者だけでも、この時点では5万人近く出ると言われていましたけれども、今朝の報道では5万7,000人まで死者が達したと。これは死者だけです。東日本大震災では、死者1万6,000人、不明者2,500人、関連死3,800人

と、それを合わせて2万2,000人という数字なわけですがけれども、いかに大震災かが分かるかなど。改めてお亡くなりになられた方に哀悼の意を、被災者にはお見舞いを申し上げたいと思います。

ちなみに、関東大震災の死者、行方不明者、これは過去100年で最も多い10万5,000人超だったというふうに言われております。そのときは、家屋が木造が多いということもあって、火災が約9割ぐらい、その要因だったというふうに言われております。

国内でも南海トラフ、日本海溝・千島海溝沖の巨大地震の発生が想定されているわけですが、災害はほかにも暴風雨、大雪、火山噴火、自然災害、さらにロシアによるウクライナ侵攻開始から1年たちますが、中国、北朝鮮の日本周辺への再三の軍事挑発、ますます世界の安全が脅かされてきております。さらに、人為的なミス等々も被害が絶えないということで社会問題になっているわけですが、私もこの議員活動、前にも話したと思うのですが、東日本大震災のその年にここにお世話になり始めたわけですが、それを思いながらずっとこの12年間、安全、安心なまちづくりと、これはやっぱり一番だなというふうに思いながら何回か質問させていただいているわけですが、そんな中、安全、安心なまちづくりの観点から、当町の対応について、以下お伺いしたいと思います。

1つ目、トルコは親日国ということで、東日本大震災のときも医療チームの派遣や義援金、いろいろ寄り添っていただいたということで聞いていますが、岩手医大も早速医療チームを派遣され、何かまた第2班が交代で行ったという話もお聞きしております。そこで、当町としての支援状況について、まずお伺いしておきたいと思います。

2つ目は、トルコ大地震は冬期、さらに就寝中と、そういう時間帯に発生し、最悪の状況だったようだということで、当町としても我が事として捉えて、このような最悪の条件のときにどのような対応を取るべきかということを考えるわけなのですが、その辺の当町についての火災時等々備えるべき対応状況についてお伺いしたいと思います。

3つ目、東日本大震災から12年を迎え、災害復興は大分進んでいるようですが、まだまだ被災者あるいは被災地の状況というのは元に戻らないと、今後の被災者及び被災地への当町の支援の考えをお伺いしたいと思います。

4つ目、当町を流れる1級4河川、順次改修されております。だが、北上川土橋地区の堤防の未整備箇所については前にもお話ししたとおり、あそこだけぽっかり空いていると。水がたまると、そこからどんどん越流してくるといような状況になるような形なわけですが、この辺の未整備箇所の対応状況について、どのような動きをしているかお伺いした

いと思います。

5つ目、春になると、昨年破損した西部開拓線に埋設されている農業用水管の使用が開始されると、そういう季節になってきたわけですが、昨年の破損に対するその後の対応、今後の改善計画について、これは県、国の管理になるわけですが、その辺の管理者との対応について、どのような協議をしているのかお伺いしたいと思います。

6つ目、全国の保育所などを対象にした初の实地調査の結果、通園バスの乗降時の子どもの安全管理に課題があった施設は19.5%ということで、約2割ほどに上るという報道がありました。本町での状況及び対応についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の快適性と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在本町では2023年トルコ・シリア地震救援金の募金を行っているところであり、集まった募金につきましては、日本赤十字社を通じて救援活動に役立てられることになっております。今後も引き続き募金を行うとともに、状況に応じた支援を検討してまいります。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、冬期間は気温が低く空気も乾燥していることから、暖房機器による火災が増加する上、被害も拡大する傾向にあります。また、地震発生の時間帯により、さらに被害が拡大する危険性があると認識しております。このような特性を踏まえ、消防団による火災予防広報活動及び火災予防査察の実施や、町広報紙に各家庭でふだん行う火災予防に関する資料の掲載並びに防災ラジオを通じた呼びかけなど、啓発活動を継続して行い、火災予防思想の普及強化を図っているところであります。

3点目についてですが、東日本大震災からの復興も進んでいることから、現在支援している事業はございませんが、被災者及び被災地から困り事などの相談があった場合は、必要な支援に努めてまいります。

4点目についてですが、北上川の無堤防箇所を整備につきましては、平成24年に策定されました北上川水系河川整備計画に盛り込まれていないことから、毎年国等に要望を行っているところでありますが、次期整備計画の見直し等が行われる場合には、土橋地区が計画に盛り込まれるよう、今後も粘り強く国に働きかけてまいります。

5点目についてですが、昨年6月3日早朝に大字広宮沢地内の町道西部開拓線におきまして発生した鹿妻穴堰土地改良区管理の畑地かんがい用水パイプラインの破損に伴い、一時通行止めを余儀なくされたところであります。破損の原因につきましては、平成8年から平成10年度にかけて造成されましたパイプラインであり、供用開始から25年以上経過していることから、パイプラインの劣化による漏水とのことですが、ご質問ありました破損に対する対応状況及び今後の改善計画についてですが、破損箇所につきましては、昨年6月に応急措置を完了し、当該区間の本格的な復旧につきましては、本年11月以降に着手する予定と伺っております。

なお、今後の改善計画につきましては、町道西部開拓線を通行する大型車両の路面を伝う振動に耐え得るダクタイル鋳鉄管を採用する見込みとなっております。事業費につきましては国庫等の補助を活用できるよう、用水パイプラインを管轄する農林水産省北上調査事務所、通称北調、及び県、管理者であります鹿妻穴堰土地改良区と連携を図ることとしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、快適性と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

6点目についてですが、町内においてバス等により園児の送迎を行っている施設は、民間1施設のみとなりますが、静岡県牧之原市の事故が発生する以前から通園バス運行規程を策定して運用しているほか、定期的に園バス安全運行委員会を開催し、安全管理に努めており、昨年10月に行われた県の実地検査においても指摘事項はございませんでした。

なお、改めて国から安全基準に係るガイドライン等が示されておりますので、当該施設に周知するとともに、必要に応じて助言等を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 今週の土曜日、3.11と、そういう12年目の節目になるわけですが、これも、これが近づくにつれて、最近南海トラフ巨大地震のテレビ番組が連日のように放送されております。そのときに言われておりますのは、最悪の事態を想定し、万が一に備えると、これをやっぱり声高に言われております。

また、一方では、地震、津波もそうですけれども、地震、津波とともに生きていくということは、この国の宿命だというふうにも言っております。全くそのとおりでして、常に背中合わせにそういうものを抱えているということは、我々一秒たりとも忘れてはならないというふうに感じております。

9年前の8.9ゲリラ豪雨、このときの災害時、岩崎川が越流して町内に大分濁流が流れ込んだと、床下浸水まで発生したわけですがけれども、おかげさまでと言ってはあれですがけれども、その後の河川改修が非常にスピーディーにいったと。前の天井川と言われた土盛りした川ではなく、しっかり底を掘って、以前の8倍強に当たる容積まで広げられたということで、非常にその後の対応が、国も交えながら、国もよくフォローしてくれたと、もちろん県もそうですし、その当時は町長もまだ県議会議員だったわけですがけれども、そういういろんな方のフォローがあって、そういう状況になって非常に安心できる町になったかなと。我々も、我々というか、私が子どもの頃から台風が来ると必ず氾濫していたのです。不来方高校の近くまで水が来たこともあります、田んぼをずっと、それこそ今田んぼダムとか言っていますけれども、それを乗り越えてきたのです。途中で川があったから、私のうちまでは来なかったのですけれども、そういうことも含めながら非常に災害の恐ろしさをいろいろ経験させていただきました。

その後、防災士の育成をはじめ町民の意識づけ、そういうものが大分進んだかなというふうに感じております、実感として。この前も防災士21名ですか、今年も養成されたようなのですけれども、トータルで100名以上になったということで、そういう防災士等々の連携も含めながら安全、安心な町を着々とつくられているということは、当局の真剣な対応に対して、いろいろ評価させていただいております。

そういう中で、日本海溝・千島海溝のいろいろ報道がまたされているわけですがけれども、当町も全国272市町村の中の1町として、要は防災対策推進地域ということで指定されております。これは何かというと、もちろん津波はここまで来ませんけれども、日本が沈めばまた別ですがけれども、震度6以上のところが指定されたと。ご存じのとおり地震があると、必ず矢巾町は高いほうに、1ランク高いところに報道されるので、そういうことだと思うのですけれども、そういうことも踏まえながら、今後ともそれに対する対応というのは怠らないようにしていきたいなというふうに思います。そこで、細かいことですがけれども、何点か伺いしたいと思います。

まず、土砂崩れの危険箇所、これの把握状況及びその対応、その辺についてどう考えて

いるのかお伺いします。これは、もちろん熱海で大きな土石流の事故があったわけですが、このとき28人亡くなっているのです。そういうこともありますので、当町もそれに準ずるところがあるのではないかと。

2つ目には、ブロック塀、これは倒壊して子どもが亡くなったと、女の子が亡くなったという事故が大阪であったわけですが、その後ブロック塀に対する改修支援もしたわけですが、その辺の対応状況についてお伺いします。

それから、耐震診断、これについても当町は支援しているわけですが、トルコの建物というのは日本と同じくらい耐震の規制は厳しいらしいのです。ところが、袖の下で全部申請したものがまかり通るということで、今回の大事故につながっているという状況なそうです。今600人ぐらい調査されて、調べられて、180人ぐらいが逮捕されているそうです。それぐらい非常に治安の悪い国なそうですけれども、そういうこともあるので、まず地震があっても倒れないような状況を確認したいと。

それから、トルコ地震のように就寝時の安全確保、これが大事なわけですが、私も東日本大震災があった後、足元にたんすがあるものですから、それに対して倒れないような金具をつけて、壁にくぎを打ったのですが、それとか机とか椅子とかいろんなのが動いたり、そういうことに対する対応、これが特に就寝時なんか大事だと思うのですが、それと非常持ち出し、その辺のことについての町民に対する対応状況について、いろいろ挙げましたが、メモしているでしょうから、順次お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。私からは、まず1番目の土砂災害の部分と、それから最後の就寝時等の避難時の対応ということ、この2点についてご説明申し上げます。

まず、矢巾町におきましては、議員皆様も確認されていると思いますが、9か所について土砂災害区域ということで、岩手県、それから矢巾町のハザードマップで指定されてございます。その中でも、南昌コミュニティセンター、南昌地区につきまして、その自治会、自主防災会のご協力もいただきまして、土砂災害時の避難訓練、それから対応の訓練等もさせていただいてございます。令和元年度から毎年それぞれ対応してございます。内容につきましては、要配慮者の利用施設が近くにあります。志和荘、悠和荘、敬愛荘、つりがねの郷、桜の園、それから保養センター、矢巾観光開発（株）の皆様と協力していただきまして、消

防団、それから南昌自主防災会、矢巾の防災士、その地区に該当する皆様29名、令和4年度については29名の皆様のご協力もいただきまして、土砂災害時の情報伝達の訓練、それから避難所の開設訓練、それから避難訓練などを行わせていただきました。日にちは6月19日の日曜日でございます。

この情報伝達のやり方でございますけれども、警報情報発表に基づきまして災害警報本部、それから対策本部を設置すると。それから、それぞれの案内所、それから避難情報発令、避難の実施というような流れで、万が一のときは対応しますよというような訓練をさせていただいております。実際にこのような事案が起こらなければよろしいのですが、万が一の場合には率先して避難誘導していただける方などの養成も含めまして、こういった対応をさせていただいております。

それから、就寝時等のそれぞれ皆様のご家庭での安全確保という点でございますけれども、この部分については自助努力という部分が大きいものでございますが、各行政区の自主防災会がございます。その防災会が中心になりまして、先ほど議員からもご指摘いただいたとおり、例えば各ご家庭でのたんすの固定をすとか、あるいは万が一の避難持ち出し物品をリュックサックに入れて準備しておくのですよと、あるいは先ほど来、日本海・千島海溝のお話もありましたけれども、いざ起きたときには、最初は自分で自分の身を守るというような食料の確保、それから燃料、それからご家庭を守らなければならないということで、要するに地震に対するご家庭の診断、耐震、耐えられるかどうかというような部分についても自らしっかり対応していただけるような声かけ、それから勉強会等もさせていただいております。そういった中で、いざというときのために対応できるように、それぞれ勉強会なり、声かけをさせていただいたりという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうからは、2点目、3点目のブロック塀と耐震診断の状況についてお答えしたいと思います。

ブロック塀の補助につきましては、これは社会資本整備総合交付金も使いながら、通学路あるいは避難路、それに当たるブロック塀を対象に改修をする場合、一部補助をしているということですが、これは当初制度をつくったときには、何件か、ちょっと今資料がないのであれですが、5件ほどあったわけなのですが、年々件数が少なくなってきました。当初ブロック塀の危険箇所ということで調査したわけなのですが、ブロック

塀につきましては個人の財産というところもあって、中には立派なブロック塀もあるのですが、けれども、そういった倒壊のおそれがあるものについては順次声がけはしているのですが、今後も広報とかそういったものでも、補助がありますよということで啓発しながら解消に努めていきたいなと思っております。

耐震診断につきましては、木造家屋の昭和59年以前の耐震基準が改定される前の住宅を対象に耐震診断を行っているわけなのですが、我々想定するのは年間3件を予定しているのですが、3件来る年もあれば、2件しか募集が来なかったりということもあります。耐震診断を受けた後に、基準に満たないものを改修するという事業もありますので、改修については木造住宅のはりとか、そういったものを全部交換しなければならないとか、いろんなことがあって、相当の金額がかかるということで、それに対して補助金が60万円程度というようなことで、なかなかそれに手を挙げてくれる方がいらっしゃらないのですが、これにつきましても広報あるいはそういったもので啓発しながら、こういった事業をぜひ使っていただいて、解消に努めていただきたいということを今後も引き続き行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 補足させていただきますが、今小学校5年生の児童の皆さんにシリウスグループから、日本だけではない世界全体の防災地図、その中にご家庭で何かあったときの準備をやっておくのだと、もう小さいときからの防災教育、これを今小学校5年生全児童に配付をさせていただいていると。

それから、今急傾斜地のほかに北上から西部地域、ここは南昌山断層群というものもあるわけですので、町内に、西部地域に。だから、私どもはそういうことにもしっかりと対応できる防災上の対応を考えていきたいなと思っておりますので、そこもひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いろいろ対応していただいているわけですがけれども、あとブロック塀なんかはそんなに町内のあちこちにあるわけではなく、何か所かに限られているので、私が見ても危ないなというところがやっぱり何か所かあるのです。だから、そういうところは、もう直接対応していくしか、PRも必要ですがけれども、PRよりはピンポイントでいけば相手と対応できるので、そういうところで、絶対ああいう事故が起きてはいけないわけですか

ら、その前に対応したいものだなと。

それとあと、今防災教育の話がありましたけれども、次に防災教育はちょっとお聞きしようかと思ったけれども、シリウスさんの防災地図、私も見たいなと思っているのですけれども、どこに行けば見られるのですか。子どもたちに見せてもらえばいいのかな。いずれそういう動きが民間からも出ているというのは、非常にいいことだなというふうに思っております。

次に、災害が発生した後の避難時に対する対応なのですけれども、食料備蓄等々していただいているわけなのですけれども、最近ローリングストックという言葉をよく聞くわけなのですけれども、子ども食堂は全国で5,700か所あるそうです。その子ども食堂と連携して、いざとなったときには子ども食堂から食料を提供してもらおうと。そうすることによって、本当にカップラーメンとかそういうものだけではなく、温かくて栄養価のある、そういうものがお互い供給できると。子ども食堂は常に食料の保管というのはしていますし、賞味期限が切れないうつをどんどん、どんどん使っているわけですから、そういう対応として連携を深めているというところが出てきておりますので、当町あるいは盛岡周辺にも子ども食堂が大分、盛岡市で30、矢巾町は何ぼですか……1つですね、必ずあるわけですので、そういうところとの連携についてどのように考えているのか、ちょっと聞いておきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今、子ども食堂のお話が出たのですが、せっかく矢巾町には学校給食の共同調理場があるわけです。そこで災害時には共同調理場、これまでは直営でやっておったのですが、今東洋食品にお願いしておるので、たまたま今そのお話が出たからあれなのですが、いずれ災害時の炊き出しは、昔は部落、地域で、どこかで火事がある、水害が起きたと、そうすれば炊き出ししておにぎりを、今そういうあれがなくなってきておるので、だからそういうことを学校給食の共同調理場、東洋食品あたりとも連携して、今ご指摘があった子ども食堂も含めて、できれば選択肢が多いほうがいいわけですので、そういうことを絡めて検討していきたいなと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 給食、そのとおりだと思いますので、そういうところと連携しながら、そうすると食料の備蓄もここに置かない、ゼロにするわけにはいかないのでしょうかけれども、本当に必要な分だけで賄えるでしょうし、それとあと子ども食堂なんかには今年も米

を供給したりしているのですけれども、いわゆる農業法人のほうで。そういうところとの連携も取りやすくなると思いますので、ぜひそこのところはうまく連携して活用してほしいなというふうに思います。

それとあと、これは教育委員会のほうで確認したいのですが、最近中学校に不審者が入って先生が大けがをしたという事件があったわけです。それに対して、各校それぞれ対応は違うと思うのですけれども、もう既にその教育あるいは訓練を始めているところがあるわけですから、その辺に対する当町の対応について、ひとつお聞きしておきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） それでは、お答えいたします。

池田小学校の事件というのをご存じだと思います、殺傷事件があったときです。あのときに国を挙げて不審者に対してどのように対応するかということが徹底されております。時間経過とともに薄れてきた面も若干あるかとは思いますが、例えば学校に訪問した方の名簿をきちっと置いておくとか、さすまたを常備するとか、または不審者に対する防犯の訓練をするとか、そういうことは現在も行われているというふうに認識しております。

ただし、薄れてきたというお話を今差し上げましたが、ここの部分をきちんとこの事案を糧にしながら、また引き締めていきたいなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ防災もそうなのですけれども、訓練して、どういうものかということをも身をもって感じないと、そのときになって対応しろと言ったって、教科書を持ってきて読み始めるわけにはいかないですから、その辺のところの訓練というのを定期的に行うということが、これは防災訓練も同じだと思いますし、もちろん何でもそうなのですけれども、そういうところの一応規定はできたと、ではそれに対して実際にどう対応していくかということをも身につけるために、やっぱり訓練というのを大事にしてほしいなというふうに思いますので、それは回答は要りませんが、ぜひお願いしたいなと思います。

それと、最後になりますが、国のエネルギーの基本政策、基本計画、これは福島事故から12年たつわけですけれども、可能な限り原発は依存度を低減していくというふうにならざるを得ないと言われていたわけですが、つい先頃まで。ところが、去年12月に脱炭素政策会議ということで、CO₂の関係のほうからいきなり再生エネルギーもやっていくけれども、原発は最大限活用する

と、なおかつ原発の運転期間を40年、最長でも60年と言われたやつが、60年を超えても使っていくというような方向性が出されたということで、今国の中で大きな関心事になっています。なぜかという、今でも高レベルの放射性廃棄物、いわゆる核のごみ、これの処分の仕方がはっきりしていない。地下に埋めればいいのかとか、いろいろ言われていますけれども、地震列島の日本の地下の中に埋めて、将来それが出てきたらどうなるのだということも解決できない状況で、どんどん、どんどん使われているというか、核のごみが出てきているわけです。それと、今問題になっている処理水の問題、これを海に放出すると。これもずっと矢巾町もそうですけれども、シイタケ農家も被害を被ったわけですから、まだまだどういふ問題がこの先出てくるかも分からないという状況の中で、40年、60年あるいは100年と、そういうような運転を続けると、最大限活用するということに対して全国の世論調査も出たわけですから、60年を超える運転に対して71%が支持しないと、これははっきり出ました。新規の建て替えも60%が反対すると。さらに、今の説明では、いわゆる十分な説明がされていないと。十分な説明がされていないというのは、電力の供給がどうのこうのとか、そういう話はしていますけれども、安全に対する説明、納得するような説明がされていないということを92%が思っていると。そういうような状況の中に我々は置かれているわけですから、地下に埋めた核のごみについては安全だと思わないというのも78%ぐらいあるということです。

いずれ福島事故に対しては、各国いろんな反応を示しています。ドイツでは2022年までに全廃を決めました。ただ、今3基だけまだ残っていて、これもこの4月で全部停止すると。やっぱりそういうような危機感を持っているのです。いつミサイルが飛んでくるかも分からないと。多分最初に狙われるのは原発でしょう。そういうようなリスクをしょっている中で、将来世代にこのまま残していいのかということが言われておりますので、ぜひ当町としても、何回かお聞きしていますので、改めてこれに対する回答は求めませんが、いずれ安全、安心なまちづくりの大きな一つの項目として、原発の問題については念頭に置きながら行動しなければいけないだろうというふうに考えております。

そういう中で、ここまでの安全、安心なまちづくりについて、何か最後に町長の見解があればお聞きして、この項目は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、梅昭議員もご存じのとおり、私もち

よっと調べてみたのですが、原子力基本法という法律があって原発による電気の安定供給、これは国の責務なわけでございまして、そういった中でいろいろなことが今議論されておるわけですが、ただALPS処理水については県の町村会でも放流すべきではないということで国に強く要望しております。

そして、今全漁連のコメントをちょっと私も調べてみたのですが、全漁連はALPS処理水の処分については、まず1つは漁業者、それから国民、地元の住民の皆さんにしっかり説明責任を果たしてもらいたい、それから風評被害対策、この対策を講じてほしいと、そして何よりも放流するALPS処理水の安全性の担保、これをしっかりやるべきだと、まさに全漁連がお話しされておるとおりだと思います。

本町でも、いつも答弁の中でお話しさせていただいておりますが、原木シイタケ風評被害対策、原木の確保も今はもう非常に厳しい状況にあるわけでございますので、それから原発のことについては、これは国の専権事項なのですが、ただ私もいろいろ調べてみたのですが、今回の福島原発の事故を教訓にして、これまでは原則40年、そして最長でも60年と、これを延ばすということで閣議決定したわけでございますが、その中でいろいろ言われておるのは科学的、そして技術的な知見に基づいて住民なり国民にしっかり周知することを考えるべきだということで、私もまさにそのとおりだと思いますので、だから原発の関係については福島原発の事故を教訓にして、私らもそのための備えというのも、なかなか限られておるわけでございますが、できる限りの対応は考えていきたいなど、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 2問目は、産業の活力を高めるまちづくりについてということでお伺いしたいと思います。

ロシアのウクライナ侵攻後、世界的にますます厳しい食料事情、物不足による物価の上昇、円安の中、町の基幹産業である農業及び商工業について、今後の対応を以下お伺いします。

1つ目、矢巾町農林業ビジョンの見直しが示されましたが、具体的な今後の予定についてお伺いします。

2つ目、持続可能な農業振興策として農地利用の将来像を明確化する地域計画の策定が法

定化され、各地域で説明会が開催されておりますが、対応状況及び各地域の意見及び今後の推進計画をお伺いします。

3つ目、水田利活用の直接支払交付金の見直しとして畑地化促進事業が進められるわけですが、これは5年間だけの時限支援であり、鹿妻穴堰土地改良区の事業運営にも大きく影響してくる事業と思われます。本町としてどう対応していくのか、考えをお伺いします。

4つ目、森林環境譲与税が人口の多い都市部に偏っている不満があり、制度見直しがされました。今年から増額となり、町有林の整備を行う予定のようですが、分収造林に対する対応についてもお伺いいたします。

5つ目、商工業の企業と企業、企業と顧客、消費者をつなぐ役割を担う産業振興センターを設置するようですが、ますます厳しくなる食料安全保障の要である農業振興については、農業公社の設置または他の考えがあるのかお伺いします。

6つ目、地域活性化の起爆剤として企業誘致を推進するが、トップセールスが一番効果があると、そう思うわけですが、ここまで言っているかどうかわかりませんが、町長交際費の減額は企業誘致に対する考えとマッチしないのではないかとということで、回答はいただきましたけれども、一応聞いておきます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 産業の活力を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町農林業ビジョンの見直しに係る今後の予定につきましては、昨年6月に実施をいたしました農業経営についての意向調査の集計結果をもちまして、本年5月の町農政審議会において、前回調査との比較を踏まえたビジョンの見直しについて審議することとしております。

2点目についてですが、町では昨年11月中旬から本年3月上旬にかけて、農業委員会とともに地域計画策定に係る説明会を各地域で実施し、2月末時点で全体の9割で説明会を終了し、今後地域の実情に合わせて計画策定に係る本格的な話し合いを進めてまいります。

各地域の意見につきましては、どの地域においても課題として挙げられたのは、農業者の高齢化、担い手及び後継者の不足、入作の方への対応方法といった内容であり、特にも担い手や後継者不足は農業収入が少ないことから、収入の増につながる施策を実施しなければ農

業は崩壊してしまうと危惧した意見が出されたところでもあります。

今後の推進計画につきましては、地域の農地利用の姿を明確化するための地域計画の話し合いを進めるとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う地域の農地利用の検討と並行して行うべきと認識しておりますことから、地域の実情を鑑みながら令和6年度の地域計画策定に向けて準備を進めておるところであります。

3点目についてですが、国では水田活用の直接支払交付金の見直しに関連する畑地化促進事業を来年度に推進することとしております。この畑地化促進事業は、令和8年度までに水張りが不可能な水田を対象とし、畑地化を支援するものであり、具体的には畑地化をする水田について、土地改良区決済金等の支援のほか、野菜等の高収益作物の団地化をする場合において、来年度のみに支援される畑地化支援、5年間支援を受けられる定着促進支援があります。土地改良区におきましては、畑地化を希望する面積及び決済金並びに改良区全体の今後の運営見通しについて協議をしているとお聞きしております。

なお、現在町の農業再生支援協議会において畑地化促進事業を希望する農業者の意向調査を実施しており、調査結果につきましては、県への報告のほか、土地改良区に対しましても速やかに情報提供を行ってまいります。

4点目についてですが、森林環境譲与税につきましては、対前年当初予算比で約6割増の492万2,000円の交付が見込まれておることから、本財源を活用し、町有林の整備を行うほか、伐期を迎える分収林造林につきましては分収林造林契約満了に伴う意向等のほか、市場の動向を踏まえ、伐期に係る方針を随時決定しております。

5点目についてですが、施政方針演述にもありましたとおり、産業振興センター設置に向け、来年度中に農業関係者及び商工業関係者及び関係機関との協議会を設立することにしております。ご質問のありました農業公社の設置またはほかの考え方についてですが、先の協議会におきまして、在り方や必要性等を協議してまいります。

6点目についてですが、地域活性化及び雇用創出を図るための企業誘致活動については、企業経営者に向けたトップセールスで行うことが最も効果的な方法であると認識しております。企業誘致活動における町長の旅費につきましては、商工費の企業誘致推進費にて例年どおり予算計上しており、最小限の予算で最大の効果が発揮できるよう全力で取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、間もなく1時間が経過いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分の再開といたします。よろしく申し上げます。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、藤原梅昭議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 平成23年以来の矢巾町の林業ビジョン見直しということで、既に10年以上たっているわけですがけれども、農業ビジョン、これは要は矢巾町の農業の将来をどうするかと、まさにフューチャーデザイン絡みのビジョンになるわけですがけれども、それで今回町の農政審議会で見直しをするというような回答になるわけですがけれども、農政審議会というのは誰がどんな形で運営されているのか、ちょっとまだぴんときていないのですがけれども、そのところを少し詳しく教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 農政審議会につきましては、町が運営しているものでございまして、今お話のあった農業ビジョンのほか、各種農業関係の計画に対して意見等をいただきながら諮問をして、それが承認されるものであれば、その後に策定もしくは決定されるものでございまして、このほかにも農業振興地域計画なりもございまして、農業ビジョンのほかにもいろいろな各種計画がございまして、再生支援協議会とはまた別な形で、農業全般の農政に関わることについての審議をしていただく機関となっているものでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 何人ぐらいのメンバーで、どのような方々が入られているのですか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 農業に関係する機関ということで、国、県、あとは団体としては農協、土地改良区、農業共済とか、そういった関係機関が入っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 要はフューチャーデザインをベースに考えると、ちょっとメンバーが違うのではないかと思うのです。矢巾町の農業の将来をどうするかということだから、もう少し現場に下ろした形でやっていかないと、現場の意見がどこから入るのかちょっと分かりませんが、そのところの本当に町、農協、いろんな現場のところの意見というのはなかなか吸えないというか、聞けないというようなメンバーな気がするのですけれども、その辺のところは別なところで何か補っているのか、ちょっと確認しておきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほどお話しした機関のほかに、農業委員、あとは農村指導士、あとは知識経験者も含めて、その審議会の中の構成メンバーとなっております。審議会にかける案件の前には、当然いろいろな形で地域の要望、意見等を酌み入れながら計画を策定することになりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ現場の意見というのは何らかの形で吸い上げられるような、そういうような配慮もしてほしいし、ビジョンというからには、10年先、20年先こうありたいというのが明確に、時代は刻々と変わっていくわけですから。先頃というか、去年研修で行って、秋田の農業公社といろいろな意見交換する機会があったのですが、秋田の場合は県でメガ団地という、そういう構想を持って動いているのです。例えば県北のほうであればニンニク、そこで1億作っていくと、あるいはこっちのほうに来るとネギの団地をつくっていく、あるいはタマネギを作っていくと、そういうようなはっきりとした将来ビジョンというか、働くビジョンが、それによって、もちろんいいものを高く供給できるような、そういう体制づくりをしているのです。今県の話をしてしまいましたが、そういう動きは県レベルでもあまり聞こえないし、町レベルでもそういうような方向づけがなかなか出てこない。だから、今山のほうでも、下のほうでも、川のほうでもみんな米をそれぞれ作ったり、あるいはそれぞれ野菜を作ったり、農業ビジョンの中に適地適作という文言もあるのです。そういうのをどういうふうに見ていくのか。そういうことを踏まえて、矢巾町の農業というのはどうあるべきかというのをやっていかないと、ただ作って、あとはみんなそれぞれ適当に自分たちに任せると、現場に任せると、それでは何も意味がないのです。そのところを踏まえながら、今度の農業ビジョンについては、きちっと作り直していただきたいのですけれど

ども、その辺の考えについて何かあればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 藤原梅昭議員のご指摘のとおり、本当に今ある意味では、農業は大きな転換期にあるのではないかなと、これは農業だけではなく農家、そして農村。国でもいろんな基本計画もつくるのですが、食料自給率一つ取っても、なかなか自給率が上がらないと。だから、岩手中央農協は矢巾町にとっては、今まさにお話があった産地の団地化、例えば銀河のしずくはいつもお話ししているのですが、令和4年までは300ヘクタール、今度令和5年は600ヘクタール、将来は900ヘクタールの産地の団地化にするということで、そして銀河のしずくも、まずおかげさまで5年連続して特Aの評価をいただいていると。

だから、今農業は市町村単位では駄目なのです。私に言わせると、やっぱり国、県の政策。そして、私には農協さんがあるわけなので、農協ともそういったことで、例えば適地適作のお話、それから肥料の三要素がどういう状況、こういうようなものの土壌診断というものを計画的に進めていかなければならないということで、あまりいい表現ではないのですが、高齢者の人たちが年金のお金を使って百姓をやっているのが現状なのです。だから、今痛いところを突かれたのですが、フューチャーデザインで農業、これからの農政をどういうふうに考えていくのかと、まさにそのとおりです。

だから、今いろんな審議会とか委員会もあるのですが、そこでまず今回未来戦略室から未来戦略課にあれば、できるのであれば町のこれからの行く末、まさに今藤原梅昭議員が言っているのはこれからの農業、農村、農家の分水嶺です。どっちに水が流れるか、そういう危機感を持って対応していかなければならない。その中で農政審議会とかも、これまでの型どおりの審議会ではなく、大きな、そして本町としては現場にしっかり応援できる体制、そして伴走型の支援できる体制をやっていかなければならないということで、そのこのところをこれからですね。

今日も私ちょっと資料を持ってきたのですが、食農立国を掲げている中央農協の秋期の営農生活座談会資料、これをくまなく私も見させていただいたのですが、やっぱり農協だけではなく、いろんな関係機関、団体、あまりこういうことは言いたくないが、昔の農業改良普及員というのは本当に一生懸命だったのです。現場に来て、現場応援、今それがなくなったのです。だから、やっぱりもう一度原点に立ち返ってやっていかなければならない。それは私ども市町村から触発していかなければ、この考え方がなかなか直らないのではないかなと、このことについても大きな転換期にあるからこそ、本町としてもこれからの農

業政策にしっかり取り組んでまいる覚悟でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） まず、いずれフューチャーデザインというのは、吉岡さん、ぜひ農業も取り上げて、農業なくして日本はありませんから。誰もが口では農は国の基という話をするのですけれども、口だけで考え方と行動が伴わないのです。そののどこをぜひ実のある国の基に持っていけるように、本当に食料を買えなくなりますから、日本はそのうち。そのときにどうするかと慌ててやっただけ遅いですから、今から考えて対応していくと。農業者が意欲を持って稼げるような、そういう農業にしましょう、お願いします。一緒に頑張りましょう。

ということで、農業の話についてはそのぐらいにしておきたいのですけれども、ただ一つだけ、産業振興センター、これについてはファイブスター作戦の中で、輝く町にするためにファイブスターとつけたようなんですけれども、その中で農業の話がないのです、ここにも。それちょっと気になっていたんで、だからあえて農業公社の話を出したのですけれども、産業振興センターの中で農業公社というか、さっき言ったようなどうやって農業を持続できるような、あるいは将来夢の持てる農業にしようかということを考えるために、ぜひその核になるものが欲しいと、そう思ってあえてここで言わせてもらうわけなんですけれども、産業振興センターは産業振興センターでいいのですけれども、ただ横をくっつけたり、縦をくっつけたり、そういうことだけでは農業はどうしようもありませんから、そののどこをもう一回確認しながら、何か一言あればお願いしたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今県もそうなのですが、市町村でも公社制と、農業とか林業公社と。私もいろいろ調べていたところ、やっぱり公社になれば経営も考えていかなければならないと。そこで、できるのであればくくりを少し大きくして、農業、商工業、昨日は観光まで含めたということであれなのですが、いずれセンターを、核になるものを立ち上げても、今お話にあるような今後矢巾町の農業をどうするか、商工業をどうするか、産業、観光振興をどうするか、こういうものをしっかり持ち寄って方向性を示していきたいと。

実は令和5年度にやりたいというあれなのですが、特にも産業観光課長の抵抗が非常に強くて、1年だけではできないですよと、やはり5年間は、令和5年度は仕込みの年にしなけ

ればならないのだということで、今産業振興の関係についてもいろいろ情報共有または収集して、いずれ早い段階に議会の皆さん方、それから関係者の皆さん方にお示しできるように、どういうビジョンで、どういう基本的な骨子でやっていくかということの構築をお示ししていきたいと思います。

ただ、何回も言うように、公社はなかなか経営上の問題で厳しいということをお聞きしておるので、そののところだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 別に公社にこだわっているわけではなく、公社でも何でもいいのですけれども、農業を根底から考える、あるいは構築していく、そういうような力を結集できるようなところが欲しいということです。今どうするという話が出ましたけれども、家康ではないですけれども、「どうする吉岡」ではないですけれども、そのところはじっくり考えてほしいなど。

最後に、この項で確認しますが、森林環境譲与税、これの人口割が見直されて6割増えたわけですけれども、町有林の整備、もちろんそれは必要ですが、今分収林が全部伐期に来ているということで、切り出しできないでいるのです。一応入札までかかるけれども、できないのです、入札が駄目になるのです。なぜかということ、やっぱり費用がかかるのです。切り出しの道ができていないと、これが一番の問題だと思うのですけれども、そういうところを含めながら、今度バイオマスの発電の問題もあるし、いろいろな観点から伐期に来ている木をどう有効に使うかと。これは国だけの問題ではないですから、町としても国のほうを動かしながら一緒に考えていかなければいけない内容ですので、もし許されるのであれば切り出しの道路を整備するとか、何かそういうことも一緒に検討していただきたいのですけれども、その辺の考え方について何かあればお聞きして、この項は終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今雫石町が管理の矢櫃山造林一部事務組合も、やっぱり路網の整備なのです。だから、伐期が来ても、切り出すのに路網が整備されていないと。本当はこれまで早い時期に、路網整備にはかなり国も思い切った補助を出しておったのです。だから、今後私どもといたしましては、そういった伐期を迎え、これからどうするか、植林も含めて伐期の後の造林をどういうふうにしていくかと、これが大事なこと。

そして、私らもうちに山があっても、自分の山がどこにあって、伐期が来ているのか来て

いないのか分からないのです。今、山林はそういう状況です。逆に里山を整備する人たちに、「おめさんたちの山は、こういう状況だ」と言われて気づかされるのが非常に多いのです。山林の関係についても、昔はまきを取ったり、テシバを取ったり、生活の一部だったわけです。ところが、今はそうではなくなっているのです。そのときは、木出しも馬を使って、馬そりを使ったりなんかしてやったりした時代もあるわけです。

だから、今お話あったことについては、やっぱり路網の整備、こういうふうなものに一回手を出せば、造り出せば、次につながる道ができるわけですので、そういうことを考えていきたいなということで、ただ切って植林すると口では簡単に言うけれども、その伐期、周辺環境の整備、このことにしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、最後の質問に入ります。安心と信頼が寄せられる行政経営についてお伺いします。

ファイブスター作戦の共創と近助によるまちづくりで触れている「人づくりこそまちづくりの根幹」、これは全くそのとおり、同感であります。まちづくりサポーターの育成も大事なのですが、役場職員の専門性を高める職員力のアップこそが、さらに町の発展に大きく寄与するものと思われるので、以下伺います。

1つ目、4月になると人事異動がありますが、毎年約3分の1が異動しています。技術職は一人前になるのに七、八年かかるということでもありますが、人づくり、まちづくり、職員力、それぞれレベルアップするには経験を積む時間も必要であります。また、事業の継続ができていないことも見受けられるので、優秀な人材確保、町の発展のためにも、人を育てる、事業の継続性等の観点から、異動ありきではなく人づくりありき、事業の継続性を最大限考慮していただきたい、それについての考えをお伺いします。

2つ目、全国で3割から8割くらいの比率で、非正規職員が働いているそうです。身分も収入も不安定で、全国的に問題となっております。当町も約180名の正職員と約同数の非正規職員、会計年度任用職員の方が勤務しております。この不安定な非正規職員を働き方改革として、特に子育て世代で正職員希望の方にはチャンスを与え、安心して働ける環境づくり

により、さらに実力を発揮していただきたいのですが、考えをお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 安心と信頼が寄せられる行政経営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、議員ご指摘のとおり、職員力を高めることは、よりよいまちづくりを目指す上で不可欠であり、併せて事業の継続性は堅持しなければならないと認識をしております。

一方で、複雑化する行政課題に取り組むに当たり町職員に求められるのは、限られた分野にのみ精通することよりも、多角的な視野を持ち、難題を解決する力であると捉えておりますことから、未来を見据えた人材育成に資するため、人事異動を経て効果的な人員配置を進めることで、組織力の向上と事業の継続性の堅持につながるものと考えております。

2点目についてですが、本町の会計年度任用職員は、多数あります求人情報の中から自身の望む働き方ができる場として選択し、応募されたものと承知をしておるところであります。また、任用に際しましては、任期も含めて勤務条件を明示し、丁寧な説明を心がけ、少しでも不安が解消されるよう配慮しております。

正職員につきましては、試験を経て採用となることから、任用のプロセスは異なるものの、会計年度任用職員として働く中で正職員を志望するに至り、年齢要件等に合致するのであれば、当然挑戦を制限するものではございません。正職員であっても、会計年度任用職員であっても、自らに適した働き方で、今後のまちづくりに大いに能力を発揮してもらいたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、時間がないので、1つだけ確認しておきたいのですが、会計年度任用職員として働く中で正職員を志望する方の挑戦を制限するものではないという受け身ではなく、積極的に募集していただきたい。北上周辺では人材不足、あるいは岩手中央農協でも人材が集まらなくて、来年度から中間採用を始めるという話も出ております。公務員も人手不足になっている町も出てきているようですので、ぜひそういう人たちのチャ

レンジを妨げないで積極的に採用していただきたいのですが、考えを伺って最後にします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

会計年度任用職員の正職員への希望ということでございますが、実際に令和5年度新採用職員の募集に、令和4年度において会計年度任用職員でご対応いただいた方でご応募いただいた方も実際にございます。可否については、ちょっとここは控えますが、そういった方もいらっしゃると思いますので、積極的に門戸を開いてまいりたいというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

それでは、以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、4番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 議席番号4番、谷上知子です。

1問目の質問に入ります。宅地開発について。持ち家を購入する年代は、遠くない将来、子どもの進学を考え、教育費を検討する年代でもあります。少子化の原因として、子どもの教育費の負担も一因に挙げられます。また、若い世代のライフステージとして、持ち家で子どもとゆっくり過ごし、子育てしたいと考えるのはごく自然です。令和4年度の内閣府の子育て支援の一環として、若い世代への居住環境への支援も取り上げています。子育て世代を考慮した公営住宅や低額な宅地の販売が望まれます。

本町は多くの人に住まいを提供し、固定資産税や人の交流を盛んにすることで経済効果を上げることが重要ではないでしょうか。矢巾の宅地や賃貸住宅は高水準で、矢巾に住みたいが、一戸建てを購入できないし、アパート等も借りられない、子育て世代からよく聞く話題です。そこで、以下伺います。

1、一戸建ても含め低額な住居の提供に向けた取組ができないか伺います。

2、世帯が高齢化しても安心して住み続けられるコミュニティがある居住環境構築に向けた取組ができないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、谷上知子議員の宅地開発についてのご質問にお答えをいたしま

す。

1点目についてですが、低額な住宅用地を提供するため、町として住宅用地を造成して販売する計画はございませんが、様々な需要にお応えできるよう、民間開発等の計画がある場合は、町に寄せられる需要を開発事業者と共有し、よりよい住宅地の供給ができるように努めてまいります。

また、低額な住居の提供につきましては、町営住宅により行っておりますが、建て替えが必要な町営住宅については、既存の民間住宅を借り上げる手法を検討するとともに、長寿命化計画に基づいた改修を行うことにより、町営住宅の維持に努めてまいります。

なお、低額な住宅用地や住居の提供とは別に、若者の移住定住促進に向け、移住支援補助事業や、県外からの転入者向けに住宅取得資金定住促進利子補給事業のほか子育て支援に取り組んでおり、若い世代や子育て世代の方々に本町に定住していただけるよう、これらの支援制度の周知や利用促進を図ってまいります。

2点目についてですが、高齢世帯の方々も安心して住み続けることができるような居住環境を構築するため、バリアフリーの住宅地を形成するなど、併せて造成することも含めるのですが、そしてユニバーサルデザインを目指した長期的な視点に立ったまちづくりの推進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 現在造成が進んでいます3地区の宅地分譲の販売が何年かかるかわかりませんが、完了後の宅地開発の構想はあるかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 現在3地区で造成工事を行っております。これにつきましては、三、四年かかって住宅地が形成されるのではないかなというふうに考えております。早いところで今年の冬頃には造成が終わって、その後建築が始まってくるのではないかなというふうに見込んでおります。

今後の住宅地につきましては、矢巾町の場合は盛岡広域都市計画ということで盛岡市、滝沢市、本町ということで3市町で構成する都市計画になっております。今後の盛岡広域としての人口の推移といったものをいろいろ検討しながら、住宅地の開発が必要かどうかというところも検討されてきます。矢巾町で住宅地というところが幾ら必要かという数字が出てき

ますが、今のところ少子化であったり、そういったものの要因で、新たな住宅地を広げていくというところの数字はちょっと難しいかなとは思っておりますが、いずれここにつきましてはそれぞれの市町の状況がありますので、例えば我々であれば医大の職員とかが、当然1,000人以上の方々が交流人口としてあるというところから、今後住宅地が矢巾町にも必要だというような結果が出れば、新たな住宅地ができるということになります。現在そういったところは盛岡広域でいろいろ協議を進めているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 簡単な資料、グラフを作ってみましたけれども、これは行政区ではなく、大体地区ごとにこの5年間でどれだけ新築、一戸建ての戸数ができているのかなというのを比較してみました。そうすると、私は高田地区に住んでおりますが、まさかこんなに建っているとも思わずに、高田地区が大変多いのだなということと、極端な例で言いますと、大変失礼だと思いますが、西部地区のほうは、家も増えないということは人口も増えないのだらうなというふうに推測しました。

西部地区の方とたまたまお話をする機会がありました。1人は農業経営をやっているご主人です、大きくやっているようです。それから、もう一人は女性、私年代ですから、おばあさんですけども。農業機械は高額で経営が困難だと、農地は作付しないでおくようになるだろう。子どもたちは会社員になり後継者もない、農業は自分の代で終わりにする。もう一人の女性の方は、農家分家住宅として子どもが家を建てたが、その農家分家住宅としての許可が下りるまで時間がかかったと。お二人とも西部地区に住む人が少なくなり、残念に思っているとのことでした。高度からいって、そんなに高い地区ではないのです、13号線の付近と言えいいのですか、そこで西部地区に住む人が少なくなり残念に思っているというこのお二人のお話を聞いた後に南昌台のほうの方ともたまたまお会いする機会があつて、その方にもお話をお聞きしました。もちろん団地の方ですから農業とかはやっていないのですが、「西部地区に住んでどうですか」と聞いたら、「すごく満足している。夏もいいし、冬もいいよ」なんて、私も「それはよかったね」という話をしています。だから、住む場所というのは、その人の幸福度といいますか、選ぶ価値によって、これほど違ってくるのだなということをお話の中から感じました。

そこで、西部地区に住む人が少なくなり残念に思っていますが、農業を継続、発展させな

がら、さらに定住で人口も増やすことはできないかと考えました。西部地区の市街化調整区域は、ほぼ農地として活用していますが、これを宅地化することについてはかなり困難だと思いますが、いかがなものでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、矢巾町の場合は市街化区域と市街化調整区域というところで2つに分かれているわけなのですが、市街化調整区域の現在宅地がある部分以外の農地については農業振興地域という網もかぶっている状況で、先ほど農家分家を建てたけれども、相当時間がかかったと。これは、農業振興地域というものの網を外して、さらに農地転用をかけて、都市計画の開発許可を取ってというようなことで、いろいろ段階的に手続を踏まなければならないということで、そういう農地を利用して宅地を建てるということになると時間がかかってくるものになっております。

先ほど言った農業も宅地開発もということになりますけれども、簡単に農地を転用して宅地開発をできるというのは、正直な話、市街化調整区域では難しいと思います。ただ、空き家を利用した移住定住の促進というものは、今後やっていかなければならないというふうに思っております。そういった部分では空き家をどのように、現在矢巾町の空き家というのは古民家というような、東京から移住してきて、すぐいい建物だなというところはなかなかないのですけれども、やはりどうしても老朽化している建物が空き家になっているものになっています。それを改修して定住するというふうになると、それなりに費用もかかってくる。そこにある程度の行政の支援を置くというところがあれば、空き家の解消にもなるし、移住定住にもなるということで、そういった部分を今後細かいところから丁寧に整備していければいいなというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 何だか私もよく分からないながらいろいろ調べて、都市計画法とか、農地法とか、それから農家分家住宅、農家住宅を建てるには、大変な作業が必要だなというのは何となく分かってはいたのですが、ただいつまでもそれでは、恐らく西部地区の農業も廃れると言っては失礼ですけれども、やる人がいなくなるし、人口も増えないということになると。

それぞれの地方自治体で農家分家住宅の数とか、農家住宅を建てる基準というのがあるようですけれども、1件につき1つではなく、1件につき2つぐらいの自治体の規則にして、

そうすれば、まず20世帯あれば40世帯に増えるという感じで……

(何事か声あり)

○4番(谷上知子議員) いや、そこに条件をつけて新しい家を建てるようにして、若い世代でも自然のあるところで子どもを育てたいと思っている人は結構あるのです。そこに土地は農家が提供しても、建てるお金はいろいろ補助もつけて、若い世代に補助をして、明るい農村の中で子どもを育てるというふうな提案もあっていいのではないかなというふうに思いました。農家分家住宅は、1件の農家につき1戸しか建てられないのでしょうか、お伺いします。

○議長(藤原由巳議員) 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長(佐々木芳満君) 1件のみというところではありません。例えばお子さん、後継者もいらっしゃると思うし、兄弟の方がいらっしゃると思いますけれども、そういった方が農家本家の分家として農家も手伝いながらやりますというようなことであれば、そういったこともできますし、さらに今度は農家分家のさらに農家分家という代も来ると思います。そういったものも建てられる状況にはなっていますので、その要件にもよりますが、本家とか分家とかといういろんな要件がありますけれども、簡単に言うとそういう感じで建てられるようになっていきますので、先ほど谷上議員がおっしゃったとおり、20世帯が40世帯というようなことにつながりにもなっていくところはあると思います。そういった部分では、農家分家という制度を使いながら、市街化調整区域の人口を増やしていくという施策にはつながろうかと思えます。

なお、市街化区域、市街化調整区域という網が矢巾の場合はあるわけなのですが、そういったものを線引き都市計画と言いますが、その線引き都市計画をもうやめると、極論、そういったことをすれば、お隣の紫波町のような形で都市計画が進められることにはなりますが、ここは盛岡市、滝沢市と盛岡広域都市計画というところのいろんな調整もありますので、極論はそういうことも検討というか、考えていく時期は来るかと思えますが、現段階ではまだそこまでは至っていないという状況です。

以上です。

○議長(藤原由巳議員) 他に再質問。

谷上知子議員。

○4番(谷上知子議員) まず、どこが先でどこが後かという可能性はなかなか見えてこないと思うので、いろんな方面から可能性を探って農家分家住宅みたいにして、この農家分家も

地方自治体によっては血縁でなければいけないとか、3親等でなければいけないとかというふうな規則もあるようですが、やっぱりそこに移住して、新しく来て農家の経験もないけれども、半分サラリーマンだけれども、年間に何日か本家さんのほうの農業を手伝いながら、やがて自分も農業を本格的にやれるように、そういった方向性も可能性としてはあるのではないかなというふうに、いろんなことを調べて思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

次に質問いたしますが、コミュニティのある居住環境は住み続ける世帯が多くなるでしょう。家のデザインを工夫したり、それからちょっと観光客が訪れる田舎風のデザインにしたり、また西洋風の集落もあれば、将来外国の方々の居住地にもなるかと思えます。日本風や西洋風の建物群で観光客も増えていく可能性もあります。低価格な分譲で定住を促し、会社員であるが、農業を手伝う人もいるという、農業の発展、コミュニケーションのある花と緑に囲まれた明るい農村風景や様々な風景が観光にもつながります。西部地区だけではなく、景観を生かした宅地開発について再度お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 住宅団地とかで、例えば西洋風だとか、和風だとか、いろんな制限をかけながら……制限という言い方だとちょっときついですけれども、そういったつくりをしましょうというような地区計画という、ちょっとこれもまた特殊な言葉であれですけれども、そういう網をかぶせて、その住宅団地は和風にしましょうとかということができることはあります。そういった部分では、現在のところ様式を定めてやっているところはありませんが、そういうつくりの住宅団地を今後開発するところが出てくれば、そういうものもつくりながらやれば、先ほど言った観光につながったりとか、例えば観光地のそばにそういう住宅団地があれば、そこにそういう風景が立ち並んでいる、さらにはそこに店舗とか、そういったものも張りつけば人も交流できるというようなことで、非常にいい政策ではあります。そういった部分を今後つくっていけるような場所を我々としても今後見いだしながら、ぜひそういうご提案のありましたようなこともいろいろ検討しながら考えていければなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、ちょうど正午になりました。まだまだ2問目、3問目あ

りますが、ここで昼食のために休憩といたします。

再開を午後 1 時、13 時といたします。よろしく願いいたします。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

なお、この項から中川農業委員会会長は退席をいたしてございます。

それでは、休憩前に引き続きまして、谷上知子議員の一般質問を続けます。

次に、2 問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4 番（谷上知子議員） 質問 2、子育て支援について。1990年の1.57（合計特殊出生率）ショックから始まった少子化対策、子育て支援。人口を維持する目安としての合計特殊出生率 2.06から2.07を下回ったときからスタートしています。施策は、1995年実施のエンゼルプラン 5 か年計画が初めての施策で、現在まで約30年たちます。子育ての環境改善は目に見えるほど進み、子育てを卒業した年代も現在の子育ての大変さに改めて考えさせられ、地域社会の大きな関心事です。環境の整備は大切で、これからも継続していく必要がありますが、出生数はむしろ減る傾向にあります。

少子化対策は、人口対策でもあります。矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、令和 2 年版の人口動向分析には、2065年には町の人口が 2 万人になると推計しています。しかし、国内には少子化対策、子育て支援が効果を上げている事例があります。こども家庭庁が新設され、その予算は4.8兆円です。本町での少子化対策、子育て支援について伺います。

1、出生数の増減について伺います。

2、数ある少子化対策、子育て支援の施策の中で、今後特に重点的に取り組む施策は何か、考えを伺います。

3、里親制度で育つ子どもに対する支援策について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、直近の過去 3 か年の出生数につきましては、令和元年度は187名、令和 2 年度は175名、令和 3 年度は165名であり、令和 4 年度は 1 月末時点で120名となって

おります。

2点目についてですが、少子化対策といたしましては、婚活事業において、新たに結婚の意識向上のためのワークショップを計画しております。婚姻数が減少する中で結婚に対する意識向上を図り、婚活イベントへの積極的な参加、結婚サポートセンターへの登録など、結婚支援を推進してまいります。

また、子育て支援策といたしましては、新たに来年度から町立小中学校に通学する児童生徒が3人以上いる世帯に対し、3人目以降の学校給食の無償化や第2子以降の保育料の無償化及び未就園児家庭に対する支援金を給付する事業を実施する予定としております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、本町では現在児童2名を養育している里親が1世帯ございます。町では、直接的に里親で生活する児童の支援は行っておりませんが、昨年10月に県から業務委託された里親養育への支援等を行う、いわゆるフォスタリング機関である里親支援センターぜんゆうと連携を図りながら、里親制度の周知等を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 国が爆発的な予算を組んで子育て支援を進めているのですが、このことについて私は4年前に政務活動費で東京の研修に参加しました。人口減少対策の講習で、そのときに島根県邑南町を紹介されました。いつかやってくるだろうと予測していた人口減少、少子化の研修内容からは、国が取り組まなければいけない課題になると予測できました。事例で紹介された邑南町は、人口1万人の中山間地帯の海のない町です。2011年から子育て支援を始めて、4年前で合計特殊出生率も2.3と高く、移住定住も増えて人口増です。

また、ちょっとずれますが、A級グルメで活性化した町で、発展の原動力は町民自身の中に復活できた町の誇りだそうです。今は都会より田舎のほうが暮らしに誇りを実感できる世の中で、これを地方の誇り、ビレッジプライドだと考えていると邑南町の役場職員は著書に表しています。特産品を使った料理やシェフの育成で若者を呼び込んでいます。なぜ邑南町で暮らす人は熱い気持ちでいられるか、それは幸せとは何か、町の人が追求し続けているこ

と、幸せになることに貪欲であることだそうです。「プロフェッショナル仕事の流儀」でも取り上げられた行政マンです。

海外では、幸福度世界のフィンランドがあります。社会保障や子育て支援が進んでいます。先日、岩手情報文化研究会と岩手日報の総合研究所では特別講演会を開き、堀内都喜子さんの「幸福感を高める効率的な働き方 フィンランドの知恵」を企画しました。日本や矢巾町に当てはまることばかりではありませんが、矢巾町の施政方針でも述べられているウェル・ビーイングにも関係があると考えます。教育費や暮らし方に手厚い支援のある国を参考に、矢巾町の少子化対策、子育て支援について伺います。

①、急激な人口減少が来ることを予測して、歴史的に初めて国は少子化対策を始めました。前段でも述べたエンゼルプランなどです。人口対策を移民振興のような方法ではなく、子育て支援の方法で行おうとしていることが日本の人口対策の特徴と言われています。少子化と子育て支援を結んだことは高く評価されていますが、残念ながら人口は減り続けています。目に見える具体的な支援として、保育サービスや専業主婦への支援などが挙げられますが、技術的な面で捉えられる子育て支援ではなく、これからは男性の育児参加を充実することが大切かと思えます。地域社会の働き方のモデルになる役場職員の男性の育児休暇取得の状況について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

男性職員の育児休業につきましても、最近では申請されるようになってまいりました。令和3年度では2名、それから令和4年度でも3名の育児休業の申請が出されておりますので、徐々に制度が浸透されてきているというふうに感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 今の件についてですが、2名の方、3名の方は、実際何日ぐらい育児休暇をお取りになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

短い方では1週間、それから長い方では1か月、これから取られる方についてはまず3か月というような取り方ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 何かいつも身近な話題で申し訳ないのですが、私は54軒の班の班長をしておりまして、矢巾町の広報とか議会だよりを配っていますが、その中で若いお母さん方のお話を聞く機会がありました。どちらも3人子どもさんを持っていて、新しく高田に家を建てました。それで、そのうちの一人の方は、真ん中のお子さんが障がいを持っていて大変だったのですけれども、3番目を産みました。それで矢巾町に来てよかったと、いろんな支援もあるし、本当にそう思っていますという言葉を見ました。でも、よく一人で子育てしたねと聞いたら、お父さんが3か月育児休暇を取ってくれたのですよと、だからやっぱり子どもを増やすということは、そういう実際的に手伝ってくれる人が身近にいるということが最大のポイントなのだなというふうに感じました。まだまだ遠い話かなと思ったのですが、すぐそばの人にそういう話を聞いて、すごくうれしくなったことを報告しておきます。矢巾町に来てよかったと、すごく喜んでいました。

2つ目の質問です。子育て支援は、なぜ子どもを産まなくなったかを考えるきっかけになっています。母親だけが子育てに奮闘し、不安と負担が取り除かれないことも要因として挙げられます。兵庫レポートと言われる育児に関するアンケート調査によれば、子育て支援が進んできても、育児にいらいらするという答えは増えているそうです。不安と負担を取り除くために、家庭にはできるだけゆとりと助けになる人材が必要です。

北欧諸国は、子育て支援では先進国と言われていますが、これらの国は少子化対策を男女共同参画社会の実現の一環として捉えています。身近な父親が育児参加する考えを普及するための男女共同参画の考え方を実践していくことだと思いますが、矢巾町で考えている男女共同参画を進める事業がありましたらお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

男女共同参画に関わる男性をメインとした研修等については、今のところないところがございます。今自主事業として、来年度の内容について担当課のほうで協議をしておりまして、その中でもいろいろな研修の中に男女共同参画、そして男性を対象にした研修なり、こういったものを取り入れたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 昨年度文化スポーツ課で行いましたワークショップに私も参加し、参加者の皆さんも楽しく過ごしたことを覚えています。そういったことの積み重ねが男女共同参画を広め、その考え方を少しずつ発展させる1歩でも2歩でもあると思いますので、さらにまたこつこつと進めていただきたいなと思いますが、その講師の方に私最後に質問して、「どうして男女共同参画がなかなか進まないのでしょうか」と言ったら、「どうしてでしょうか」と言われて、がっくりきたのを覚えておりますので、できれば講師の方などももうちょっと検討した方を呼んでいただきたいなとすごく思いました。

私も行政のほうからご紹介いただいて男女共同参画のサポーター養成講座に参加して、本当に大切なことなのだなということを、2週間ぐらいだったか行って、今もサポーターをしておりますが、やっぱり行政というのはすごく大事なのだなといまだに思っております。もしそのきっかけがなければ何も考えずに、ただただ過ごしていたのかなということで、これからはステークホルダーとしての行政マンをぜひたくさんつくっていただきたいなということです。

3つ目の質問に入ります。機会あるごとに、女性の社会参加や地位の向上を述べてきました。実現性は十分ではありませんが、矢巾町にも兆しを感じます。子育てを政策のど真ん中に置く考えは、助けがなければ自立できない、助けることで大きくなれる、成長する、子どもや障がいのある方、また高齢者にもよい影響を及ぼすと思います。21世紀の持続可能な社会を実現するために、資源循環型社会、市民参加型社会、男女共同参画型社会などなそうです。矢巾町においても女性の管理職の数を増やしてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

行政組織の中で、各委員の方々についても、今後は男女の比率、半分、半分というのは理想なのですが、クォーター制度という制度もございます。そういった中で極力男女平等という考え方の下、たくさんの方々こういった輪に参加していただけるように、我々も周知啓発はしていきたいと思っております。

また、管理職、このとおりのでございますが、私のほうから申し上げるのもあれですが、適材適所の関係もございますし、採用の仕方にもあると思っておりますので、ここら辺は将来を見据えて、そういったしっかりした形に持っていけるように構成させていただきたいと

いうふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 4つ目ですが、里親に取り組むご家庭についてです。里親のご家庭には感謝申し上げます。様々な要因で親と過ごせない子どもは、これからも増えると思います。家庭観を変えていかなければいけない時期でもあるかと思えます。実際里親をしている人たちは、父親があつて、母親があつて、子どもがいるという固定された観念がやっぱり日本では強いのではないのでしょうかというお話をしていました。どんな形でも子どもたちを大事にしたいなと思えます。

里親としての活動には、ずっと一日中、24時間過ごして大きくなるまで成長する形もあるのですが、首都圏のほうでは週末や長期休みに短期間一緒に過ごす制度もあると聞いています。親と過ごせない子どもたちに、できるだけ愛情を与える地域社会であってほしいと願います。里親活動への今後の対応を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、里親制度の業務は都道府県知事の業務になっておりまして、岩手県でいえば岩手県福祉総合相談センターというのが盛岡市にありますし、あと一関児童相談所、宮古児童相談所と3か所ありまして、矢巾町の所管の場合は本町通にあります岩手県福祉総合相談センターというところの児童女性部相談課というところで所管しておりまして、言い訳するようですけれども、市町村の場合、里親制度の周知を中心に業務を行っておりまして、具体的に言えば広報とかホームページに里親制度の周知、あとは里親の日というのが10月4日になっていますし、10月が里親推進月間というふうなことになっていまして、その周知をしておりまして、あとは先月ですけれども、2月1日から2月17日に、やはば一くにおいて里親制度のパネル展をフォスタリング機関であります盛岡市の北山にあるのですけれども、善友乳児院というところが委託されているわけですが、そこと連携して協働でやはば一くのほうでパネル展示を行っておりますし、あとは制度説明会とか講習会とかの周知を行っているにすぎないと言えはあれですけれども、そういう業務を行っておりまして、本業のほうは福祉総合相談センターのほうで行っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 今の件ですけれども、私もやはば一く、それから県立図書館に似たような掲示がありまして、私はそれですごく立派だなと思います。やっぱり里親ということがなかなか分からない子どもたちもいるし、そのポスターを見ることによって、いろんな家庭があるのだなという学びは結構大きいと思うのです。だから、こんなことをやってもということとは決してないので、派手にわっとやる必要はないですけれども、継続して、そういった取組を今後も続けてほしいなと思い、この問題を取り上げました。

子育て支援の質問は、以上で終わります。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 3、中央1号線の県道昇格に向けた取組について。

中央1号線の交通量は増加し、横断するためかなりの危険を伴います。特に矢巾東小の交差点から高見橋付近は信号のない交差点もあり、車の左折や右折に時間がかかります。霧と吹雪が発生しやすい地形でもあります。朝夕の通勤時間帯だけでなく、日中も相当な通行量です。横断歩道は申請しているとのことで安心はしていますが、盛岡南バイパスとの平面交差も決まったことから、中央1号線の県道昇格に向けた取組状況について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町道中央1号線の県道昇格に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

町道中央1号線の県道昇格要望につきましては、岩手医科大学附属病院開院時の令和元年度に要望を行っており、県からは、地域の道路網における市町村道との機能分担や整備、管理する必要性を見極めながら総合的に判断する旨の回答をいただいております。町といたしましても、今後命、防災、物流の3つに関わる重要な道路であると認識していることから、（仮称）盛岡南環状線として、今後も県道昇格に向けて、盛岡市、紫波町と合同で要望をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ほぼ藤原信悦議員の質問と同じなので、簡単に1つだけお願いですが、矢巾東小学校の信号を右折、左折するとき、青で入っていて、黄色になったなと思うと、すぐ赤になるのです。そうすると、後ろに3台ぐらい車が止まっているのですけれども、みんな赤信号で右折、左折しなければいけないような状況なので、何か課長さんからお話あったけれども、信号の秒というか、切替えがもうちょっとゆっくりできないかなというふうに考えていますが、その点だけちょっとお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

現場確認、私もそれを承知しておりました。そこら辺、再度確認させていただいて、速やかに対応できるようにやってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、これで一般質問は終了しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は、ブザーでお知らせをいたします。よろしくをお願いします。

午後 1時27分 休憩

—————

午後 2時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

ここからは、次の日程に関係しない参与の方々には退席している旨、お知らせをいたします。

日程第2 議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第2、議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、先ほど議会全員協議会でご説明申し上げました岩崎川河川公園マレットゴルフ場における職員による独断での事務所及び車庫の建設事案について、建設費用に係る追認予算としてお願いするものでございます。

歳入予算の補正はないところでありますが、歳出の主なものにつきましては、8款土木費の2項道路橋梁費及び3項の河川費の事務執行残額を減額補正し、4項都市計画費の岩崎川河川公園事業を増額するものでありますが、歳入歳出の総額に変更はないところであります。

なお、このたびの補正予算をお願いすることに当たり、職員による非違行為による事案は、本来であれば地方自治法第2条第16項の規定に基づく法令違反行為の禁止及び同条第17項に基づく法令違反行為による事務は無効と判断されるものでありますが、民法第522条第1項により、口頭での契約は成立し、かつ規模は小さいものの、小屋等の賃貸契約は実行されており、既に建設されております事務所及び車庫の存在が町民の皆さんや、またその利用者への利便性が有益であり、この事案の瑕疵の修復の利益が高いと判断されることから、瑕疵の治癒とする行政行為として補正予算をお願いするものであります。この事案は、補正予算により行政手続を可能にするためにお願いするものであります。

補正予算の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） それでは、議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。一般会計補正予算（第12号）につきましては、今回の事案の内容を鑑み、道路住宅課における予算の入札残や事業精査による残額を各項から集めまして、マレットゴルフ場関連予算を捻出していることから、歳出のみの組替えによる補正予算となっております。

9ページにお進み願います。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出。8款土木費、2項道路橋梁費920万9,000円の減。2目道路維持事業の減90万円は、測量調査設計業務委託料の入札残の減及び執行予定額を除く減となります。3目道路新設改良費の減671万2,000円は、道路交通量調査等の整備効果調査業務委託料の減及び道路用地購入

費の減となります。4目橋梁維持費の減159万7,000円は、古館橋、馬場橋ほかの補修設計業務委託料の減と古館橋補修工事等の入札残の減及び執行予定額を除く減となります。

同じく3項河川費129万8,000円の減、河川管理事業の減129万8,000円は、逆堰しゅんせつ業務委託料等の入札残の減となります。

同じく4項都市計画費、1目都市計画総務費の減35万8,000円は、活動交流センターやはば一くに係る修繕工事等の執行予定額を除く減となります。5目公園費の増1,086万5,000円は、岩崎川河川公園内に設置済みのマレットゴルフ場管理事務所及び車庫の設置工事費1,304万8,000円と執行残のため減予定であった218万3,000円を相殺した1,086万5,000円となります。項の合計は10ページにお進みいただいて1,050万7,000円となります。

以上で議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 不正行為があったということだったので、今後の対策はどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 法令遵守やサービスの規律の確保につきましては、これまでもあらゆる機会を捉えて注意喚起を行ってきたところでございます。今後なお一層職員の綱紀の保持、粛正に努めてまいります。

具体的には、組織としての管理、確認体制の強化、コンプライアンスの意識の向上、知識の充実等に努めてまいります。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

16番、廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） もう少し内容が分からない部分があります。予算というものは総計予算主義ですので、予算のないところに歳出はない、そういうことの観点からいえば、今回の担当課長の判断は、予算のないものを執行したことになりますよね。議会に対しても、そういう説明がないまま、口頭とはいえ契約は有効だということですから、それはいいでしょう、対外的な話ですから。ただ、担当課長の判断として、そういう判断に至ったということに関しては、やっぱり上司の責任であり、町長以下の責任問題というのはかなり大きいわけですから、簡単に言えば、「まあ、取りあえずやっておけじゃ、全体の金があるのだから」と、そういうことでやってもらっては困るわけです。

流用の問題がありますよね。流用の問題について触れていません。集めたら決算みたいな話をしているのです。集めてしまったら決算だと、金があるから大丈夫なのだと、こういう短絡的な発想ではなくて、那邊に事情があったのかということをもう少し説明しないと、やっぱりふだんの予算執行に対する心構え、考え方というのが担当課として甘かったのではないかと。だから、甘かっただけでは済まされなくて、やっぱり対外的な業者に対する支払い義務もあります。そのことについての流れというのは、もっともっと真剣になって議論されるべきだと思います。このことに関して、払わない、払うの問題よりも、むしろ内部統制の問題として、こういったものがなぜ起きたのかということについて、調査委員会みたいなものがあっていいですから、その辺のところ、私が今質問している内容については具体的に、そういうコンプライアンスは別にしても、どうあるべきだったのかと。担当課長の処分というのは、これは軽いものではないのです。かなりの大きな問題なのです。そのときに担当課長だけの問題ではない、当然組織としての問題ですから、この辺に関してちょっと説明が足りないのではありませんか。流用の問題等も含めまして、総計予算主義の原点からいっても、そのことについては町長、どういうふうにお考えなのか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず1つは、流用の問題でございますが、このことについては、実は経緯を遡れば、補正予算の計上もそうなのですが、流用についても、はっきり言って私がコロナの感染で11月16日から自宅で療養しておったのですが、その中で流用の話がまず内部で出たと。今矢巾町は通年議会でやっているわけですから、流用というのは通らないのだと、やはりしっかり精査をして……。

それから、あともう一つ今回大きな問題になったのは、私に言わせれば積算の根拠、これは予算の執行ですから、その予算の執行になる積算の根拠が曖昧だというのは許すことがで

きないわけです。だから、今廣田光男議員からお話あった流用の件、昔は年4回の議会ですので、専決処分とか何かは許されたわけですが、今はもういつでもお願いすれば、毎月のように皆さん方をお願いして議会も開催していただいているから、流用は駄目なのだと。

それから、今回一番の大きな問題になっているのは、予算執行の積算の根拠が不明確であったと。そこで、私は厳しく調査をしなければ駄目なのだと、後から大変なことになるぞということで精査をさせたということで、あとはこういうことの事案について、不適切事案、いわゆる法令を遵守しない、こんなことは行政マンとしては許してはならない事案なのです。だから、今副町長からも今後の取組についてお話をさせていただいたのですが、もう本当に私ども、今の立場で先人、先輩に対しても申し訳ない今度の事案でございます。だからこそ今後意を体してしっかり対応していきたいと、このように思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

いずれ廣田光男議員のご指摘はそのとおりでございますので、今後もその辺のところは精査をしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） お話の趣旨は分かるわけですがけれども、考え方として、結果的にこうなったから、どうしようもなかったからいいのだということではなくて、やっぱり那邊に問題があったのかということとはきちっと報告しなければならないと思うのです。これが許されるのであれば、取りあえずやっておこうということになりませんか。そんなことの予算執行であれば、非常に困るわけです。できてしまったことはしょうがないのだけれど、やっぱり今1円たりとも、物すごい説明責任というのはあるわけですから。

一番あれなのは、今この問題になったときに、担当課長だけが青くなって話をしたということだけでは済まないわけです。したがって、先ほどの全協の冒頭の挨拶の中でも、何が何だか分からない、大変私の手違いでと、そう言われても、何がどうだか分からないわけです。その点、もう少し丁寧に説明しなければならなかったのではないのでしょうか。

それから、その中に至る前に気づいた段階で、対業者の問題がありましたよね。対業者に対しても、やはりもう少し相手方と話し合いをする余地もあったかと思うのです。だから、その話し合いをする中で、予算はこのぐら이다し、契約がこのぐら이다というのはちゃんと相手も分かっているわけですから、分かった中でこういう問題が起きて、「課長、足してくれや、先にやるべな」と、そういう段階の話ではないと思いますので、やはりこればかりの問題ではないです。オーダーとして1,000万円は大きいです。10万円ならいいのか、15万円ならいい

のかと、そういうことではないのですけれども、やっぱり1,000万円のオーダーというのは大きいわけですから。そうすると、はなから1,000万円の工事ができるのだから、今のうちにまずやっつけ仕事でやっておくかというようなことがはやると言えばおかしいですが、これが通るのであれば、これは行政マンとして全く楽な話なのです。それが通らないから、今の時代、みんな困っているわけです。コンプライアンスの問題だけではなくて、そういったところの精査をどこかの段階でやるべきではないかなと思いますので、一担当課長の責めに終わるようなことがなく、庁舎内の業務執行に関するマニュアルをもう一回最初に戻して、どこら辺にどういうふうなものがあったのか。特に土木の問題です、これは。土木以外のことであれば、「間違っただ、ごめんなさい」で済むわけですが、私も土木の一員ですが、土木というのはやっつけ仕事が多いわけですが、なかったものがあることにするとか、何だか金が足りなくなったから、大きな岩が出てきたから補正予算で対応しますなんて、そういう土木には少しおおらかな部分もあるわけです。今はそういう時代ではないということを再認識されて、副町長、土木のOBとして、就任して以来、あなたのところに情報が上がらないでは済まないのです。そのためにあなたが就任したのではないですか。もうちょっとこのことについて、副町長の決意やいかに。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 公共事業の予算執行というのは、当然予算があって、予算に基づいて、その中で見積もって、入札事務をして、契約して、工事をするという一連の会計事務の処理がございます。今回の場合には、先ほどもご説明したとおり、口頭で仕事を指示してやらせてしまったということで、公務員としてやっぱりあってはならない事案だということで認識しております。ですので、この事案が発生したときに、早く私のところに相談、報告を上げてくれれば、また別な解決の方法があったのではないかとということで私も非常に反省しております。いずれこれまでも、私も就任以来、風通しのよい職場にしていきたいと思います。ということで、何でも困ったことがあったら、一人で悩まないでどんどん話を上げてくれというふうなことは機会あるたびに話しております。また、8月頃だったと思いますけれども、一部ほかの事案でも、小さいやつですけれども、会計事務でちょっと不適切な事案があって、それはもう処理はできたのですけれども、そういったことも踏まえながら、みんなでやっぱり会計事務というのは適切にしないと駄目なのだよということも口酸っぱく私のほうからも指導させていただいておりました。そういった中で今回その事案があったことで、非常に私もまだまだ指導不足のところがあったのではないかなと思っています。

ただ、今後は、やっぱり今回の教訓を生かして、より一層綱紀の肅正、指導監督、そういったところに取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、会計事務というのは、若い職員も、年配の経験のある管理職もそうなのですが、みんなが共通認識を持って会計事務とはどういうふうにしなければならないか、どういった流れがあるのか、そういったところも含めて、また一からきちっと確認しながら業務執行に努めてまいりたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。もしあったら、別な機会にひとつお願いします。他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第19号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日8日は、予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

本日は長時間大変ご苦労さまでした。

午後 2時35分 散会

令和5年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

令和5年3月16日（木）午前10時00分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 常任委員会報告について
- 第 2 議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について
- 第 3 議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 4 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 5 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第 7 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第 8 議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 9 議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第17 議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第18 議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について
- 第19 議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について

- 第23 議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第24 発議案第1号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第25 発議案第2号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について
- 第26 発議案第3号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について
- 第27 発議案第4号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 補佐 兼まちづくり推進室長 補佐兼係長	藤 原 淳 也 君	文化スポーツ課長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
代表監査委員	佐々木 良 隆 君	農業委員会 会 長	中 川 和 則 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 常任委員会報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、常任委員会報告についてを議題とします。

初めに、総務常任委員会から報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） それでは、総務常任委員会からご報告申し上げます。

令和5年3月16日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。総務常任委員会委員長、高橋安子。

なお、この活動につきましては、令和3年度及び4年度の所管事務について調査したものを終了いたしましたので、報告させていただきます。

なお、令和3年度、4年度の委員につきましては、委員長、高橋安子、副委員長、昆秀一、委員、小笠原佳子、同じく廣田清実、同じく小川文子、同じく藤原由巳の6名で構成しております。

安全・安心の町と信頼できる財政運営と題しまして、令和3年度には7回、令和4年度には8回の常任委員会を開催しております。

なお、調査結果につきましては、令和3年度については所管課である総務課、企画財政課、税務課からの事業の内容等についてのヒアリングと、地域おこし協力隊から今後の活動についてのヒアリングを実施しております。地域おこし協力隊からのヒアリングでは、制度開始から10年が経過したが、一部の方は卒業後も本町に移住し、積極的に活動している状況が確認できました。ほかに、広宮沢・流通センターの売却予定の町有地の現地調査を実施しております。また、行政区再編成計画について担当課からの説明を受けております。請願審査は、

2件の審査を実施しております。

また、令和4年度につきましては、所管課であります総務課、企画財政課、税務課と、また令和4年度からの所管課となりました町民環境課と政策推進監からのヒアリングも実施しております。持続可能な社会活動・議会活動の実現に向けてという研修テーマの下、愛知県幸田町議会の議会事業継続計画（BCP）と災害想定訓練についても研修しました。また、同時に岐阜県瑞浪市では、ゼロエネルギー（ZEB）校舎の視察と、恵那市での女性役員活躍の視野を広げる活動について研修してまいりました。令和4年度の請願審査は、3件の審査を実施しております。

なお、2年間の活動の総括といたしまして、昨今大規模災害が多いことから、令和2年度議会において矢巾町議会災害対策会議を策定いたしましたが、災害想定訓練は、コロナ禍で残念ながら実施できませんでした。今後状況を見ながら災害に即した議員の行動等について、コロナ感染も含めた訓練を実施するべきであると考えております。

議員への連絡等につきましては、現在タブレットを活用しておりますが、タブレットは外に持ち出しができないこともあり、不便なところもあります。緊急連絡の場合、ほとんどの議員が常時所持している携帯電話のSNS等、ラインであれば既読されたのも分かりますので、これを使って情報伝達及び情報共有手段として検討してはどうかと思います。

第7次矢巾町総合開発計画後期基本計画に係る業務で、一部コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で目標に達していない部分もありましたが、残りの期間で目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、第8次矢巾町総合開発計画に盛り込んでいただきたいと思います。

大変ご協力ありがとうございました。これで報告を終わらせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、産業建設常任委員会から報告を求めます。

山崎道夫産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○産業建設常任委員長（山崎道夫議員） 産業建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

まず、産業建設常任委員会の構成メンバーでございますが、常任委員長、山崎道夫、副委員長は藤原梅昭委員、高橋七郎委員、長谷川和男委員、川村よし子委員、吉田喜博委員の6名で委員会を構成し、2年間活動をしてまいりました。

令和3年度と4年度の活動テーマは、産業の活性化と利便性を高めるまちづくりといたしましたが、常任委員会活動に2年間取り組んでまいりました。その結果についてご報告を申

し上げます。

令和3年度、4年度と、新型コロナウイルス感染症により、様々な行動制限が求められ、思うように活動ができない状況が続きましたが、以下、特徴的な取組についてご報告をいたします。

3年度、4年度について、所管課に対するヒアリングにつきましては、年度当初におきまして、各担当課ごとに主要事業と予算について、それぞれの係から詳しく説明を受け、質疑を通して事業の推進に向けた取組の方向性などについても、それぞれ確認することができ、ヒアリングの重要性を再認識することができました。

令和3年度における取組として、JAいわて中央と矢巾町商工会との意見交換の実施を挙げたいと思います。JAとの意見交換では、2年連続の米価下落等で農業を取り巻く状況が一層厳しさを増している中、農家の収入確保に向けた取組など、例えば令和5年度から銀河のしづくへの栽培転換等について率直に意見交換を行いました。また、JAからリンゴの早霜被害に対する矢巾町の支援に感謝が述べられるなど、意義深い取組となりました。

商工会との意見交換は、コロナの影響で経済状況が厳しさを増し、4月から10月までの間で260件を超える会員からの相談を受け、経営安定特別相談日を設置し、金融支援の相談や専門家へつなぐ等の対応に日々努めていることなどが話されました。また、町を元気にするためのイベント開催についても、それぞれ意見を交わすなど、大変有意義な活動となりました。

所管事務調査では、雫石町に赴き、イノシシ被害対策について視察研修を行いました。雫石町は10年ほど前からイノシシ被害が問題となり、被害防止対策として電気柵の設置に力を入れておりました。平成27年から補助金制度を創設し、7年間で117ヘクタール、約160か所に44キロメートルの柵を張り巡らすなどの取組を進めておりましたが、今年度のイノシシの捕獲数は、一昨年11月1日現在で50頭になったとのことであり、鳥獣被害防止の取組として、くくりわなや猟銃免許取得への補助金制度を活用し、若いハンターの養成に取り組んでいるとのことでありました。一昨年10月末で36人の登録者数で、うち女性は3人とのことであり、令和4年度には登録者数が40人になる予定とのことでありました。本町もイノシシ被害の拡大が問題になっておりますが、電気柵の設置に取り組み始めておりますことから、被害防止対策を進めるに当たって、雫石町の取組を参考にすべきと強く感じた研修でございました。

令和4年度は、コロナが少し落ち着いた頃合いを見計らって、県外における所管事務調査を実施することができましたが、10月5日は佐賀県多久市を、10月6日は熊本県山都町を訪

れ、視察研修を行いました。佐賀県多久市は平成28年にシェアリングシティ宣言を行った全国5都市の中の一つであり、官民協働による地域資源観光シェアリング事業の取組について調査研修を行いました。市民のアイデアを取り入れて様々な活動を展開していましたが、歴史ある花火大会のライブ配信や地元の酒蔵支援で多くの市民が参加するなど、多種多様な企画やイベントを官民協働で実施し、観光に結びつける取組を行っておりました。

あわせて、将来夢をかなえたい人を応援するクラウドファンディングを活用したプロジェクト多久未来基金など、まちの活性化に向けた取組について参考にするべき点が多い研修でありました。

翌日は熊本県山都町を訪れましたが、山都町は有機農業全国ナンバーワンを掲げ、50年前から有機農業に取り組み、町内には完熟堆肥やぼかし肥料を生産し、農家に供給する体制が整備されておりました。また、新規就農者を県内外から募集し、農業インターンシップの受入れや、平成30年からスタートした町独自の農業研修制度を活用し、農業者の育成に積極的に取り組んでおりましたが、平成25年以降では18名の新規就農者が町内で農業に取り組んでおり、そのうち10名が県外からの移住者とのことでありました。また、移住希望者の受入れにも力を入れており、空き家の活用に対し、移住支援事業としてリフォーム、リノベーション、家財撤去の費用などに最大75万円を補助する制度を創設し、平成28年度から賃貸や購入など85件が成立し、移住者が年々増えてきているとのことでありました。また、学校給食にも有機米を使用するなど、町を挙げて有機農業を応援する体制がつけられており、こうした取組を多くの町民が高く評価していると感じることができました。今後国が推し進めるみどりの食料システム戦略の取組に有機農業の推進がありますが、山都町における取組は参考にするべき点が多く、実りある研修となりました。

この2年間、かつて経験したことのないコロナ禍にあって、充実した常任委員会活動はできませんでしたが、各年度の主要事業や7次総の検証に対するヒアリングなどにおいて真摯に対応していただいた所管課の各担当者や議会事務局の協力に心から感謝を申し上げ、産業建設常任委員会の活動の報告といたします。大変ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、教育民生常任委員会から報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 令和5年3月16日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。

本委員会は、令和3年度及び令和4年度の所管事務について、下記のとおり、調査を終了したので、報告します。

記。テーマについては、世代間交流と社会教育の充実についてです。

当委員会のメンバーを紹介させていただきます。副委員長、藤原信悦、委員、谷上知子、委員、村松信一、委員、水本淳一、委員、廣田光男、それと私、赤丸秀雄です。

報告については、2年間の活動総括の1枚で紹介させていただきます。どこも同じですが、この2年間のコロナ禍の真ただ中でありましたので、当委員会は開催回数は2年間で19回にとどまった感が否めなかったということでもあります。

主な活動として、付託を受けた請願審査5件を慎重審査し、採択すべきものとししました。

委員会活動のテーマを世代間交流と社会教育の充実についてに決め、取り組むこととしましたが、委員の間に認識の相違が大きく、認識合わせのために時間を費やし学習したことも、振り返れば大いに勉強となりました。

また、テーマ内容を深めるため、町内2組織、社会教育指導員、民生児童委員の皆さんからレクチャー、意見交換を行い、町内の実態がどうであるか、現状把握に努めました。

所管事務調査先を世代間交流、社会教育などに住民とともに積極的に取り組んでいる岐阜県に決め、視察先を高山市社会福祉協議会、岐阜市教育委員会、各務原市NPO法人つむぎの森としました。

所管事務の内容について説明します。まず、高山市社会福祉協議会では冬季4か月間、雪深い高根地区、皆さんご存じのようにこの高根地区は川端康成の「あゝ野麦峠」とか映画化されていますので、分かると思いますが、ここで高齢者が賄いつきの共同生活を4か月間行い、留守の間は自宅の雪払い等をボランティア大学生が行って、夜は共同生活の宿舎に泊まってお年寄りと交流を図る「のくとい館」事業というものをやっておりました。

日中帯のお年寄りたちは、寒干し大根づくりで交流を深め、寒干し大根を地元直売所に出荷して収入を得て、健康を維持して元気に暮らす仕組みであり、この施策は国土交通省の支援施策であります。

次に、岐阜市教育委員会に行って、未来を担う人づくり事業を視察しました。これは5年間、5か年計画で、10年前から岐阜市は取り組んでおりました、ここは40万の市ですが、この取組を毎月定例的に会議を行って課題解決に取り組んでいると。その一つ20歳未満の世代層と、それより上の若い世代層を2層化して把握をしているということでした。特に中学卒で社会人になられる方、また高校を中退した方の追跡調査を行い、見守り体制を構築

して、未来を担う人づくりというところの取組を強化しているのが特徴でありました。

次に、NPO法人つむぎの森であります、ここはフリースクールが前身のようなところですが、そうであればこの施設でもあるようなところですが、ここの特徴は、まずひきこもりで困っている方の情報とか相談があれば、2年も3年もかかっても、必ずこの施設に呼び込むというのですか、育むというのですか、そういう形の中で対応しておるというのを代表者の方が力説しておりました。そして、その中でひきこもり等でなかなかコミュニケーションを図れなかった方が独り立ちしても、すぐに社会に送り込まないで、自分たちの組織の中で就業活動や、必要によっては起業支援を行って、自分からこの施設を出ると言わない限りはみんなで手を携えながら生きていくスタイルを醸成していたことがすばらしい取組であったと思います。

あと委員会の活動の中には、各担当所掌のヒアリング等も行っていますが、時間の関係で、そこは割愛させていただきます。

次年度への申し送り等については、先ほど述べましたように町内の問題、課題発見には町内の組織、団体等との意見交換が大変重要であることを感じましたので、次回の委員会には活動イコール行動で取り組むことを期待して、今回我々の委員会の報告といたします。

関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 次に、予算決算常任委員会から報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 私のほうからは、常任委員会報告ということではなく、付託を受けていましたことが終了いたしましたので、そのための報告をさせていただきます。

令和5年3月16日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。予算決算常任委員会委員長、廣田清実。
予算決算常任委員会報告書。

令和2年3月18日付第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の報告により同委員会より引継ぎをいたしました第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証について、矢巾町議会会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

付託事件、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の検証について。

2、調査経過、令和2年3月18日付で第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会において最終報告により計画策定の調査を終え、委員会としての役割を終えたことから、

以後は当委員会において同計画の検証を行うように引き継がれた。

当委員会で検証を行うに当たり、まずは総務、産業建設、教育民生の3常任委員会でそれぞれの担当分野について、令和2年から3年度における指標の達成度を確認するなどの検証を行い、令和5年1月20日までに各委員会より報告を受けた。その結果を基に令和5年3月13日、当委員会を開催し、令和5年3月会議で最終報告すべく、報告の内容について協議した。

3、検証結果、詳しいことは別紙に書いておりますので、皆さんのほうでお目通しくくださるようお願いいたします。

達成または順調な指標。指標の中には既に目標を達成されたもの、目標に向かって計画どおり順調に成果を上げているものも確認された。以下について、特に評価するものである。

コロナ禍の中、防災士のフォローアップ研修の実施回数やまちづくりサポーターの活動、青空教室など住民参加への取組に努められた。

国土利用計画・都市計画マスタープランは未達成なものの、農業振興地域計画の達成は評価する。

水道事業における有収率は令和5年度目標値の96%にかなり近づいており、さらなる努力に期待。配水管の耐震化率は令和3年度で21.6%と目標値をクリアしている。

次に、未達成の指標。目標年までに指標の達成が難しい、または指標達成に向け、残された計画年度で努力されたい部分も多々ある中、特に以下の点により一層努められたい。

基幹河川整備の推進は令和3年度までの進捗率が77%であり、令和5年度の目標値88%を目指し、整備計画に基づき積極的に取り組まれたい。

新規就農者の確保は目標値10名であるが、実績は過去2年において2名であり、目標に向かって創意工夫されたい。新規就農者の育成について、現在1名の方が相談に来ていることから、就農に向けて引き続き支援されたい。

企業誘致の推進は、令和5年度目標値6件に対し、令和2年、3年度は実績がないことから、トップセールスなど力を入れ、就労の確保に努められたい。

公共施設等総合管理計画において、官民連携で推進されたい。

コミュニティ活動について、コロナ禍の影響もあり停滞していたことから、今後活発に活動を進められたい。

要望の多い道路整備については、交通安全上からも現在の倍以上の整備を進めるよう整備計画を見直されたい。

1級河川整備計画は、防災対策の観点からも早期整備を県にもっと積極的に働きかけられたい。

矢巾型コミュニティ・スクールの活動内容を町民に広く周知されたい。

いじめ防止、自殺防止、児童虐待防止の対策強化と相談窓口の充実をさらに図られたい。

スクールバス運行を児童生徒の安全のためにも拡大されたい。

水道事業における経常収支比率は、令和2年度、3年度にかけて改善しているが、令和5年度の目標値に向け、一層努力を図られたい。

3、調査意見。第7次矢巾町総合計画が平成28年度から始まり、「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち やはば」を基本理念に掲げ、前期基本計画の期間に始まり、見直しを経て令和2年度から令和5年度までの後期基本計画を策定し、計画の実施に向け、町当局と一緒に取り組んできたところであり、今回は委員会の任期も終わりを迎えることから、これまでの後期基本計画の取組を検証したものであるが、その間新型コロナウイルス感染症の流行もあり、計画の実施、進展に影響を及ぼされ、指標によっては遅れることも否めない。しかしながら、計画期間はまだ残っており、指標によってはまだ挽回できるもの、達成の見込みは難しいものの、目標に向かって努めるべきものもあり、令和5年度の取組に注力すべき必要がある。そのため、議会としても今後計画期間の最後まで検討していく必要があると考えられることから、本検証結果を引き継ぎ、次期議員任期においても引き続き第7次総合計画各指標の目標達成に向け、尽力されたい。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑は省略します。

以上で常任委員会報告を終わります。

日程第2 議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について

日程第3 議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第4 議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第5 議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第6 議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第7 議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第2、議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について、日程第3、議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第7、議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算についての6議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

廣田清実予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 付託を受けました6議案の審査が終わりましたので、報告いたします。

令和5年3月16日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算について、議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、令和5年2月16日付で付託されました上記の6議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第13号から議案第18号に対し、次のとおり附帯決議をする。

記。1、街路灯の基準を変更し、通学路等においては早期に設置されたい。

2、健全育成事業（国際交流）は、派遣事業についても、できるだけ早い時期に取組を再開されたい。

3、学校で実施している地域安全マップづくりには、地域住民も一緒に作成を推進すると

ともに、校内においての事件を想定した避難訓練も早急に行われたい。

4、安全安心なまちづくりに向け、標識や信号機設置について、関係機関に働きかけを強化し、生活道路と通学路の整備にも力を入れて取り組まれない。

5、世代間交流目的のエン（縁）ジョイやはば等の活動をさらに推進されたい。

6、特に男性職員の育児、介護休暇取得の充実に努められたい。

7、高齢者宅の除雪作業は実態に合った支援となっているのか検証されたい。

8、学校給食については、物価高騰の折、保護者の負担増とならないよう取り組み、さらに完全無償化を早期に検討されたい。

9、医療的ケア児の保護者負担軽減に努められたい。

10、移住、定住促進に向けて各種支援策のPRに努め、さらに空き家バンクの登録を推進されたい。

11、矢巾、高田町営住宅の建て替えについては十分な検討をされたい。

12、新規就農者の確保に向け、各種支援制度の周知に努めるとともに、農業者の育成を図るため、農業研修制度の創設に向けた検討を進められたい。

13、肥料、飼料、資材の高騰で厳しい農業者に対し、継続性のある支援を行われたい。

14、冬期、就寝中の災害を想定した対策も進められたい。

15、災害避難時の食事には備蓄食料をローリングストックとして、子ども食堂、共同調理場等で活用されたい。

16、防災ラジオの普及は、世帯30%以上3,000台を目標に、さらに普及に努められたい。

17、食料安全確保ためにも、農林業ビジョン見直しを機に、具体的な体制整備に努められたい。

18、財政改善の取組として、ふるさと納税強化にも努められたい。

以上、報告といたします。皆様のご理解をいただきまして決議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算6議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。討論ございますか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、6議案に対して反対の討論をいたします。

数々の場所で、いろいろ提言もしてまいりましたので、今回の反対討論は極めて限った部分について反対討論をさせていただきます。

1番目は、フューチャーデザインでございます。フューチャーデザインによるまちづくり、本町はフューチャーデザインタウンを標榜しておりますけれども、このフューチャーデザインの由来は大阪大学の教授の先生が提唱している学問でございますが、これがまちづくりの基本となるのが果たしていいのかどうかという疑問を持つものでございます。町民の中には多様な考え方がございます。この1つの学問をまちづくりの手法、根幹に据えるということには、私は無理があるのかと思います。

このフューチャーデザインから始まりまして、片仮名語、英語が大変多用される説明になっておりますことから、町民にとっても大変分かりにくい。例えばウエルビーイングも幸福追求という日本語がありながら、ウエルビーイングがまず主流になっているということに、私はやはり時期尚早ではないかと思うものでございます。

このフューチャーデザインは、50年後の未来社会から見た視点をまちづくりに取り入れるということで、これそのものはそういうこともあるだろうと思いますけれども、昨今の社会情勢を見ますと、50年先、我が国が平和で平穏な生活が続くとは考えられない。大変な今戦争の危機が迫っている、いわゆる新しい戦前という言葉も出ているような状況でございまして、社会情勢が大きく変わっている、そういうことからしましても、50年後の未来社会から見たまちづくりというのが本当に適切なのかと、そこまで想像できるかということに、ちょっと私は疑問を持つものでございます。

さて次は、水道事業の高区配水塔の問題でございます。この高区配水塔は矢巾温泉の上部にありまして、水を揚げる分にはポンプで揚げますけれども、高いところにあるために自然流下で配水ができますことから、大変SDGsにかなった施設と言えます。耐用年数があと5年ございますけれども、静岡の熱海の土砂災害を想定したような、そういう被害に備えるために、早めに事前防災と国土強靱化のために廃止と移設、新築をするという説明でござい

ます。来年度は基本設計、詳細設計の予算が組み込まれてございますけれども、この上部には林野庁が設置をいたしました3基の治山ダムがございます。私は、盛岡森林管理署から、この治山ダムについての回答を得ました。この治山ダムは、現在も事前防災、そして国土強靱化の目的を十分に達せられる状況にあります。そして、大きな損壊がない限り、将来にわたって、その目的を達成されるものという見解を得ております。これは次長さんのお話でございます。したがって、耐用年数が来るまで、しっかりとこの高区配水塔のメンテナンスをしながら、この施設は活用されるべきものと考えているものでございます。

そして最後に、職員に対する懲罰が示されました。2件については新聞報道もされたので、町民の皆様もご存じのことと思いますが、もう一件については報道されなかったこともあり、ほとんどの町民はその実態を分かりませんが、私はこのパワハラを内部告発した職員とその上司2人が懲罰の対象となったということに、これは大変問題を感じるものでございます。

ご存じのように国際労働機関ILOは、2019年6月に職場におけるハラスメント禁止の条約を取り決めました。そして、日本政府も2020年6月にこの条約を批准してパワハラ防止法を策定し、施行しております。そのような状況の中で、庁舎内においてもパワハラのない労働環境を整えるということは喫緊の課題であります。そういう中にありまして、今回の処分となったということに対して、私は大変危惧を覚えるものでございます。これによって内部告発がしにくくなり、職員が萎縮をしてしまう、そうしますと本来の業務に支障を来すのではないかと考えるものでございます。職員が働きやすい環境をさらに整えるための努力を求めるとともに、

そして最後に、職員の皆様には、このコロナ禍の中、大変頑張っていただいたことに感謝を申し上げて反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、賛成討論に入ります。賛成討論ございますか。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。これより令和5年度一般会計ほか全会計予算に賛成の立場から討論を行います。

特に町長、教育長の施政方針や分科会、総括質問を総合的に判断し、令和5年度の事務事業の中で、各担当課の特筆すべき点について申し上げますが、町民の福祉、生活の向上につながる町民目線の施策を評価したいと思います。

1点目、総務課、4年度のネット・ゼロ・エネルギー・ビル調査において、地域内業者も注目し、引き続き5年度も公共施設の合理化、運営、サービスの質的向上を目指し、調査研究を実施すること。

それから、企画財政課につきまして、市街地循環バスの利用者向け電子掲示板を設置し、バスの状況を把握できる利便性の高いバス情報案内システムの構築計画。

3点目、道路住宅課、交通安全対策として、矢次線、谷地線、田中縦道線、島線の歩道設置や危険カーブの解消、町営三堤住宅の屋根改修、間野々、東徳田地区の立地企業の選定、推進。なお、一部地区であります。今期の除雪対応は雪残しの少ないきれいな除雪であると町民から評価をいただいております。来期におかれましても、このような除雪に期待いたしまして、今年度の担当者や業者の皆様へ感謝申し上げます。

4点目、産業観光課、矢次地区の農業基盤整備事業による農業の持続的発展や食料の安定供給のための圃場整備事業、このことについて評価したいと思います。

それから、農業委員会、新規就農につなげるため、県主催の新農業人フェアに参加するPR手法等による経費節減も考えての新規農業人就農計画の取組。それから2つ目、地域計画策定に係る目標地図作成のため、タブレットを有効活用し、農業委員会の委員の負担軽減に対する取組。

それから、税務課、令和6年度に実施予定であります固定資産税評価替え準備による令和5年度の自主財源確保に向けた対応。

それから次に、町民環境課、令和5年度から本格的に取り組むごみ処理広域化事業の対応。

8点目、福祉課、近年障がいのある方が増加しているということに対応し、安心して暮らせる各種支援の強化。

それから、9点目、文化スポーツ課、春祭り、夏祭り、秋祭りを合同したものを考えたイベントの開催、それから昭和の時代などから地域に伝わる伝承行事への取組。

それから、学校教育課、学校に通学の3人目以降の児童に対する給食費の無償化対策。

上下水道課、スマートメーター通信システムを活用した電気・水道共同検針の実証実験。このことにより、将来の検針員不足や検針戸数の増加に対応した措置。

子ども課、3歳未満2子以降の保育料無償化及び3歳未満の未就学児に対する月1万円の支給。

それから、健康長寿課、出産、子育て事業と妊娠や出生届に対する経済的支援を一体的に実施すること、それから骨髄ドナーに対する経済的負担軽減措置、大腸がん検診率向上実施

対策事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に対するフレイル予防等を展開する事業。

以上、主な取組を申し上げましたが、町民目線の施策を評価し、賛成討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩に入ります。

11時10分の再開といたします。よろしく申し上げます。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

これより採決に入ります。

議案第13号 令和5年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和5年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体及び民間事業者において、これまで別々の法律や条例により運用しておりました個人情報の取扱いについて、同じ法律により国の個人情報保護委員会が全体を所管することになりますことから、現行の矢巾町個人情報保護条例を廃止し、矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、開示決定の期限を開示請求があった日から14日以内とすること、開示に要する手数料を無料にすること、審査請求があった場合の諮問機関を矢巾町行政情報公開・個人情報保護不服審査会とすることについて、それぞれ規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

まず1点目は、審議会委員の報酬のことなのですが、今までと同じ7,000円ということなのですが、どのような考えでこうなったのかお伺いします。

それから、2点目なのですが、今までの期間より短くなったと考えているのですが、国の制度が変わったからこうなっていると思うのですが、それは矢巾町としてはどのように考えてこうなったのかをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、報酬の関係ですが、これは矢巾町にございます報酬規程に基づきまして7,000円ということで今回も変更はないということでございますので、規程に基づき行わせていただいております。

それから……期間でございました、申し訳ありません。現在は請求があった日から15日間ということで行ってございました。今度は起算して、請求日を入れないで14日以内ということですので、実質15日、全く変更ございませんので、住民への不利益はないというふうに考え

てございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっとはつきり分からないのですけれども、例えば民生委員さんとかの対応とかで、困っている人でも口外してほしくない方もいますよね。そういうものの対応とかはどうなっているのか。例えば福祉課とつなげて、その情報を民生委員さんにお話しすることもあるわけですよね。そして、それを本人が知った場合に、自分の情報が入ったということとか、そういうことがあり得るかもしれないですよね。そういうことについてはどのようにお考えでしょうか、お伺ひします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、矢巾町が所有する個人情報の開示請求に対して、どのような取扱いをするかということを決めたのでございますので、民生委員さんが云々という話ではございません。矢巾町が所有する個人情報の取扱い、開示請求があったときはどのように対応するかという部分のことでございますので、ご理解いただきますようによろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 2回で終わりです。住民個人の情報ではないということをご理解いただければよろしいかと思ひます。ですから、質問の趣旨が全く違っていましたので、そこはご理解いただきます。

他に質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（「14番、反対討論」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質問……討論ですよ。

ですから、小川文子議員と言ひました。どうぞ、演壇へ。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。この個人情報について、私どもの見解は全国で非常にたくさんの個人情報保護法があって、市町村によってはかなりすばらしい個人情報保護法をお持ちの自治体もございます。

しかし、今回は、国がこれを一括して決めたために、市町村の裁量が全くなくなるということに対して、私たちは反対をするものでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号 矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免措置について、国の財政支援の対象が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。収入の減少が見込まれる被保険者の属する世帯に係る国民健康保険税の減免措置の対象を、これまでの令和元年度から令和4年度までの分の保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものに、令和4

年度以前の保険税であれば、令和5年4月1日以降に納期限が到来する保険税を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第21号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき制定しております矢巾町課設置に関する条例について、課を新設するために所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。今年度から政策推進監を設置し、その職において様々な施策

推進に取り組んでおりますが、来年度から組織的に重要施策に取り組むことを目的とし、未来戦略課を設置するものであります。新設する未来戦略課につきましては、これまで主に企画財政課、産業観光課及び道路住宅課で担っております事務の一部を所管し、土地利用や企業誘致等に一層推進することで、未来のまちを創造する役割を担うこととしたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 単純な質問で申し訳ありません。まず、課長を含めた人数は何人で、課はどこに設置になるのでしょうか、お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

実は内示があしたですので、人数だけお知らせということで、課長を含めまして4名の予定で、3階に設置する予定となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。あした内示だそうでございます。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第22号 矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 3 号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、現行の職員定数であります200人のうち、任命権者ごとの職員数について必要な改正を行うものであります。

その改正内容であります、さきに提案いたしました矢巾町課設置に関する条例の一部改正と同様に、来年度からの組織体制を整えるため、各所属に必要な人員について見直しを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、職員の休憩時間について、人事院規則の改正等、国の例に準じて所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。職員の健康に重大な影響がある場合のほか、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当な場合に、休憩時間の基準について、別段の定めをすることで柔軟に対応するための改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 職員の勤務状況についての提案ですけれども、職員の方々はふだん休憩室がないように思っているのですけれども、どのような状況になっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

庁舎においてはですが、3階に女子休憩室、男子休憩室はございますが、昨今のコロナの関係で、密な接触はちょっとまずいと、閉ざされた空間ではまずいということで、現在のところは閉鎖してございました。

ただ、このようにマスクの着用の緩和とか、飲食等の場所での緩和という状況もございませぬので、使用できるように今後、ちょっと中が散らかっていますので、きちっと整理してか

ら皆さんが使えるようにしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 改善を求めます。そして、昼時間と、それから休憩時間とはっきりさせるように、庁舎内を回っていると、その場所で食事をされている職員を多く見かけるので、やはりリラックスタイムも必要だと思いますので、そういうところもよろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 答弁要りませんね。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） ということで、よろしく申し上げます。

他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第24号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第13、議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、個人情報保護に関する法律の改正により、取扱いが同じ法律により統一されることに合わせ、情報公開・個人情報保護審査会設置法に規定する罰則について、矢巾町行政情報公開条例においても同様の対応とするため、新たに追加するものであります。

その改正内容であります、委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することについて規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第25号 矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第14、議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法の改正に伴い、これまで監査委員2人のうち、1人は議員さんたちの中から選任することとされておりましたが、条例に規定することにより、議員さん方の中から選任しないことができることとなったものであります。このことから、監査委員連名により、監査委員と議会の役割分担や監査委員の独立性の確保の観点から、議員から監査委員を選任しないことについてご提言をいただいたことから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。議員から選任された委員の任期満了後は、議員のうちから選任しないこと、報酬に係る監査委員の区分について、現行の議会選出者、識見を有する者から、代表監査委員、代表監査委員以外の監査委員に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第26号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

て

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第15、議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合の第1号被保険者に係る介護保険料の減免措置について、国の財政支援の対象が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。収入の減少が見込まれる第1号被保険者に係る介護保険料の減免措置の対象を、これまでの令和元年度から令和4年度分までの保険料であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものに、令和4年度以前の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が到来するものを加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

介護保険料を高く払えないという方たち……

○議長（藤原由巳議員） 条例の変更ですよ。

○13番（川村よし子議員） 条例の変更で、この人数的なところはどのようになっているのか、大体の対象者のところとかも含めてお願いしたいのですけれども。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

この条例に関わる対象の方は、今年度はいらっしゃいません。過去に、令和2年度にございましたが、昨年度、今年度についてはいらっしゃいません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第27号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第16、議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の町道路線の廃止は、現地調査の結果を踏まえ、現況と整合性を図るため廃止するものであり、赤林、北矢幅、上矢次、又兵エ新田及び西徳田地内の11路線、全長5,029.1メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、議員各位のお手元には、廃止路線の場所につきまして図面を添付させていただいておりますので、ぜひ御覧をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） こういうのに図面が入っています。皆さん、見ていましたか。タブ

レットにも入っていましたが、ちょっと小さくて、見えにくいのですが。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第28号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第17、議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明をさせていただきます。

今回の町道路線の認定は、現地調査の結果を踏まえ、現況と整合性を図るため認定するものであり、上矢次、又兵エ新田、赤林、北矢幅及び西徳田地内の8路線、全長3,667.7メートルについて新たに町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、先ほどの廃止路線と同じく、この認定路線の場所については図面を添付させていただいておりますので、ぜひご高覧いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第29号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）
について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第18、議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について提案理由の説明をさせていただきます。

主な歳入につきましては、1款町税の個人町民税、法人町民税、固定資産税及び7款地方消費税交付金を増額補正し、14款国庫支出金の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、15款県支出金の多面的機能支払交付金及び21款町債の地方道路整備事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の一般職員給与費、財政調整基金積立事業、6款農林水産業費の圃場整備事業及び8款土木費の除雪事業を増額補正し、新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効活用し、福祉施設等物価高騰等対策支援事業を追加実施するため、3款民生費の老人福祉総務事業、児童行政事業及び4款衛生費の保健衛生総務事業を増額補正し、3款民生費の介護サービス施設等整備事業を新設補正するものであります。

また、3款民生費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、6款農林水産業費の農地等整備事業及び8款土木費の防災安全対策事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,171万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,719万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費です。款、項、事業名、金額の順で申し上げます。2款総務費、2項徴税費、徴収システム運営事業66万円、こちらは庁舎内基幹システムの更新に伴う滞納管理システムの改修業務委託となります。同じく、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システム運営事業513万7,000円は、社会保障・税番号制度に関連した戸籍総合システム改修業務委託となります。

3款民生費、2項児童福祉費、私立保育園等整備費補助事業60万円は、送迎用バス安全装置導入支援のための保育対策総合支援事業補助金となります。

6款農林水産業費、1項農業費、特用林産施設等体制整備事業1,562万4,000円は、原木シイタケのほだ木導入に係る内容となります。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持管理事業50万5,000円は、名郷根渡船場線の測量設計に係る内容となります。同じく、防災安全対策事業2,798万1,000円は、島線及び矢次線の工事及び用地に係る内容となります。同じく生活道路整備事業618万5,000円は、名郷根渡船場線の道路設計、畑中線の水路整備に係る内容となります。

7ページにお進みいただきまして、第3表、債務負担行為補正です。変更となります。全て期間の変更となります。小規模小口資金保証料補給、補正後、令和9年度まで。農業近代化資金利子補給事業、補正後、令和10年度まで。中小企業振興資金利子補給、補正後、令和11年

度までとなります。

8 ページにお進みいただきまして、第4表、地方債補正です。追加及び変更となります。まずは追加ですが、起債の目的は、町民センター施設災害復旧事業。限度額は300万円。起債の方法は普通貸借または証券発行。利率は年6.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。こちらは、議場の天井修繕のための調査設計業務委託を行うものです。

続いて、変更ですが、変更は限度額のみですので、補正前後の限度額のみ説明をさせていただきます。起債の目的、農地整備事業、補正前限度額870万円、補正後限度額2,500万円。道路整備事業、補正前限度額3億660万円、補正後限度額2億8,760万円。河川整備事業、補正前限度額1,000万円、補正後限度額950万円。史跡公園建設事業、補正前限度2,330万円、補正後限度額2,100万円。全て今年度の事業費の確定に伴う借入額の補正となりますが、農地整備事業につきましては、県営圃場整備事業の令和5年度予定事業の前倒しに伴う増となっております。

次に、事項別明細によりましてご説明いたします。15ページにお進みください。今回の歳入補正につきましては、年度末の見込みによる精算が中心となります。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳入。1款町税、1項町民税7,394万4,000円、個人住民税及び法人町民税の見込み増となります。同じく2項固定資産税1,236万2,000円、こちらも見込み増となります。同じく3項軽自動車税226万3,000円、同じく4項町たばこ税498万6,000円。16ページに参りまして、同じく5項入湯税79万2,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金9,899万円、こちらは消費税の税収が見込みを上回ったことによる増となります。

12款分担金及び負担金、1項負担金491万1,000円の減。

13款使用料及び手数料、1項使用料、17ページに参りまして、項の合計は422万8,000円となります。18ページに参りまして、同じく2項手数料65万6,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金474万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増638万1,000円は、事業費確定に伴う増となります。同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金2,673万

8,000円の減は、事業費確定に伴う補助金の減となります。また、3目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,294万2,000円の減は、事業費確定に伴う補助金の減となります。19ページに参りまして、項の合計は7,612万4,000円の減、同じく3項委託金94万3,000円の減。

下に参りまして、15款県支出金、1項県負担金81万7,000円の減。20ページに参りまして、同じく2項県補助金、1目総務費県補助金の地域経営推進費補助金の増134万8,000円は、徳丹城駐車場のトイレ整備事業の事業費確定に伴う増となります。下のほうに参りまして、4目になります。農林水産業費県補助金の多面的機能支払交付金2,365万8,000円の減は、県の割当額の減による内容となっております。21ページに参りまして、項の合計は3,979万6,000円の減となります。同じく3項委託金、1目総務費委託金の県民税徴収委託金の増174万8,000円は、県民税見込額による増となります。22ページに参りまして、項の合計は190万9,000円となります。

16款財産収入、1項財産運用収入69万6,000円、同じく2項財産売払収入580万4,000円、1目の物品売払収入の町有林材売払収入372万6,000円は、間伐材売払収入による増となります。

17款寄附金、1項寄附金、1目の一般寄附金の増367万8,000円は、企業4社からの寄附となります。23ページに参りまして、項の合計は369万5,000円となります。

18款繰入金、2項基金繰入金1,092万9,000円の減、3目の公共施設等総合管理基金繰入金956万3,000円の減は、小学校維持管理事業、庁舎維持補修事業などの各公共施設の維持補修事業完了見込みによる減となります。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料18万3,000円、同じく4項雑入、1目雑入の岩手県市町村振興協会市町村振興交付金438万4,000円、こちらはハロウィンジャンボ宝くじの収益金の配分額です。1つ下がって、岩手県市町村振興協会市町村振興助成金861万6,000円は、サマージャンボ宝くじの収益の配分額となっております。24ページに参りまして、2節民生費雑入の医療費助成事業高額療養費返還金の減350万円は、返還金が見込みを下回ったために減とする内容となっております。項の合計は、25ページに参りまして、1,255万3,000円となっております。同じく5項受託事業収入7万3,000円の減。

21款町債、1項町債250万円の減は、第4表、地方債補正で申し上げたとおりとなっております。

続きまして、歳出に参ります。

○議長（藤原由巳議員） 課長、ちょっと。今説明の途中ではございますけれども、ちょうど

歳入が終わりました。ここで12時回りましたので、昼食のための休憩に入りたいと思います。

お昼時間帯に行事がありますので、再開を13時の目標にはしますが、若干ずれる場合もあるかと思っておりますので、その際はブザーでお知らせしますので、そのようにひとつ対応をお願い申し上げます。

それでは、休憩といたします。よろしく申し上げます。

午後 0時02分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、歳出の詳細説明を求めます。

花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） それでは、歳出のご説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳出。1款議会費、1項議会費184万9,000円の減。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般職員給与費の増1,937万2,000円ですが、こちらは退職者が多いことから、退職手当の特別負担金による増となります。30ページに参りまして、人事・服務管理事業の減557万5,000円は、会計年度任用職員社会保険料、同じく雇用保険料、労災保険料、共済費の精査による減となります。31ページに参りまして、ページの一番下になりますけれども、公共施設等総合管理基金積立金193万円は、土地売払い分を積立てするものです。32ページに参りまして、上のほうになります。庁舎議場天井修繕調査設計業務委託料の減305万円は、11款災害復旧費に計上し直すこととしたため減とするものです。中段の企画総務事業の減827万4,000円は、ふるさと納税の事務手数料等の減によるものです。33ページに参りまして、上段の地方創生事業の増242万5,000円は、地域おこし協力隊員の業務委託料から会計年度任用職員給与としたことによる委託料、不用額の減と、利子補給費確定による定住促進利子補給金の増額によるものです。中段に参りまして、財政調整基金積立事業の増2億6,670万円により、財政調整基金残高は12億1,181万3,000円となります。電子計算事業の減743万3,000円は、34ページのほうに参りまして、委託料及び賃借料の入札減によるものです。町税還付金費の減250万円は、還付実績額に伴う予算減となります。1項総務管理費の項の合計は2億4,532万2,000円となります。同じく2項徴税費、賦課事業の減340万8,000円の主なものは、35ページに参りまして、土地鑑定評価業務委託料

の不用額の減によるものです。項の合計は536万9,000円の減となります。36ページに参りまして、3項戸籍住民基本台帳費、項の合計は234万4,000円の減となります。同じく4項選挙費、37ページに参りまして、項の合計は75万4,000円の減。5項統計調査費16万1,000円の減。38ページに参りまして、6項監査委員費7万4,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、ページの一番下、国民健康保険運営事業の増776万9,000円は、39ページのほうに参りまして、国保財政安定化支援繰出金が繰出金の確定により819万円増となります。続いて、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の減137万2,000円、非課税世帯に対する物価高騰対策給付事業の減731万8,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の減2,648万5,000円、そして40ページに参りまして、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業の減83万6,000円は、それぞれ事業完了に伴う不用額の減となります。中段に参りまして、障害者福祉総務事業の増160万6,000円は、10月に行った障害者福祉施設等物価高騰等対策支援給付金を再度給付することによる増となります。下のほうに参りまして、障害者自立支援事業の減731万8,000円は、41ページのほうに参りまして、介護給付費、補装具費支給費などの実績見込みによる減となります。下段に参りまして、障害児福祉事業の増300万円は、通所給付費の実績見込みによる増となります。42ページに参りまして、上段の高齢者福祉施設等物価高騰等対策支援給付金240万円は、障害者福祉施設と同じように支援給付金を再度給付することによるものとなります。43ページに参りまして、介護サービス施設等整備事業3,000万円は、新たに設置される高齢者介護福祉施設への設置支援補助金となります。1項社会福祉費の項の合計は859万7,000円の減となります。2項児童福祉費、44ページに参りまして、一番上の児童福祉施設等物価高騰等対策支援給付金80万円は、障害者福祉施設同様、支援給付金を再度給付することによるものとなります。45ページに参りまして、中段の地域型保育給付事業の増300万円は、地域型保育事業を実施する施設で入所する児童が増えたことによる給付費の増となります。項の合計は761万5,000円の減となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生総務事業の増867万1,000円は、46ページのほうに参りまして、上段の、10月に行いました医療施設等物価高騰等対策支援給付金を再度給付することによる予算増となります。47ページに参りまして、予防接種事業の減3,869万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする各種予防接種事業の実績見込みによる減となります。48ページに参りまして、項の合計は3,840万8,000円の減となります。同じく2項環境衛生費、49ページに参りまして、項の合計は446万7,000円の減となります。

5 款労働費、1 項労働諸費、50ページに参りまして、項の合計は56万6,000円の減となります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、50ページの一番下、新規就農育成総合対策事業交付金150万円の減は、事業採択者がいなかったことによる減となります。51ページに参りまして、中段の矢巾町鳥獣被害防止対策協議会負担金348万6,000円の減は、電気柵の設置等を一部事業が実施できなかったことから、実績見込みによる減となります。また、その下のほう、肥料高騰に係る農家緊急支援事業給付金192万円の減は、実績による減となります。下段に参りまして、経営所得安定対策推進事業補助金174万3,000円の減は、実績による減となります。52ページに参りまして、中段の経営体育成支援事業補助金361万2,000円の減は、県の事業採択がなかったことによる減となります。53ページに参りまして、農地等整備事業の減3,846万2,000円は、多面的機能支払・共同活動交付金は執行残の減、多面的機能支払・長寿命化交付金は県補助割当ての減による予算減となります。その下の県営農業競争力強化基盤整備事業負担金1,980万8,000円は、矢次地区事業及び広宮沢地区の圃場整備事業の令和5年度事業の前倒しによる増となります。54ページに参りまして、項の合計は4,430万4,000円の減となります。同じく2 項林業費35万1,000円の減。

55ページに参りまして、7 款商工費、1 項商工費、中段に参りまして、がんばる中小企業者応援事業補助金及び中小企業者物価高騰等緊急支援給付金の減は、事業完了に伴う不用額の減となります。下段に参りまして、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金積立金523万4,000円は、コロナ交付金により令和6年度補給金分を追加で積立てすることによる増となります。少し飛んで、57ページに参りまして、項の合計は416万4,000円の減となります。

8 款土木費、1 項土木管理費73万8,000円の減となります。同じく2 項道路橋梁費、中段の道路台帳整備委託料200万円の減は、入札残及び業務内容精査による減となります。下段に参りまして、道路維持事業の工事請負費315万円は、冬期間の降雪に伴う道路損傷箇所の補修工事費となります。58ページに参りまして、除雪事業の増5,287万5,000円は、今後の支払い及び降雪に備えた除雪経費分の増となります。道路新設改良事業の減2,498万円のうち、社会資本整備事業の減798万円は工事費の一部組替えによる増減と、防災安全対策事業の減1,700万円は南矢幅踏切工事負担金の減と交通安全施設整備工事費の組替え等による増減となります。項の合計は2,960万8,000円となります。同じく3 項河川費30万2,000円の減となります。59ページに参りまして、盛岡広域都市計画土地利用現況調査事業負担金1,242万

7,000円の減は、県事業が令和5年度に変更となったことによる減となります。下段に参りまして、街路事業の減1,260万6,000円は、執行見込みがなかったことによる減となります。60ページに参りまして、項の合計は2,920万4,000円の減となります。同じく5項住宅費は、事業見通しによる不用額の減となります。61ページに参りまして、項の合計は673万2,000円の減となります。

9款消防費、1項消防費、常備消防事業の減640万円は、今年度の負担金の確定による減となります。項の合計は688万9,000円の減となります。

10款教育費、1項教育総務費、62ページに参りまして、中段より少し下の児童生徒各種大会参加費補助金は、矢巾中と矢巾北中のハンドボール、矢巾北中の声楽アンサンブルなどの全国大会等出場補助金となります。その下の奨学金基金積立金は、定額基金である奨学金基金への給付型奨学金分の積み戻しとなります。その下の教育施設整備基金積立金60万7,000円ですが、基金利子を積み立てるもので、これによりまして基金残高は2億4,001万6,000円となります。63ページに参りまして、項の合計は190万2,000円となります。同じく2項小学校費、64ページに参りまして、項の合計は279万8,000円の減となります。同じく3項中学校費、少し飛んで66ページまで進んでいただきまして、項の合計は416万円の減となります。同じく4項社会教育費、67ページに参りまして、中段の田園ホール管理事業の工事請負費245万2,000円の減は、田園ホールの冷却塔回りのバイパス弁交換工事の入札残の減となります。その下の光熱水費150万円は、電気料高騰による増となります。68ページに参りまして、史跡公園整備事業の工事請負費723万4,000円の減は、徳丹城外郭道路復元工事費の入札残の不用額の減となります。項の合計は1,489万円の減となります。同じく5項保健体育費、69ページに参りまして、項の合計は248万1,000円の減となります。

11款災害復旧費、2項その他公共施設・公用施設災害復旧費、庁舎議場天井修繕調査設計業務委託料を2款総務費から移行して計上しております。項の合計は305万円となります。

70ページに参りまして、12款公債費、1項公債費、項の合計は95万円の減となります。

以上で議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番(赤丸秀雄議員) 51ページの説明でありました、たしか。鳥獣被害対策の減、これは電気柵を一部実施できなかつたというのですが、これはやらなくても済んだものなのか、それとも5年度で追加してやるのか。それから、どれぐらいの規模のものをやらなかつたのか、そこを教えてください。

○議長(藤原由巳議員) 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長(佐藤健一君) 今お話がありました電気柵につきましては、不動中山間を中心に令和4年度実施させていただきましたけれども、その分の執行残もありますし、見積りを取った後の執行残もございますし、プラス城内山沿いの一部を、地区で言えば城内地区になりますけれども、その部分が令和4年度でできなかつたということで、令和5年度で繰り越してというよりも、令和5年度で事業を実施するものとなっております。

以上でございます。

○議長(藤原由巳議員) 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) ページ数では42ページ、介護予防事業の減、42ページの一人暮らし老人緊急通報システム管理委託料、△10万円のところなのですけれども、独り暮らしの高齢者が今増えているのですけれども、マイナスになったということは件数が少なかつたと、申込みが少なかつたということなのですけれども、今の状態と、申込みをしたくてもできなかつた方が私の身近なところであるのですけれども、そういう申込みしたくてもできなかつた方とか、どういう理由なのか、そこら辺をお伺いします。

○議長(藤原由巳議員) 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長(浅沼圭美君) ただいまのご質問にお答えいたします。

一人暮らし老人緊急通報システムですけれども、当初4月時点で15世帯、16人でしたが、やはり入院とか、入所された方もございまして、1月末では10世帯、10人となっております。

また、対象世帯につきましては、今川村議員からお話あったような方については、直接私も聞いた際は、ご訪問したり状況を確認して対応しているところでございます。もし個別にそのような案件がございましたら、ぜひ教えていただきまして、丁寧な対応をしたいと

思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そういう案件があったらということなのですが、えんじょいセンターに問合せをして、えんじょいセンターの保健師さんが訪問したりしていたのですが、1か月後にはできないということだったのです。私が相談を受けた方は、近くに住んでいる86歳の女性の方でしたけれども、難聴で、玄関のベルを鳴らしても聞こえないので、裏のほうへ行って、窓をトントンとすると分かるのですけれども、しっかりしていて、銀行の番号とか、そういうのは忘れるのですけれども、普通に生活している方なのですが、がっちり鍵もかけているので、もし何かのときには緊急通報でペンダントとかあればいいなといつも思っていたのですけれども、それが駄目だったのです。

それから、えんじょいセンターの保健師さんは、身近なところ、えんじょいセンターに通ってほしいというようなこともあったのですけれども、タクシーに乗って来てくださいというようなことも言われて、そこにも行かないような感じで、家族はそういうところにも行ってほしいのだけれども、そういうところにも行かない、そういう状況の方だったのですけれども、その理由がなかなか分からなかったのです、保健師さんから聞いても。その対応の仕方が、えんじょいセンターでは委託しているので、町のやり方というか、そこが私は疑問だなと思いつながら対応していたのですけれども、どうなのでしょう、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） えんじょいセンターの、多分地域包括支援センターの保健師が訪問したというふうに捉えますが、対象者がその対象になるか否かをきちんとアセスメントして、結果ご利用できなかった案件ではないかなというふうに捉えております。もし仮にご説明とか対応の仕方がちょっとそぐわない点がございましたらば……ただ私どもはルールに沿って対象の方への支援をさせていただいているというふうに捉えておりますので、直接その方と対応したりお話をしたり進めてまいっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。2回までで終わりです。

他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 59ページの街路事業費が減になっています。これは測量調査設計業

務委託料になっていましたが、内容と、やらなくて済んだ理由を教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 藤原道路住宅課長補佐。

○道路住宅課長補佐兼まちづくり推進室長補佐兼係長（藤原淳也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

街路事業の測量調査の設計業務委託料として取っておりましたけれども、圃場整備地域の盛岡南道路の測量業務が減になっていることで、令和4年度事業から令和5年度事業に切り替わったと、このような経緯でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第30号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第19、議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

4号)について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、6款繰入金の一般会計繰入金及び8款諸収入を増額補正し、1款国民健康保険税を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費、5款基金積立金の財政調整基金積立金及び7款諸支出金の償還金を増額補正し、1款総務費を減額補正し、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ263万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,020万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、国民健康保険税や繰入金、保険給付費など決算見込みによります歳入歳出予算の調整が主な内容となっております。

それでは、事項別明細書によりましてご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

なお、今回の補正は、決算見込みによります調整が主なものとなりますので、少額のもの省略し、主要なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、項の補正額937万3,000円の減となります。減額の理由としましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行者数がピークとなっておりますほか、社会保険の適用拡大などによりまして、想定よりも被保険者数が減少しており、決算見込みによりまして現年課税分保険税を減額するものとなります。

4款県支出金、1項県補助金、項の補正額6万7,000円の増となります。保険給付費等交付金のうち、普通交付金につきましては、歳出の保険給付費の増に伴いまして増額するものとなります。

12ページをお開き願います。6款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額819万1,000円の増となります。財政安定化支援事業繰入金につきましては、被保険者の保険税負担能力や高齢者の割合に応じて、一般会計から法定内繰入れを行うものとなりますが、今年度の算定額が確定しましたことから増額するものとなります。

8款諸収入、2項雑入、項の補正額312万9,000円の増となります。主な増額の理由としま

しては、国保連合会に概算払いを行いました令和4年2月診療分の精算に伴う返還などによりまして増額するものとなります。

続いて、15ページをお開き願います。歳出。1款総務費、1項総務管理費、項の補正額54万5,000円の減となります。市町村医師養成事業の市町村負担金の確定に伴いまして減額するものとなります。

2款保険給付費、2項高額療養費、項の補正額6万7,000円の増となります。令和3年度分の高額介護合算療養費が確定したことに伴いまして不足が生じる見込みとなりましたので、増額するものとなります。

5款基金積立金、1項基金積立金、16ページに参りまして、項の補正額250万2,000円の増となります。今回の補正によります基金積立て後の当該基金残高は1億3,616万9,000円となる見込みであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、項の補正額61万1,000円の増となります。これは、過年度の特別交付金につきまして事業実績により返還の必要が生じたことから、県支出金過年度分の返還金を計上するものとなります。

以上で議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第31号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第20、議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、3款国庫支出金の調整交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を増額補正し、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1款総務費、2款保険給付費及び3款地域支援事業費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,470万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,524万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳入においては国庫支出金の増額、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の減額。歳出におきましては、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の減額が主な補正内容となっております。

なお、今回は年度末の決算を見込んだ補正であるため、少額のものについては省略し、主要なものについてご説明させていただきます。説明は、前例同様とさせていただきます。

11ページをお開き願います。歳入。3款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額1,383万9,000円の増となります。これは、調整交付金の変更申請による増額、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の交付額決定に伴う歳入で増額となるものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、項の補正額3,255万5,000円の減となります。これは、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額医療合算介護サービス等費の減額に伴う介護給付費の減額や地域支援事業費の減額に伴う第2号被保険者負担分の交付金の減額調整によるものです。

5款県支出金、1項県負担金、項の補正額1,351万5,000円の減となります。これは、先ほど支払基金交付金でもご説明いたしました介護給付費の減に伴う県負担分の減額調整によるものでございます。

12ページをお開き願います。7款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額238万7,000円の減となります。これは、介護保険一般管理事業費及び徴収事業に関わる総務費の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額調整によるものでございます。

続いて、15ページをお開き願います。歳出。1款総務費、1項総務管理費、項の補正額231万4,000円の減額です。これは、第9期介護保険事業計画に関わるニーズ調査について、国において検討されている第9期計画の国の方針が令和5年度に示されることから、ニーズ調査実施時期を令和5年度に変更したことに伴う介護保険事業計画等策定業務委託料の減額によるものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、17ページまでお進みいただきまして、5項高額医療合算介護サービス等費までとなりますが、款全体の補正額といたしまして2,812万6,000円の減額となります。これは、現在の介護給付費支出の進捗状況からそれぞれ調整した結果、減額とするものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、項の補正額366万3,000円の減額となります。これは、介護事業所が実施しております第1号通所事業及び要支援の認定を受けた方がサービスを利用する際に必要とされる介護予防ケアマネジメント事業が当初見込みよりも少なかったことにより減額するものとなります。2項一般介護予防事業費、項の補正額53万1,000円の減額です。これは、介護予防普及啓発事業における不用額を減額するものです。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、項の補正額1万1,000円の増額です。これは、

令和3年度分の地域支援事業交付金の県交付金分の確定に伴う返還を行うための増額でございます。

以上をもちまして議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) ページ数で17ページ、2点あります。介護予防ケアマネジメント事業が△50万2,000円になっているのですけれども、先ほどの課長の説明ではケアマネジメントの相談件数が少ないということだったのですけれども、どのくらい少なくてこのくらいになったのか。

それから、2点目なのですけれども、その下の一般介護予防事業費の中の会計年度任用職員の報酬が△40万円になっているのですけれども、会計年度任用職員、介護分野で町として何人でこの40万円になるのか、どうしてこういう結果になったのかお伺いします。

○議長(藤原由巳議員) 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長(浅沼圭美君) 介護予防マネジメント事業につきましては、相談というよりケアプランの部分となります。当初見込みより件数が少なかったことによりまして、当該の給付に伴っての計画値よりも少なかったということで減額するものでございます。

また、一般介護予防の会計年度任用職員に関しては、これは実際コロナ禍において、なかなか事業展開ができない時期もございまして、その分事業の不用額がございましたので、減額というふうになるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原由巳議員) よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 会計年度任用職員の報酬なのですけれども、コロナ禍の中という

ことで、そうすると会計年度任用職員の報酬は減額というか、減収ということになるわけですね。人数的にはどうなのですか、この40万円は何人分なのですか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

減収ではなく、実際その実働が少なくなったというふうに捉えていただければよろしいかと思えます。あくまでも待遇が変わったわけではなく、実働に出る部分が少なくなったので、報酬としてのところが減額になったと。

そして、この事業に関しては、専門の看護師が対応しております。2人の看護師がこの事業に対応しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 15ページの施設介護サービス費給付事業の減、これ2,444万円と大幅な減になっているのですけれども、その理由をお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 施設利用のほうも当初見込みの目標の……計画に基づいた額よりも見込みが少ない状況でございました。全体的に介護保険の計画に基づいた執行状況でございますが、大体95%弱ぐらいの今介護の計画値に基づいた進捗状況でございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 施設が減ったということは、在宅で見るのが多くなったということではなく、全体的に減っているということでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

そのとおりでございます。全体的に減っておって、各施設のほうにお聞きしたところ、やっぱりコロナ禍の影響で、様々定員の稼働率と言ったらいいのでしょうか、その部分も含めて全体的に減っているというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第32号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第21、議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,531万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長(浅沼圭美君) 議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和4年度末を控え、主に決算を見込んだ予算の調整でございます。説明は、前例同様とさせていただきます。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、項の補正額616万6,000円の増となります。こちらは、収入見込みの増によるものでございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、項の補正額8,000円の増で、同じく収入見込みの増でございます。

続いて、13ページをお開き願います。歳出でございます。2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、項の補正額617万4,000円の増で、こちらは保険料収入を広域連合に支出するものでございます。

以上で議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第33号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）
について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第22、議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を850万2,000円増額補正して、総額を8億9,689万5,000円とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用及び営業外費用を2,030万円減額補正して、総額を7億244万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入の企業債、国庫補助金、負担金及び精算金を8,905万2,000円減額補正して、総額を5,961万2,000円とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費及び返還金を1億2,587万8,000円減額補正して、総額を6億5,217万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

先に2ページをお開き願います。上段になりますが、企業債の補正につきましては、起債の目的は水道事業債であり、限度額1億円であります。この起債については廃止をいたします。詳細につきましては、後ほどご説明をいたします。

補正詳細につきましては、補正予算明細書で行いますので、8ページ、9ページをお開き願います。令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第4号）の款、項及び詳細を説明いたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益、補正予定額は850万

2,000円、1項営業収益311万9,000円。主な内訳といたしまして、受託工事収益であり309万4,000円、これは町道改良事業及び県道の歩道工事等の受託工事による精算であります。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。支出ですが、1款水道事業費用、補正予定額は2,030万円の減。1項営業費用2,930万円の減。主な内訳といたしまして、原水及び浄水費における委託料534万4,000円の減、これは水質検査委託料の減ほかであります。配水及び給水費における修繕費557万8,000円の減。内容といたしましては、メーター取替費の減ほかであります。2項営業外費用900万円、内訳といたしましては消費税であります。これは、納付予定額を試算したことによるものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、1款資本的収入、補正予定額は8,905万2,000円の減。1項企業債1億円の減、これは皆減です。理由といたしましては、将来の負担減のため、自己資金活用のために起債を借りないという判断をしました。2項国庫補助金496万6,000円、内容といたしましては国庫補助金交付金であり、生活基盤施設耐震化等交付金の増であります。4項精算金271万円、これはダム建設事業利水者負担金精算金であります。なお、内容につきましては、次の支出のほうの資本的支出、3項の返還金と関係がありますので、次ページにて、まとめてご説明をしたいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） はい。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ありがとうございます。

では、14ページ、15ページをお開き願います。支出ですが、1款資本的支出、補正予定額は1億2,587万8,000円の減。1項建設改良費1億2,794万4,000円の減。内訳といたしまして、営業設備費における備消耗品費1,937万円の減、これはメーター購入費の減であります。工事請負費2,561万6,000円の減。要因といたしましては、浄水設備工事費の減であります。第3次拡張事業費における委託料5,860万8,000円の減、これは水道施設設計委託料の皆減であります。工事請負費2,183万4,000円の減、これは水道施設工事費の減に伴う精算見込みであります。3項返還金206万6,000円、内容といたしまして、国庫補助金返還金として117万4,000円、他会計出資金返還金として一般会計出資金返還金89万2,000円となります。この収入の精算金及び支出の返還金につきましては、これは築川ダム建設事業費の精算に伴うものであります。全体事業費が530億円から522億8,668万円になるもので、矢巾町として納入済みの建設負担金が2億7,207万6,000円から精算したところ、2億6,936万9,000円になることで、精算金として県から水道事業会計へ271万円の精算が発生するものです。なお、この建設負担金につま

しては、厚生労働省の水道水源開発等施設整備費補助金を活用しております。そのため、国庫補助金返還金として117万4,000円、負担割合としては2分の1から3分の1、これは年度によって変動しました。町一般会計は89万2,000円、これは全体事業費の3分の1を返還するものであります。

以上で議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第34号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第23、議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を94万2,000円増額補正して、総額を7億9,529万9,000円とし、第2款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益を123万4,000円を減額補正し、総額を5億8,775万2,000円とし、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を647万6,000円減額補正をして、総額を7億7,382万9,000円とし、第2款農業集落排水事業費用の営業費用を784万6,000円減額補正し、総額を5億9,748万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債及び負担金を1,683万円減額補正して、総額を2億1,226万2,000円とし、第2款農業集落排水資本的収入の負担金を81万円増額補正して、総額を5,348万8,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を1,123万7,000円減額補正して、総額を4億6,191万9,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費を1,500万円減額補正して、総額を2億1,971万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、補正予算明細書で行いますので、8ページ、9ページをお開き願います。令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第3号）の款、項及び詳細を説明いたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款公共下水道事業収益、補正予定額は94万2,000円、1項営業収益78万3,000円。内訳といたしまして、他会計負担金、汚水処理負担金として150万1,000円、これは流通センター北1丁目、盛岡市由来の汚水が矢巾町の管路を流れて流域のほうの接合点に向かいますので、盛岡市分、北1丁目分、あと矢巾町の流通センター等の分を割合で分けていることによる盛岡市分の汚水処理負担金の増となります。

2款農業集落排水事業収益、補正予定額は123万4,000円の減。1項営業収益124万2,000円の減。内訳といたしまして、農業集落排水施設使用料として125万8,000円の減が見込まれて

おります。

10ページ、11ページをお開き願います。支出ですが、1款公共下水道事業費用、補正予定額は647万6,000円の減。1項営業費用、同額です。2款農業集落排水事業費用、補正予定額は784万6,000円の減。1項営業費用、同額となります。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、1款公共下水道資本的収入、補正予定額は1,683万円の減。1項企業債1,660万円の減。内訳といたしまして、企業債、公共下水道債が1,300万円の減、流域下水道債が360万円の減です。内容といたしましては、それぞれの事業費確定に伴う企業債借入額の減となります。

2款農業集落排水資本的収入、補正予定額は81万円。3項負担金、同額です。

14ページ、15ページをお開き願います。支出ですが、1款公共下水道資本的支出、補正予定額は1,123万7,000円の減。1項建設改良費、同額です。主な内訳といたしましては、受託工事費における工事請負費550万円の減、これは皆減となります。理由といたしましては、受託工事そのものが今年度は発生しなかったということであります。

2款農業集落排水資本的支出、補正予定額は1,500万円の減。1項建設改良費、同額です。内訳といたしまして、処理場建設改良費における工事請負費1,200万円の減です。理由といたしましては、令和6年度に県補助事業導入を予定しておりますので、今年度無理をして単独費を使わないで修繕費で賄うと、ちょっと言葉は悪いですがけれども、使う分は使うということで、無理な支出はやめたという考えであります。

以上で議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第35号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を14時35分といたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長(藤原由巳議員) それでは、再開をいたします。

日程第24 発議案第1号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
について

日程第25 発議案第2号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規
程の制定について

日程第26 発議案第3号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個
人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

日程第24、発議案第1号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、日程第25、発議案第2号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について、日程第26、発議案第3号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令について、この発議案3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。よって、日程第24、発議案第1号から日程第26、発議案第3号までの発議案3議案については一括上程することに決定しました。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

(5番 村松信一議員 登壇)

○5番（村松信一議員） ただいま一括上程されました発議案第1号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、発議案第2号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について、発議案第3号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令についての提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の保護に関する規律が法律により全国的な共通ルールとして統一されることになり、これまで本町で制定されていた矢巾町個人情報保護条例が廃止となることとなりました。

発議案第1号による条例制定については、改正後の法では、自治体は対象であるものの、地方議会についてはその独立性を重んじ法の対象外とされたことで、これまでは議会における個人情報保護も矢巾町個人情報保護条例により規定されていたことから、条例が廃止となることにより、これに代わる本町議会の個人情報保護に関する必要な事項を定め、条例を制定するものであります。

発議案第2号につきましては、発議案第1号の矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例において、議長が別に定めるとされていた部分等に関し規定する内容となっております。

発議案第3号については、矢巾町個人情報保護条例が廃止になることに伴い、不要となる規定を廃止するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第1号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につい

てを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号 矢巾町議会が保有する個人情報に関する矢巾町個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第27 発議案第4号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第27、発議案第4号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(藤原由巳議員) それでは、提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

(5番 村松信一議員 登壇)

○5番(村松信一議員) 発議案第4号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に

に伴い、令和5年度新たに設置される未来戦略課について、総務常任委員会の所管とすべく、所要の改正をするものであります。

なお、この条例は、課の設置と合わせ、令和5年4月1日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原由巳議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

藤原議長さんをはじめ、議員の皆様方におかれましては、先月の16日から本日まで29日間にわたりまして、議会定例会3月会議におきまして、代表質問、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきまして、原案どおりご承認、ご決定、ご可決賜りましたことに改めて心より感謝を申し上げます。

そして、今定例会の代表質問につきましては、町民の会、廣田清実議員、一心会、山崎道夫議員、矢巾明進会、長谷川和男議員の3会派の代表から9項目にわたって、そして引き続

き一般質問につきましては、村松信一議員、昆秀一議員、小笠原佳子議員、藤原信悦議員、赤丸秀雄議員、高橋七郎議員、小川文字議員、川村よし子議員、藤原梅昭議員、谷上知子議員、この10名の皆さんから30項目にわたり、ご質問やご提言をいただきました。その内容につきましては、小職はもちろんのこと、菊池教育長、そして中川農業委員会会長、廣田選挙管理委員会委員長に対しましていろいろといただいたわけですが、そのいただいた内容につきましては、今後職員が一丸となって皆さん方の思いに意を体して、しっかり取り組んでまいり覚悟でございますので、今後ともひとつよろしく願いをいたします。

そして、私どもからは、条例の制定、一部改正、一般会計をはじめとした各会計の来年度の当初予算及び補正予算、33件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決賜りましたことに感謝を申し上げますとともに、今後この事務事業の実施に当たっては、スピード感を持って確実に推進してまいりたいと思います。

また、皆さんもご存じのとおり、今定例会は予算議会とも言われますが、それぞれの議案の中に一般会計、特別会計、そして企業会計、全部合わせると6会計の当初予算、このことについては町勢の発展のために欠かすことのできない予算でございます。

それから、先ほど予算決算常任委員会の廣田清実委員長からの審査報告にもございましたが、附帯決議として18項目ございました。このことについても、先ほどの代表質問なり一般質問と同様に、議長さんをはじめ議員各位の思いを職員一丸となって取り組んでまいりたいと思います。これからも皆さん方におかれましては、議長さん、そして議員の立場、まさに大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げます。

それから、最後になりますが、これからまた4月には選挙があるわけでございますので、今のところ私らが考えられることについてお話をさせていただければ、まずいつも、毎年3月31日で矢巾町税の一部改正、または各会計の補正予算の専決処分、それから今年も残念ながら自動車の破損事故に関わる損害賠償請求に関する専決処分、そして今日ご可決を賜りました監査委員さん、これまでは議会の選出者と識見者でございますが、これからは識見者の方々の選任に関する同意など、いろいろご提案をさせていただくこととなりますので、今のところはまさに予定でありますので、よろしく願いをいたします。

それで、実は私は昨日県庁に行ってきたのですが、ちょっと気になって、石割桜がいつ頃咲くのか、行って情報収集してきたのです。これまでに一番早かったときは4月9日なのだそうです。今年は、それと変わらないのではないかなということ、本当にそうなのかなと。暑さ寒さも彼岸までと、これからは三寒四温を繰り返しながら、そして五風十雨と、5日ご

とに風が吹いて10日ごとに雨が降る、農家にとってはそれが理想なのだそうです。これはお年寄りさんたちからそういうことを教えられたのですが、今の気象情報によると三寒四温とか五風十雨の表現がそぐわないのかなということで、もう本当に春がいきなり来たような感じがいたすわけでございます。

そういった中で、議長さんはじめ議員の皆さん、私も今お会いすると、高橋昌造、体調大丈夫か、健康は大丈夫かと非常に言われているのですが、皆さん方もこれからも健康に留意なされて、今後ますますご活躍いただきますようご祈念を申し上げますとともに、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当に今任期4年間、皆さん方にはお世話になりました。そして、もう今期でご勇退なされる方、また出馬をなされて議員活動をなされる方、それぞれなわけでございますが、当局も議員の皆さん方もお互い町勢発展のため、そして町民の暮らし、幸せを守るために、一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、これからもひとつよろしくお願いいたします。

今任期4年間、大変お世話になりました。そして、勉強をさせていただいたことに心から感謝を申し上げまして、御礼とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして3月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

本来であれば、ここで矢巾町民歌の斉唱を行っておりましたが、コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお聞き願います。

（町民歌演奏）

○議長（藤原由巳議員） これをもちまして令和5年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。長期間大変ご苦労さまでございました。

午後 3時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員